第三部　社會政策及社會運動對策

概　說……三六五
第一篇　社會政策の一般方針……三六六
第一章　政府の方針……三六六
第一節　政綱に現はれた一般方針……三六六
第二節　社會問題關係新立法……三七二
第三節　社會問題關係官廳事務分掌……三七三
第四節　社會政策費豫算……三七六
第五節　社會行政事務の方針……三七九
第二章　事業主側の態度……三八三
第三章　協調團體の動靜……三八七
第二篇　工・鑛・交通勞働者に對する社會政策……三八九
第一章　勞働保護施設……三八九
第一節　法規の制定並に改正……三八九
第二節　工場法施行狀況……三九七
第三節　鑛山監督狀況……四〇一
第四節　勞働者災害扶助法施行狀況（民業）……四〇三
第五節　勞働者災害扶助法施行狀況（官業）……四〇四
第六節　工業勞働者最低年齡法施行狀況……四〇五
第七節　勞働者募集取締狀況……四〇七
第二章　勞働保險施設……四〇七
第一節　健康保險……四〇八
第二節　退職積立金及退職手當法……四一四
第三章　福利施設……四一四
第四章　勞働需給調整施設……四三三
第一節　勞働補結對策……四三四
第二節　勞働配分・移動統制對策……四三七
第三節　職業紹介施設及其整備……四四〇
第四節　失業救濟事業……四四七
附　救護事業……四五一
第三篇　商業使用人・俸給生活者に對する社會政策……四五四
第四篇　農民に對する社會政策……四五七
第一章　政府の方針……四五七
第一節　農業土地制度改革案……四五八
第二節　國民健康保險制度案……四六六
第二章　農業諸團體の狀況……四七六
第五篇　社會運動對策……四八一
第一章　政府の方策……四八一
第一節　政府の一般方針……四八一
第二節　法令の制定……四八二
第三節　關係會議……五八三
第四節　運動對策……四八四
第五節　思想犯保護觀察制度……四八六
第六節　日獨伊防共協定の成立……四八七
附　文教對策……四八八
第二章　爭議調停……四八九
第一節　勞働爭議調停……四八九
第二節　小作爭議調停……四八九

第三部（社會政策及社會運動對策）統計表

第一表　工場扶助給付統計
　其一　工場種別扶助件數
　其二　工場種別扶助金額及休業扶助料支給延日數
　其三　職工歸鄉旅費支給
　其四　就業制限例外件數
第二表　鑛夫扶助給付統計
　其一　障害扶助件數及金額
第三表　勞働者災害扶助法扶助給付統計
　其一　民業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數
　其二　官業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數
第四表　勞働保護法規違反統計
　其一　工場保護法規違反
第五表　健康保險統計
　其一　被保險者數、健康保險組合數
　其二　保險給付件數日數及費用額
第六表　官廳現業員共濟組合統計
第七表　職業紹介統計
　其一　職業紹介所取扱一般職業紹介成績
　其二　俸給生活者職業紹介成績
　其三　日傭勞働者職業紹介成績
　其四　營利職業紹介事業狀況
第八表　失業應急事業統計
第九表　地主・協調組合統計

概說

戰時體制への移行に伴ひ、一方に勞働者農民の生活狀態が部分的に一段の抑止を被り、他方に社會運動がその自助的機能の大部分を停止したこと既述の如くであれば、社會政策が特にその重大性を增大し來ることは見易きところである。しかるに本年度においては戰時社會政策はいまだ確立されず、謂ゆる全體主義社會政策への重要な發足はあつたにしても、具體的な社會政策的收穫はだいたいにおいて量質ともに貧弱であつた。けだし廣田內閣によつて廣義國防の一大支柱とされた社會政策は、狹義國防主義に退却した林內閣によつて政策の中心から稍々疎外された觀があり、社會正義の實現を標榜した近衞內閣によつて再度採り上げられはしたものの、恰もその矢先北支事變が突發し日支事變に急轉したため、兵馬倥偬、社會政策を顧るべき充分の餘裕を存せざるに至つたからである。尤もその間、陸・海軍工員に關する規程の改正、社會局の「軍需品工場に對する指導方針」など全體主義社會政策への發程を想はしめるものもあつたのだが。いづれにせよ社會政策が三たび眞劍に取上げられるに至つたのは、事變の長期化の見透しが明かとなつた後、謂ゆる戰時社會政策としてであつて、それはまた必然に軍需生產力の擴充を目的とする戰時勞働對策と緊密に結合するものであつた。從つて本年度を特質づける社會政策は、前記諸政策や軍事扶助法の如き時局的立法を除けば、主として次年度への約束手形であつたといへよう。劃期的な厚生省及企劃院の創設を始めとして商店法案要綱、職業紹介所國營案、社會事業法案要綱、主として農業社會政策たる農地調整法案及國民健康保險法案の成立等がそれである。

事業主側は、全產聯によつて代表さるるその主流においては時局の重壓下に「方向轉換」として傳へられた「新時代の新潮流に適合する方針」を採るの決意を示し、且つ「時局產業對策」に關するその意見を發表したが、具體的には勞働需給の調整にはこれ努めたに拘らず、勞働保護においては、應召者保護と若干の增給以外は、極めて消極的でしかなかつた。

社會運動對策も亦戰時體制に卽應して、軍國的・國民的・國內平和的基調に立ち、反戰的・國際的・階級鬪爭挑發的諸思想及運動に對して峻嚴に向けられた。イデオロギー的領域には國民精神總動員聯盟の結成、敎學局の創設あり、實際運動にあつては、特に否定的傾向において著しく、メーデー禁止が斷行され、爭議の强制的調停の兆が現はれ、なかんづく人民戰線運動の廣汎に亘る彈壓が人々の注意を惹いた。

第一篇　社會政策の一般方針

第一章　政府の方針

第一節　政綱に現れた一般方針

「廣義國防」の名の下に全體主義社會政策への巨歩を踏み出さんと氣構へた廣田内閣は、昭和十二年一月第七十通常議會における政友會濱田國松氏の對軍部質問演説を直接的契機として遂に退場を餘儀なくされた。それは軍部の企圖する「國防國策の大方針」が「消極的退嬰的現狀維持に墮しつゝある」既成政黨に容れられなかつたからであると發表された。次いで同月二十五日大命は陸軍大將宇垣一成氏に降下したが、旬日に亘る異常なる努力にも拘はらず遂に軍部の支持を得る能はずして大命拜辭の止むなきに至つた。この間の事情に關して軍部當局は一月三十日立憲政治に對する聲明書を發表しその態度を明確にした。その聲明書によれば軍部は「我國獨特の憲政の發達と正しき民意の暢達」を最も熱望するものであり、「獨裁政治」樹立の意思は毫もないと云ふのであつた。と同時に、これによつて軍部が内閣組織、引いては政局を動かす大きな力であることは國民の前に益々明確となつたのである。宇垣大將の大命拜辭の後を襲つて二月二日陸軍大將林銑十郎氏が後繼内閣を組織し、同八日に左記政綱を發表したが、これは同時に國防の强化と國民生活の安定を確保せんとする軍部の意圖（準戰時體制の强化）でもあることは想像に難くない。

（前略）刻下内外諸般の情勢に顧み、時勢の緩急に察し現内閣の政綱として特に表明する所は凡そ左の如し

一、團體觀念を愈々明徵にし敬神尊皇の大義を益々闡明し、祭政一致の精神を發揚して國運進暢の源流を深からしめんことを期す

一、欽定憲法の條章に循ひて我邦の獨特なる立憲政治の發達を健實にし、民意を察し輿論に聞き、公明なる政治の運行を期す

一、國際正義に則り東亞の安定萬邦の共榮を具現せしむるの目的を以て擧國一致の外交國策を遂行し、國際關係を明暢ならしめんことを期す

一、帝國を安泰にし其の興隆を擁護し國是の貫徹に必須なる國防軍備を充實すると共に生産力の增進を圖る等國力の基根を培はんことを期す

一、内外の經濟情勢に適應して産業の綜合的發達を企圖し、保護の施設と共に適切なる統制を實施し、而も國民創造力の發揮、企業心の勃興を助長せんことを期す

以上期する所を達成せんが爲には矯激を排し因循を戒め、時世に適合したる革新を斷行せざるべからず、義必ず時に隨ふべきなり、即

ち懸案たる庶政一新の實を擧げ國民生活の安定を圖り人心の不安を解除せしめざるべからず、今後行ふべき諸般の政策は著々之が具現を企圖すべし、顧ふに內外世相の錯綜して世或は適歸する所を知らざるもの其の淵源實に協同を疎じて個我に執着し利害を追つて對立抗爭するに存す、故に和を以て貴しと爲す、事理自ら通ずべし(後略)

この政綱は極めて抽象にすぎ輿論はもつと具體的な政策の明示を要求したのであるが、兎も角も林內閣はこれによつて前內閣と同じく國民生活安定問題に對してもまた關心を持つものであることを表明したのである。尤も國民生活の安定を確保するに當つては「漸進」をとるといふのであつてこの點においては前內閣と異るものがあつた。然らば林內閣はかゝる企圖を如何に具體化せんとしたか。先づ林內閣は國民生活の安定を圖るため物價抑制案を緊急問題として採上げた。けだし昭和十一年秋頃からの著しい物價騰貴は國民生活の安定を害すること大なるものがあつたからである。勿論林內閣の一連の物價抑制案は國民生活の安定を圖る爲のみならず、同時に準戰時經濟の圓滑なる運行を確保する爲にも採用されたものであることは云ふまでもない。而して結城藏相はこの物價昂騰の原因を先づ豫算の尨大性の中に認め、馬場財政案による三十億四千萬圓の豫算を二十八億七千圓程度に打止め約一割の斧鉞を加へた。併しこれを內容的にみれば、歳出においては地方交付金二億二千萬圓を一億に減額すると共に文治關係の各省豫算を減少したものにすぎず(從つて廣田內閣の「國民生活安定費」五千四百六十萬圓もその二割を削減された)、又歳入においては所得及び資本への增稅四億六千萬圓を二億九千萬圓(臨時增徵法)に減額した反面、公債發行高を九億五千萬圓から九億六千萬圓に增加したものであつて、歳出歳入共に物價昂騰の基本的原因を衝くものではなく、この意味においては馬場財政の根本的な「修正」とは云ひ難いのである。かくして國民生活安定問題のこの側面における結城藏相の答案は遺憾乍ら滿足なものでなかつたのであるが、なほ藏相はこの外にもう一つの物價抑制案を用意してゐた。卽ち現時の高物價は更に物資供給の不足に職由するとの認識に基き生產力特に軍需生產力の擴充を計るといふ方策である。そして藏相によればこれこそ物價昂騰の根本を衝くものであると云ふのであつた。併し元々生產力の擴充が單に日銀の信用機構擴張による信用膨脹を以てなされるのであつてみれば、その結果は紙幣膨脹による一般的物價騰貴のやうなことにならぬとも限らなかつた。事實、「生產力の擴充」はその所期の期待を裏切つて物價昂騰に拍車するに至つたのである。而かも他方においては生產力を擴充するために積極的な消費の節約が要請されたのであるから、この解答も亦國民生活安定にはたいして係りのないものであつたといへよう。かくの如くして當面の事態において國民生活に最も深い關聯を

もつ價格抑制策はその主觀的企圖にも拘はらず失敗を以て終つたのである。このことは林内閣の手でつくられた「臨時物價對策委員會」の委員の顔觸れ――それは消費者代表を含まず大生産者代表のみであつた――を見ても既に豫見されてゐたのである。

では次に林内閣は社會政策的立法乃至施設の擴充强化といふ方面においては如何なる行績を殘したであらうか。充づ物價騰貴抑制の意味で廣田内閣の國民生活安定費が二割削減されたことは前述したが、そしてこの意味において「廣義國防」より「狹義國防」への退歩が云々されたが、他面においては前内閣よりの遺産たる重要社會立法はいづれも之を第七十議會に提出した。併し同議會には時日の餘裕がなかつた爲めか林内閣獨自の社會政策的立法は何等提出されず、その上提出された法案も實際に議會を通過したものは、國民體位の惡化阻止乃至はその向上を圖る保健所法、結核豫防法中改正法律にすぎず、他の根本的社會立法たる國民健康保險法案、農地案等は議會解散のため審議未了に終つたのである。

ところで第七十議會をその不誠意を理由として突如最終日（三月三十一日）に至つて解散した林内閣は、總選擧を前にして四月十日先の政綱に基き次の如き具體的國策を發表し、依然社會政策追求の熱意を示した。

一、文教を刷新すること、教學刷新の諸方策を具體化し義務教育年限の延長及び學制の全的般改革の實現を期し、且つ内閣に權威ある審議機關を設け、國體觀念の徹底並に國民精神の作興を圖らんとす

一、政治の刷新行政の改善を圖ること、議院制度及び選擧制度の改善を圖り、國運進展に伴ふ行政機構の整備就中有力なる中央航空行政機關の新設、官吏制度の改正を行ひ、又一面第一線の各種行政事務を刷新して民衆の利便を圖らんとす

一、擧國一致の外交政策を具體化すること

一、軍備の充實國家總動員的準備を進むること

一、社會政策の徹底を圖り國民生活の安定を期すること　國民體位の向上、各種社會保險制度の確立、勤勞者福利の助長奬勵、勞働力の維持增進を圖り國民生活の安定を期す

一、産業の綜合的振興を圖り國力の伸張に勉むること　鐵及び液體燃料等重要産業原料自給の方途を講じ各種産業を綜合的に振興して生産力の擴充を行ひ、中小商工業の助長に勉め、電力の統制强化通信諸施設の整備擴充を行はんとす

一、農山漁村の更生を期すること

立、農村工業の普及、農林水産の生産條件の改善を圖ると共に全村一體の思想を鼓吹し農山漁村の更生を期す

一、稅制の整理、物價對策及び國際收支の改善を期すること　國民負擔の均衡を圖り、國家の存立發展のために必要なる國費の財源を涵養するため、中央地方を通じ、稅制の整理改革を行ひ物價の投機思惑に依る國内的騰貴抑制の方途を講じ、根本的に物資の需給關係を調整すると共に原料資源の確保、貿易の仲展

海運の發展、移民の促進に勉め國際收支の改善を圖らんとす

併しこれは社會政策的項目を抽象的に羅列したものに過ぎず、既に高物價に脅威されつゝある國民の支援を受けえず、かてゝ加へて林首相の政治的手腕の拙劣さは政黨側の反感を買ひ、豫期されたやうに總選擧(四月二十日)において大敗を喫し退場を餘儀なくされた。要するに林内閣に於ては國民生活の安定は、軍需生産力の擴充といふ緊喫の國策と雁行せず甚しく落伍の狀態におかれたのである。併し乍ら準戰時體制の强化が要請されゝばされるほど、廣義國防の一大支柱――國民生活安定の確保も當然に要請さるべきである。而して事態はいまやそれが緊急事として採り上げられねばならないほどに進んでゐたものゝ如くであつた。果して六月四日成立した新内閣の近衛首相は、同日談話の形式を行つて、國内各方面の對立摩擦の緩和を要望すると共に、「社會正義」に基く諸施設の實施を公約したのである。一般輿論は好評を以てこれを迎へたのであるが、いま右の談話を掲記すれば次の如くである。

「政綱政策といふやうな具體的なことは出來ないが大凡の意味の輕い氣持のことを述べる、大命を拜した日にお話したやうに從來のやうな對立相剋を國内で續けて行くのは國外で侮りを受ける、出來るだけ相剋摩擦を緩和して行きたい、利害による對立、情實黨派因緣による對立は出來るだけ非常時局に鑑みて各人の自省によつて摩擦を少くすることが望ましいことである。時代の認識の相異に基く對立は或程度やむを得ないが今日の國際情勢、國内社會情勢を眞面目に深刻に檢討して自分の立場を離れて話合をしたら極端な對立はない、對立を解消するといつても唯仲よくなれといつたのでは無理で一つの指導原理の下にやるべきである、之については内閣が適當なリーダーシップをとるべきだと思ふ、その具體的な政綱政策は何れ閣議で色々な議論が出るだらうから暫く待つてもらひたいが自分の漠然たる氣持は國際正義に基く眞の平和、單純なる現狀維持に非ざる眞の平和を確立することに努め國内では社會正義に基く施設を出來るだけ實施することに努める、今日國内國外に改革すべきことは山のやうにある、一つの内閣で何から何まで片づけることはむつかしいが全力を擧げ微力を盡して内閣一體同心になつて小異を捨て大同につく氣持でやつてもらひたいことを今日の閣議でも話した、兎に角國民全部手を握つて革新といふか國家の進運のために力を盡したいといふ氣持である、それ以外の具體的のことは少し閣議の檢討を經て何れ徐々に發表しよう、今日の氣持は擧國一致全體が手を握つて進んで行きたいと思つてゐる。」

なほ右の如き近衛内閣の所謂「指導精神」が發表された後で賀屋藏相・吉野商相の財政經濟政策に關する左記の如き共同聲明があつたが、これは所謂三原則――國際收支の適合、生産力の擴充、物資の調整を中心とし民間當業者の自治的統制を基調として計畫經濟に移行するといふのであつて、内容的には廣田・林内閣を通ずる「準戰時體制」の强化に外ならな

い。

「第一、國際收支の適合を確立するための具體的方策卽ち國際收支の均衡を維持することにつき政策の確立をはかること

第二、生產力の擴充につき具體的方策を樹てること

第三、物資の需給の豫測及び調節につき見透しをつけることの三つである

これは明年度豫算編成の要點となり、又財政經濟政策の基礎的事項ともなるものである、その理由については大體想像されることゝ思ふ、今後の政策の實行については統制々々と云つて押つけてやるのではなく民間の總意と自由とを基調とし經濟の發展を主とするもので拘束を主とするものではない、從つて民間に對してはこの政府の政策に相應する自覺と奮起とを促すためのものに外ならぬ」

近衞內閣の「指導精神」及び財政經濟政策の目標は右聲明によつて明かとなつたが、その具體的政策に至つては之を從來の如く列擧して明示することをせず、寧ろ實行可能なものをその時々に決定し發表してゆく方針をとつた。從つて吾々も時日の經過と共に近衞首相の公約した社會政策の實現が如何なる經過をとつたかを追求してゆかなければならない。

先づ新內閣は先の公約に基き前內閣以來問題となつてゐた衞生省問題を積極的的に採上げ、「國民保健及び社會施設に關し適切なる獨立機關設置」の方針を決定し、七月九日保健社會省大綱を發表した。又同時に既存の物價委員會を改組し生產力擴充と共に國民生活安定に力點を置くことゝなり、この方針の下に「農民その他の一般勤勞者の利益を代表すべき委員」五名（主として學識經驗者）を任命した。かくの如く社會政策は、準戰時體制確立への一翼として、――その基調は全體主義であるにしろ、又は「社會正義」であるにしろ、――兎に角擴充の方向を辿るかに見えたのである。併しその後いくばくもなく蘆溝橋事件（七月七日）に端を發した「北支事件」は我當局の不擴大方針にも拘はらず中南支にまで戰局の擴大をみ、その名稱も「支那事變」と改められるに至つて我國はその國力のすべてを擧げて戰時體制に移行することゝなつた。而して戰時體制への移行と共に、少くともこの轉換の當初においては、何よりも先づ軍需の充足が前面に强く押出され、先に稍々擴充の方向を辿るかに見えた社會政策が足踏み又は後退を餘儀なくされるに至つたは自然である。尤もその反面に於いて應召兵士並にその家族の救護事業が擴充强化されたことは當然のことゝは云へ注目に値しやう。この間の事情は第七十一特別議會（七月二十三日――八月五日）より第七十二臨時議會（九月三日――同八日、これは我が憲政史上第四回目の戰時議會として特記さるべきものである）にかけての立法及び豫算內容の推移に徵しても明かである。卽ち、社會政策的立法は第七十二議會には何等提出されず、同議會で通過した法案はすべて軍需工業動員法改正法案を中心

とする緊急戰時立法のみであつた。換言すればそれらはいづれも專ら軍需の充足を圖るためのものであつたのである。これに反し第七十一議會においては、成程社會政策的立法は表面的には僅かに船員法改正法律のみが提案、成立したに過ぎなかつたけれども、併しそれは第七十二議會におけるが如く戰時立法の優先のためではなく寧ろ國民健保案、農地法案等の重要性に鑑みその再檢討のため提出の間に合はなかつたからであつた。又追加豫算に關して云へば、第七十一議會では成程北支事變費約五億が通過したが（これは四億の公債發行と北支事件特別稅の新設――實施期間一年、但し第三種所得も七分五厘を增徵されることゝなつた――によつて賄はれた）、同時に又保健社會省の本年度分の豫算七十七萬圓が通過し同省も愈々十月一日より新設されることゝなつたのである。然るに第七十二議會においては二十億に上る臨時軍事費（特別會計を設定、全部公債による）、及び軍事扶助費追加百五十萬圓が通過したが、社會政策的經費は何等計上されなかつた。而かもこの前後より保健社會省新設問題は留保となりその成行さへ憂慮されるに至つたのである。かくの如く事變直後においては軍需の充足がすべて第一義的なるものとされ、廣義國防の重大支柱たる國民生活の安定方策は立消の運命に逢着しはせぬかと憂ひられたと共に、地方に於いては社會政策を必要とする事態は依然として存續し、往々深化さへもしつゝあつたのである。即ちかゝる事態を放置すれば、國民は物價昂騰、不均衡なる消費節約及び稅率の引上等によつてその生活を脅威され勞働者特に軍需勞働者はその上勞働時間の延長と勞働强化とによつて肉體消磨を餘儀なくされる虞が多分にあつたのである。これは軍需の充足と國民生活安定の確保とを二大目標とする國家總動員の見地よりしても看過すべからざる事態でなければならない。

政府當局はかゝる事態に鑑み、國民精神總動員を提唱するところがあつたが、その後事變の長期化に伴ひ愈々軍需の充足と並んで國民生活安定の確保に乘り出すに至つた。而してこの方面において政府の先づ採り上げたものは勞働保護策であつた。內務省社會局の成年男子の勞働時間制限に關する劃期的な通牒（原側十二時間、例外十四時間迄）はこれを最もよく代表するものである。尤もこの通牒の實施は例外規定の適用などによつて期待にそはぬものもあつたが、それは兎も角、近衞內閣の國民生活安定策はこの外にも例へば保健社會省問題の再燃及び國民健保案、農地法案、職業紹介所改正法案、商店法案等の重要社會立法の第七十三議會提出準備からも窺はれ得るところである。こゝで保健社會省新設問題について一言すれば同省はその後名稱問題、保險行政管轄問題等幾多の難關を突破して十二月二十九日樞密院本會議を通過、昭和十三年一月十一日厚生省として誕生したもので（初代大

臣は木戸文相の兼任をみた)、この使命とするところは、國民體位の向上及び國民福祉の增進を圖るにある。而してこれは保健行政部門と社會行政部門とを結合したもので、當面の課題とするところは事變の應召兵士、戰死病者の家族に對する扶助と長期戰に備へるための軍事目的上の人的要素の保育、過重勞働に基因する國民體力の消耗の豫防、國民生活不安の除去等である。これ等は從來主として內務省社會局の所管事項であつたが、これを擴充して一省を設けたことは長期戰下社會政策分野における本年度の劃期的事項たるを失はないのであつて、吾々はこゝに支那事變の社會政策的表現又はその消長を最もよく見得るのである。

かくの如く一時は後退するかに見えた國民生活安定策も、事變の進展に伴つて新たなる脚光を浴びて登場して來た。即ち國民生活安定の確保が戰爭逐行の一條件として認識され始めたものゝ如くである。

併し長期戰下に於ける國民生活安定の確保は未だ充分なりとは云ひ難いであらう。このことは、昭和十三年度の一般會計豫算(二十八億六千萬圓)における社會政策的經費の僅少さからも(軍事扶助、軍事救護等の經費が增大したのはもちろん且つ當然であつたが)また前述の一連の社會立法の規模の狹少さからも窺はれるところである。更に勞働時間の制限も單なる「勸奬」に過きず、それさへなほ前塗に幾多の困難が豫想されてゐるのである。而かも他方には昭和十三年度支那事變追加豫算四十數億が計上されると傳へられ(これは公債と三億の增稅によつて賄はれる、この增稅によつて第三種所得稅の負稅點は千圓に引下げられ、又所得稅額の二割五分が增徵される)るのであつてみれば、國民生活安定の確保は更に一層の社會政策の擴充を要請するかの如くである。

それは兎も角、以上の事態を通じに國民特に軍需勞働者——それは今は勞働「資源」とさへ呼ばれてゐる——は、國家統制下に巨大なる一步を踏み入れんとしつゝあるやうに見えた。こゝからは最早國家總動員への距離は幾何もないのである。そしてそれは軍需の充足と國民生活安定の確保を二大目標とし、この目標の追求に於て人的、物的資源の完全なる國家統制を企圖するものである。社會政策も亦量、質共に、且つその基調に於いても國家總動員の軌道に乘らんとしつゝあるかの如くであるが、これが如何なる程度まで國民生活の安定を確保しうるかは今後に殘された重大なる問題であり課題である。けだし社會政策の成否如何は直接國家總動員の成否に繫がつてゐるから。

第二節　社會問題關係新立法

法律　昭和十二年度第七十通常議會、第七十一特別議會において成立した重な社會立法を列記すれば次の如く、國民體

位惡化の阻止のものと救護事業特に軍事救護事業關係のものとに二大別されやう。各々の內容については夫々關係各項目を參照されたい。なほ第七十二臨時議會は純戰時臨時議會であつて特に社會立法として採り上ぐべきものはなかつた。

（括弧內は公布日附、法律番號、及び議會回數）

一、救護法中改正法律（一二・三・三一、第一八號、七〇）
一、母子保護法（一二・三・三一、第一九號、七〇）
一、軍事救護法中改正法律（軍事扶助法）（一二・三・三一、第二〇號、七〇）
一、結核豫防法中改正法律（一二・四・五、第四一號、七〇）
一、保健所法（一二・四・五、第四二號、七〇）
一、船員法中改正法律（一二・八・一四、第七九號、七一）

なほ右の外第七十議會では政府提出の農地法案、國民健康保險法案、船員法改正法律案が、第七十一議會では衆議院提出の小作法案（杉山元治郎氏外五名）、勞働組合法案（鈴木元治氏外四名）があつたが、いづれも審議未了に終つた。

第三節　社會問題關係官廳事務分掌

本邦における社會問題、特に勞働問題關係の主管官廳の系統及び事務の分掌は次の如くである。なほ厚生省は昭和十二年中には實現されなかつたが、その新設は既に同年末において決定的事項となつてゐたのであるから、こゝでは便宜上厚生省新設（十三年一月）後十三年三月現在のを掲げることゝした。從來社會問題、勞働問題一般の中樞機關は長く內務省社會局であつたが、厚生省新設後は凡て同省社會局、勞働局及び同省の外院たる保險院の管掌するところとなつた。この中特に勞働問題に關係あるものは社會局職業課、同臨時軍事援護部勞働局及び保險院社會保險局であり、これが現在の中樞機關となつてゐる。

（一）厚生省における社會問題、勞働問題の管掌は次の如くである。

1、社會局における所管事務は左の如くである。

一、社會福利施設に關する事項　二、救護及救療に關する事項
三、軍事扶助に關する事項　四、母子及兒童の保護に關する事項
五、其の他社會事業に關する事項　六、職業の紹介其の他勞務の需給に關する事項

右の事務を管掌するため保護、福利、兒童、職業の四課及び臨時軍事援護部が設けられてゐるが、保護課では右の第二號及び第五號を福利課では第一號を兒童課では第四號を、職業課では第六號を臨時軍事援護部では第三號を管掌してゐる。これらは主として社會事業に關するものであるが、職業課及び臨時軍事援護の勞務調整課はむしろ勞働問題に關聯する事務を取扱ふ。所管事項の詳細次の如し。

イ、職業課（一、職業紹介制度の調査に關する事項　二、失業の救濟及防止に關する事項　三、失業者更生訓練に關する事項　四、國民登錄制度の調査に關する事項）

ロ、臨時軍事援護部勞務調整課（一、軍需勞務の需給調整其の他職業紹介に關する事項）

2、勞働局における所管事務は次の如くである。

一、勞働條件に關する事項　二、工場及鑛山に於ける勞働衞生に關する事項　三、國際勞働事務に關する統轄事項　四、其の他勞働に關する事項

右の事務を管掌するため勞政課、勞務課、監督課の三課がある。

イ、勞政課（一、一般勞働政策に關する事項　二、勞働爭議に關する事項　三、勞働運動其の他勞働事情の調査に關する事項　四、他課の主管に屬せざる勞働に關する事項）

ロ、勞務課（一、國際勞働に關する事項　二、勞働者災害扶助法の施行に關する事項　三、勞働者の福利に關する事項）

ハ、監督課（一、工場法の施行に關する事項、二、工業勞働者最低年齢法の施行に關する事項　三、鑛夫に關する事項　四、鑛業及砂鑛業に於ける勞働衞生に關する事項　五、退職積立金及退職手當法の施行に關する事項　六、其の他勞働者保護に關する事項）

3、保險院の所管事務は次の如くである。

一、健康保險、勞働者災害扶助責任保險其の他社會保險に關する事項　二、簡易生命保險及郵便年金に關する事項　三、前二號に揭ぐる保險の制度の企畫並に被保險者保健施設の企畫及統轄に關する事項

保險院には總務局、社會保險局、簡易保險局の三局があるが、勞働問題に直接關係あるのは社會保險局である。社會保險局には庶務課、監理課、醫務課の三課及健康保險相談所がある。

イ、庶務課（一、健康保險組合に關する事項　二、健康保險審査會に關する事項　三、他課の主管に屬せざる事項）

ロ、監理課（一、政府の管掌する健康保險に關する事項　二、健康保險特別會計に關する事項　三、勞働者災害扶助責任保險に關する事項　四、勞働者災害扶助責任保險特別會計に關する事項）

ハ、醫務課（一、醫療に關する事項　二、健康保險の保險施設の實施に關する事項）

二、健康保險相談所（右醫務課所管事務第二號の中被保險者の健康維持に關する施設を分掌す）

（二）國際勞働機關帝國事務所は「海外に於て國際勞働機關に關する事務を處理」する。

（三）農林省における農山漁村の社會問題の管掌は次の如くである。

1　農務局—農政課（一、小作に關する事項　二、自作農の創設及維持に關する事項）なほ小作官は「小作爭議調停に關する事務を掌る。」

2、經濟更生部

イ、農村工業指導所

ロ、積雪地方農村經濟調査所

ハ、總務課（一、經濟更生計畫上諸般の調査に關する事項　二、經濟更生計畫の指導、樹立及審査に關する事項　三、農家の

經濟及農業の經營改善の調査に關する事項　四、地方農林業事情の蒐集及通報に關する事項　五、他課の主掌に屬せざる事項）

ニ、産業組合課（一、産業組合に關する事項　二、産業組合中央金庫に關する事項　三、農業倉庫に關する事項）

ホ、金融課（一、金融改善に關する一般調査に關する事項　二、負債整理に關する事項　三、事業資金の供給斡旋に關する事項）

ヘ、副業課（一、副業及農村工業の奬勵に關する事項　二、副業加工品の檢査及同業組合に關する事項　三、共同作業場奬勵に關する事項）

（四）商工省における勞働問題の管掌は次の如くである。

1、工務局

イ、工政課（一、工業行政上諸般の調査に關する事項）

ロ、工務課（一、中小工業の統制及助長に關する事項）

ハ、地方課（一、工業の地方化に關する事項）

2、鑛山局

イ、鑛政課（一、鑛業行政上諸般の調査に關する事項　二、鑛業法及砂鑛法の施行に關する事項）

ロ、鑛業課（一、鑛業及砂鑛業の監督及警察に關する事項　二、鑛害豫防調査に關する事項）

3、鑛山監督局（一、鑛業及砂鑛業に關する事務　二、鑛業及砂鑛業に於ける工業勞働者最低年齢法施行に關する事務　三、砂鑛業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事務、砂鑛業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事務並に鑛業法の適用を受くる事業に於ける退職積立金及退職手當法施行に關する事務に付ては厚生大臣、其の他の事務に付ては商工大臣の指導監督を承け」る。

（五）遞信省における勞働問題管掌は次の如くである。

1、管理局――現業調査課（一、從業員其の他從業員の團體に關する事項）

2、管船局――海員課（一、船舶職員及水先人の試驗及登錄に關する事項　二、海難調査に關する事項　三、海員の養成、職業紹介保護、服務及取締に關する事項　四、海員の最低年齢及健康證明書に關する事項　五、船員の勞働爭議調停に關する事項　六、海員に關する團體の監督に關する事項　七、海員狀況の調査に關する事項　八、海員國際勞働會議に關する事項）

3、遞信局（船舶海員の監督に關する事務）

（六）道府縣における勞働問題、社會問題の管掌は次の如くである。

1、學務部（一、社會事業に關する事項、二、職業紹介法施行に關する事項）

2、經濟部（小作爭議調停に關する事項）

3、警察部、但し東京府を除く（一、警察に關する事項　二、工場

法施行に關する事項　三、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業勞働者最低年齢法施行に關する事項　四、工場法の適用を受くる工場に於ける退職積立金及退職手當法施行に關する事項及退職金審査會に關する事項　五、砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事項　六、砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助責任保險に關する事項　七、勞働爭議調停に關する事項　八、健康保險法施行に關する事項）

（七）警視廳はやゝ特別の制度を以て東京府における社會問題を管掌する。

1、特別高等警察部（一、特別高等警察及外事警察に關する事項　二、勞働爭議調停に關する事項）

2、保安部（一、健康保險法施行に關する事項　二、工場法の適用を受くる工場に於ける退職積立金及退職手當法施行に關する事項　三、八四六　及退職金審査會に關する事項）

（八）市町村における社會問題の管掌

以上の諸系統は、警察關係をのぞき、すべて市町村の事務として市町村において管掌される。

右の外內務省は特別高等警察（警保局）、文部省は社會教育行政（社會教育局）、思想對策（教學局企畫部）を擔當し、司法省、裁判所は思想關係の檢察保護、小作調停等を取扱ふ點で、社會問題を直接管掌してゐる。

第四節　社會政策費豫算

社會問題、勞働問題の所管官廳が前節にみたやうに多岐に渉つてゐるから、中央及び地方財政において社會政策費が何程に上るかを知ることは殆んど不可能に近い。こゝでは中央財政の豫算の條項中特に社會政策に關係深いと思はれる諸項目を摘出してみやう。

昭和十二年度豫算中社會政策費

	千圓
內務省	
經常部	
社會局	五三五
國際勞働機關帝國事務所	一一八
國立少年教護院	四六
傷兵院	一一三
軍事扶助費	三、八四六
補助費	
少年教護費補助	一四七
職業紹介所費補助	三三八
救護費補助	四、一二四
兒童虐待防止費補助	三〇
保健所費補助	五〇〇
國民健康保險組合補助	一六七
母子保護費補助	六四八
健康保險國庫負擔金	三、八一七
臨時部	

補助費

凶作救濟借入金利子補給	一三四
水害及凶作借入金利子補給	一六九
災害土木費借入金元利補給	一六三
災害復舊其他諸費借入金利子補給	二、五〇五
東北六縣振興土木費借入金利子補給	一三九
不良住宅地區改良費補助	一五〇
公益質屋設備費補助	九〇
醫療機關設置費補助	二六三
恩賜財團濟生會事業費補助	三〇〇
東北更新會補助	三〇
醫療救護費	一、一〇〇
社會事業調査及奬勵諸費	二三八
東北地方出稼者保護奬勵費	三〇
職業適性調査諸費	八
失業應急施設費	二、〇三七
國民更生運動奬勵費	三〇

司法省

經常部

司法本省

司法保護事業奬勵費	八四

臨時部

思想犯罪防遏特別施設費	五〇三

文部省

第三部第一篇　社會政策の一般方針

經常部

文部本省

公民教育施設費　九九

社會教育費

社會教育奬勵費	二一九
勞務者教育施設費	五〇
思想指導施設費	一三一

臨時部

社會教育施設費	一六〇
思想指導臨時施設費	四七

農林省

經常部

補助費

自作農創設維持費補助	一、八二七

臨時部

產業奬勵費	一、〇五三
農村工業奬勵費	九、五一五
農村經濟更生施設費	三一二
自作農耕地開發助成費	一三二

商工省

臨時部

中小商工業金融施設費	四四二
中小商業振興費	一、二七九
中小工業振興費	三七七

臨時出資金　二〇
商工組合中央金庫出資拂込金　七〇〇

遞信省

臨時部

補助及奬勵費　一六
海員拔濟補助　一〇七
船員職業紹介事業補助　一
船員共濟施設補助　五〇

〔備考〕—以上第七十通常議會豫算

文部省

臨時部

臨時工業技術員養成施設費　五二三

保健社會省（厚生省）

經常部

保健社會本省　四〇二
保險院　六五
補助費　四三
地方費補給

臨時部

補助費　一八八
勞務需給調整施設費補助

〔備考〕—以上第七十一特別議會昭和十二年度追加豫算

內務省

經常部

社會局　三七八
軍事扶助費　二〇
臨時部　一五、〇〇〇
國民精神總動員諸費　二〇〇
軍人援護事業助成費　一、〇〇〇

文部省

臨時部

國民精神總動員諸費　五〇〇

農林省

臨時部

農村經濟更生施設費　七一四

遞信省

臨時部

補助及奬勵費　六
海員拔濟補助　二九
船員職業紹介事業補助

〔備考〕—以上第七十三臨時議會昭和十二年度追加豫算

厚生省

經常部（元內務省所管）

軍事扶助費　一五、二〇〇

〔備考〕—以上第七十四通常議會昭和十二年度追加豫算

昭和十二年度地方財政豫算中、社會事業費（救助費、公設

市場費、職業紹介所費、感化救濟費、託兒所費、保育所費、部落改良費、無料宿泊所費、公設食堂費、住宅建築費等社會事業關係の種目）として計上された金額は次の如くである。

昭和十二年地方豫算中社會事業費

	千圓
道府縣	七、五八〇
市	二九、五六三
町村	一九、四四二
計	五六、五八六
地方歲出總計	二、〇七八、九〇五
歲出總計に對する社會事業費の百分率	二・七二

〔備考〕―内務省地方局「昭和十二年地方財政概要」に據る。

第五節　社會行政の方針

地方長官會議　林内閣は議會解散（三月三十一日）並に政界刷新に關する政府の眞意と方策を明かにし、總選擧（四月三十日）に對する選擧取締の方針を指示徹底すべく、同内閣最初の地方長官會議を四月五日に開催した。同會議においては林首相、鹽野法相、河原田内相の訓示があつたが、いづれも右の如き總選擧を中心とするもので、直接社會問題、勞働問題に觸れるものはなかつた。指示事項についても亦同じであつた。

地方長官會議　林内閣總選擧後の方針、態度闡明のため五月十七日より二十二日まで六日間第二回の地方長官會議を召集し、時局に對する正確なる認識と三大政綱八大政策の趣旨徹底に努め、議會通過法律及び豫算施行方針を指示した。先づ林首相は國體の眞姿顯現と國民生活の安定を强調すると共に滅私奉公の念を以て庶政革新を斷行する決意を闡明し、國力の綜合的發展につき中央地方一心同體の努力を希望する旨の重大訓示をなし、ついで各省大臣より夫々所管事項に關する訓示が行はれた。こゝではその内社會問題に關聯ある部分を摘記する。

河原田内相の訓示の一節に云ふ――

「文化の進展日に著しきものあるに拘らず、國民體位の向上之に伴はざるは、國力の伸張を期する上に於て寔に憂慮に堪へない所であります。政府は仍て保健施設を擴充するの極めて必要なるを思ひ其の緊急を要するものに關する法律及豫算は、既に其の公布を見たのであります。就中保健所は、國民保健上適切なる積極的指導を爲さんとするものであり、我邦衞生行政に於ける劃期的の企圖でありますから、之が創始運營に當りては特に十分の配慮を望むのであります。又國立結核療養所を創設し、地方に於ける結核病床の增設を企畫すると共に、結核豫防法に必要なる改正を爲し、更に醫師の在住せざる地方に對し醫療機關の普及計畫を樹立するの外、癩根絶方策を確立する等、保健施設の整備充實に鋭意力を致さんとする方針であります。……社會政策の徹底を圖り、國民生活の安定を期することの必要なるは言ふ迄もありません。

母子保護法、軍事救護法及救護法の改正は、近く實施の途に相成つて居りますが、之が施行に當りては運用宜しきを得、其の成果を擧ぐるに努力せられんことを望みます。尙社會狀勢の推移に鑑み、社會政策の整備充實には一層意を用ふるの要ありと認めますので、國民健康保險法は固より、更に各種社會保險制度、勞働時間、危害豫防、保健衞生等、勞働福利及勞働力の維持增進に關する方策に就き具體策を攻究し、成案を得るに隨つて之が實現を期し度いと考へて居ります。勞資の協力親和は產業發展の基調にして、又勞働者の福祉を增進する所以であります。而して勞資の協力親和は、勞資相互の深き理解と信賴とに依り、初めて之を達成することが出來るのであります。各位は現下の時局に鑑み勞資協和の精神を昂揚し、以て國家產業の健實なる發展と勞働者の福祉の增進とに資せしむるに就き一段の努力を致されんことを望みます。……」

結城藏相は急激なる物價騰貴の國民生活安定に對する惡影響を認め、これが原因として尨大豫算、增稅案等を擧げたが更に物價對策の要諦は物資需給の適合にありとしてこれが爲めに生產力の擴充の急務なることを强調した。而してこれに關聯して消費の節約、貯蓄の奬勵を要請するところがあつた。又陸海軍大臣は共に軍事扶助事業の有効的實施を希望したが、特に杉山陸相は國民體位の向上及び除隊軍人の職業紹介機關による就職斡旋に遺憾なき樣希望した。これに對し米內海相は地方統制工業及び農山漁村救濟に言及し海軍としてこれが目的達成に協力すると共にその實績に大なる關心を有する旨を表示した。

山崎農相は本年度新たに實施せんとする施設として、開墾助成施設及森林治水事業、硫安配給豫備貯藏施設、絲價安定施設法、沿岸漁業振興計畫等を擧げ、なほ今後施設計畫すべきものとして農地制度、農村負債整理、農業保險、農村工業を擧げた。而してこれ等諸對策と共に農山漁村における精神作興を强調した。伍堂商相は生產力擴充問題と關聯して工業の地方化に本省と地方廳との連絡統制を要望し、中小商工業問題については從來の商業組合及工業組合制度による組織化、協同の力による生產販賣方法の改善、事業經營上の統制等の諸施設を擴充する外、更に地方廳に專任指導職員を設置し又中小工業製品の高級化、輸出化を促進するための施設を實施すると述べた。中小商工業者の金融難緩和については昨年度の商工組合中央金庫の開設の外、本年度は更に國家再補償制度が實施されると云つた。更に鑛業の施業による損害の發生防止並に補償等に關しては、鑛害補償法制の整備、鑛害の爭議調停制度の確立、被害地の復舊利用方策、鑛業法改正調査に乘り出しつゝある旨を語つた。

指示事項――一、敬神崇祖の精神涵養に關する件　一、臨時地方財政補給金に關する件　一、水害の防止輕減に關する件　一、土木施設の綜合的企畫經營に關する件　一、保健所創設に關する件

一、結核豫防に關する件　一、醫療普及に關する件　一、勞働者の災害豫防及保健衞生に關する件　一、救護事業の擴充に關する件　一、軍事扶助法施行に關する件　一、地方改善事業に關する件　一、職業紹介機能の擴充に關する件　一、鄕倉の指導監督に關する件　一、農村共同施設に關する件（內務省關係）

注意事項――一、貯蓄奬勵に關する件（大藏省關係）　一、耕地整理事業債務整理に關する件　一、農山漁村經濟更生計畫に關する件（農林省關係）

地方長官會議　北支事變の重大化に伴ひ政府の方針を地方に徹底せしめるため七月十五日地方長官會議を開催、近衞首相、廣田外相、杉山陸相、米內海相、賀屋藏相及び馬場內相の訓示があつた。首相の訓示の一節に云ふ――

「今次派兵の大義名分を廣く各方面に徹底せしめ中央地方を通じ官民の協力を一層促進して眞に擧國一致の實を擧げる樣努力せらるゝ……ことを希望致す次第であります。」

なほ同會議においては銃後の具體的な社會政策については言及されなかつた。

鑛山監督局長會議　十月二日開催。社會局長官より非常時局の見地よりして鑛山の勞働力の保護及保持につき一層の愼重を期するやう、また應召勞働者處遇の問題については今後とも一層後顧の憂なからしむるやう訓示があつた。

協議事項――一、鑛山に於ける勞働事情の報告聽取（一）勞働事情及事變の影響　（二）事變に關する對策意見　一、鑛夫の勞働時間に關する件　一、應召勞働者の處理に關する件　一、退職積立金及退職手當法施行に關する件

總務部長事務打合會　支那事變下に於ける國民精神總動員の實施其他所管事項に關し九月十三日より十五日まで三日間開催、馬場內相、安井文相の國民精神總動員の普及徹底に關する訓示があつた。

指示事項――一、國民精神總動員に關する件　一、軍事扶助其の他軍人の援護に關する件　一、軍需勞務要員の充足に關する件（內務省關係）　一、國民精神總動員實施に關する件（文部省關係）

學務部長事務打合會　五月三十一日開催、河原田內相より社會問題に關しては社會法制並にその施設の整備擴充、融和事業の促進、失業者自力更生、職業紹介機關の機能擴充に就いて訓示があつた。

指示事項――一、醫療救護に關する件　一、母子保護法の施行に關する件　一、改正救護法の施行に關する件　一、少年教護法の施行に關する件　一、軍事扶助法の施行に關する件　一、方面委員の指導に關する件　一、私設社會事業の助成並指導監督に關する件　一、地方改善事業に關する件　一、協和事業に關する件　一、職業紹介所の擴充に關する件　一、就職者指導保護に關する件

學務部長事務打合會　支那事變の重大化に伴ひ銃後の責務を全うするために八月十三日開催、馬場內相より銃後責務として召集、徵發事務の敏速精確、軍人援護事業の擴充强化、職

業紹介機關を通じてする軍需勞務委員の敏速適正なる充足、勞務需給調整施設としての就職指導職員の設置に關して訓示があつた。

指示事項――一、軍事扶助其の他軍人の援護に關する件　一、軍需勞務要員充足に關する件　一、勞務需給調整施設に關する件

警察部長事務打合會　四月五日の地方長官會議の後を承けて總選擧取締の具體的方策を指示すべく翌六日開催、河原田內相の訓示があつた。

警察部長事務打合會　總選擧後の地方長官會議に續いて五月二十五日より二十七日に至る三日間に亘つて開催、河原田內相の訓示があつたが右の地方長官會議に於けるものと同じ趣旨のものであつた。

指示事項――保健所創設に關する件　一、結核豫防に關する件　一、傳染病豫防に關する件　一、醫療普及に關する件　一、勞働者扶助法規の勵行に關する件　一、產業災害の防止に關する件　一、退職積立金及退職手當法施行に關する件　一、勞働者募集從事者の許可に關する件　一、健康保險事業に關する件　一、協和事業に關する件

社會課長、職業課長事務打合會　六月八日より三日間內務省に開催、大村社會局長官の「社會法制の運用に萬全を期すると共に、各種社會施設の整備充實に努め、以て國民生活の安定向上に全幅の力を傾注せられんことを切に希望する旨の訓示があつた。

指示事項――一、母子保護法の施行に關する件　一、改正救護法の施行に關する件　一、軍事扶助法の施行に關する件　一、少年教護法の施行に關する件　一、兒童虐待防止法の施行に關する件　一、方面事業の整備擴充に關する件　一、私設社會事業の助成並に指導監督に關する件　一、地方改善事業に關する件　一、協和事業に關する件　一、經濟保護施設に關する件　一、職業紹介所の擴充に關する件　一、職業紹介事業の指導監督に關する件　一、傷痍軍人及退營者の職業紹介に關する件　一、青少年の職業指導及就職保護に關する件　一、失業應急事業に關する件　一、多數勞務者雇傭注意事項――一、職業紹介事務に關する件　一、失業應通報に關する件　一、勞働者募集從事者に關する件　一、失業應急事業の選擇に關する件　一、醫療救護に關する件

職業課長、社會課長事務打合會　十月一日より實施されることゝなつた勞務需給調整施設の實施準備打合せの爲め、左の通り各地において全國道府縣職業課長及社會課長の事務打合會を開催した。社會局よりは部長或は課長等が出席して本施設の趣旨を說明し、施設の實施に關する細目の打合せを遂げ、「尙軍需勞務要員に關する取扱要領」の說明を爲した。

開催月日	開催地	參集府縣
八月　十七日	宮城縣廳	北海道外七縣
八月　十九日	內務省	東京外十三縣
八月二十二日	大阪府廳	大阪外十五府縣

八月二十三日　福岡縣廳　福岡外七縣

地方別工場監督事務打合會　今次の事變中における軍需工場に對する指導方針、本年十一月一日より施行せられたる土木建築工事場安全及衛生規則の施行に關する事項等に關し社會局においては十月中左の通り全國を六地方に分ち、工場監督主任官を會同して事務打合會を開催した。

開催地	開催月日	出席廳府縣
一、東京	十月十一日	警視廳外十縣
二、仙臺	十月二十日	北海道外六縣
三、名古屋	十月二十一日	靜岡外六縣
四、大阪	十月二十三日	京都外七府縣
五、高松	十月二十五日	岡山外五縣
六、福岡	十月二十八日	山口外八縣

協議事項――一、軍需品工場に對する指導方針に關する件　一、軍需品工場に於ける保護職工の就業時間の延長並休日廢止の許可に關する件　一、土木建築工事場安全及衛生規則の施行に關する件

第二章　事業主側の態度

昭和十二年度に於ける事業主側の勞働問題に對する態度は先づ第二十三回國際勞働總會及びワシントン纖維工業三部制技術會議に對する全國産業團體聯合會（全産聯）の態度によつて窺はれやう。即ち全産聯は二月十八日の常任委員會の決議において次の如き「第二十三回國際勞働總會議題に對する意見」を發表した。

第二十三回國際勞働總會議題に對する意見

議題第一、足場及起重機に關する建築勞働者安全規則

本件は昨年總會に於て第一次討議を爲し本年第二回討議として建築勞働に於ける安全規則を設くる條約案及勸告を採擇せんとするものなり。本邦に於ては勞働者災害扶助法（第五條）に依り斯る事項の制定を命令に委任し、政府は昭和九年七月右に關する「土木建築工事場に於ける安全及衛生に關する注意書」を配布し事實上大體其の趣旨の實施を見つゝあり。斯の種安全規則の制定は災害豫防上有効なるべきも各國の樣式一律ならざるべきを以て條約案には原則的規定を設くるに止め、其の他の技術的規定は擧げて之を勸告に委ねるを以て妥當とす。

議題第二、纖維工業勞働時間短縮（第二回討議）

議題第四、印刷工業及類似工業に於ける勞働時間短縮

議題第五、化學工業に於ける勞働時間短縮

右三件共所謂一週四十時間制の問題にして、之に就ては既に屢次當聯合會の意見を開陳したる所にして到底贊成の餘地なし。

議題第三、失業救濟事業としての公共土木事業

本件は公共土木事業施行の工程を失業狀態に應じて緩急調節せんとするものにして、之が爲に國内的對策を講ずる事を勸告し、併せて情報交換の爲に國際的條約を採擇せんとするものなるが、

其の實行に付て相當技術上の困難あらんも趣旨としては贊成なり。議題第六、一九一九年工業最低年齢條約の一部改正

工業最低年齢條約は本邦に於ては既に之が批准を見、且國內法として大正十二年三月工業勞働者最低年齢法制定實施せられたり。今回本條約の一部を改正して最低年齢を十四歳より十五歳に引上げ且例外事項（日本を含む）の改正を行はんとするものにして國民保健及産業能率增進の見地よりすれば望ましと雖も、本邦としては義務教育年限延長問題、救貧制度並に勞働者の家計等と關聯し且つ特に本邦の氣候風土慣習等をも考慮に入るゝ必要あるを以て之が改正に對しては反對なり。

議題第七、一九三二年非工業最低年齢條約改正

本件は工業、農業、海上以外の産業に於ける最低年齢條約を改正して最低年齢を引上げんとするものなるが、本條約は我國に於て未だ批准の時期に至らざるを以て之が改正に付きては議論の餘地なし。

こゝで最も問題となつたのは纖維工業勞働時間短縮（一週四十時間制）及び一九一九年工業最低年齢條約の一部改正（十四歳より十五歳に引上）であるが、これに對して全産聯は依然として從來の意見を繰返へし勞働條件については日本が特殊國たるに甘んずるものであることを强調した。即ち全産聯の勞働問題に對する態度は依然變るところなく、昭和十一年において退職積立金及退職手當法を換骨奪胎した態度と何等異るところをみないのである。

併しその後いくばくもなく四月二十二日全産聯會長鄕誠之助氏の後任として互選せられた藤原銀次郎氏はその就任挨拶において非常時局に順應するといふ全産聯今後の方針を述べた。これに對し與論は全産聯が從來の産業資本家本位の態度を緩和せるものとして、即ち全産聯の「方向轉換」として注目したのである。

「……それから此の機會に一言卑見を申述べまして皆樣の御協力を得たいと存じますことは、本會と致しましては今後とも益々産業平和の精神を發揮して參りたいことであります。幸に此の點に就き皆樣の御協力を得ますれば、今後各方面とも提携して我國産業の發展國力の充實に貢獻する所あらんことを期したいと存じます。

全國産業團體聯合會も今日我國に於て非常に有力の團體となり、社會から重要視さるゝに至りましたのは、要するに內部の結束が鞏固であつて、我國産業上是なりと信じたことは多少の困難があつても之を突破して來た爲めであると信じます。今後に於ては國家の前途益々多難でありまして、産業の經營に於ても內外非常なる困難に遭遇することであらうと存じますから、一面內部の結束を益々堅くして、一面には新時代の新潮流に適合する方針を取り國家産業の爲めに努力したいと存じます。願くば諸君と共に協力して此の事に當りたいと存じます。」

併し「新時代の新潮流に適合する方針を取る」といふ新方針が直ちに全産聯の「方向轉換」を意味するものか否かは明

瞭でない。成程全産聯が右の方針を敢て聲明したことは、時局の壓力を感じてゐるからに外ならないと考へられるから、少くとも從來の如き社會政策擴充の阻止的勢力として行動するといふ態度に再批判が要請されたといふことは事實であらう。從つてこの意味においては全産聯が從來の態度を緩和したといつてもよいであらうが、問題は寧ろその態度緩和の程度と方向にあるものゝ如くである。換言すれば非常時局に順應する具體的形態の如何にある。然らば全産聯の「新時代の新潮流に適合する方針」は如何に具體化されたであらうか。

支那事變の勃發と共に急速に戰時體制に移行した我國は社會經濟の各方面に渉つて幾多の解決すべき問題をもつた。全産聯においてもこの重大時局に對處するために九月八日時局對策委員會を設けると共に、同二十一日經濟團體聯盟を組織したのである（組織團體は日本商工會議所、日本經濟聯盟會、全産聯、東京手形交換所、大阪手形交換所、社團法人全國地方銀行協會、社團法人信託協會、社團法人生命保險協會の八團體である）。而して右の時局對策委員會は時局對策案を討議これを十月八日の常任委員會に附議決定することゝしたが常任委員會に於いて決議せられた「時局産業對策に關する意見」は次の如くであつた。

時局産業對策に關する意見（抄）

一、決　議

今や時局は持續的性質を帶びつゝあり、之が徹底的解決を期する爲には國民は相當長期に亘り非常時局に對處するの覺悟を要す、此の際吾人産業に從事する者は國際收支の均衡を圖り、生産力を擴充し、産業の平和を確保し、生活を緊肅し、一致協力國民經濟の基礎を鞏固にし、以て國家緊急の必要に應ぜむことを期す

第一、國際收支改善に關する事項（略）

第二、生産力擴充に關する事項

（一）設備並に管理方法の改善其の經營の合理化に一層努力し生産能率の增進を圖ること

（二）職工、鑛夫の養成、徒弟制度の改善、女子に依る代置及勞力需給の調整等に依り勞働力の增加を圖ること

（三）職工、鑛夫及技術員の爭奪を防止するのみならず進んで之が相互融通に協力すること

第三、産業平和に關する事項

（一）勞務管理の整備に一層努力すること

（二）産業の平和を期すること

第四、生活緊肅に關する事項（略）

二、申　合

決議第二の第三項の趣旨徹底の爲左記事項を實行するものとす。

一、好條件を以て職工、鑛夫又は技術員を誘奪せざること

二、原則として他社在職の職工、鑛夫又は技術員の雇入を爲さざること

三、研究事項（一、二、四、九、略）

三、前二項に關する中小工業の救濟策

五、(イ)職工、鑛夫の養成及徒弟制度の改善
　(ロ)女子及少年による代置
　(ハ)保護職工、鑛夫及時間制等に關する勞働法規の一時緩和
　(ニ)工場建築に關する法令の一時緩和
六、職工、鑛夫の移動防止策
七、職業紹介制度の改善策
八、復員時に於ける勞働對策
なほ右研究事項はその後十二月十日の常任委員會において次の如く意見の決定をみた。
第三、前二項(原料輸入の障碍及輸出の減退に伴ふ產業の衰退防止に關する對策、及國內消費の減退に對する平和產業の維持又は轉換策に關する中小工業の救濟策)
國內消費減退に伴ふ影響は中小工業に於て最も甚しきを以て之に對する救濟策としては第二の項目の外殊に中小工業に關し次の項目を實施する必要あり
(イ)工業組合の組織を一層普及强化し中小工業製品の協同販賣組織に付き特別の施設を爲すこと
(ロ)事變の影響による中小工業疲弊の最大原因は資金難にあり中小工業金融に特に留意しその圓滑を圖るべきこと
第五、女子及少年に依る代置
生產力擴充に對應し緊急時の勞力不足を補充する爲には女子及少年を使用することも亦已むを得ざるべきを以て女子及少年の保健衞生に障害なき限り暫定的に勞働諸法規の一部を緩和せられたし
第六、工場監督の適正化
過般發せられたる「軍需品工場に於ける勞働保護に關する社會局の指導方針」は時局柄其の趣旨に於ては敢て異議なき所なるも地方に依り其の趣旨の徹底を缺き監督官吏の監督嚴酷に過ぐる事例尠からず政府は宜しく實情を調査し機宜の處置を講ぜられたし
第七、應召者に對する待遇
今次事變に際し民間會社工場等より應召したる勤務者及其の家族に對しては事業主に於て夫々其の負擔力に應じ相當の給與を爲し後顧の憂なからしむる爲萬全を期しつゝありと雖獨立營業者或は農民の應召者家族に在りては生活困難なる者に對する國の扶助、特殊公共團體の隣保的救濟及地方有志の同情に俟つ外特別の待遇を受くることなきを以て其の間甚しき徑庭あり惟ふに應召者及其の家族に對する保護は獨り產業內部の勞務管理福利施設のみの問題たるに止まらずして實に戰時に於ける國家的重要事項たるを以て政府は宜しく速に之に關する合理的具體策を樹立せられたし
第八、復員時に於ける勞働對策
(一)應召者の優先的就職
常時被傭者五十人以上の事業に於ては入營者職業保障法に據り復員者再雇傭の義務あるも特に職業紹介所に於ては優先的に一般復員者の就職に付き斡旋紹介の勞をとられたし
(二)餘剩勞力の調整
應召者に對する補充員其の他の剩員は先づ之を新設擴張事業

及平和事業等に振り向け又婦人勞働者は之を家庭に復歸せしめ尙已むを得ず一般勞働者を解雇するに當りても手當金の支給或は就職の斡旋特に滿支方面への移民の奬勵、新規に相當規模の土木建築事業の計畫實施等の方法に依り可及的に餘剩勞力の吸收を圖る樣官民の協力を必要とす

右時局對策は廣汎に亘るものであるが、勞働問題に關しては積極的に勞働需給の調整を企圖するが勞働力の保護には極めて消極的であるものゝ如くである。否寧ろ勞働時間に關する勞働法規の一時緩和さへ要求してゐるのである。かくの如きが全產聯の新方針である。即ち非常時局に對應する方向は勞働需給調整の方向であつて勞働保護立法の方向ではないやうである。而も後者は前者にも增して當面要請されつゝある戰時重要社會政策なのである。全產聯が勞働需給調整の線に沿つてのみ時局の壓力を緩和せんとする限り、それは全產聯の所謂「方向轉換」と相齟齬するの結果とならないであらうか。

第三章　協調團體の動靜

こゝでは協調團體として財團法人協調會及び社會立法協會の二つに就いてその活動の大要を窺ふことゝする。

協調會　財團法人協調會（會長公爵德川家達）は昭和十一年四月時勢に伴つて從來の事業方針を改め主力を勞働問題の調査と產業福利增進運動に注ぐことゝなり、同時に財團法人產業福利協會と合併し改組を斷行したことは本年鑑前年度版に詳述したところであるが、本十二年における同會の活動として擧ぐべきものは、從來の如く「社會政策時報」（二百號記念として五月號を「我國社會政策の檢討」特輯號に充てた）及び「產業福利」の發行、第十回全國安全週間及び第六回產業安全大會の主催の外、本年は特に農家經濟次調査の實施（未發表）產業衛生研究會の復活、勞働管理研究會の擴充等調査事業及產業福利事業に見るべきものがあつたが、なほ事變下における戰時產業勞働問題解決のために官民各方面の當事者と協力して、戰時勞働對策懇談會、官民勞資懇談會、事業主懇談會、勞働團體懇談會等を開催し、非常時局に對應して全國的に產業平和運動を展開するところがあつた。

社會立法協會　社會立法協會は大正十四年三月二十二日に創立された國際勞働協會の後身である。國際勞働協會創立の主なる動機は現實に即したる當面の社會政策を講じ殊に勞働立法を促進するがための輿論の源泉たらんことを期するにあつた。その後同協會は昭和四年九月の總會において名稱を社會立法協會と改め從來の趣旨を踏襲しつゝ一方國際社會進步協會の日本支部として加盟することゝなつた。又會名の變更と共に協會內部の從來の各種委員會を次の五委員會に變更し

た。一般委員會、大阪委員會、婦人委員會、議會委員會國際委員會がこれである。協會理事長は現在下村宏氏であるが、氏は昭和九年一月故矢作榮藏氏の後を承けて理事長に推薦されたものである。

協會本年度の活動は次の如くであるが、これによれば協會の活動は第二十三回國際勞働總會の中心議題たる纖維工業勞働問題と支那事變後社會政策分野に登場した重要諸問題とに二大別されるやうである。

社會立法協會（昭和十二年度）活動報告

總會

一、日時　二月八日（夜）　一、場所　東京市神田、學士會館
一、題目　理事及監事の改選、協會今度の活動　一、參加人員　五十三名

理事會

日時	場所	題目	參加人員
二・八（夜）	東京市神田學士會館	總會に附議すべき諸案件	六
二・九（午）	東京市日比谷松本樓	社會立法に關する諸問題	一三
七・一七（午）	右　同	纖維工業勞働問題	一三

委員會

日時	場所	題目	參加人員
一般委員會及婦人委員會聯合 二・二七（午後）	東京市日比谷松本樓	纖維工業問題及新船員法案	一九
理事會及一般委員會聯合 九・一七（午後）	右　同	第二十三回國際勞働會議報告	五六
右　同 一〇・三（午後）	右　同	支那事變と海軍	二四
右　同 一二・一四（夜）	右　同	職業紹介國營問題	二三
大阪委員會（59）回 一・二七（夜）	大阪市中之島朝日ビル	下村宏理事長貴族院議員勅選祝賀	三三
右　同（60） 二・二六（午後）	大阪市中之島新大阪ホテル	第二十三回國際勞働會議勞資代表團送別	一八
右　同（61） 五・七（夜）	大阪市中之島朝日ビル	總選擧と社會大衆黨	二六
右　同（62） 六・一〇（夜）	右　同	國民健康保險	一八
右　同（63） 六・三〇（夜）	右　同	ワシントン國際纖維工業豫備會議報告	二
右　同（64） 九・二〇（夜）	右　同	熟練工養成機關	二六
右　同（65） 一〇・二（午後）	大阪市中之島新大阪ホテル	第二十三回國際勞働會議勞働代表團歡迎	二九
右　同（66） 一二・二三（夜）	大阪市中之島朝日ビル	事變下に於ける思想問題	一六

第二篇　工・鑛・交通勞働者に對する社會政策

第一章　勞働保護施設

我國現行の勞働保護法規の重なるものは、(一)工業勞働者最低年齡法(大正十二年制定、同十五年施行)、船員最低年齡法(大正十二年制定、昭和三年施行)(二)工場法(明治四十四年制定、大正五年施行、大正十二年改正、大正十五年施行)、同施行令、(三)鑛業法(明治三十八年制定施行)、鑛夫勞役扶助規則(大正五年農商務省發令)、(四)勞働者災害扶助法(昭和六年制定、昭和七年施行)、(五)傭人扶助令(大正七年發令)、供給勞働者扶助令(昭和七年發令)、(六)勞働者募集取締令(大正十三年發令、大正十四年施行)、(七)船員法(明治三十二年制定、明治三十三年施行)等である。(一)は幼年(滿十四歲以下)勞働を禁止し、(二)、(三)は工場鑛山の災害扶助と少年勞働者、女工勞働者、坑內勞働者の就業制限とを定め、(四)は屋外勞働者の災害扶助を規定し、(五)は官業屋外勞働者の災害扶助について適用される。扶助は勞働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したとき支給され、その種類は施療(又は療養費)、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料、打切扶助料の六である。しかし健康保險法の給付による代行が認められてからは、扶助の件數が著しく減少した。(七)は從來までは船員保護法といふよりも、むしろ船員雇入の取締法ともいふべきものであつた。

第一節　法規の制定及改正

昭和十二年度は勞働保護例規の上に一歩を進めたといふ意味で特筆さるべき年であつた。即ち本年半ば支那事變前には「海軍工務規則」の改正があり次いで「陸軍工務規程」の改正「陸軍工員教育規程」の制定をみ、勞働力保護の線に沿つて成人勞働者の勞働時間の制限といふ劃期的な改善が行はれたのである。勿論これらの改正の根本精神は從來の契約觀念に代ふるに全體主義的思想を以てするものであるが、軍部當局が率先して右の如き勞務指導方針を樹立したことは一般勞働法規の今後の動向を示唆するものとして頗る重要視された。果して事變後十月には內務省社會局は軍部當局と打合せの上「軍需品工場に對する指導方針」を作成、事變下に於ける軍需勞働力の保護につき一定の指導方針を與へた。かくして我國においては最初の企圖であるところの成人勞働者の勞働時間の制限が勸奬的にではあるが兎も角も一應實現せられることゝなつた。併しかゝる劃期的な改正が實現されるに至つた所以は云ふまでもなく軍需生產力の擴充特に戰時下に於ける擴充に伴ふ勞働强化從つてその消耗の事實にある。換言すれば國民體位低下の危虞に存してゐるのである。支那事變はこれに拍車をかけたのであるが、勞働力保護が右の原因に淵由

するといふ事實は他方においては逆に勞働力保護の撤廢さへ要求せしめるに至つたのである。例へば工場法の一部緩和、（保護職工の就業時間の延長及び休日の廢止）や鑛夫勞役扶助規則に定むる就業時間の緩和はかくして實現されたものであつた（第四章勞働需給調整施設參照）。事情かくの如き次第であつたので前述の「軍需品工場に對する指導方針」の原則的規定の勵行は困難なるやに傳へられた。かくして劃期的なる勞働保護例規も戰時下生産力擴充に伴ふ勞働時間延長並に勞働强化の結果としてその効果を減殺されざるをえなかつた。（なほ内務省社會局では右の指導方針が如何に行はれてゐるかをみるために、全國における使用職工五十人以上の工場に對し、同方針發表の翌月たる十一月中の勞働時間に就て調査しつゝあつたと傳へられてゐるがその調査結果は未だ發表されてゐないやうである。）

更に勞働時間延長並に勞働强化に伴ふ工場災害の增加については、内務省社會局ではこれが對策のため使用職工百人以上の全工場に對して工場災害對策委員會の設置を勸誘し、それを社會局内に新設さるべき業態別の災害對策委員會によつて指導するといふ新たなる方針の下に災害絶滅に乘り出すとのことである。社會局の右の企圖は工場監督制度上の一進歩であると云はれるが、本年中にはこれが具體化をみなかつた模樣である。

なほこの外本年度は懸案の土木建築工事場安全及衛生規則の制定及び第七十議會で問題になつた船員法の改正があつた。最後に工場法施行令中改正の件、勞働者災害扶助法施行令中改正の件、傭人扶助令中改正の件、工場施行規則中改正の件、鑛夫勞役扶助の件、勞働者災害扶助法施行規則中改正の件、鑛夫勞役扶助規則中改正の件（いづれも昭和十一年十二月二十一日公布）は本年一月一日より施行されてゐることを注意しておかう。（これ等改正諸法令に就ての詳細は本年度、昭和十一、十二年度版參照）

海軍工務規則の改正　海軍では今回「海軍工務規則」を改正六月二十一日より全國海軍工場十萬の工員に適用實施した。その要旨次の如くであるが、全體主義社會政策實踐への巨大なる發足として注目さるべきである。

（イ）職工はすべてこれを工員と稱し作業服、徽章、敬禮方式を規定すると共に、祝祭日、記念日、靖國神社例祭日等においては總員工場に出場して國體尊崇に關する式典を行ふ
（ロ）鎭守府における演習に參加する
（ハ）兵役期間の勤務日數通算
（ニ）長時間勞働制限（定時間八時間半、殘業原則二時間）
（ホ）最低年齡の引上げ
（ヘ）役付工員の日給、月給制度創設
（ト）勞働報酬は時間計測のみでなく實際的勞働効果を加味する

(チ)名譽章の制定

陸軍工員教育規程の制定・陸軍工務規程の改正　陸軍でも海軍と殆んど時を同じくして七月一日より新たに制定をみた「陸軍工員教育規程」並に今回改正された「陸軍工務規程」を實施した。前掲の「海軍工務規程」の改正と同じく全體主義社會政策の實践として注目に値する。

(一)陸軍工員教育規程　總則、教育綱領、教育の實施、特殊設施、特殊教育の四章十九條より成るが、この内最も重要なる教育綱領の要旨を示せば次の如し

(イ)戰時に於ける基幹工員としての重責を遂行するに遺憾なからしむ

(ロ)精神教育を重視し自由主義的唯物觀を打破し國防の重責を擔當する自覺と矜持とを喚起する

(ハ)體力の强健向上に努め士氣を振作し、國體の規律節制を練磨し、以て國民體位向上の政策に協力し、且つ精鋭なる工員隊たるの實相を具現する

(ニ)熟練工員の養成並に技能の培養に關する施策を徹底するため一般工員の技術教育の向上に劃期的の施策を講ずると共に職長教育、青年工員教育、見習工教育を擴充刷新し平戰兩時の重責遂行に遺憾なからしむ

(二)陸軍工務規程　總則、工員の種別、雇入及解雇、就業及休業、給與、衞生及危害豫防、賞及懲戒、特殊施設の八章九十五條より成る尨大なものであるが、今次の改正の要點は大略次の如し。

(イ)工員に對する指導を一層統制强化し陸軍勞務の根基を確立する、即ち職長制度の改善、工員採用銓衡の嚴格化、專屬工員の擴張、工場懇談會の組織の刷新等である。

(ロ)保健衞生施設を擴充し勞働力の維持培養を圖る爲殘業（休憩時間共）成年工十二時間制限、保護職工十一時間制限（原則的には成年工休憩時間共十時間、幼年工九時間）、休憩時間の規正（一時間制）、採用最低年齡十六歳に引上、徹夜勤者並に母性に對する保護規定の改善、保健休暇の制定等に關し新に規定した。

(ハ)給料制度を刷新し技能と待遇とを一致せしめ工員の向上心を砥勵し作業能率の向上を圖つた、即ち昇給制度の全般的改正特に拔擢昇給の規定及び職長手當制の擴張、食餌供給制の新設等はこれである。

(ニ)福利增進に關する施設、福利施設として購買會、食餌供給施設、人事相談所等の施設に關する根本を新に規定した。

(ホ)工員精神作興に關する施設、工員教育に關する根本規定は教育規程に移したるも尙工務規程には在鄕軍人分會に關する件、殉職工員慰靈祭に關する件を新に規定した、又有功章及び善行章の新制式を制定し軍事上有益なる發明考案及び工員の儀表たる善行に對する名譽を表彰することゝした。

(ヘ)その他兵役服役期間の勤續年數通算規定、軍人遺族及び傷痍軍人優先採用等の兵役優遇施設を始めとして工員遺家族の採用に關しても優先取扱を規定する等舊規程に補正改善を加へた。

軍需品工場に對する指導方針　内務省社會局では今次の事變に際し「軍需品工場に於て勞働力を維持し生産力を增進し以て生産力の增加及持久を圖る」目的を以て軍部當局と打合せの上左記の如き「指導方針」を決定、これが實施に遺憾なきやう社會局長官の名を以て各地方長官に通牒を發した（十月八日）。その要點は次の如くであるが、現下の軍需生産力擴充政策とそれが如何に調和さるべきかゞ問題であらう。その後の實績に徵しても右「指導方針」における原則的保護規定の適用は餘り捗らぬやうに傳へられてゐる。

軍需品工場に對する指導方針

今次の事變に際し軍需品工場に對しては勞働力を維持し生産能率を增進し以て生産力の增加及持久を圖る爲左記に依り適當なる指導を爲し過長勞働時間の抑制産業災害の防止勞働者の健康の保持に努むること

記

一、勞働時間に關する事項

（一）一日の就業時間は殘業時間を含め原則として十二時間以内とすること

（二）特に長時間勞働を必要とする場合に於ても一日の就業時間は之を十四時間以内とすること

尙一日の就業時間が十二時間を超ゆる期間が相當長期に亘る場合は設備の增設交替制の採用等適當なる對策を講じ十二時間以内に短縮する樣努むること

保護職工に付ては特に留意すること

（三）休日は少くとも毎月二回之を與ふること

（四）左の場合に限り前三項に拘らず就業時間を延長し又は休日を廢止することを得ること　（1）臨時緊急の要ある場合　（2）機械の修理、交替班の轉換其の他已むを得ざる場合（特殊の業務に從事する者を含む）

（五）休憩時間を適當に設け其の配置に留意すること、尙長時間の殘業を爲す場合には休憩時間を增加すること

（六）交替制の採用　（1）新に交替制を採用する場合の對策として交替制の實施の可能なる部署、熟練勞働者の養成、工場又は附屬設備の改造、增設等に付考究すること　（2）生産額を增加する必要ある場合に於て急に生産設備を擴張し難きときは過長の殘業を避け作業の性質上可能なる範圍に於て努めて交替制を採用すること　特に繁忙なる作業部署の調整を圖る爲其の部署に付速に交替制を採ること（3）交替制に依る場合は作業方法の改善勞働者の待遇、夜間勤務者の休養等に關し特に留意すること

二、災害防止に關する事項

（一）不熟練工に對しては特別の指導を加へ特に左の事項に留意すること（事項略）

（二）工場の新設、增設又は改造の場合は左の事項に留意すること（事項略）

（三）危害豫防に留意し特に左の事項の勵行を圖ること（事項略）

三、保險衞生に關する事項

(一)休養　(1)疲勞回復の爲毎日適當なる休養を爲さしむること
と　(2)工場内に成るべく休養の設備を設くること
(二)榮養食　食堂又は寄宿舍を有する工場にありては榮養の改善に留意すること
(三)健康診斷　(1)隨時健康診斷を實施し疾病の早期發見と其の豫防に努むること、有害なる業務に從事する職工に對しては一層之を嚴重に行ふこと　(2)食堂又は寄宿舍の炊事係に對しては嚴重なる健康診斷を爲すこと

石炭山鑛夫勞働條件改善通牒　内務省社會局では十二月二十二日社會局長官の名を以て各鑛山監督局長宛「石炭山に於ける鑛夫の勞働條件に關する件」の通牒を發したが、これは左記要領により石炭山鑛夫の賃銀の改善を圖るものである。これはそれ自體としてみれば勞働保護例規上の一進歩であることは云ふまでもないが、後述の如く他方においては鑛夫勞役扶助規則の緩和により勞働時間の延長が許可されてゐるから、右通牒による賃銀條件の改善が果して何程の實効を收めうるかが問題となるのである。更に右通牒はこの勞働條件の改善が鑛夫充足上の必要に基くものであると述べてゐるが、こゝに於ても吾々は事變下に於ける社會政策推進の原動力がむしろ事變そのものにあることを窺ひ得るのである。

一、鑛夫の雇傭、賃金支拂方法に付ては納屋頭の如き制度ある場合は之を廢止し所謂純直轄制を一層徹底せしむること
二、稼働條件不利なる箇所に就業する者に對しては賃金決定上適當に考慮せしむること
三、坑内夫に付平均賃金一日二圓二十五錢以下の場合に在りては此際平均一割程度の引上げの方針の下に漸次賃金の引上げを行はしむる外福利施設等に依り收入增加を圖らしむる等適當の措置を講ぜしむること

土木建築工事場安全及衛生規則の制定　土木工事場及建築工事場における災害は、その作業自體の特殊性に基き工場鑛山等における災害に比して災害極めて著しく、殊に最近は逐年增加の傾向あるに鑑み、社會局においては之が防止策の一端として昭和九年七月これ等工事場における安全及衛生に關する注意書を頒布し事業主の注意を喚起すると共に、それが實行に付勸奬に努めつゝあつたが、今回右注意書を根幹として、土木建築工事場安全及衛生規則を制定し、九月三十日公布、十一月一日より施行せられることゝなつた。本令は勞働者災害扶助法の適用を受くる一定規模以上の土木建築事業に適用されるもので、その内容は土石の崩壞、落盤、落石による危害の豫防、物體の落下による危害の豫防、勞働者の墜落豫防、機械的設備による危害の豫防、運搬車輛による危害の豫防、危險物の取扱による危害の豫防、可燃性瓦斯の爆發による危害の豫防、高氣壓内作業による危害の豫防等に關し規定したものである。換言すれば勞働者災害扶助法による災害

時における勞働者の扶助救濟から更に一歩を進めて、最も災害率の高い土木建築事業に關してのみ、災害の發生を未然に防止すべき方法乃至施設を講ずべきことを規定したものである。

本令施行に伴ひ、これが監督に要する經費として第七十議會の協賛を經て二一、二八一圓の經常部豫算が成立し、社會局に技師一名、屬一名、技手二名の職員が設置せられ、又主要道府縣にも技手其他の職員が配置せられた。關係廳は本令施行以來その運用の圓滑を期するため、直接事業主又は現場監督者を集め講習會、講演會を開催しこれが趣旨の徹底を圖ると共に指導監督に努めつゝあるので、豫期の如き施行經過を辿りつゝあると傳へられてゐる。

なほ本令の施行に當つては、事業主のこれに伴ふ施設の準備も豫想されるので重要事項については施行後一ケ年間の猶豫が附せられてゐることを附記しておく。なほ右規則全文は極めて技術的なものであるからこゝでは省略に從つた。

船員法の改正　船員の保護監督を規定する船員法及び諸商法は何れも明治三十二年以來改正をみず三十有餘年を經過したが、その間海運界の進歩發展には著しきものがあり、爲めに現行法を以つてしては複雜化せる海上勞働問題を律するに尠からざる支障が見出されるに至つた。加ふるに陸上の一般勞働立法との均衡上からみても舊態依然たる舊船員法をそのまゝ放置することを許さゞる事情にある。よつて昭和六年遞信省に臨時海軍法令調査會を設置、船主船員兩種團體の代表者海法關係の學者、その他關係各方面の人々を委員とし船員法改正の件について審議し改正要綱に關する決議をみた。今回の船員法改正はこれを骨子としたもので、その內容は舊船員法及び海商法中船員に關する部分に若干の改正を行ひ之に舊船員最低年齡法を加へ三者を打つて一丸とし、從來の不統一に統一を與へると共に、他面海運の國際性を考慮して國際勞働總會において採擇せられ未だ批准を經ざる條約中、船舶の滅失又は沈沒の場合における失業の補償に關する條約案（第二回總會）、海員の雇入契約に關する條約案（第七回總會）、海員の送還に關する條約案（同上）、船員の最低年齡に關する條約案（第二十二回總會）の趣旨を採り入れ、其他時代の推移に鑑み舊船員法の不備を補ふため二三の新しい事項を加へたものである。改正された重要なる點は大要次の如くである。

一、遠洋區域又は近海區域を航行する總噸數千噸以上の船舶の船員に支給する食料の標準を設けたること

二、遠洋區域を航海し百人以上の人員を搭載する船舶は醫師を乘組ましめ又遠洋區域又は近海區域を航行する船舶にして醫師の乘組まざるものには命令の定むる醫療函及醫療便覽を設備せしむることゝ爲したること

三、船舶が滅失又は沈沒したること又は船舶が全く運航に堪へざる

に至りたることに因り海員が雇止められたる時は實際の失業日數に應じ二ケ月の範圍内に於て同率の手當を受くることゝ爲したること

四、船員が職務を行ふに因り疾病に罹り又は傷痍を受けたる場合三ケ月を超えざる期間の看護及治療の費用並に共の期間内に於ける給料と同率の手當を受くることは從來通りなるも之が爲雇止められたる場合は右の期間經過後其の實際の失業日數に應じ一ケ月の範圍内に於て給料と同率の手當を受くることゝ爲したること

五、海上勞働の特殊性に鑑み勞働爭議に關する取締規定を調整し爭議の發生を可及的少なからしむると共に爭議に對し一定の軌道を與へたること

六、勞働者の保護の性質が次第に公法化してゐる傾向に鑑み船員の給料其の他法定の給付を支拂はざる船主に對して罰則を設け又船内高利貸制の弊を除くべく給料の直渡しの規定を設けたること

七、船員の船主に對する一定債權の讓渡及差押を禁止したること

八、船内に於て死亡したる者の水葬に關する規定を設け之に一定の規準を示し濫用其の他の弊害を除去すること

九、外國より日本臣民を送還する場合に於ける費用は概ね送還に當れる船舶所有者の負擔に歸し居る實情に鑑み費用辨償制度を改善し回收不能の場合は國庫に於て負擔する事と爲したること

一〇、時代の推移に伴ふ船長の地位の變遷を考慮し海員に關する給料、食料、扶助手當、送還其の他若干の規定を船長に準用することゝ爲したること

一一、海員の雇入期間の制限を撤廢し又海員の船主に對する債權時効を二年に延長したること

一二、海事關係の個人、法人團體等に對し若干の屆出を命じて平素より海上勞働の實情調査に備へたること

一三、官公署の船舶其の他勅令の定むる船舶の船員に付ては別段の定を爲し得ることゝし官船船員の待遇の適正を期すると共に他面法の運用の圓滑を計りたること

一四、乘組員中船主以外の者に雇傭せらるゝ者何人にも雇傭せられずして業務を營む者等を船員に準ずべき者として勅令の定むる所に依り本法の規定を準用し得ることゝし以て法規の劃一化を避け實情に即せしめたること

一五、船員の最低年齢を十四歳より十五歳に引上げたること

なほ同改正法は第七十通常議會に提出されたが、最初遞信省原案にあつた船員の輕過失を罰せざる規定が削除されてゐた爲め、海員協會を中心として一大修正運動が展開されたが同議會が解散になつたので法案そのものも審議未了に終つた。次の第七十一特別議會においても前議會に提出されたと全く同一の法案が提出されたが、事變下における同議會の特殊性に鑑み、右の修正希望も次の刑法改正の機會まで一時保留され、その趣旨の附帶決議を附して原案通り通過成立したものである。

附、工場危害豫防及衛生規則改正案　我國工業は數年來重工業を中心として異常の發展を遂げつゝあるが、その反面に

おいて各種災害に基因する勞働者死傷數の激增、工場勞働に因る罹病者の累增を見つゝある。即ち、工場災害に因る死傷勞働者數は昭和六年を一〇〇とすれば同十一年においては二二・八八で約二倍强の增加を示し、又罹病勞働者數（政府管掌健康保險被保險者における肺結核罹病者數）は被保險者總數に對する千分比において昭和八年の一二・二から同十年の一八・二に增加してゐる有樣である。これ等の災害防止のため關係當局は工場災害豫防及衛生規則（昭和四年六月內務省令第二十四號）の勵行を圖る外、關係團體と協力して安全思想の普及に努めつゝあつたが、所期の實績を擧ぐるに至らずこゝに同規則の改正が企てられ本年五月社會局勞働部案として改正要綱が發表され、且つ關係方面にも夫々諮問せられたのである。而してこの改正の要旨は從來の物的施設に對する規定の外新に安全管理者、工場醫、安全委員、安全委員會等の人的施設に關する制度を定め、兩施設の整備充實によつて所期の效果を收めんとするものである。

なほ右規則の改正は、支那事變以來益々生產力の維持增進が要請される情勢にあるに鑑み、災害の豫防、勞働力の喪失豫防の對策として恐らくは近く成案の運びに至るものと考へられる。

附、保健所法及結核豫防法中改正法律　第七十議會を通過した保健所法及結核豫防法中改正法律は直接には國民體位の惡化の阻止又はその向上を目的とするものであるが、便宜上こゝで簡單に觸れておくことゝしやう。

保健所法　本法は國民體位の向上を圖るためには公衆衞生の積極的指導を必要とするといふ考へから制定された。保健所は歐米諸國のヘルスセンターに相當するもので一定地域內における住民の健康を增進し體位の向上を圖るため、必要なる豫防醫學的指導事業を行ふを以て本旨とし、一定地域內の各種の社會福祉機關、醫療救護機關等と相協調して各種の保健指導を行ふものである。保健所には醫師、藥劑師、衞生指導員、公衆衞生看護婦が配置され、彼等職員はその分擔區域を巡回し、或は豫定衞生の實地指導に當る。保健所設置計畫は大體人口十二、三萬程度の地域每に一保健所と若干の支所を設置せんとするのであつて、全國に本所五五〇ケ所支所一、一〇〇ケ所を設置し全國的に保健所網の完成を期せんとするものである。昭和十二年度においては差當り五〇ケ所を創設する豫定であり、その創設費は一ケ所二萬圓で、國庫はこの內二分の一を補助する。尙經常費に對しては國庫より二分の一以內を補助する豫定となつてゐる。

結核豫防法中改正法律　現在我國においては結核は都市と云はず農山漁村と云はず國民大衆の間に甚しく蔓延し結核患者は百數十萬に上り年々十二、三萬（死亡者總數の一割以上）の多數死亡者を出してゐる。而かも結核は都鄙の別を問はず增加の傾向にある。國民病とも云ふべきこの結核を防止する對策としては大正八年結核豫防

法が制定されたが、未だ所期の目的を達する能はず、これが豫防施設擴充の爲め同法の改正が爲されたのである。改正の要點は、舊行法の結核の定義を削除し獨り肺結核又は喉頭結核のみならず、廣く「病毒傳播の危險ある患者」を對象としたこと、醫師に對し患者の届出義務を課したこと、公立結核療養所に入所せしめる患者の範圍を擴張したこと、結核療養所の設置を擴充したこと等である。

第二節　工場法施行狀況（昭和十一年）

昭和十一年「工場監督年報」によつて工場法施行狀況の概要をみれば次の如くである。（なほ右「年報」の數字はすべて民營工場に關するものである）

適用工場及職工數　昭和十一年十月一日現在に於ける工場法適用工場總數は一〇三、六六三であつて、この內常時十人以上の職工を使用する工場は四五、〇六〇（適用工場總數の四三・五％）事業の性質危險又は衛生上有害の虞あるものにして常時十人未滿の職工を使用する工場四〇、五八九（三九・一％）工場法施行規則第二十七條該當の工場法一部適用の工場が一八、〇一四（一七・四％）である。尙常時十人以上の職工を使用する工場四五、〇六〇に付使用職工數を基準として規模別に之を見るときは常時五十人未滿のもの最も多く三七、九四四（總數の八四・二％）を占め、五十人以上百人未滿三、六一九（八％）百人以上五百人未滿二、八五二（六・三％）五百人以上千人未滿四〇〇（〇・九％）千人以上二四五（〇・六％）となる。工場數增減の狀況を前年と比較するに總數に於て七、〇八一の增加を示したが、規模別に之を見れば常時十人未滿の職工を使用する小工場三、二六二、十人以上五十人未滿三、二九八、五十人以上百人未滿二一二、百人以上五百人未滿一七六、五百人以上千人未滿三八、千人以上一七の增加となり、工場法一部適用工場に於ても七八の增加を見た。

次に同十月一日現在に於ける前記工場法適用工場の使用職工數をみるに、總數二、五六二、四七二人（內男一、四〇六、六八七人、女一、一五五、七八五人）であつて一工場當り平均は二四人强となる。之を前年に比較するに職工總數に於て二〇九、五〇五人の增加である。

尙同年十月一日現在に於ける保護職工の總數は一、二二八、四九八人（內十六歲未滿の男工七二、七一三人、女工一、一五五、七八五人）であつて、之を前年同期と比較すれば四四、四〇八人の增加を示してゐる。而して之等保護職工の六六％は染織工場に雇傭せらるゝものである。（なほ昭和十一年度に於ける業種別職工數及工場數は不明である）

工場監督職員數及工場臨檢回數　昭和十一年末現在工場監督職員數をみるに、社會局における工場監督官は一二名、工場監督官補一〇名、地方廳における工場監督官は三四名、工

場監督官補は三五八名、計四一四名（前年に比し三五名增加）であるが、その外道府縣に當該事務關係の警察官吏がゐる。昭和十一年中工場監督官吏によつて臨檢された工場數は三五、八五二（昭和十年三五、一二九）同延回數は四八、四七五（昭和十年四八、九六一）であり、警察官吏による臨檢延回數は六〇・九五二（東京、大阪、靜岡、山梨を含まず）（昭和十年七七、四五三――大阪を含まず）であつて、未だ臨檢監督は十分であるとは云ひ難いやうである。

扶助　昭和十一年中工場法令に基き扶助を爲したものは二六、〇五三件（內負傷に因るもの二二、九九三件、疾病に因るもの三、〇六〇件）である。扶助程度別に之を見れば、療養費のみを受け休業せざりしもの八、八五五件、障害を殘さりし者の中休業扶助料の支給を受けたるもの一二、〇五九件、障害扶助料を受けたるもの三、八二七件、死亡五六九件となる。而して扶助金總額は一、四二〇、五四五圓（內負傷に因るもの一、三六六、七四六圓、疾病に因るもの五三、七九九圓）であつて、扶助別金額の割合は障害扶助料四九・九%、遺族扶助料二六・九%、休業扶助料一二・六%、療養費九・二%、葬祭料一%、打切扶助料〇・四%である。之を前年と比較すれば扶助件數に於て三、〇三一件、扶助金額に於て六〇、六七五圓を夫々增加した。なほ件數、金額の最も多い業種は依然として機械器具工場であるが、本年特に著しい現象は機械器具工場及び化場工場の扶助件數特に疾病扶助件數並に金額が激增したことである。次に扶助に關する紛議をみるに前年に引續き依然として增加しつゝある。これは事業主が業務上の事故を業務外のものと認定し、或は健康保險の給付のみで扶助支給を爲さうとしない場合が多いからである。

次に歸鄉旅費の支給を受けた職工數は一〇、〇〇六人、其の旅費總額二六、四九八圓であつて、一人當り平均額は約二圓六五錢となる。其の內譯を示せば業務上の傷病者八五人、（歸鄉旅費七七三圓）女子九、七七七人（二五、四五九圓）未成年者一四四人（二六六圓）であつて、歸鄉旅費の支給を受けた職工の過半數は女子であり、而も其の大部分は染織工場に雇傭せらるゝものである。歸鄉旅費の狀況を前年に比すれば職工數に於て一、七八二人、金額に於ても二、〇三九圓の減少である。（本項に就ての詳細は統計表參照）

就業時間制限に關する許可認可及屆出狀況　保護職工の就業時間の例外に關する許可、認可及屆出の狀況をみるに、その總件數は二九、五二〇件で前年よりも二、九二四件減少した。以下項を分けてその狀況をみるに次の如し。（本項の詳細に就ては統計表參照）

(1)　工場法第四條但書の規定に依る許可

工場法第四條但書の規定に依り保護職工を午後十一時迄就業せし

ることの許可を爲したるものは二、〇七五件であつて前年よりも一、一〇一件の増加を見た。此の内二、〇四三件は染織工場が占め、其の他の工場は三二件に過ぎぬ。尙府縣別に之を見れば靜岡縣の一、七一一件及愛知縣の一一九件等が主なるものである。

(2) 工場法第七條第二項但書に依る許可

保護職工の休憩時間を一齊に與へざることの許可を爲したものは九八一件で前年よりも八一五件増加した。此の内九七一件は染織工場であつて、其の他の工場は僅かに七四件である。府縣別に之を示せば靜岡縣の九一一件が主なるものである。

(3) 工場法第七條第三項に依る許可

夏季に於て一時間以上の休憩時間を設くる代りに就業時間を一時間以内延長し得ることに關して許可したるものは一、四八一件で前年に比し二八五件の減少である。業種別に見ると染織工場が多く、一、三三〇件を占め、府縣別に於ては長野二八九件、埼玉二五四件、山梨一七八件、大阪一五九件、石川一〇八件、群馬の九六件等が其の主なるものである。

(4) 工場法第八條第二項に依る許可

避くべからざる事由に因り臨時必要ある場合に於て一定期間を限り保護職工の就業時間を延長し又は休日を廢止するの許可を受けたものは大阪府の印刷製本業一件である。

(5) 工場法第八條第二項但書及同施行規則第四條に依る屆出

急速に腐敗し又は變質する虞ある原料又は材料の損失を防ぐ爲必要ある場合に於て繼續四日以内且一月に付七日以内保護職工の就業時間を法定限度を超え延長し又は休日を廢止し之が屆出を爲したものは一八件で全部罐詰、壜詰業である。

(6) 工場法第八條第三項に依る屆出

臨時必要ある場合に於て保護職工の就業時間を法定限度外二時間以内且一月に付七日以内延長したものは二二、三三六件で前年に比し一四、〇二八件の減少である。業種別に於ては染織工場(一七、〇七〇件)が最も多く、其の主なる府縣を擧ぐれば東京(六、二六〇件)大阪(三、六三四件)京都(三、五九八件)愛知(二、二七七件)群馬(一、三八四件)廣島(一、一五七件)等である。

(7) 工場法第八條第四項に依る認可

季節に依り繁忙なる事業に於て繁忙期間の三分の一の日數限度内保護職工の法定就業時間を一時間以内延長を爲すの許可を與へたものは二、一六七件で前年より一、〇〇三件減少した。業種別に於ては染織工場(二、〇八〇件)が大部分を占め、府縣別に見れば栃木(一、二三二件)埼玉(三九五件)愛知(二一七件)群馬(一三四件)新潟(一一五件)が其の主なるものである。

法規違反 昭和十一年中に於ける工場法令違反件數についてみるに、違反處分件數(戒告四五、七六一件、處罰一、一八一件)は前年に比し激増したが(戒告一七、八一七件、處罰二四〇件の増加)、法適用工場一、〇〇〇に對する戒告件數は四四一、處罰件數は一一・四で、これ亦前年に比し前者は一五一、後者は一・七の増加を示してゐる。これに就いて「昭和十一年工場監督年報」は次の如く云つてゐる、――「斯くの如く法規違反の激増を見たるは、産業界の好況に因る工場

増加と之に伴ふ職工の激増にあり。即ち事業主中には事業の見透し困難なると解雇手當の負擔輕減等を圖らむが爲多數の臨時工及人夫を雇傭し、之が取扱に關し法令上の保護を缺き、或は諸種の手續を怠り又は工場設備の無許可增設、變更等を爲すものありたるに基因するものにして、之に對して監督官吏が其の違反防止に腐心すると共に嚴重なる取締を勵行したる結果摘發件數も亦非常なる增加を來したるものと認めらる」と。

これを內容的にみれば依然として形式的違反が最も多い。而して實質的違反は件數七、六七七件（前年に比し二九件增加）であるが、その內主なるものは依然として「保護職工を」して法定時間を超えて就業せしめたるもの」五、六四二件である。尤もこの種違反は前年に比し三一一件減少したが、これに反し「許可を受けずして違約金の徵收を爲し又は代物給與若は貯金を爲さしめたるもの」及び「保護職工に法定の休憩休日を與へざるもの」等の違反が增加の傾向を示してゐるのは注目すべきであらう。なほ違反件數を業種別にみれば次の如くである。

違反件數

	昭和十一年		昭和十年		昭和九年	
	戒告	處罰	戒告	處罰	戒告	處罰
染織工場	二、八七二	七五六	一〇、六九〇	六五五	九、三四一	四三七
機械器具工場	一八、一二四	一三四	九、四八三	八九	八、〇〇二	一〇六
化學工場	五、三七九	四五	二、四五七	二〇	二、三五六	一九
飲食物工場	一、六五三	二〇	八一二	二二	九九三	六
雜工場	八、三六九	三三五	四、四四二	一五五	四、七一七	一二四
特別工場	三七四	一	六〇	—	一六四	—
合計	四五、七六一	一、八一	二七、九四四	九四一	二五、五七三	六八二

附　昭和十二年中に於ける工場關係法令違反處罰件數

「昭和十二年中に於ける工場關係法令違反調」（「勞働時報」、昭和十三年六月號所載）によつて昭和十二年中に於ける工場關係法令違反（工場法並工場勞働者最低年齡法關係のみ）をみるに處罰せられたる違反事項は總件數一、三三六件（內併科五一九件）を算し、其の被處罰者數は一、〇四五人、罰金總額三二、二一〇に達する。而して之を前年に比較すれば、違反事項に於て四件、被處罰者數に於て一三六人、罰金額に於て五二三圓の何れも減少をみた。

違反事項の內容をみると工場法令については法第三條違反「保護職工の就業時間の法定限度を超えたるもの」最も多く七一〇件（前年より四件減少）にして工場法令違反の約五四％を占め、之に次ぐものは法第四條違反「保護職工をして深夜業を爲さしめたるもの」一四九件（前年より七五件增加）で約一一％を占めてゐる。概言すれば法第三條、第四條の所謂實質的違反が前年に比して著しく增加したことが注目される。

次に工場法令違反が何れの工場に多きかをみると、染織工業が九九件で最も多く雜工業の一五八件之に次ぎ、機械器具工業一一九件、化學業三〇件、飲食物工業一二件、特別工業は僅かに一件である。而して違反工場の種類からみるならば從來と同じく織物工場に多く、その件數七八二件でこれは總件數の五八%餘に當り、紡績工場一一二件、八%餘、製材工場九九件、七%餘、金屬品製造工場七三件、五%餘に當つてゐる。

第三節　鑛山監督狀況（昭和十一年）

「昭和十一年鑛山監督狀況概要」は未發表のため、こゝでは昭和十一年「本邦鑛業の趨勢概要」及び「鑛夫扶助統計（昭和十一年）」によつて鑛山及鑛夫數並に扶助に就いてみるに次の如くである。

鑛山及鑛夫數　昭和十一年六月末現在に於ける稼行鑛山數は採掘試掘合せて二、五六三で前年同日現在に比し五八六の增加である。同じく從業鑛夫數は二九三、四三三人（內男子二六六、四三〇人）で前年同日現在に比し總數三六、〇一八人（內男子三四、四〇四人）の增加である。

扶助　傷害扶助件數一二、八四三、金額二、二八〇、一六〇圓で前年（一二、八二七件、一、九五四、五四五圓）に比較して件數、金額ともに增加を示してゐる。（なほ本項の詳細に就ては統計表參照）

第四節　勞働者災害扶助法施行狀況（民業——昭和十一年）

適用事業及勞働者　昭和十一年十月一日現在の勞働者災害扶助法適用民營事業數は一三、一一〇、使用勞働者は六〇五、六七七人である。前年同日に比し事業數は土石砂鑛採取業及び土木建築工事に於ける僅少なる增加を除いては減少し、勞働者數は土石砂鑛採取業及び交通及運輸事業を除いて著增したが、それは土木建築工事に於ける男勞働者數の激增に基くものである。次表參照。

勞働者災害扶助法適用事業數及勞働者數

	事業數	勞働者數			十年との比較增減（△）	
		總數	男	女	事業數	勞働者數
土石砂鑛採取業	二、五三〇	二八、〇三〇	二五、〇六五	二、九五五	六三	△八〇三
土木建築工事	五、九一五	三九二、〇五〇	三六七、六七四	二四、三七六	二一四	二九、六三九
交通及運輸事業	二、九二六	一〇八、九七〇	九〇、六六四	一八、三〇六	△四六九	△五四八
貨物積卸の事業	一、七四八	七六、五四二	七二、一七八	五、三六四	△二八	三三二
船舶解體事業	一	九五	九五	—	—	七〇
合計	一三、一一〇	六〇五、六七七	五五四、六七六	五一、〇〇一	△二三一	二八、六八一

〔備考〕—厚生省勞働局「昭和十一年勞働者災害扶助年報」による、以下同斷。

扶助　扶助件數三一、三五一件、前年に比し一、四五三件の減少をみた。事故の最も多かつた業種は貨物積卸の事業であつて、二一、〇九四件（總數の六七・三%）、これに次いで土木建築工事の八、六〇二件（二七・四%）、土石砂鑛採取業の九八一件（三・一%）、交通及運輸事業の六六七件（二・一%）、船舶解體事業の七件である。更に總件數を扶助の程度からみれば次の如くである。

勞働者災害扶助法扶助件數

治癒したる者	障害を殘さゞりしもの	療養費のみを受けたる者	二、七二四
		療養費、休業扶助料を受けたる者	一七、六六六
	障害を殘したる者		七九〇
治癒せざりしもの	死亡者		四三八
	打切られたる者		三〇
	繰越の者		七二三
合計			三一、三五一

扶助金額は總數一、一〇二、八一五圓、前年に比して八一、七二一圓の減少を示した。事業別に扶助金額（總額に對する割合）並に一人當平均扶助額をみると、貨物積卸事業五三七、六五八圓（四八・八%）、二五圓四九錢、土木建築工事四五五、二九四圓（四一・三%）、五一圓七七錢、土石砂鑛採取業六〇、八三〇圓（五・五%）、六二圓〇一錢、交通及運輸事業五七、八九一圓（五・二%）、八六圓七九錢、船舶解體事業一、一四〇圓（〇・一%）、一六二圓八九錢である。（扶助料の種類については統計表參照）更にこれを地域別にみれば、件數に於いて千件を超えるものは東京（六、〇七一件）、福岡（六、一一六件）、兵庫（五、六〇二件）、大阪（五、三九五件）、神奈川（二、六三七件）であり、金額に於いて十萬圓を超えるものは福岡（二二一、三四七圓）、大阪（一六一、二二六圓）、東京（一五七、九〇九圓）、神奈川（一四〇、五一三圓）である。

右のうち業務上の罹病者數（業務上の罹病者に對する扶助件數）は二〇九人で、前年に比し九人の減少である。この扶助金額七、六七四圓、前年に比し二九六圓の增加を示してゐる。これを各事業別にみれば次の如くである。なほ罹病の原因としては異物に因る眼疾患最も多く（一一六人）、また扶助金額の過半を占めるものは、重量物體の取扱に因る腱鞘炎（六、二三八圓）である。

數勞働者災害扶助法適用勞働者の業務上の疾病

	罹病者數	扶助金額
土木砂鑛採取業	四〇	九〇六
土木建築工事	三七	五、五四八
交通運輸事業	一	三〇
貨物積卸事業	一三	一、一九八
合計	二〇九	七、六七四

歸鄉旅費支給件數は一八件、その金額は三四七圓であつて

十年（一六件、一三一圓）に比し金額に於いて可成りの増加を示してゐる。

臨檢及法規違反　昭和十一年中に於いて道府縣關係官吏及び警察官吏が臨檢した事場業延數は一七、三四八で、事業場に對する臨檢回數割合は一・三二回である。次に違反件數は四、一六三件に上り、戒告又は始末書の徴收がその過半を占めてゐる。これを累年別にみれば次の如くである。

勞働者災害扶助法違反件數

	昭和十一年	昭和十年	昭和九年
戒告又は始末書の徴收	四、〇二一	四、六六七	四、九九八
處罰	一五二	一三三	一六〇
合計	四、一六三	四、七八九	五、一五八

違反件數を事由別についてみれば救急用具及材料の備付不備なるもの七九〇件、扶助に關する事項の要旨の掲示を怠りたるもの六九三件、死傷報告を怠りたるもの三一八件、扶助報告を怠りたるもの二〇四件、扶助責任保險法適用工事なるに拘らず保險契約を怠りたるもの一七五件、扶助法の適用事業なるに拘らず規定の扶助をなさゞるもの一一〇件、其の他の違反一、四七三件である。

更に各事業別についての違反件數は土木建築工事一、七〇七件（內處罰六三件）にして最も多く貨物積卸の事業九九件（內處罰四三件）之に次ぎ、土石砂鑛採取業八三〇件（內處罰二九件）にして第三位に在り、交通及運輸事業六二七件（內處罰一七件）第四位を占め船舶解體事業に在りては違反事項皆無である。

附　勞働者災害扶助責任保險　昭和十一年（會計年度）中に於ける保險契約工事數は九、六〇四件、これに對する請負金總額は五四一、六一〇、三三二圓、使用勞働者豫定延人員數は八四、三五三、九一八人である。これを前年度に比較すれば契約工事數は一、六〇四件、請負金總額は一六八、四二二、四二九圓、使用勞働者豫定延人員數は二二、〇六九、〇三五人を夫々増加してゐる。

本年度中の概算保險料總額は二、七七八、三一四圓、之に對して保險金として支拂つた總額は一、七九三、〇二四圓でこれを扶助種類別に示せば次の如くである。

保險金扶助種類別保險金額

昭和		休業扶助料	療養費	障害扶助料	遺族扶助料	打切扶助料	合計
	隧道工事	一六一、六二四	二八一、五五四	一二、七七八	五九、九五八	四、八六〇	六一九、七七五
	地下鐵道建設工事	二、一三二	八、三二	七五〇	—	—	二、一〇四
	工作物の破壞工事	三四五	一、二四二	三三〇	—	—	二、二六七

十一年度					
建築工事	一二六、二九三	三一九、九〇四	七〇、一八〇	七六、〇九六	二、一六〇
鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土造家屋建築工事	—	二一三	—	四〇〇	—
橋梁工事	一六、〇六六	三〇、〇九二	九、二一〇	一一、三一〇	六六、六八九
其の他の工事	一〇八、八二三	二三九、七三六	九六、八〇一	七六、九九六	四九七、八四〇
合計	四一五、二八五	八八一、〇六四	二六二、〇三九	二三五、一三〇	九、五〇四
昭和十年度	三八〇、〇七五	七四三、四七〇	一〇〇、六二三	二三〇、八六八	一九、二三四
昭和九年度	二七八、九一四	五六七、七一五	一三五、〇四四	一七一、四六八	一九、二三四

〔備考〕—保險院社會保險局「昭和十一年度勞働者災害扶助責任保險事業年報」による

勞働者災害扶助責任特別會計は本年度に於いては四七、七九一圓の損失を示してゐるが、これは主として保險金支拂の增加に基くものである。

第五節　勞働者災害扶助法施行狀況

（官業—昭和十一年）

事業數及勞働者數　官業における事業數は各省事業單位の採り方を異にしてゐるので事業數及び規模別による事業數を擧げ得ない。昭和十一年度末現在の適用事業に於ける勞働者總數は三四七、〇四四人で前年度に比し一、一五三人（三・三%）の增加を示してゐる。而してこの增加數は十六歲以上の男子勞働者の增加のその他の男女勞働者の減少を相殺せる數である。

官業勞働者數

	總數	前年との比較（△減）	內、男	前年との比較（△減）
	人		人	
內務省	三七、一三	△八、七五四	三三、六一七	△六、四八六
大藏省	一〇二	二	一〇一	二
陸軍省	七、一九一	△六、四八六	五、四一六	△五、一四〇
海軍省	五、四八一	△三〇四	五、一四〇	△一、五七二
農林省	一四七、五五九	△一、五七二	一三〇、六三一	四、六三七
遞信省	一四、六九五	四、六三七	一四、六九五	一三、六三〇
鐵道省	一三四、八九四	一三、六三〇	一三〇、五四七	一、一五三
合計	三四七、〇四四	一、一五三	三一〇、一四七	

〔備考〕—厚生省勞働局「昭和十一年度勞働者災害扶助年報」による。

扶助　扶助總件數は一一、四四件（この內最大のものは鐵道省關係の五、九九九件、內務省關係の二、七三五件である）

その金額七五三、六四二圓（鐵道省關係四五九、六二三圓、内務省關係一三一、八八四圓）であつて、前年度に比し件數は三〇二件の減少、金額は五二、九二二圓の増加を示した。その外年金制扶助が一、〇四八件（内新規扶助一四七件）、七七、四五一圓（五四、六七三圓）ある。

扶助件數及金額

（件數合計）

治癒したる者	療養費のみを受けたる者	三、六六〇	七五三、六四二圓
	療養費及休業扶助料を受けたる者	六、一五七	三七〇、八八〇
	障害を残さざりし者	二九七	二三六、五四〇
	障害を残したる者	二六七	五一、六三七
治癒せざりしもの	死亡者	一	七三、〇七〇
	扶助を打切られたる者	一、〇五一	一七、〇六三
	翌年へ繰越の者	二、四四四	四、四六二
合計			

（金額合計）

昭和十一年度合計

内譯 療養費	三七〇、八八〇
休業扶助料	二三六、五四〇
障害扶助料	五一、六三七
遺族扶助料	七三、〇七〇
葬祭料	一七、〇六三
打切扶助料	四、四六二

昭和十年度合計

〔備考〕―前表に同じ。

第六節　工場勞働者最低年齢法施行狀況

（昭和十一年）――工場法・鑛業法

適用事業を除く

工場法適用工場に於ける工業勞働者最低年齢法違反は卷末の勞働保護法規違反統計の示す通りである。（鑛山に於ける昭和十一年度右違反統計は未發表）工場法適用工場及び鑛山以外の事業はその數が多く、特に狹義の工業では全部小規模經營のものが多いのであるから、最低年齢法に關する取締の必要が最も多いにも拘はらず、十分にそれが行はれてゐない狀態にある。跛行景氣以來弱小資本の經營の簇出をみたが、景氣の浸透と共に勞働者は益々大經營に吸收され小經營に於ては勞働者雇傭難に陷つた結果、昭和十年には最低年齢法の違反特に實質的違反（第二條違反）は驚くべきほど増加した。併し昭和十一年度は次の如く稍々減少して同法第二條（十四歳未滿の者の使用禁止）違反五二五件、第三條（十六歳未滿の者に關する名簿の備附）違反一、五六〇件となつてゐる。これを前年度に比すれば前者に於いて二六・九％、後者に於いて八一・四％の減少であるが、後者の減少率の大なることゝ共に前者の減少率の小なることが注目に値しやう。なほこ

の減少に就いて昭和十一年「工場監督年報」は次の如く云つてゐる、――

「工場勞働者最低年齢法は其の適用範圍廣汎なると、經費及之が施行に當る職員の不足により、之が監督取締には相當困難なる事情存したると雖も地方廳に在りては克く工場監督官吏及警察官吏を督勵し、工場事業場臨檢の際は勿論、警察官吏による戸口調査等の機會を努めて利用し指導取締に當らしむると共に他面機會ある毎に事業主に對し本法趣旨の周知徹底を圖り本法に牴觸するが如き年少勞働者の使用防止に努めたると近來事業主に於ても年少者の使傭に當りては先づ尋常小學校の卒業の事實を確認したる上之を使用するの傾向を示すに至れると、一面時世の進運に伴ふ父兄の覺醒、義務教育普及し來れるにも因り逐年勞働者の需要增加し來りつゝあるにも不拘、違反事實は漸次減少を見るに至れり」と。

業種別工業勞働者最低年齢法違反件數

第二條違反

	戒告	告發	内處罰
第一條第一號（鑛物採取）の事業〔鑛業法適用事業を除く〕	七	四	一
第一條第二號（第一號、第三號乃至第五號以外）の工業〔工場法適用工場を除く〕	三八九	四一	九
第一條第三號（土木建築）の事業	三五	一	一

第三條違反

	戒告	告發	内處罰
第一條第一號（鑛物採取）の事業〔鑛業法適用事業を除く〕	二七	一三	一
第一條第二號（第一號、第三號乃至第五號以外）の工業〔工場法適用工場を除く〕	一、三五七	九二	二五
第一條第三號（土木建築）の事業	四六	九	二

	戒告	告發	内處罰
計	二三	一七	一
計	一、七四六	一三三	四四
計	八一	九	二

工業勞働者最低年齢法違反累年件數

	第二條違反	第三條違反	計
昭和八年	四二九（二八）	二、一三〇（二一）	二、五五九（四九）
同九年	二四八（二〇）	二、〇三一（三九）	二、二七九（五九）
同十年	七一九（二五）	三、〇二〇（四五）	三、七三九（七〇）
同十一年	五三五（二〇）	一、五六〇（二七）	二、〇八五（四七）

〔備考〕―昭和十一年「工場監督年報」に據る。右數字は戒告件數と違反件數の合計、なほ括弧内はその中處罰件數を示す。

違反件數を業種別に見れば、第一條第二項に該當する狹義の工場最も多く總數の九〇％强を占めてゐる。又之を地方別にみれば第二條違反に就ては北海道（戒告二三二、告發一）、東京（戒告五六）、福岡（戒告五五）、福島（戒告二六）、兵庫（戒告二三、告發五）、大阪（戒告二一、告發三）、京都（戒告二〇、告發二）が多く、第三條違反に就ては東京（戒告九三五）、京都（戒告九〇、告發七）、兵庫（戒告六一、告發一九）、大阪（戒告五七、告發三）、福岡（戒告五一）が多かつた。

第一條第四號（運輸）の事業	三八			五〇	
第一條第五號（貨物積卸）の事業	二			一五	
合計	四八〇	四五	一〇	一、四四六	一四

〔備考〕―前表に同じ。

第七節　勞働者募集取締狀況（昭和十一年）

勞働者募集取締令第四條によつて許可をうけた工場鑛山等の勞働者募集從事者は昭和十一年末一六、六八七人であるが十一年中の同令違反件數は一、〇四四件（前年に比し八八件減少）でその內譯は戒告四五〇件、處罰五九四件となつてゐる。違反中の主なるものは、募集從事者の許可を受けずして募集に從事したるもの（二七八件內處罰二三七件）、應募者の出發屆出又は其の變更屆出を怠りたるもの（二五五件內處罰一二四件）募集着手屆を怠り又は同上屆出事項に虛僞の記載を爲したるもの（一一五件內處罰八三件）であつて例年と異らない。その外募集を强要したるもの（一九件）の如き惡質の違反が未だに跡を絕たない狀態にあるのは遺憾である。違反件數を業種別にみれば次の如くである。

勞働者募集取締令違反件數調

	戒告	處罰	計
昭和八年	三七八	三三	六〇〇
同　九年	三五〇	四六〇	八一〇
同　十年	五三一	六一一	一、一三二
同　十一年	四五〇	五九四	一、〇四四
內譯 製絲業	一九〇	一〇二	二九二
紡績業	一七六	二九六	四七二
織物業	四三	一〇四	一四七
其の他の染織工場	―	二	二
染織工場以外の工場	五	三	二七
土木建築業	四	三九	四三
鑛業及砂鑛業	二六	一八	四四
其の他の事業	六	一一	一七

第二章　勞働保險施設

一般勞働者並に庶民階級に對する保險制度としては現在、簡易保險、小兒保險、郵便年金、健康保險、退職手當制度がある。併し簡易保險、小兒保險、郵便年金は官營の保險事業であつて、社會政策と云つても全く個人主義的自助制度を國家が經營するもので、その社會的性質は非常に稀薄であるからこゝではこれに觸れないことゝする。社會保險として特た

に說明を要するものは第一に健康保險制度であり、第二に退職手當制度である。

健康保險制度は實施十有餘年(昭和二年より施行)にして漸くその實績が明瞭となつて來てゐる點に於いて重要である。昭和十年度からその適用の範圍が擴張されたが、勞働者の健康狀態、その疾病に對する抵抗力の弱いこと等から考へると未だ健康保險の適用範圍が非常に狹いといふ點が問題となるであらう。即ち土木建築勞働者、商店員、小額俸給生活者等にも健康保險を擴大すべきではないかといふ問題である。更にこれらに比して特に健康保險が必要だとせられるのは農民であらう。けだし農民は數に於いて國民の半數にも及ぶが、その經濟力が極めて貧弱だからである。そこで當局は「國民健康保險制度」によつて農村の醫療制度を完備しやうとした。これに就ては第三篇農村社會政策の項を見よ。

退職手當制度は多くの困難を突破して昭和十二年一月一日より實施されてゐるが元々本制度が勞働保險の一種か、さうでない特別の社會政策かといふことには疑問があらう。併しその成立の由來に就いて考へれば、これは失業保險に代るものとして生れたのであり、又將來はさういふ保險制度に發展しさうにも考へられるので、こゝでは便宜上これを一種の勞働保險として本章で取扱ふことゝしやう。

船員健康保險及び職員健康保險は嘗つて一度び話題に上つたが、當局はこれを放棄したのではなくし目下調査研究中であると傳へられた。

なほ厚生省の新設（昭和十三年一月）以後社會保險行政は厚生省の外院たる保險院の管轄するところとなつたことを附記しておく。

第一節　健康保險

現行健康保險によれば工場法適用工場、鑛業法適用事業、その他常時使用勞働者五人以上の事業に使用される者は强制的に被保險者となり、その他の事業においては使用者は事業主の任意によつて包括的に被保險者となる（たゞしこゝにいふ事業とは農業、漁業、商業、海運業を含まない）。この兩種の被保險者が一定の資格を具へた場合には受給資格喪失後も所定の手續によつて引續き百八十日間任意繼續被保險者たりうる。なほ臨時雇および報酬年額千二百圓を超える職員は强制被保險者とならない。また官吏、官吏待遇者および特定の官業共濟組合員は健康保險の適用を受けない。

被保險者が一定數以上の場合には健康保險組合が保險者となる。その他の場合には政府が保險者となつて、地方廳健康保險課がその事務を掌る。兩者の監督機關として社會局保險部がある。

健康保險の事故は業務上であると否とを問はず被保險者の疾病、負傷、分娩および死亡である。從つて保險給付も傷病に關する給付、（療養給付および療養のため勞務不能となつた場合の傷病手當金）、

分娩に關する給付（分娩費および出産手當金）および死亡に關する給付（埋葬料または埋葬費）に分けることができる。療養の給付は原則として實際の治療看護であるが、特殊の場合にはその代りに療養費を支給しうる。

健康保險の費用は被保險者、事業主および國家が之を分擔する。被保險者（任意繼續被保險者を除く）は報酬の百分の三以下の保險料を負擔し、事業主は普通それと同額の保險料を負擔する。たゞし事業の危險が多い場合もしくは被保險者の報酬が少額の場合および健康保險組合管掌の場合には事業主の負擔保險料を增加することができ、また被保險者の報酬の三分の一以上を越えて保險料を徴收する必要がある場合にはその超過部分は事業主の負擔となる。任意繼續被保險者は兩者を合して保險料全額を負擔する。國家は政府管掌の健康保險に對しては豫算の定める金額を負擔し、健康保險組合管掌の健康保險に對しては被保險者一人につき一年平均二圓を超えない範圍内において給付費用の十分の一を負擔する。

健康保險課長、同出張所長事務打合會議　六月十四、十五日の兩日に亘り内務省に開催、指示事項、注意事項、聽取事項次の如し。

指示事項――一、健康保險事務の簡捷改善に關する件一、健康保險の診療契約締結の條件たる改善事項の實施に關する件一、健康保險法施行規則第六十六條の三の保險醫の監査に關する件一、地方醫師會に於ける診療報酬の審査に關する件一、健康保險組合の實施指導監督に關する件一、勞働者災害扶助責任保險に關する件

注意事項――一、事務監査の勵行に關する件一、健康保險臺帳に關する件一、被保險者受診の心得の周知徹底方に關する件一保健施設の實施に關する件

聽取事項――一、健康保險に關する第一線の行政事務改善意見

社會局健康保險相談所の設置　内務省社會局においては本年三月十日より政府の管掌する健康保險の被保險者の健康保持に關する施設を分掌せしむるため健康保險相談所（東京）同支部（大阪）を設置することゝなり、社會局分課規定を改正し、同日より之を施行した。而して同相談所において取扱ふ事項（健康上の相談、其他九事項）及其取扱手續等は社會局健康相談所規程を以て規定されてゐる。なほ本規程により相談所において取扱ふ事項はすべて無料である。

因に右相談所は昭和十三年一月厚生省の新設に伴ひ、同省の外院たる保險院の社會保險局の主管するところとなり、その名稱も社會保險局健康相談所と改められた。

健康保險協會の創立　健康保險法は本年實施十週年を迎へ今後益々擴充せらるべき使命を有するものであるが、かくの如く將來發展すべき健康保險法の圓滿なる遂行就中保健施設の普及發達に關し外部より協力援助すべき有力なる團體の出現は多年各方面より要望期待せられてゐたのである。こゝにおいて社會局保險部は健康保健協會の設置を企圖し、本年九月之が創立をみた。本協會の目的はその創立事情よりみても

明かなる如く、「政府の管掌する健康保險の被保險者其の他小額所得者の福利を增進し社會保險の普及發達に資する施設をなす」（同寄附行爲第二條）にある。またその事業は右政府管掌健康保險の被保險者其の他小額所得者の健康保持增進上必要なる施設、社會保險の普及發達に資する施設及研究、政府管掌健康保險事業の圓滑なる遂行上必要なる施設等である。理事は清水玄、松原久人、古瀨安俊の三氏である。因に本協會の設立は昨年設立をみた健康保險組合聯合會と相俟つて健康保險事業の圓滿遂行に貢獻すべく期待されてゐる。

實施成績　以下は厚生省保險院「昭和十一年度健康保險事業要覽」による昭和十一年度（自昭和十一年四月至同十二年三月）の成績である。

一、健康保險組合

昭和十年度末三七〇組合に對し、十一年度末に於ては三七九（內新設一五、分割成立一、合併成立一、合併消滅七、解散消滅一）に增加してゐる。これを業態別にみれば染織工場所屬組合の數が最も多く總組合數の約三割を占めてゐるが前年末に比して五組合を減少してゐる。これに反し機械器具工場及石炭山はその組合を增設してゐるのは注目に値する。

二、被保險者

昭和十年度から健康保險法適用範圍が擴張された結果、同年末の被保險者數は昭和九年末に比して一躍約三五%を增加した。昭和十一年度末は三、四五一、四七〇人で前年末に比し更に增加を示してゐる。

健康保險被保險者數

	昭和十一年度末 人	昭和十年度末 人
政府管掌		
強制被保險者	二、三四六、六三七	二、〇九六、六五七
任意包括被保險者	二、三四一、八六三	二、〇九二、六九七
任意繼續被保險者	四、六五二	三、七七四
（右工場事業場及事業數）	一三一	一八六
組合管掌	（二三三、六〇五）	（二一三、七一九）
強制被保險者	一、一〇四、八三三	九四七、二七七
任意包括被保險者	一、〇八一、六八五	九三三、九五三
（右工場事業場及事業數）	二三、一四八	一三、三三四
總數	三、四五一、四七〇	三、〇四三、九三四

〔備考〕—右の內職員たる被保險者は昭和十年度、政府管掌分五七、一八八人、組合管掌分四六、二六四人、昭和十一年度政府管掌分六二、七三七人、組合管掌分五八、八八〇人である。

三、給付件數並其の費用額

保險給付の總件數は昭和十一年度一〇、八四八、四二九件その費用總額四五、八八二、七四二圓であつて、被保保險者一人當三・二三八件、一三圓六九錢二厘となつてゐる。

健康保險給付

政府管掌の分

	昭和十一年度		昭和十年度	
	件數	費用額	件數	費用額
傷病に關する給付	六、六一五、七九七	二五、一四六、七五五	五、七四二、二八四	二三、一九一、二八九
死亡に關する給付	一六、五五八	五九八、八九〇	一四、二三〇	五一四、八六一
分娩に關する給付	一二一、五〇七	一、一三三、五一五	一二二、五五五	一、一〇八、六〇七
計	六、七四三、八六二	二六、八六八、一六〇	五、八六九、〇六九	二四、八一四、七六六
被保險者一人年當	三・〇〇二	一一・一六二	二・九〇二	一二・二六六

組合管掌の分

	昭和十一年度		昭和十年度	
	件數	費用額	件數	費用額
傷病に關する給付	四、〇八一、九九三	一八、四三一、〇三四	三、七二一、三〇七	一六、二四八、七九〇
死亡に關する給付	七、二九二	三四〇、〇二一	六、六〇四	三〇七、六〇〇
分娩に關する給付	一五、二八二	二四三、五二七	一五、七七二	二六二、三五〇
計	四、一〇四、五六七	一九、〇一四、五八二	三、七四三、六八三	一六、八一八、七〇〇
被保險者一人年當	三・七一五	一七・二〇九	三・九五一	一七・七五四

總數

	昭和十一年度		昭和十年度	
	件數	費用額	件數	費用額
傷病に關する給付	一〇、六九七、七九〇	四三、五七七、七八九	九、四六三、五九一	三九、四四〇、〇八八
死亡に關する給付	二三、八五〇	九三八、九一一	二〇、八三四	八二二、五二一
分娩に關する給付	一二六、七八九	一、三六六、〇四二	一二八、三二七	一、三七〇、九三七
總計	一〇、八四八、四二九	四五、八八二、七四二	九、六一二、七五二	四一、六三三、五四六

被保險者一人年當平均　三・二三八　一三・六九二　三・二三五　一四・〇一七

傷病に因する給付並に死亡に關する給付を業務上のものと業務外とに分けてみると昭和十一年度に於ては、業務上の事故による給付件數が總件數の九・六%となり十年度の九・一%に比して增加を示してをり、工場事故增加の折柄注目に値する。

傷病死亡に關する給付の原因

	昭和十一年度	昭和十年度
業務上	九四二、九八四	七八〇、〇九九
業務外	八、八四七、五六九	七、八三八、七九二
總數	九、七九〇、五五三	八、六一八、八九一

なほ療養の給付は期間三日以下（總件數の二九・四%）、七日以下（二八・九%）のもの最も多く、傷病手當金の支給は七日以下（支給總件數の二三・一%）、十五日以下（二二・八%）のものが最も多い。病氣の種類別では消化器の疾患（三〇・三%）が第一位にある。傷病者の經過をみれば次の如くである。

轉歸別療養給付件數

	昭和十一年度	昭和十年度
治癒したるもの	九、〇三五、五一三	七、九五九、四三四
死亡したるもの	一八、一二三	一五、三八七
治癒せざるも制限期間を超えたるにより給付中止のもの	三九、六六八	三三、五五八

其他の事由により給付中止のもの	三三三、九四九	二九三、三一七
未だ治癒せざるもの	三六三、三〇一	三一八、一九五
總數	九、七九〇、五五三	八、六一八、八九一

四、費用の負擔

政府管掌の保險料率は石炭の試掘、採掘及び之に附屬する事業に使用せらるゝ被保險者に關しては報酬日額一圓に付八錢（事業主負擔五錢、被保險者負擔三錢）、其の他の被保險者に關しては報酬日額一圓に付四錢（兩者等額負擔）であつてその收入保險料總額は三二、六八三、六二七圓である。

健康保險組合が管掌する保險に於ては保險料率と負擔とは組合によつて次のやうに異つてゐる。その收入保險料總額は二〇、八〇五、九一六圓である。

保險料率及負擔割合別健康保險組合數

事業主負擔割合	保險料率 三錢以下	四錢以下	五錢以下	六錢以下	七錢以下	八錢以下	八錢を超えるもの	計
二分の一	三七	一六四	三	一	一	—	—	二一五
二分の一を超えるもの	一六	四七	四一	一七	一八	二〇	五	一六四
總數	五三	二一	一一	一八	一九	二〇	五	三七九

〔備考〕—保險料率は被保險者報酬日額一日に對する金額である。

事業主負擔が二分の一を超える組合を業態別にみれば、染織工場三五、機械及器具工場三〇、化學工場一〇、飲食物工場八、雜工場一、金屬山一八、石炭山五二、其の他の非金屬山一、金屬精錬工場二、其の他の事業七である。

國庫負擔金は政府管掌の分一、六七六、六七〇圓、健康保險組合管掌の分一、九一〇、四九六圓、被保險者一人當り前者七一錢、後者一圓七三錢の割合となる。この一人當りの國庫補助は累年減少の傾向にあり特に政府管掌の分に於いて著しい。

五、醫療組織

政府管掌の分　政府管掌健康保險の被保險者の一般醫療については日本醫師會と被保險者一人年額七圓五四錢四厘六毛の割合により所謂人額式請負の方法に依り契約を爲し猶危險多き炭鑛被保險者に對しては炭鑛被保險者一人二圓の割合に於て診療報酬を補助してゐる。猶以上の外官公立病院に所謂定額式勤勞報酬の方法に依り診療を委囑してゐる。又齒科醫については被保險者一人年額八四錢の割合に依り所謂人頭式請負の方法により契約を締結し、處方箋による藥劑の支給については日本藥劑師會と所謂人頭式勤勞報酬の方法により契約を締結してゐる。

政府管掌健康保險の醫療機關（昭和十一年度末）

保險醫師	三、六〇〇人
保險齒科醫師	三、六〇八
保險藥劑師	七、〇七七

保険産婆	三、九三三	
官公立病院	五五病院	

組合管掌の分　健康保険組合に於ける醫療組織は次の如くである。

醫療組織別健康組合數（昭和十一年度末）

	一般醫療	齒科醫療
主として囑託醫によるもの	五七	五五
主として事業主經營の診療機關によるもの	一九七	三
主として組合經營の診療機關によるもの	三三	二
官公立病院と契約せるもの	一一九	—
醫師會又は齒科醫師會と契約したるもの	三五四	二九五

〔健考〕—本表の組合數と年度末現在の組合數と符合しないのは一組合で二以上の醫療機關と契約あるものは組合數を二以上として計算したるによる。

六　保健施設

昭和十一年度内に於て政府が實施した保健施設としては、例年の如く講演會、活動寫眞映寫、運動競技會、體育講習會、健康診斷等であつた。健康相談所に於いて著しい利用率を示したのは依然として太陽燈照射であつた。

七　收支概況

一、政府管掌の分

收入	圓
健康保険收入	三三、二八七、一六六
内保険料	三三、六八三、六二七
一般會計より繰入	一、六九六、六七〇
計	三四、九八三、八三六

支出	圓
俸給	七六三、〇九四
事務費	一、六八六、九四四
保険給付費	二六、八六八、一六〇
保険施設費	六〇〇、〇二八
諸支出金	六七、六八七
恩給負擔金	一六、一七〇
一般會計へ繰入	一七四、五〇〇
計	三〇、一七六、五八三
積立金繰入	四、八〇七、二五三

二、健康保険組合管掌の分

收入	圓
保険料	二〇、八〇五、九一六
其の他	五、三〇一、四〇二
計	二六、一〇七、三一八

支出	圓
保険給付費	一九、一六九、六四七
保険施設費	九五〇、六一二
事務費	一、〇四六、九七六
其の他	四二五、六一八
計	二一、五九二、八五三
積立金繰入	一、七六二、二五四
繰越金	二、七四七、八九五

前年度に比し政府管掌の分に於ては積立金繰入は一、二八〇、四八五圓の増加、組合管掌の分に於ては積立金繰入は三三一、四八七圓、次年度繰越金は四六七、三七七圓のいづれも増加である。

第二節　退職積立金及退職手當

退職積立金及退職手當法は我國における劃期的な社會立法であり、昭和十二年一月一日より實施されてゐる。尤も本法は原案の發表（昭和十年六月）以來紛糾に紛糾を重ね、その都度後退を餘儀なくされて漸く制定されたものであることを注意しなければならない。即ち本法は換骨奪胎されたのであるが、その最大缺陷は何と云つても適用範圍の狹いことであらう。本制度の適用範圍は工場法、鑛業法の適用を受くる事業にして常時五十人以上の勞働者を使用するものに限られてゐるから（適用事業數は工場八%、鑛山二五%、勞働者數は工場六二%、鑛山九一%）交通、運輸、土木建築等の勞働者及び小經營の勞働者は本制度に均霑し得ないのである。元々大規模經營の工場、鑛山の多くは本制度實施前既に慣行的にこれを實施してゐたのであるから、本制度の必要は寧ろ小經營において大であつたと云はなければならない。而かも小經營はその基礎の薄弱であることよりして退職手當制度の必要は更に倍加されるのである。かくの如く最も本制度の適用が要請される小經營をその適用範圍から除外したことは本制度の一大缺陷と云ふべきであらう。

なほ本制度についての詳細は本年鑑前年度版に之を讓り、こゝではその施行狀況の概略をみることゝしやう。昭和十二年六月末現在に於ける適用事業數は工場、鑛山を通じて約七、六〇〇、適用勞働者數は約一、九二二、五〇〇名である。その內法第十六條及十七條の原則によつて退職手當積立金を爲す事業は約四、四〇〇、法第三十條の準備積立金制度によるものは約三、二〇〇で適用事業數の約四割を占めてゐる。なほ當局は本法の施行が事業の經營に重大なる影響を有するとなし、その運用に就ては特に意を用ひ事業主の指導に努め且つ出來る限り取扱の便宜を圖つたから、その實施經過は施行以來圓滿であると傳へられてゐる。

第三章　福利施設

我國に於ける工場の福利施設は當初近代的產業として登場せる紡績工場に於いて事業主の溫情主義、場合によつては打算的な足留策により他鄉たる就勞地に出稼せる女工に娛樂、慰安等を與へる方法として行はれたものであるが、その後漸次產業の發達と共に他種の工場に於いても行はれるに至つた。併しその基調は依然溫情主義に立脚するものが多いやうであつて、事業主の理解による自主的なものは寧ろ例外的であつたやうである。このことは昭和十、十一兩年に亘る有名な退職手當法制化問題に對する事業主團體の反對理由に徵しても明らかである。又同問題を契機として事業主側は福利施

設の向上充實を宣傳したが、それにも拘はらずその改善は概して極めて遲々たるものにすぎないやうである。たとへ福利施設の改善が行はれたにしても、それは主として大工場に限られ小規模工場に於ては福利施設としてみるべきものは殆どないやうである。この點に就いては昭和十一年「工場監督年報」も次の如く云つてゐる、――「福利施設の狀況を概觀するに大規模工場に於ては其の實績大いに見るべきものありと雖も、中小工場に在りては經費其の他の關係上普及狀況尙十分ならざるものゝ如し」と。

ところで昭和十二年に於ては支那事變を契機として勞働力の維持培養が當面喫急事として要請されるに至つたのであるが、これに就いては勞働保護法規の充實の外に、諸種の施設福利を充實向上せしめることが最も肝要なことであるとされるに至つた。更に事變の進展に伴ふ勞資一體精神の强調及び勞働生活の緊縮も自ら福利施設の擴充を要請するものがあつた。かくの如く戰時下に於いて福利施設の必要が强調される事情にある爲め、從來單に後援的役割をなすに過ぎなかつた政府當局は玆に積極的にその助長奬勵に當ることゝなり、厚生省の設置と同時に勞働局勞務課に「勞働者の福利に關する事項」を新たに所管事項として加へるに至つた。かくしていまや福利施設は國策として採用されるに至つたのであるか、昭和十二年中に於ては福利施設の擴充として特に注目すべきものは僅かに物價騰貴手當と應召者待遇改善位のものであつて、他の諸種の福利施設には特にみるべきものがなかつたやうである。併し恐らく來年度には福利施設も國策として採上げられたことであるから擴充の途を辿ることであらう。

一般に福利施設としては退職手當制度、榮養施設、教養施設、體育施設、慰安施設等がその主要なるものであるが、こゝでは本年特に注目すべきものとして前記物價騰貴手當及び應召者待遇改善施設をみることゝしやう。

1　物價騰貴手當

警視廳管下に於ける職工五十人以上使用工場數は九六七であるが、その中今次の物價騰貴に對し賃金の增額又は賃金の補給施設をなした工場數は一九八（中二三は近き將來に實施）で全工場の約二〇％に當つてゐる。これを業態別にみれば次の如く、機械器具工場が最も多く施設工場數の六〇％を占めてゐる。（なほ同調査の日時は明瞭ではないが昭和十一年十一月末より同十二年三月末までの間であることは諸種の事情より推して確かである）

	工場數	施設工場數			
		增額	增額並に補給	補給	計
染織	九四	二	三	六	二〇
機械器具	四八六	八三	八	二九	一二九
化學	一七七	三〇	二	七	九

飲食物	三五	八	—	一	九	二、八六〇
雜	一六九	一八	二	一	二	四八二
特別	六	—	—	—	—	一、七三一
計	九六七	一三九	一五	四四	一九八	—

〔備考〕—本表は福田清作氏「警視廳管下五十人以上使用工場に於ける物價騰貴對處事情」（「產業福利」第十二卷、第四號所載）に據る。以下同樣。

なほ右賃金增額又は補給施設をなしたる以外の工場に於ける狀況をみるに次の如くである。

	增額・補給	考究中	用意あり	現狀維持	對處困難	施設なし	計
染織	二〇	一七	—	二	—	五五	九四
機械器具	一一九	五七	八	一六	七	二七九	四八六
化學	二九	二	一	五	二	一一九	一七七
飲食物	九	五	一	—	—	二〇	三五
雜	二一	一八	一	—	—	一三九	一六九
特別	—	—	—	—	—	六	六
計	一九八	一二八	二	二三	九	六〇八	九六七

次にこれ等施設工場の職工數をみるに次の如く五十人以上使用工場に於ける職工總數の約二割が賃金の增額又は補給に與つてゐる。

	職工總數	施設工場の職工數	（同上中男）
染織	二六、四六八	六、五七九	一、二八一
機械器具	九三、五三八	二一、三九六	一八、六六四
化學	三三、四二四	三、七一八	二、四五〇
飲食物	二五、一四〇	一、一三七	四八二
雜	一、四五〇	二、四五〇	一、七三一
特別	八二七	—	—
計	一三七、一一五	三五、四三六	二五、〇一八

〔備考〕—右施設工場の職工數の中實際に物價騰貴手當に與つたもの（主として賃金增額）は左記の如き事由により稍々少數であることを附記しなければならない、——

（イ）常傭工（請負制度と常傭制度を併用せる工場の常傭工の日收は一般的に請負工に比し低額なり）のみに限定せるものあり　（ロ）低額日給者のみに限定せるものあり　（ハ）男子のみに限定せるものあり　（ニ）成績を考慮に入れ、更に一定限度の勤續期間に達せざるものは除外せるものあり　（ホ）昇給期に際し增額されたるも昇給せざるものあり。

更に賃金增額或は賃金補給の程度に就いて多數の中から若干の例を拔萃してみるに次の如くである。（甲は五〇—一〇〇人、乙は一〇〇—五〇〇人、丙は五〇〇人—一、〇〇〇人）

（一）賃金增額の實例概要

染鐵工場（實例十四）

甲　下級者二八名に對し五錢乃至十五錢

甲　定期昇給を一ケ月繰上、增額は一割見當

乙　全員に對し日給の一割

乙　妻帶職工の初任給一圓五十錢を一圓六十錢に、中等學校出身

者初任給一圓二十錢を一圓三十錢に、徒弟全員退職積立金額以上を増給

丙　初給男五錢、女三錢、從來の從業員には平均五%

丙　昭和十一年十二月二十四日附五分乃至一割の臨時昇給

丁　定期昇給六ケ月乃至一ケ年毎を早むると共に更に二錢乃至八錢を男女工一齊に臨時増給、役付工（月給者）は之を三月に實施の豫定

機械器具工場（實例九三）

甲　昭和十二年一月一日より全員に最低五錢より最高五十錢、平均七分四厘

甲　昭和十一年末定期昇給の外全員に對し五分

甲　賃金の一割

乙　從來の増額は平均一錢位なりしを今期特に二錢五厘の増額とした、臨時工より常傭となる時は五錢の増額をなす

乙　昭和十二年一月より定額日給の四%増額

乙　昭和十二年一月二十日より平均二錢

化學工場（實例二八）

甲　從來の日給に對し約一割二分强

甲　昭和十二年一月一日より全員に對し日給五錢

乙　最低三錢より最高十錢

乙　昭和十二年一月分より實施、一割前後

乙　昭和十一年十二月より全員に對し平均日給十錢増給、この率は約五%に當る

飲食物工場（實例八）

甲　毎年三月の定期昇給を昭和十一年十二月一日に繰上げ平均四錢

乙　男子五錢女子三錢、昭和十二年一月一日實施

雜工場（實例一八）

甲　昭和十二年一月四日より全員に五錢乃至十五錢、從來の日給の約八分に相當す

甲　昭和十二年一月以降全員に對し百分の二

甲　二錢乃至十錢、定期昇給なるも物價騰貴を考慮した

乙　昭和十二年一月一日附を以て五錢乃至二十錢、但し常傭工に對しては工賃の一割内外して平素の成績を考慮せり、請負工の値上を實施す

（二）賃金補給の實例概要

染織工場（實例一一）

甲　成績良好なる者に對し一割前後の割増をなす

乙　昭和十二年一月以降日給者には三錢乃至十五錢、月給者には五圓乃至十圓、永續の豫定

機械器具工場（實例三一）

甲　職工各自の生活狀態を斟酌して妥當と認めたる者にのみ支給、最高二圓最低八十錢の月額にして暫定的

甲　昭和十二年一月分より當分の間百分の二程度支給

甲　臨時手當　勤務成績により一日五錢乃至十五錢、日給の五分程度に當る。昭和十二年一月分より暫定的

乙　手當、常傭工臨時工の別なく支給、但し遲刻早退者には支給せず、男工出勤一日に付七錢、女工四錢、暫定的

乙　物價騰貴による分增、實働日收の一割乃至二割、暫定

乙　臨時手當　定則時間勤務者に限り支給　普通工一日に付十五錢、保護職工一日に付十錢、永續

化學工場（實例五）

甲　臨時手當　終日作業に限り一日に付五錢乃至十錢、昭和十二年二月一日より同年七月迄の期間とし以後は時の情勢に依り繼續か否かを定む

雜工場（實例三）

甲　臨時手當　昭和十二年二月一日より當分の間、一ヶ月二十五日以上出勤者には三日分、二十日以上二十五日迄の出勤者には二日分、十五日以上二十日迄の出勤者には一日分、十五日以下の者には支給せず

次に右物價騰貴手當が何時頃から行はれてゐるかをみるに次の如く大部分は昭和十二年に入つてからである。

物價騰貴手當施行年度別工場數

	增額 十二年	增額 十三年	增額並補給 十一年	增額並補給 十三年	補給 十一年	補給 十三年	計 十一年	計 十三年
染織	四	七	—	三	—	六	四	一六
機械器具	一七	六五	四	四	一	二九	二一	九八
化學	五	一五	—	二	—	七	五	二四
飲食物	三	五	—	—	—	一	三	六
雜	一	一七	二	—	一	—	一	二〇
特別	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三〇	一〇九	四	二	一	四	三四	一六四

〔備考〕—十一年度に於けるものの大部分は同年十二月末であり、十二年度に於ける大部分は同年一月である。

2　支那事變應召職工待遇施設

警視廳管下常時五十人以上の職工を使用する工場につき事變應召職工の待遇狀況（昭和十二年七月末調査）をみるに次の如く、調査工場八六二のうち右待遇施設を有するものは五八〇でその六七%に當る。それ等五八〇工場について待遇狀況をみるに雇傭關係に於いては現職又は休職とするもの最も多く、手當關係に於ては減額（半額）支給が最も多い。左表參照。

事變應召職工處遇調（昭和十二年七月末現在）

	染織	機械器具	化學	飲食物	雜	特別	計
調査工場數	七九	四四八	一五九	三三	一三五	八	八六二
該當工場數	四七	三〇九	一〇六	二七	八三	八	五八〇
雇傭關係 現職又は休職歸還後復職を條件として除籍	四二	二七六	九〇	二六	六九	八	五二一
雇傭關係 除籍	四	三三	一六	一	一四	—	六八
雇傭關係 計	一	—	—	—	—	—	一
休業 應召中全期間全日給支給	三	一〇	五	一〇	七	五	四〇
休業 一定期間全額其後減額支給	一三	三四	二五	四	五	—	八〇
休業 減額支給十分六以上（遞減を含む）	七	一四四	一八	四	三	一	一九六

手當關係								
給支を當手	同　十分五(同)	一	五四	二七	二	二三	二	一一九
	同　十分五未滿(同)	六	二一	一三	一	六		四七
	合計	三九	二六三	八八	二一	六三	八	四八二
	右の内家族數により額を區別然らず	二八	二〇一	七三	一四	五三	八	三七七
一時手當給支	單一に額を支給表	五十圓未滿	二〇	六七	三四	四	一八	一四三
	金額は定額	五十圓以上百圓未滿	二	二	五		三	五	三六
	日給十四日分未滿を給支し十四日以上一ヶ月以上二ヶ月以上基礎金額を給定し一時給支	日給十四日分未滿		五	二	一		二	一〇
		十四日以上一ヶ月以上		八	七		六	二一	
		一ヶ月以上二ヶ月以上	二	六	二		六	一七	
		二ヶ月以上		一	一			三	
	合計		二四	一〇八	五一	六	六三五	六三〇	
全然無手當			一	三	一	一	一	六	
其他	共濟組合等による特別計畫遺族等に對して特別待遇方法を爲す		二	五七	三	七	二	一	二〇一

支那事變應召者取扱事例

(一)　關東方面（關東產聯調査）

男子勞務者現員	兵籍關係者數	現役入營充員召集徵發の場合の取扱	社員勞務者	餞別	應召中の給與	家族に對する待遇	其他
六、〇〇〇	三、六〇〇	在籍の儘勤續年數控除	（社員は休職）三〇圓		最初六ヶ月全額以後六ヶ月間日給半額、但期間延長支給額を增加することあるべし	家族一人に付月五圓給與醫療半額社宅無料	出征期間中召集者の身寄者代人を許可し平時より右代人を申出でしむ

〔備考〕―該當工場數は應召者の有無に不拘處遇方法制度を有するものを被はす。休業中手當を支給するものゝ欄中一工場に付數種類あるものは支給率の最高のみを計上す。一時手當欄中前欄の金額は餞別として支給したるものを含む。共濟組合等による特別計畫中にも餞別として支給したるものを含む。遺家族に對し特別の待遇を爲すものゝ中には時宜に依り相當の處遇を爲すと稱するものを含む。

本表は福田清作氏「警視廳管下に於ける應召職工の處遇狀況と退手法の實務的方面に就て」（「產業福利」第十二卷第十一號所載）に擔る。

なほ同じく支那事變應召職工取扱に關し、「北支事變應召者取扱に關する參考資料」（全國產業團體聯合會會報、號外――昭和十二年八月七日發行）の中から關東、關西兩產聯の調査にかゝるものをみるに次の如くである。

機械製作所	五、七〇〇	一、三〇〇	在籍の儘勤續通算	一〇圓	社勞（平時・戰時）	勤續三年未滿者日給全額一月間以後半年日給半額勤續三年以上者日給全額二月間以後一年間日給半額	家庭の事情に應じ米及び味噌現物無代配給
電氣製造會社	二、七〇〇	八〇〇	在籍の儘（休職）勤續通算	一〇圓	社勞後援會より一〇圓	三月間全給、除隊まで平均收入の七割支給	軍人會より家族慰問を行ふ筈
電氣製造會社	一、八〇〇	四〇〇	在籍の儘勤續通算	一〇圓	社勞	最初一月全額支給其後六月日給二分一事變の推移により適當に支給	出征者の臨時手當は研究中
電氣工業會社	八〇〇	三五〇	召集後二月以後除籍復職後は通算	平時一〇圓戰時二〇圓	社勞	最初一月二分一支給（定額賃金）以後六十日三分一支給其後は一時退社手當金も支給す	出征軍人の家族は大體本人の實收の六〇%に當る迄の收入を得せしめ子弟を即時採用す
重工業會社			在籍のまゝ、辭職申出の場合は手當金全額支給、在營期間も勤續通算	なし	社	出發翌日より內地戰地共事變終了まで日給半額家族持は三分二	實際になし
製鐵造船會社	三、八〇〇	一、二六六	在籍の儘勤續通算	現役召集一〇圓	戰時社勞三〇圓	最初の一ケ月標準報酬日額の全額以後六ケ月家族なき場合標準報酬日額の百分の二〇家族二人以內の場合標準報酬日額の百分の四〇家族三人以上の場合標準報酬日額の百分の六〇	以後上記各々に付一割を減ず
					社員の中雇傭	一〇〇圓 五〇〇圓 三〇〇圓	

機械製作所	社員も上に同じ	以上は上海事變に際しての規定に今回は目下考究中、七月二十九日迄未定	社員在營中全額支給	社員の給與最初の一ケ月月俸全額以後六ケ月家族なき場合標準報酬日額の百分の六〇家族二人以內の場合二〇家族三人以上の場合四〇家族四人以上の場合六〇家族五人以上の場合八〇家族六人以上の場合一百家族七人以上の場合一百二十家族八人以上の場合一百四十家族九人以上の場合一百六十家族十人以上の場合一百八十家族十一人以上の場合二百家族十二人以上の場合二百二十家族十三人以上の場合二百四十家族十四人以上の場合二百六十家族十五人以上の場合二百八十家族十六人以上の場合三百家族十七人以上の場合三百二十家族十八人以上の場合三百四十家族十九人以上の場合三百六十家族十人以上の場合三百八十家族十一人以上の場合四百家族十二人以上の場合四百二十家族十三人以上の場合四百四十家族十四人以上の場合四百六十家族十五人以上の場合四百八十家族十六人以上の場合五百家族十七人以上の場合五百二十家族十八人以上の場合五百四十家族十九人以上の場合五百六十家族十人以上の場合五百八十家族十一人以上の場合六百家族十二人以上の場合六百二十家族十三人以上の場合六百四十家族十四人以上の場合六百六十家族十五人以上の場合六百八十家族十六人以上の場合七百家族十七人以上の場合七百二十家族十八人以上の場合七百四十家族十九人以上の場合七百六十家族十人以上の場合七百八十家族十一人以上の場合八百家族十二人以上の場合八百二十家族十三人以上の場合八百四十家族十四人以上の場合八百六十家族十五人以上の場合八百八十家族十六人以上の場合九百家族十七人以上の場合九百二十家族十八人以上の場合九百四十家族十九人以上の場合九百六十家族十人以上の場合九百八十家族十一人以上の場合一千家族十二人以上の場合一千二十家族十三人以上の場合一千四十家族十四人以上の場合一千六十家族十五人以上の場合一千八十家族十六人以上の場合一千一百家族十七人以上の場合一千一百二十家族十八人以上の場合一千一百四十家族十九人以上の場合一千一百六十家族十人以上の場合一千一百八十家族十一人以上の場合一千二百家族十二人以上の場合一千二百二十家族十三人以上の場合一千二百四十家族十四人以上の場合一千二百六十家族十五人以上の場合一千二百八十家族十六人以上の場合一千三百家族十七人以上の場合一千三百二十家族十八人以上の場合一千三百四十家族十九人以上の場合一千三百六十家族十人以上の場合一千三百八十家族十一人以上の場合一千四百家族十二人以上の場合一千四百二十家族十三人以上の場合一千四百四十家族十四人以上の場合一千四百六十家族十五人以上の場合一千四百八十家族十六人以上の場合一千五百家族十七人以上の場合一千五百二十家族十八人以上の場合一千五百四十家族十九人以上の場合一千五百六十家族十人以上の場合一千五百八十家族十一人以上の場合一千六百家族十二人以上の場合一千六百二十家族十三人以上の場合一千六百四十家族十四人以上の場合一千六百六十家族十五人以上の場合一千六百八十家族十六人以上の場合一千七百家族十七人以上の場合一千七百二十家族十八人以上の場合一千七百四十家族十九人以上の場合一千七百六十家族十人以上の場合一千七百八十家族十一人以上の場合一千八百家族十二人以上の場合一千八百二十家族十三人以上の場合一千八百四十家族十四人以上の場合一千八百六十家族十五人以上の場合一千八百八十家族十六人以上の場合一千九百家族十七人以上の場合一千九百二十家族十八人以上の場合一千九百四十家族十九人以上の場合一千九百六十家族十人以上の場合一千九百八十家族十一人以上の場合二千家族十二人以上の場合二千二十家族十三人以上の場合二千四十家族十四人以上の場合二千六十家族十五人以上の場合二千八十家族十六人以上の場合二千一百家族十七人以上の場合二千一百二十家族十八人以上の場合二千一百四十家族十九人以上の場合二千一百六十家族十人以上の場合二千一百八十家族十一人以上の場合二千二百家族十二人以上の場合二千二百二十家族十三人以上の場合二千二百四十家族十四人以上の場合二千二百六十家族十五人以上の場合二千二百八十家族十六人以上の場合二千三百家族十七人以上の場合二千三百二十家族十八人以上の場合二千三百四十家族十九人以上の場合二千三百六十家族十人以上の場合二千三百八十家族十一人以上の場合二千四百家族十二人以上の場合二千四百二十家族十三人以上の場合二千四百四十家族十四人以上の場合二千四百六十家族十五人以上の場合二千四百八十家族十六人以上の場合二千五百家族十七人以上の場合二千五百二十家族十八人以上の場合二千五百四十家族十九人以上の場合二千五百六十家族十人以上の場合二千五百八十家族十一人以上の場合二千六百家族十二人以上の場合二千六百二十家族十三人以上の場合二千六百四十家族十四人以上の場合二千六百六十家族十五人以上の場合二千六百八十家族十六人以上の場合二千七百家族十七人以上の場合二千七百二十家族十八人以上の場合二千七百四十家族十九人以上の場合二千七百六十家族十人以上の場合二千七百八十家族十一人以上の場合二千八百家族十二人以上の場合二千八百二十家族十三人以上の場合二千八百四十家族十四人以上の場合二千八百六十家族十五人以上の場合二千八百八十家族十六人以上の場合二千九百家族十七人以上の場合二千九百二十家族十八人以上の場合二千九百四十家族十九人以上の場合二千九百六十家族十人以上の場合二千九百八十家族十一人以上の場合三千家族十二人以上の場合三千二十家族十三人以上の場合三千四十家族十四人以上の場合三千六十家族十五人以上の場合三千八十家族十六人以上の場合三千一百家族十七人以上の場合三千一百二十家族十八人以上の場合三千一百四十家族十九人以上の場合三千一百六十家族十人以上の場合三千一百八十家族十一人以上の場合三千二百家族十二人以上の場合三千二百二十家族十三人以上の場合三千二百四十家族十四人以上の場合三千二百六十家族十五人以上の場合三千二百八十家族十六人以上の場合三千三百家族十七人以上の場合三千三百二十家族十八人以上の場合三千三百四十家族十九人以上の場合三千三百六十家族十人以上の場合三千三百八十家族十一人以上の場合三千四百家族十二人以上の場合三千四百二十家族十三人以上の場合三千四百四十家族十四人以上の場合三千四百六十家族十五人以上の場合三千四百八十家族十六人以上の場合三千五百家族十七人以上の場合三千五百二十家族十八人以上の場合三千五百四十家族十九人以上の場合三千五百六十家族十人以上の場合三千五百八十家族十一人以上の場合三千六百家族十二人以上の場合三千六百二十家族十三人以上の場合三千六百四十家族十四人以上の場合三千六百六十家族十五人以上の場合三千六百八十家族十六人以上の場合三千七百家族十七人以上の場合三千七百二十家族十八人以上の場合三千七百四十家族十九人以上の場合三千七百六十家族十人以上の場合三千七百八十家族十一人以上の場合三千八百家族十二人以上の場合三千八百二十家族十三人以上の場合三千八百四十家族十四人以上の場合三千八百六十家族十五人以上の場合三千八百八十家族十六人以上の場合三千九百家族十七人以上の場合三千九百二十家族十八人以上の場合三千九百四十家族十九人以上の場合三千九百六十家族十人以上の場合三千九百八十家族十一人以上の場合四千家族十二人以上の場合四千二十家族十三人以上の場合四千四十家族十四人以上の場合四千六十家族十五人以上の場合四千八十家族十六人以上の場合四千一百家族十七人以上の場合四千一百二十家族十八人以上の場合四千一百四十家族十九人以上の場合四千一百六十家族十人以上の場合四千一百八十家族十一人以上の場合四千二百家族十二人以上の場合四千二百二十家族十三人以上の場合四千二百四十家族十四人以上の場合四千二百六十家族十五人以上の場合四千二百八十家族十六人以上の場合四千三百家族十七人以上の場合四千三百二十家族十八人以上の場合四千三百四十家族十九人以上の場合四千三百六十家族十人以上の場合四千三百八十家族十一人以上の場合四千四百家族十二人以上の場合四千四百二十家族十三人以上の場合四千四百四十家族十四人以上の場合四千四百六十家族十五人以上の場合四千四百八十家族十六人以上の場合四千五百家族十七人以上の場合四千五百二十家族十八人以上の場合四千五百四十家族十九人以上の場合四千五百六十家族十人以上の場合四千五百八十家族十一人以上の場合四千六百家族十二人以上の場合四千六百二十家族十三人以上の場合四千六百四十家族十四人以上の場合四千六百六十家族十五人以上の場合四千六百八十家族十六人以上の場合四千七百家族十七人以上の場合四千七百二十家族十八人以上の場合四千七百四十家族十九人以上の場合四千七百六十家族十人以上の場合四千七百八十家族十一人以上の場合四千八百家族十二人以上の場合四千八百二十家族十三人以上の場合四千八百四十家族十四人以上の場合四千八百六十家族十五人以上の場合四千八百八十家族十六人以上の場合四千九百家族十七人以上の場合四千九百二十家族十八人以上の場合四千九百四十家族十九人以上の場合四千九百六十家族十人以上の場合四千九百八十家族十一人以上の場合五千家族十二人以上の場合五千二十家族十三人以上の場合五千四十家族十四人以上の場合五千六十家族十五人以上の場合五千八十家族十六人以上の場合五千一百家族十七人以上の場合五千一百二十家族十八人以上の場合五千一百四十家族十九人以上の場合五千一百六十家族十人以上の場合五千一百八十家族十一人以上の場合五千二百家族十二人以上の場合五千二百二十家族十三人以上の場合五千二百四十家族十四人以上の場合五千二百六十家族十五人以上の場合五千二百八十家族十六人以上の場合五千三百家族十七人以上の場合五千三百二十家族十八人以上の場合五千三百四十家族十九人以上の場合五千三百六十家族十人以上の場合五千三百八十家族十一人以上の場合五千四百家族十二人以上の場合五千四百二十家族十三人以上の場合五千四百四十家族十四人以上の場合五千四百六十家族十五人以上の場合五千四百八十家族十六人以上の場合五千五百家族十七人以上の場合五千五百二十家族十八人以上の場合五千五百四十家族十九人以上の場合五千五百六十家族十人以上の場合五千五百八十家族十一人以上の場合五千六百家族十二人以上の場合五千六百二十家族十三人以上の場合五千六百四十家族十四人以上の場合五千六百六十家族十五人以上の場合五千六百八十家族十六人以上の場合五千七百家族十七人以上の場合五千七百二十家族十八人以上の場合五千七百四十家族十九人以上の場合五千七百六十家族十人以上の場合五千七百八十家族十一人以上の場合五千八百家族十二人以上の場合五千八百二十家族十三人以上の場合五千八百四十家族十四人以上の場合五千八百六十家族十五人以上の場合五千八百八十家族十六人以上の場合五千九百家族十七人以上の場合五千九百二十家族十八人以上の場合五千九百四十家族十九人以上の場合五千九百六十家族十人以上の場合五千九百八十家族十一人以上の場合六千家族十二人以上の場合六千二十家族十三人以上の場合六千四十家族十四人以上の場合六千六十家族十五人以上の場合六千八十家族十六人以上の場合六千一百家族十七人以上の場合六千一百二十家族十八人以上の場合六千一百四十家族十九人以上の場合六千一百六十家族十人以上の場合六千一百八十家族十一人以上の場合六千二百家族十二人以上の場合六千二百二十家族十三人以上の場合六千二百四十家族十四人以上の場合六千二百六十家族十五人以上の場合六千二百八十家族十六人以上の場合六千三百家族十七人以上の場合六千三百二十家族十八人以上の場合六千三百四十家族十九人以上の場合六千三百六十家族十人以上の場合六千三百八十家族十一人以上の場合六千四百家族十二人以上の場合六千四百二十家族十三人以上の場合六千四百四十家族十四人以上の場合六千四百六十家族十五人以上の場合六千四百八十家族十六人以上の場合六千五百家族十七人以上の場合六千五百二十家族十八人以上の場合六千五百四十家族十九人以上の場合六千五百六十家族十人以上の場合六千五百八十家族十一人以上の場合六千六百家族十二人以上の場合六千六百二十家族十三人以上の場合六千六百四十家族十四人以上の場合六千六百六十家族十五人以上の場合六千六百八十家族十六人以上の場合六千七百家族十七人以上の場合六千七百二十家族十八人以上の場合六千七百四十家族十九人以上の場合六千七百六十家族十人以上の場合六千七百八十家族十一人以上の場合六千八百家族十二人以上の場合六千八百二十家族十三人以上の場合六千八百四十家族十四人以上の場合六千八百六十家族十五人以上の場合六千八百八十家族十六人以上の場合六千九百家族十七人以上の場合六千九百二十家族十八人以上の場合六千九百四十家族十九人以上の場合六千九百六十家族十人以上の場合六千九百八十家族十一人以上の場合七千家族十二人以上の場合七千二十家族十三人以上の場合七千四十家族十四人以上の場合七千六十家族十五人以上の場合七千八十家族十六人以上の場合七千一百家族十七人以上の場合七千一百二十家族十八人以上の場合七千一百四十家族十九人以上の場合七千一百六十家族十人以上の場合七千一百八十家族十一人以上の場合七千二百家族十二人以上の場合七千二百二十家族十三人以上の場合七千二百四十家族十四人以上の場合七千二百六十家族十五人以上の場合七千二百八十家族十六人以上の場合七千三百家族十七人以上の場合七千三百二十家族十八人以上の場合七千三百四十家族十九人以上の場合七千三百六十家族十人以上の場合七千三百八十家族十一人以上の場合七千四百家族十二人以上の場合七千四百二十家族十三人以上の場合七千四百四十家族十四人以上の場合七千四百六十家族十五人以上の場合七千四百八十家族十六人以上の場合七千五百家族十七人以上の場合七千五百二十家族十八人以上の場合七千五百四十家族十九人以上の場合七千五百六十家族十人以上の場合七千五百八十家族十一人以上の場合七千六百家族十二人以上の場合七千六百二十家族十三人以上の場合七千六百四十家族十四人以上の場合七千六百六十家族十五人以上の場合七千六百八十家族十六人以上の場合七千七百家族十七人以上の場合七千七百二十家族十八人以上の場合七千七百四十家族十九人以上の場合七千七百六十家族十人以上の場合七千七百八十家族十一人以上の場合七千八百家族十二人以上の場合七千八百二十家族十三人以上の場合七千八百四十家族十四人以上の場合七千八百六十家族十五人以上の場合七千八百八十家族十六人以上の場合七千九百家族十七人以上の場合七千九百二十家族十八人以上の場合七千九百四十家族十九人以上の場合七千九百六十家族十人以上の場合七千九百八十家族十一人以上の場合八千家族十二人以上の場合八千二十家族十三人以上の場合八千四十家族十四人以上の場合八千六十家族十五人以上の場合八千八十家族十六人以上の場合八千一百家族十七人以上の場合八千一百二十家族十八人以上の場合八千一百四十家族十九人以上の場合八千一百六十家族十人以上の場合八千一百八十家族十一人以上の場合八千二百家族十二人以上の場合八千二百二十家族十三人以上の場合八千二百四十家族十四人以上の場合八千二百六十家族十五人以上の場合八千二百八十家族十六人以上の場合八千三百家族十七人以上の場合八千三百二十家族十八人以上の場合八千三百四十家族十九人以上の場合八千三百六十家族十人以上の場合八千三百八十家族十一人以上の場合八千四百家族十二人以上の場合八千四百二十家族十三人以上の場合八千四百四十家族十四人以上の場合八千四百六十家族十五人以上の場合八千四百八十家族十六人以上の場合八千五百家族十七人以上の場合八千五百二十家族十八人以上の場合八千五百四十家族十九人以上の場合八千五百六十家族十人以上の場合八千五百八十家族十一人以上の場合八千六百家族十二人以上の場合八千六百二十家族十三人以上の場合八千六百四十家族十四人以上の場合八千六百六十家族十五人以上の場合八千六百八十家族十六人以上の場合八千七百家族十七人以上の場合八千七百二十家族十八人以上の場合八千七百四十家族十九人以上の場合八千七百六十家族十人以上の場合八千七百八十家族十一人以上の場合八千八百家族十二人以上の場合八千八百二十家族十三人以上の場合八千八百四十家族十四人以上の場合八千八百六十家族十五人以上の場合八千八百八十家族十六人以上の場合八千九百家族十七人以上の場合八千九百二十家族十八人以上の場合八千九百四十家族十九人以上の場合八千九百六十家族十人以上の場合八千九百八十家族十一人以上の場合九千家族十二人以上の場合九千二十家族十三人以上の場合九千四十家族十四人以上の場合九千六十家族十五人以上の場合九千八十家族十六人以上の場合九千一百家族十七人以上の場合九千一百二十家族十八人以上の場合九千一百四十家族十九人以上の場合九千一百六十家族十人以上の場合九千一百八十家族十一人以上の場合九千二百家族十二人以上の場合九千二百二十家族十三人以上の場合九千二百四十家族十四人以上の場合九千二百六十家族十五人以上の場合九千二百八十家族十六人以上の場合九千三百家族十七人以上の場合九千三百二十家族十八人以上の場合九千三百四十家族十九人以上の場合九千三百六十家族十人以上の場合九千三百八十家族十一人以上の場合九千四百家族十二人以上の場合九千四百二十家族十三人以上の場合九千四百四十家族十四人以上の場合九千四百六十家族十五人以上の場合九千四百八十家族十六人以上の場合九千五百家族十七人以上の場合九千五百二十家族十八人以上の場合九千五百四十家族十九人以上の場合九千五百六十家族十人以上の場合九千五百八十家族十一人以上の場合九千六百家族十二人以上の場合九千六百二十家族十三人以上の場合九千六百四十家族十四人以上の場合九千六百六十家族十五人以上の場合九千六百八十家族十六人以上の場合九千七百家族十七人以上の場合九千七百二十家族十八人以上の場合九千七百四十家族十九人以上の場合九千七百六十家族十人以上の場合九千七百八十家族十一人以上の場合九千八百家族十二人以上の場合九千八百二十家族十三人以上の場合九千八百四十家族十四人以上の場合九千八百六十家族十五人以上の場合九千八百八十家族十六人以上の場合九千九百家族十七人以上の場合九千九百二十家族十八人以上の場合九千九百四十家族十九人以上の場合九千九百六十家族十人以上の場合九千九百八十家族十一人以上の場合一千家族十二人以上の場合一千二十家族十三人以上の場合一千四十家族十四人以上の場合一千六十家族十五人以上の場合一千八十家族十六人以上の場合一千一百家族十七人以上の場合一千一百二十家族十八人以上の場合一千一百四十家族十九人以上の場合一千一百六十家族十人以上の場合一千一百八十家族十一人以上の場合一千二百家族十二人以上の場合一千二百二十家族十三人以上の場合一千二百四十家族十四人以上の場合一千二百六十家族十五人以上の場合一千二百八十家族十六人以上の場合一千三百家族十七人以上の場合一千三百二十家族十八人以上の場合一千三百四十家族十九人以上の場合一千三百六十家族十人以上の場合一千三百八十家族十一人以上の場合一千四百家族十二人以上の場合一千四百二十家族十三人以上の場合一千四百四十家族十四人以上の場合一千四百六十家族十五人以上の場合一千四百八十家族十六人以上の場合一千五百家族十七人以上の場合一千五百二十家族十八人以上の場合一千五百四十家族十九人以上の場合一千五百六十家族十人以上の場合一千五百八十家族十一人以上の場合一千六百家族十二人以上の場合一千六百二十家族十三人以上の場合一千六百四十家族十四人以上の場合一千六百六十家族十五人以上の場合一千六百八十家族十六人以上の場合一千七百家族十七人以上の場合一千七百二十家族十八人以上の場合一千七百四十家族十九人以上の場合一千七百六十家族十人以上の場合一千七百八十家族十一人以上の場合一千八百家族十二人以上の場合一千八百二十家族十三人以上の場合一千八百四十家族十四人以上の場合一千八百六十家族十五人以上の場合一千八百八十家族十六人以上の場合一千九百家族十七人以上の場合一千九百二十家族十八人以上の場合一千九百四十家族十九人以上の場合一千九百六十家族十人以上の場合一千九百八十家族十一人以上の場合二千家族十二人以上の場合二千二十家族十三人以上の場合二千四十家族十四人以上の場合二千六十家族十五人以上の場合二千八十家族十六人以上の場合二千一百家族十七人以上の場合二千一百二十家族十八人以上の場合二千一百四十家族十九人以上の場合二千一百六十家族十人以上の場合二千一百八十家族十一人以上の場合二千二百家族十二人以上の場合二千二百二十家族十三人以上の場合二千二百四十家族十四人以上の場合二千二百六十家族十五人以上の場合二千二百八十家族十六人以上の場合二千三百家族十七人以上の場合二千三百二十家族十八人以上の場合二千三百四十家族十九人以上の場合二千三百六十家族十人以上の場合二千三百八十家族十一人以上の場合二千四百家族十二人以上の場合二千四百二十家族十三人以上の場合二千四百四十家族十四人以上の場合二千四百六十家族十五人以上の場合二千四百八十家族十六人以上の場合二千五百家族十七人以上の場合二千五百二十家族十八人以上の場合二千五百四十家族十九人以上の場合二千五百六十家族十人以上の場合二千五百八十家族十一人以上の場合二千六百家族十二人以上の場合二千六百二十家族十三人以上の場合二千六百四十家族十四人以上の場合二千六百六十家族十五人以上の場合二千六百八十家族十六人以上の場合二千七百家族十七人以上の場合二千七百二十家族十八人以上の場合二千七百四十家族十九人以上の場合二千七百六十家族十人以上の場合二千七百八十家族十一人以上の場合二千八百家族十二人以上の場合二千八百二十家族十三人以上の場合二千八百四十家族十四人以上の場合二千八百六十家族十五人以上の場合二千八百八十家族十六人以上の場合二千九百家族十七人以上の場合二千九百二十家族十八人以上の場合二千九百四十家族十九人以上の場合二千九百六十家族十人以上の場合二千九百八十家族十一人以上の場合三千家族十二人以上の場合三千二十家族十三人以上の場合三千四十家族十四人以上の場合三千六十家族十五人以上の場合三千八十家族十六人以上の場合三千一百家族十七人以上の場合三千一百二十家族十八人以上の場合三千一百四十家族十九人以上の場合三千一百六十家族十人以上の場合三千一百八十家族十一人以上の場合三千二百家族十二人以上の場合三千二百二十家族十三人以上の場合三千二百四十家族十四人以上の場合三千二百六十家族十五人以上の場合三千二百八十家族十六人以上の場合三千三百家族十七人以上の場合三千三百二十家族十八人以上の場合三千三百四十家族十九人以上の場合三千三百六十家族十人以上の場合三千三百八十家族十一人以上の場合三千四百家族十二人以上の場合三千四百二十家族十三人以上の場合三千四百四十家族十四人以上の場合三千四百六十家族十五人以上の場合三千四百八十家族十六人以上の場合三千五百家族十七人以上の場合三千五百二十家族十八人以上の場合三千五百四十家族十九人以上の場合三千五百六十家族十人以上の場合三千五百八十家族十一人以上の場合三千六百家族十二人以上の場合三千六百二十家族十三人以上の場合三千六百四十家族十四人以上の場合三千六百六十家族十五人以上の場合三千六百八十家族十六人以上の場合三千七百家族十七人以上の場合三千七百二十家族十八人以上の場合三千七百四十家族十九人以上の場合三千七百六十家族十人以上の場合三千七百八十家族十一人以上の場合三千八百家族十二人以上の場合三千八百二十家族十三人以上の場合三千八百四十家族十四人以上の場合三千八百六十家族十五人以上の場合三千八百八十家族十六人以上の場合三千九百家族十七人以上の場合三千九百二十家族十八人以上の場合三千九百四十家族十九人以上の場合三千九百六十家族十人以上の場合三千九百八十家族十一人以上の場合四千家族十二人以上の場合四千二十家族十三人以上の場合四千四十家族十四人以上の場合四千六十家族十五人以上の場合四千八十家族十六人以上の場合四千一百家族十七人以上の場合四千一百二十家族十八人以上の場合四千一百四十家族十九人以上の場合四千一百六十家族十人以上の場合四千一百八十家族十一人以上の場合四千二百家族十二人以上の場合四千二百二十家族十三人以上の場合四千二百四十家族十四人以上の場合四千二百六十家族十五人以上の場合四千二百八十家族十六人以上の場合四千三百家族十七人以上の場合四千三百二十家族十八人以上の場合四千三百四十家族十九人以上の場合四千三百六十家族十人以上の場合四千三百八十家族十一人以上の場合四千四百家族十二人以上の場合四千四百二十家族十三人以上の場合四千四百四十家族十四人以上の場合四千四百六十家族十五人以上の場合四千四百八十家族十六人以上の場合四千五百家族十七人以上の場合四千五百二十家族十八人以上の場合四千五百四十家族十九人以上の場合四千五百六十家族十人以上の場合四千五百八十家族十一人以上の場合四千六百家族十二人以上の場合四千六百二十家族十三人以上の場合四千六百四十家族十四人以上の場合四千六百六十家族十五人以上の場合四千六百八十家族十六人以上の場合四千七百家族十七人以上の場合四千七百二十家族十八人以上の場合四千七百四十家族十九人以上の場合四千七百六十家族十人以上の場合四千七百八十家族十一人以上の場合四千八百家族十二人以上の場合四千八百二十家族十三人以上の場合四千八百四十家族十四人以上の場合四千八百六十家族十五人以上の場合四千八百八十家族十六人以上の場合四千九百家族十七人以上の場合四千九百二十家族十八人以上の場合四千九百四十家族十九人以上の場合四千九百六十家族十人以上の場合四千九百八十家族十一人以上の場合五千家族十二人以上の場合五千二十家族十三人以上の場合五千四十家族十四人以上の場合五千六十家族十五人以上の場合五千八十家族十六人以上の場合五千一百家族十七人以上の場合五千一百二十家族十八人以上の場合五千一百四十家族十九人以上の場合五千一百六十家族十人以上の場合五千一百八十家族十一人以上の場合五千二百家族十二人以上の場合五千二百二十家族十三人以上の場合五千二百四十家族十四人以上の場合五千二百六十家族十五人以上の場合五千二百八十家族十六人以上の場合五千三百家族十七人以上の場合五千三百二十家族十八人以上の場合五千三百四十家族十九人以上の場合五千三百六十家族十人以上の場合五千三百八十家族十一人以上の場合五千四百家族十二人以上の場合五千四百二十家族十三人以上の場合五千四百四十家族十四人以上の場合五千四百六十家族十五人以上の場合五千四百八十家族十六人以上の場合五千五百家族十七人以上の場合五千五百二十家族十八人以上の場合五千五百四十家族十九人以上の場合五千五百六十家族十人以上の場合五千五百八十家族十一人以上の場合五千六百家族十二人以上の場合五千六百二十家族十三人以上の場合五千六百四十家族十四人以上の場合五千六百六十家族十五人以上の場合五千六百八十家族十六人以上の場合五千七百家族十七人以上の場合五千七百二十家族十八人以上の場合五千七百四十家族十九人以上の場合五千七百六十家族十人以上の場合五千七百八十家族十一人以上の場合五千八百家族十二人以上の場合五千八百二十家族十三人以上の場合五千八百四十家族十四人以上の場合五千八百六十家族十五人以上の場合五千八百八十家族十六人以上の場合五千九百家族十七人以上の場合五千九百二十家族十八人以上の場合五千九百四十家族十九人以上の場合五千九百六十家族十人以上の場合五千九百八十家族十一人以上の場合六千家族十二人以上の場合六千二十家族十三人以上の場合六千四十家族十四人以上の場合六千六十家族十五人以上の場合六千八十家族十六人以上の場合六千一百家族十七人以上の場合六千一百二十家族十八人以上の場合六千一百四十家族十九人以上の場合六千一百六十家族十人以上の場合六千一百八十家族十一人以上の場合六千二百家族十二人以上の場合六千二百二十家族十三人以上の場合六千二百四十家族十四人以上の場合六千二百六十家族十五人以上の場合六千二百八十家族十六人以上の場合六千三百家族十七人以上の場合六千三百二十家族十八人以上の場合六千三百四十家族十九人以上の場合六千三百六十家族十人以上の場合六千三百八十家族十一人以上の場合六千四百家族十二人以上の場合六千四百二十家族十三人以上の場合六千四百四十家族十四人以上の場合六千四百六十家族十五人以上の場合六千四百八十家族十六人以上の場合六千五百家族十七人以上の場合六千五百二十家族十八人以上の場合六千五百四十家族十九人以上の場合六千五百六十家族十人以上の場合六千五百八十家族十一人以上の場合六千六百家族十二人以上の場合六千六百二十家族十三人以上の場合六千六百四十家族十四人以上の場合六千六百六十家族十五人以上の場合六千六百八十家族十六人以上の場合六千七百家族十七人以上の場合六千七百二十家族十八人以上の場合六千七百四十家族十九人以上の場合六千七百六十家族十人以上の場合六千七百八十家族十一人以上の場合六千八百家族十二人以上の場合六千八百二十家族十三人以上の場合六千八百四十家族十四人以上の場合六千八百六十家族十五人以上の場合六千八百八十家族十六人以上の場合六千九百家族十七人以上の場合六千九百二十家族十八人以上の場合六千九百四十家族十九人以上の場合六千九百六十家族十人以上の場合六千九百八十家族十一人以上の場合七千家族十二人以上の場合七千二十家族十三人以上の場合七千四十家族十四人以上の場合七千六十家族十五人以上の場合七千八十家族十六人以上の場合七千一百家族十七人以上の場合七千一百二十家族十八人以上の場合七千一百四十家族十九人以上の場合七千一百六十家族十人以上の場合七千一百八十家族十一人以上の場合七千二百家族十二人以上の場合七千二百二十家族十三人以上の場合七千二百四十家族十四人以上の場合七千二百六十家族十五人以上の場合七千二百八十家族十六人以上の場合七千三百家族十七人以上の場合七千三百二十家族十八人以上の場合七千三百四十家族十九人以上の場合七千三百六十家族十人以上の場合七千三百八十家族十一人以上の場合七千四百家族十二人以上の場合七千四百二十家族十三人以上の場合七千四百四十家族十四人以上の場合七千四百六十家族十五人以上の場合七千四百八十家族十六人以上の場合七千五百家族十七人以上の場合七千五百二十家族十八人以上の場合七千五百四十家族十九人以上の場合七千五百六十家族十人以上の場合七千五百八十家族十一人以上の場合七千六百家族十二人以上の場合七千六百二十家族十三人以上の場合七千六百四十家族十四人以上の場合七千六百六十家族十五人以上の場合七千六百八十家族十六人以上の場合七千七百家族十七人以上の場合七千七百二十家族十八人以上の場合七千七百四十家族十九人以上の場合七千七百六十家族十人以上の場合七千七百八十家族十一人以上の場合七千八百家族十二人以上の場合七千八百二十家族十三人以上の場合七千八百四十家族十四人以上の場合七千八百六十家族十五人以上の場合七千八百八十家族十六人以上の場合七千九百家族十七人以上の場合七千九百二十家族十八人以上の場合七千九百四十家族十九人以上の場合七千九百六十家族十人以上の場合七千九百八十家族十一人以上の場合八千家族十二人以上の場合八千二十家族十三人以上の場合八千四十家族十四人以上の場合八千六十家族十五人以上の場合八千八十家族十六人以上の場合八千一百家族十七人以上の場合八千一百二十家族十八人以上の場合八千一百四十家族十九人以上の場合八千一百六十家族十人以上の場合八千一百八十家族十一人以上の場合八千二百家族十二人以上の場合八千二百二十家族十三人以上の場合八千二百四十家族十四人以上の場合八千二百六十家族十五人以上の場合八千二百八十家族十六人以上の場合八千三百家族十七人以上の場合八千三百二十家族十八人以上の場合八千三百四十家族十九人以上の場合八千三百六十家族十人以上の場合八千三百八十家族十一人以上の場合八千四百家族十二人以上の場合八千四百二十家族十三人以上の場合八千四百四十家族十四人以上の場合八千四百六十家族十五人以上の場合八千四百八十家族十六人以上の場合八千五百家族十七人以上の場合八千五百二十家族十八人以上の場合八千五百四十家族十九人以上の場合八千五百六十家族十人以上の場合八千五百八十家族十一人以上の場合八千六百家族十二人以上の場合八千六百二十家族十三人以上の場合八千六百四十家族十四人以上の場合八千六百六十家族十五人以上の場合八千六百八十家族十六人以上の場合八千七百家族十七人以上の場合八千七百二十家族十八人以上の場合八千七百四十家族十九人以上の場合八千七百六十家族十人以上の場合八千七百八十家族十一人以上の場合八千八百家族十二人以上の場合八千八百二十家族十三人以上の場合八千八百四十家族十四人以上の場合八千八百六十家族十五人以上の場合八千八百八十家族十六人以上の場合八千九百家族十七人以上の場合八千九百二十家族十八人以上の場合八千九百四十家族十九人以上の場合八千九百六十家族十人以上の場合八千九百八十家族十一人以上の場合九千家族十二人以上の場合九千二十家族十三人以上の場合九千四十家族十四人以上の場合九千六十家族十五人以上の場合九千八十家族十六人以上の場合九千一百家族十七人以上の場合九千一百二十家族十八人以上の場合九千一百四十家族十九人以上の場合九千一百六十家族十人以上の場合九千一百八十家族十一人以上の場合九千二百家族十二人以上の場合九千二百二十家族十三人以上の場合九千二百四十家族十四人以上の場合九千二百六十家族十五人以上の場合九千二百八十家族十六人以上の場合九千三百家族十七人以上の場合九千三百二十家族十八人以上の場合九千三百四十家族十九人以上の場合九千三百六十家族十人以上の場合九千三百八十家族十一人以上の場合九千四百家族十二人以上の場合九千四百二十家族十三人以上の場合九千四百四十家族十四人以上の場合九千四百六十家族十五人以上の場合九千四百八十家族十六人以上の場合九千五百家族十七人以上の場合九千五百二十家族十八人以上の場合九千五百四十家族十九人以上の場合九千五百六十家族十人以上の場合九千五百八十家族十一人以上の場合九千六百家族十二人以上の場合九千六百二十家族十三人以上の場合九千六百四十家族十四人以上の場合九千六百六十家族十五人以上の場合九千六百八十家族十六人以上の場合九千七百家族十七人以上の場合九千七百二十家族十八人以上の場合九千七百四十家族十九人以上の場合九千七百六十家族十人以上の場合九千七百八十家族十一人以上の場合九千八百家族十二人以上の場合九千八百二十家族十三人以上の場合九千八百四十家族十四人以上の場合九千八百六十家族十五人以上の場合九千八百八十家族十六人以上の場合九千九百家族十七人以上の場合九千九百二十家族十八人以上の場合九千九百四十家族十九人以上の場合九千九百六十家族十人以上の場合九千九百八十家族十一人以上の場合一千家族十二人以上の場合一千二十家族十三人以上の場合一千四十家族十四人以上の場合一千六十家族十五人以上の場合一千八十家族十六人以上の場合一千一百家族十七人以上の場合一千一百二十家族十八人以上の場合一千一百四十家族十九人以上の場合一千一百六十家族十人以上の場合一千一百八十家族十一人以上の場合一千二百家族十二人以上の場合一千二百二十家族十三人以上の場合一千二百四十家族十四人以上の場合一千二百六十家族十五人以上の場合一千二百八十家族十六人以上の場合一千三百家族十七人以上の場合一千三百二十家族十八人以上の場合一千三百四十家族十九人以上の場合一千三百六十家族十人以上の場合一千三百八十家族十一人以上の場合一千四百家族十二人以上の場合一千四百二十家族十三人以上の場合一千四百四十家族十四人以上の場合一千四百六十家族十五人以上の場合一千四百八十家族十六人以上の場合一千五百家族十七人以上の場合一千五百二十家族十八人以上の場合一千五百四十家族十九人以上の場合一千五百六十家族十人以上の場合一千五百八十家族十一人以上の場合一千六百家族十二人以上の場合一千六百二十家族十三人以上の場合一千六百四十家族十四人以上の場合一千六百六十家族十五人以上の場合一

自動車工業會社	一、二五〇	六〇〇	在籍の儘勤續通算	平時・戰時 社勞 三〇圓 徵發 五〇圓	常傭工は定額（健保入院の時と同樣六ケ月）臨時は三ケ月	目下研究中	戰死の場合 共濟會五〇〇圓 會社三〇〇〇圓
船渠會社	三、二〇〇	六六〇	出征の場合缺勤扱（一ケ月以上は勤續より控除）	社勞 一〇圓 外に共濟會より二〇圓	缺勤當日（出征）より一ケ月間月給・日給共全額支給以後三ケ月間出征者家族に於ける扶養者數により家族扶助手當を支給す（イ）出征者により三人以上を扶養する場合六割（ロ）出征者より二人以内を扶養する場合四割（ハ）出征者が獨身者なる場合二割で事變終了復職前日まで（イ）出征者により三人以上を扶養する場合四割（ロ）出征者により二人以内を扶養する場合三割（ハ）出征者が獨身者なる場合一割	家族に從業員家族後援會より家族の事情に應じて慰問す	
炭礦會社			在籍の儘勤續通算	勞一〇圓、助手一五圓、雇傭員二〇圓、社一〇〇圓以上の者五〇圓、一〇〇圓未滿の者三〇圓	最初三ケ月間は月收（應召前二ケ月の平均月收）の十分の三・五以後應召期間中十分の二・五		改正考慮中にて全額支給の說有力なり
石油會社			休職扱	勞 全期間俸給手當 社 の全額			

鑛業會社	在籍の儘勤續通算	二〇圓	勞—全期間標準報酬日額の百分の六〇 社—六ケ月は全額以後二分の一	戰死の場合 勞—五十日分 社—一ケ年分
紡績會社	在籍の儘勤續通算	餞別三〇圓 慰問金二〇圓	世帶主百分の八〇 獨身者百分の三〇 同一家族中二人以上職工ある場合應召者一人に付百分の五〇	共濟會より餞別二〇圓
製鋼會社	休職勤續通算	五〇圓	生計の維持困難なる場合應召期間中定額日給の二分の一	家族一人に付月五圓但し三〇圓を限度とす
製鐵會社	在籍の儘勤續通算	四〇、〇〇〇　一六、〇〇〇	當分の間全額支給（事實上は全期間の豫定）但し陸海軍給與令に依る給與額を差引く	家族手當を支給する豫定にて目下考慮中
セメント會社	休職扱			
製藥會社	在籍の儘勤續通算		勤續三年未滿二〇〇圓 同三年以上三〇〇圓 同五年以上五〇〇圓	最初の三ケ月は全額、以後一ケ年は百分の六〇、其後は詮議の上決定
電燈會社	勞—勤續通算 社—休職—算せず	勞—餞別三〇圓應召手當日給一ケ月 社—餞別五〇圓應召手當五〇圓	勞—全期間全額 社—	
飲食工業會社	在籍の儘勤續通算	退職希望者には餞別三〇圓	世帶主には六ケ月全額、獨身者六ケ月半額以後は詮議の上決定	
電鐵會社	六ケ月間は在籍以後詮議の上決定	三〇圓を限度とす	六ケ月は全額、以後は詮議の上決定	

機械製造會社	在籍の儘勤續通算	軍事關係者は全員の七二%	無期限缺勤扱							
硝子會社										
紡績會社	在籍の儘勤續通算	軍事關係者は全員の三分の一	三、000	社勞	二〇〇圓	三〇〇圓	世帶主には全期間の三分の二、獨身者二分の一	全期間日給の全額臨時手當として全期間日給二圓未滿の者には一日に付十二錢同二圓以上の者には一日に付十五錢	家賃補助として三圓、家族の無料診療	共濟會より餞別二〇圓
瓦斯會社	在籍の儘勤續通算				五〇圓		最初三ケ月は日給の全額、以後は世帶主に三分の二、獨身者には二分の一	全期間日給全額	困窮家族は別に救濟す	

(二)

大會社	關西方面（關西產聯調査）	支給額	餞別	取扱	勤續年數	備考				
紡績會社	職員	全額	一〇〇圓	在職	加算	(1)別に共濟組合より餞別若干あり				
足袋會社	職工	家族持 常傭八割 臨時傭五割	二〇〇圓							
鐵工所		單身者 常傭九割 臨時傭三割	一〇〇圓							
第三部第二篇	職員	勤續一年以上の職員	職員の醵金中より若干	休暇	加算	(2)勤續一年以下の者にもその都度善處す				
	職工	職工 五割	職員 職工 臨時傭							
	職工	勤續六ケ月以上の職員 妻帶者八割 職工 單身者五割	三〇圓 一五圓 一〇圓			上記は案なり實施せるものに非ず尙家庭の救濟は實情に應じて適當の對策を講ず				
	職員 職工	職員 なし	職工（3）	在職	加算	(3)尙各職工には在鄕軍人會より一〇圓支給				
		二ケ月間全額 その後								

瓦斯會社	職員	常傭	家族扶養者二人以下五割三人以上七割	二ケ月間全額その後家族扶養者二人以下三割三人以上五割	職員／二〇圓—三〇圓 職工／（共濟會より）	別に規定なし上記は滿洲上海事變の際の事例なり
	職工					
紡績會社	職員	定時工			職員 七〇圓 五〇圓	缺勤 休暇
	妻帶職工				職工 役付二五圓 普通一五圓	
	獨身者		三ケ月間全額その後半額			
	職員					
紡績會社	職工		全額		職員／職工＼一ケ月分	休職（4）加算
	家族持		應召當月全額全額			
	獨身者		二ケ月間全額全額その後なし			
	職員					
電鐵會社	勞務者員		三ケ月間全額その後九ケ月間半額	一ケ月間全額但扶養義務なき者は次の二ケ月間半額その後なし	會社よりなし共濟會よりあり	（4）休職期間は一ケ年とすその後は實情により延長することを得（5）尙家庭の事情に依り本給額まで支給する樣善處す（6）臨時傭は休職とせず
	臨時傭（6）			一ケ月乃至二ケ月の手當支給		

染料會社	職工(7)給料手當	合算額の三〇日分(當月だけ)日給一五日分(當月だけ)	職員 五〇圓		上記は滿洲上海事變の際の事例なり(7)之は餞別の名義にて家族扶助手當を意味す今次は之を改善する意向
	臨時傭職員	二ケ月間全額 次の二ケ月間半額 次の八ケ月間三分の一			上記は案なり實施せるものに非ず
汽船會社	職員	三ケ月間全額	普通船員 二五〇圓	職員は三ケ月は缺勤その後は休職	職員加算
土木建築會社	職工	右の如く日給の何割かを支給			
航空機會社	職員	雇傭員全額 (家族持)四分の三 (單身者)	職員五〇圓、八〇圓 雇傭員 三〇圓	休職	加算せず
電力會社	職工	三分の一	職工 二〇圓		上記は滿洲上海事變の際の事例なり
保險會社	職員/職工(8)社長より一〇圓 社員共濟會より二〇圓		職員/職工/社員共濟會より		上記は滿洲上海事變の際の事例なり今次は之を改善する意向なり
電力會社	職工/職員(9)應召手當 一ケ月分 一日給者三〇日分 家族扶助手當三分の二		考慮中	休職	加算
	二ケ月間全額その後は目下考慮中				上記は滿洲上海事變の際の事例なり今次は餞別は同じ手當は考慮中
	職員/職工/應召手當(即時支佛)		職員/職工/共濟會より三〇圓		(8)臨時手當も加算す (9)尙社員共濟會より實情に應じ三分一を支給する等適宜の處置を講ずべし

織物會社	職員	一ケ月分	休職の翌月翌日より三〇日分給料	上記は滿洲上海事變の際の事例なり
	傭員			
	家族持	全額		
	單身者	半額		
造船會社	職員	勤續一年未滿の者	加算せず	上記は今次の内規なり
		一ケ月分		
		同一年以上の者 二ケ月分		
		右の外全期間を通じて半額支給		
	職工	妻帶者三分の一		上記は滿洲上海事變の際の事例なり
		獨身者四分の一		
鐵工所	職員全額			上記は案なり實施せるものに非ず目下考慮中にて近く決定の筈
セルロイド會社	職工(10)	妻帶者三分の二		(10)尙家族の狀態に依り特に考慮を要する者は別に善處す現役のまゝ出征せるものには別に手當を支給せず
		獨身者二分の一		
日本船主協會	職員	六割		
	職工	六割(11)		(11)尙家族多數者には特に八割までを限り增額することあるべし
				特殊海上勤務の高級船員一割五分、普通船員二割加給

附　共濟組合（民營）　勞働者の共濟組合は負傷疾病時における事業主の扶助施設或は勞資の互助施設として組織されたものであるが、大正十五年健康保險法の實施以來勞働者は同法に依る保險給付を受くるに至つた結果、創設當初の目的の

(イ)扶養義務を有せざるもの　毎月本給の五割
(ロ)扶養義務を有するもの　毎月本給の七割

大半を失ひ解散するもの多く漸次その數を減じたが、「相當大規模なる工場に於ては尙之を存續し或は其の目的の內容を變更して勞働者の負傷疾病時のみならず其の他冠婚葬祭等特別なる支出を生じたる場合に於て苦樂を分ち、情誼を溫め以て相互の親睦を計る等勞務管理上相當の效果を擧げつゝあるもの尠からざる狀況なり」と昭和十一年「工場監督年報」は云つてゐる。

勞働者の共濟組合に就ては社會局の調査にかゝる「工場鑛山等に於ける共濟組合の概況」（勞働時報」昭和十二年九月號所載）がある。いまこれによつて民營共濟組合の概要をみるに次の如くである。

概況　我國に於ける工場、鑛山其の他の事業場に於て勞働者を主體として組織された共濟組合（官公營を除く）は昭和十一年七月末現在に於て一、一八三組合（大部分は一事業場一組合單位の組合なるも鐘ケ淵紡績、日淸紡績、東邦電力等の樣に全國に散在する事業場を、本社に於て統括せるものは一組合として計上した）其の組合員總數は五〇九、七九八人、此の內勞働者數四七五、七四六人である。

これを設立年次別に見るに次の如くである。

明治四五年以前	三	大正十年	四九
大正二年	一	大正十一年	四八
大正三年	六	大正十二年	八七
大正四年	八	大正十三年	九八
大正五年	一五	大正十四年	一四八
大正六年	二	大正十五年	一四五
大正七年	一七	昭和二年	二二
大正八年	二八	昭和三年	二〇
大正九年	三二	昭和四年	二六
		昭和五年	四九
		昭和六年	四八
		昭和七年	八七
		昭和八年	九八
		昭和九年	一四八
		昭和十年	一四五
		昭和十一年	二二
		計	一、一八三

卽ち共濟組合は明治時代に端を發し漸次數に於て增加し質に於ても充實の一路を辿りつゝあつたのであるが、健康保險法及び退職積立金及退職手當法の制定によつて、官營共濟組合及び公營共濟組合並に一部の民營共濟組合を除き一般の民營共濟組合は其の給付額より見るも一般的には經濟的價値を著しく稀薄にしたが、職場を共にする者の親睦友愛團體乃至協同組合として又事業主の福利施設として益々其の重要性を認められつゝあることは設立數の漸次增加する點より見て明かであらう。

次に府縣別に組合數を見れば東京府の三一一最も多數にして神奈川縣の一三八之に次ぎ（本縣には同業組合或は職人組合等にして共

濟組合的事業を行ふものをも加算しあり）大阪府の八一、愛知縣の六二、北海道の五九等多い方である。

次に組合を業態別に見ると次表のやうであつて機械器具製造業に於て最も多く通信業に於て最も尠い。

機械器具製造業	三二四	瓦斯電氣業	七三
化學工業	一五五	運輸事業	一三四
染色工業	一三八	通信事業	二九
飲食物製造工業	六五	土木建築業	三七
雜工業	一一七	其の他	四一
鑛業	一〇一	計	一、一八三

次に組合數を組合員數の多少に依り見るに次表の如くである。尙こゝに注意すべきは小規模の組合は經濟的價値に乏しく、大規模のものは經濟的性格が強いが共に親睦的結合體として重要視すべき施設であらう。

	組合數	組合員數	比率 組合數比	比率 組合員數比
百人未滿	五五〇	二九、三一八	四七%	六%
百人—三百人未滿	三三六	六〇、八五二	二八	一三
三百人—五百人未滿	九五	三二、九九七	八	六
五百人—千人未滿	一〇八	七五、三三五	九	一五
千人以上	九四	三一一、三〇六	八	六一
計	一、一八三	五〇九、七九八	一〇〇	一〇〇

次に組合員の加入制度について見るに任意加入制をとるものは三六五組合にして强制加入制を採るものは八一八組合であるが、此强制加入制を採るものの多くは任意加入制をも併用するのが普通である。

財源　財源は大別して一、組合員より醵出せる掛金二、事業主の補給金三、積立金の利子、寄附及事業收益金の三である。

組合の主要財源は組合員の掛金であるが掛金を明示し得る組合總數一〇九〇に就いてみるに、組合の掛金月何錢と規定するもの四七三組合の內一月一〇錢とするものと二〇錢とするものとが最も多く共に一〇五組合であつて共に組合總數の約一割を占めてゐる。三〇錢のもの九一、四〇錢のもの二八、五〇錢のもの四一、六〇錢のもの五、七〇錢のもの四、八〇錢のもの五、一圓のもの一三、一圓一〇錢のもの二、一圓五〇錢のもの二、最高は二圓五〇錢であつて一組合である。

月何錢より何錢と定むるものは二七二あるが、其の內五錢より一〇錢までの組合一〇、一〇錢より二〇錢迄三〇、一〇錢より三〇錢迄二四、二〇錢より五〇錢迄一四、三〇錢より五〇錢迄一三組合等多く之より以上の金額を掛くる組合は漸次尠く最高掛金は二圓五〇錢以上一八圓迄で之は一組合である。

月收の何分の幾つと定むるもの二七一中百分の一とするもの九四組合で最も多く、三百分の二とするもの三一、三百分の一とするもの二八、千分の五とするもの二三、二百分の一とするもの二〇等多く他は到つて尠ない。

以上に依つて見るも少數の事例を除き掛金は一般に少額であつて一應經濟的共濟施設として價値あるものが尠いと云ひ得るが、掛金

の多寡が直ちに組合内容の充實せりや否やを決定するものではないことは注意を要する。即ち掛金の小額なるも事業主の補給金若くは積立金利子收入等の大なるものがある。例へば鐘ケ淵紡績の如き最近は掛金を徴收しなくとも工場數六十六に亘り組合員數萬を突破し、昭和十二年五月末現在の積立金一四七萬圓に上り事業主の補給金積立金利子收入のみを以て足りるが如きものもある。

次に財源中掛金に次ぎて重要なのは事業主の補給金であるが組合總數一、一八三中

事業主の補給金を受くるもの	六四三
事業主の補給金なきもの	五四〇

であつて、補給を受くるものゝ内事業主の補給あるも單に經費の不足額とし或は實狀不明のもの二〇〇を除けば、組合員掛金總額に對し一割の補給をなすもの一六五組合で最も多く、同五割のもの三七、組合員一人に付幾何とするもの三二、組合の費用と同額を事業主にて負擔するもの二一、毎月掛金との比例なく一定額を補給するもの六七、年一回定額又は適當額を補給するもの八四等は其の主なるものである。

積立金其の他の財源に就いて見ると次表の如くである。

	組合數	金額
五〇圓未滿	一三四	三、二七七
百圓—三百圓未滿	一〇〇	六、七五三
三百圓—五百圓未滿	一七〇	三〇、三五三
五百圓—一千圓未滿	八〇	三〇、四三三
一千圓—五千圓未滿	七八	四九、四九八
五千圓—一萬圓未滿	四九	三五四、一八九
一萬圓以上	九二	二六、一七四、四二九
計	八六五	二七、〇〇七、〇四一

事業 共濟組合の主なる事業が給付にあることは獨り民營に限らず官、公營共に同樣である。給付の種類及其の額は組合により各々異なるが民營組合數一、一八三中主なる給付の種類及給付をなす組合數は左記の如くである。

傷病療養給付		九一二
死亡給付		
内譯	本人死亡給付	一、〇五九
	父母死亡給付	九二三
	配偶者死亡給付	八八四
	子女死亡給付	八八五
	其他の家族死亡給付	九六
災害給付		六三四
應召給付		七二四
結婚給付		六五八
出産給付		五八九
退職給付		六六八
其の他の給付		一七一

以上給付の各項目に付て順次に其の概要を記して見やう、併し乍ら給付の内容が複雜なるが爲其の額を明示し得ないものが少なくなく特に之等は比較的に大組合に多いのであるから、以下の額を明示し得る組合のみによつて作成した諸調査額は小組合を對照としてゐる傾がある。

(一)傷病療養給付　傷病療養給付を爲す組合は總數中九一二組合にして七七%に達する。此の内五三四件は給付の内容複雜なるか又は比例的なる爲統計に表示することと困難なるか等（以下給付に付同樣）により給付規定の内容を明かになし得ざるものであつて給付額

を明示し、得るものは三七六組合である。右の三七六組合に付傷病給付額を見ると次の如くである。

五　圓　未　滿	八九	四〇圓—五〇圓未滿
五　圓—一〇圓未滿	一三八	五〇圓—六〇圓未滿
一〇圓—一五圓未滿	五四	六〇圓—八〇圓未滿
一五圓—二〇圓未滿	四三	一〇〇圓—一二〇圓未滿
二〇圓—二五圓未滿	三	一二〇圓—一五〇圓未滿
二五圓—三〇圓未滿	一八	計　三七六
三〇圓—四〇圓未滿	七	

しかして右は傷病が職務上なる場合と然らざる場合とを區別しないが公傷の場合は右額の二倍乃至三倍の額を支給するのが普通の様である。

右の外組合員の家族の者が傷病に罹つた時又は其の爲に休業する場合に給付をする組合は一〇〇である。固より其の額は大ではないが組合の相互扶助的精神の溢れたる形態と見ることが出來る。

右は負傷と疾病とを同様に取扱つたものであるが、中には負傷と疾病とを區別して定めたものがある。前ち前記傷病療養給付を有する組合九一二中一一八組合は純然たる疾病のみに對する給付を定め負傷に對する給付は別に之を規定してゐる。此の負傷の場合の給付額は前記傷病給付に比し稍少額であるが、公傷の場合其の二倍乃至三倍を支給することは前同様である。

(二)死亡給付　死亡給付は其の原因に依り職務上の死亡と私傷病に因る死亡とがある。民營組合中に於ても比較的大きな組合は公傷病給付又は公務上死亡給付と私傷病又は死亡の給付とを區別するが、他の多くの組合は殆んど之を區別せず又小組合に於て之を區別する場合は公務死亡の場合は私傷病死の場合の二倍乃至三倍とするのを例としてゐる。死亡給付中最も普通なのは本人死亡であるが、此の場合の給付は遺族扶助料、葬祭料及弔慰金等であるが、大組合を除き多くの組合は其の額もさして多くなく遺族に對する弔慰金の性質を有し、本人以外の死亡給付に比し比較的多額であるものが多い。大組合に於ては遺族扶助料、葬祭料を區別して多額を給付するものがあるが其の算定比較的複雜で表示し難いものがある。今これを表示し得る四七八組合に付て見ると次の如くである。

五　圓　未　滿	一八	二五圓—三〇圓未滿
五　圓—一〇圓未滿	五一	三〇圓—四〇圓未滿
一〇圓—一五圓未滿	一〇六	四〇圓—五〇圓未滿
一五圓—二〇圓未滿	三七	五〇圓—一〇〇圓未滿
二〇圓—二五圓未滿	七四	一〇〇圓以上
		二八

殆んど凡ての組合は本人死亡の場合と同じく父母死亡の場合に於ても給付をなすのであるが其の額は五圓未滿のもの九八、五圓以上十圓迄のもの一七二、一〇圓以上一五圓迄のもの一三三にして夫以上の金額は極めて尠く本人死亡の場合より一般に少額にして其の性質は弔慰料又は香典料たる性質を有する。

次に配偶者の死亡した場合にも給付する組合多く此の給付項目を有する組合數八八四組合中給付額を明示し得るもの四〇二組合である。而して父母死亡の場合を配偶者死亡の場合より多額に給付するものあるも多くの組合は其の逆の場合多く五圓以上一〇圓迄一三九、一〇圓以上一五圓迄一三三組合で最も多く二五圓未滿のもの四

三九、二五圓以上五〇圓迄三二、五〇圓以上は一一である。次に子女死亡の場合に給付する組合も多く八八五を數へる。乍併此の場合は特に小額給付のもの多く、額を明示し得る四八七組合中五圓未滿一四九、五圓以上一〇圓迄一七九、一〇圓以上二五圓迄一四二、二五圓以上四〇圓迄一一、五〇圓以上皆無の狀態である。

此外祖父母或は兄弟姉妹等の死亡の際も小額乍ら給付する組合は九六組合である。

(三)災害給付　組合員が天災地變火災等の災害を蒙つた場合に給付をなす組合は六三四である。給付の內容は普通災害の程度に依り異り例へば全燒半燒等により區別をしてゐる。他の給付の場合に於ても役員會の決議によつて給付額を決定するものが少くないが災害の場合の給付については特に決議によつて、災害の程度同情すべき程度によつて其の給付額を決定してゐるやうである。

此の災害給付を有する組合は「一、一八三中七二四で、內給付額の程度を大體明示し得るもの二三一で金額別に見ると次表の如くである。

五圓未滿	二三	二五圓—三〇圓未滿	三〇
五圓—一〇圓未滿	五五	三〇圓—四〇圓未滿	八
一〇圓—一五圓未滿	五六	四〇圓—五〇圓未滿	一〇
一五圓—二〇圓未滿	一八	五〇圓—一〇〇圓未滿	一〇
二〇圓—二五圓未滿	一五	一〇〇圓以上	六

(四)應召給付　兵役の爲職を去る場合給付をなす組合は七二四であるが、此の給付は服役の種類又は期間に依つて差異を設くるのが普通である。卽ち入營の場合、出征の場合、演習召集の場合等によつて差異を設くるのであるが今七二四組合中應召給付額を明示し得るもの四一一組合に付いてみるに五圓未滿九四、五圓以上一〇圓迄一六四、一〇圓以上一五圓迄一一七、卽ち一五圓迄が殆んど全部で一五圓以上二〇圓迄一五、二〇圓以上三〇圓迄三〇で夫以上給付する組合はないやうである。而し應召出征の場合給付をなすものに二組合ある。又本給付に關し給付額の外に旗旒を贈呈し或は旗旒を以て驛迄見送を爲す旨の規定を有する組合相當あり又旗旒を以て送別することのみを定め給付を定めないものもある。

(なほ(五)慶祝給付は結婚給付、出產給付、其の他の慶祝給付に分れるが、いづれも僅かに「慶祝の意を表すに止」まる程度に過ぎないので、こゝでは省略することゝした。)

(六)退職給付　退職給付を有する組合數は六六八である。本給付は主として勤續年數に比例するもの多く從つて簡單に表示することは困難である。又退職を事業主の都合によるか自己の都合に依るかに依つて區別するもの若干あるが寧ろ此の區別をなすものは尠いやうである。

今退職給付を有するもの六六八に付給付額算出方法をみると

イ、退職の際一定額を給付するもの　一五七
ロ、給付の何割と規定するもの　四
ハ、勤續年數と給料に比例し算出せるもの　三〇
ニ、勤續年數にのみ比例するもの　一五三
ホ、其の他方法複雜其他の爲表示し得ざるもの　三四

である。此の內(イ)は小組合に多く寧ろ(ニ)の方法を執るのが普通

の様である。而し乍ら其の額に至つては比額的少額のものが多く一中五年勤續者にして僅かに十數圓を受くるに過ぎないものがあり、相には數百圓の給付を受くるものもあるが而し十數圓程度のものが重當多數にのぼるところを見るときは退職時に際して組合は少しも。要なる經濟的役割を擔當してゐるものとは謂はれないやうである運動犠牲者救援を目的とする給付、失業給付、貧困救濟給付、歸鄉旅費、作業の都合に依る休業に對する給付、品行方正なるが故の給付等もあるが一般的でないので之等は省くことゝした。

次に民營共濟組合一、一八三組合中各程の附帶事業を爲すものは次の如く四六一組合である。

購買販賣事業	九一	醫療施設	二
金融事業	一七六	失業救濟事業	二
貯金制度	三三	職業紹介事業	一
保險代理店	四	同宿所	一
慰安修養體育研究	一四三	養魚殖林事業	一
善行表彰	三	計	四六一
人事相談	五		

附　第十回全國安全週間

第十回全國安全週間は昭和十二年七月一日から一週間、協調會産業福利部、日本鑛山協會、日本土木建築勞働災害扶助會の主催の下に全國に亘つて擧行された。この間危害豫防施設、防火施設、保健施設、衞生施設の新增設又は改善が行はれたことは例年の通りである。

いま協調會産業福利部「第十回全國安全週間報告」（社會局調査）によつて右安全週間に參加したる工場並に勞働者災害扶助法適用事業中常時五十人以上を使用するもの（土木建築事業に於ては工事金額十萬圓以上）の安全週間中の災害發生率と安全週間前一週間の災害率とをみれば次の如く、工場に在りては週間中の災害發生率は週間前に比し二割二分の減少を示し、勞働者災害扶助法適用事業に於ては却つて八分五厘の增加を示してゐる。これを事業別にみれば交通運輸業の三割三分、土木建築事業場の二割七分の增加が顯著である。なほ工場及び勞働者災害扶助法適用事業の災害率を細目に涉つてみれば、概して安全週間中の重傷、死亡災害率が週間前より大であることが注目される。（鑛山については本年は調査報告未發表のため之を省略する。）

	調査延人員	微傷者數〔災害率〕	輕傷者數〔災害率〕	重傷者數〔災害率〕	死亡者數〔災害率〕	總數〔災害率〕
工場	一〇、三五一、三三五	五、九五五〔五・七五三〕	一、三三三〔一・一八二〕	三三八〔〇・三七〕	八〔〇・〇〇八〕	七、五二四〔七・二六九〕

労働者災害扶助法適用事業場	安全週間前	一〇、五八三、一八七	八、〇〇四〔七・五六三〕	一、五三五〔一・四五〇〕	三一四〔〇・二九七〕	二〇〇二〔〇・〇〇二〕	九、八五五〔九・三一二〕
	安全週間中	七三〇、六六六	二九八〔四・一三五〕	二一一〔二・九二八〕	二八二〔三・九一三〕	六〇八三〔〇・〇八三〕	七九七〔一一・〇五九〕
	安全週間前	九五六、八二三	三四九〔三・六四七〕	二三三〔二・四二五〕	三八七〔四・〇四五〕	七〇七三〔〇・〇七三〕	九七五〔一〇・一九〇〕

〔備考〕―協調會「第十回全國安全週間報告」による。工場、勞働者災害扶助法適用事業場はいづれも使用勞働者五〇人以上、災害率は就業勞働者一萬人に對する被害者の比率。

第四章　勞働需給調整施設

林内閣において軍需生産力の擴充が國策として採用されてからは物資のみならず勞働力の軍需産業への調達並に擴充が當面の緊急問題となつた。而して支那事變は勞働の戰時編成を益々焦眉の問題とした。それは大規模の動員による勞働力の缺除と、多量の軍需品の急速なる生産の必要とに基くものであることは云ふまでもない。然らば動員外にある乏しい國民勞働人口の戰時編成への改編は如何にして爲されたかと云へば、先づ熟練勞働者（及技術者）と一般勞働者の不足に對處するために、これが補給策として熟練工については短期養生機關の設置、一般勞働者については諸種の保護法規の緩和、就業年齢の低下、採用年齢の引上、女子勞働者の利用等が行はれた。併しこれ等の勞働力補給策にも拘はらず軍需産業には所要の勞働力が得られなかつたので、これと並んで更に勞働配分、勞働移動統制等の勞働統制策が行はれた。既存の職業紹介機關を始めとして各種機關を動員して軍需勞務者の充足を計らんとする「軍需勞務要員充足要領」はその代表的なものである。尤もこゝに勞働統制策と云ふもそれは勸奬的なものであつて法律ではないが、事變の進展と共に更に國民登錄制、國民勞務制等を含むより廣汎な勞働統制法が早晩實現をみることゝ豫想される。既にこれ等廣汎な内容を盛る國家總動員法の來議會提出が傳へられてゐるのである。

ところで軍需勞務者の不足は右の如き既存機關の利用程度の措置を以つてしてはこれを緩和することができず、こゝに職業紹介機關の國營化問題が日程に上るに至つた。併し軍需勞務者の不足は甚しく、たとへ職業紹介所の國營が實現されるとしても、紹介所の現在の規模ではなほ充分にその不足に應ずることは困難であらうと云はれてゐる。他方事變に伴ふ

不急事業關係の中小商工業に於ける失業・轉業問題は本年中は未だ潜在的であるものゝ如くであるが、事變の經過と共に表面化されることは必至であり、從つて問題の重要性に鑑みこれが對策も早晩日程に上るであらう。

かくの如き軍需勞働力需給調節を中心とする諸施設と並んで注意すべきは、傷夷軍人保護及び遺族扶助に對する諸施設の擴充である。

第一節　勞働補給對策

熟練工(及技術者)養成方策　戰時體制への移行と共に軍需生産力の急速なる擴充が刻下の急務として要請せられるに至つて勞働力の一般的不足特に熟練工の絶對的不足が愈々前面に押し出された。熟練工の不足の程度については確實な資料はないが、昭和十二年六月初旬の調査によれば、(企畫院、「企畫」第一卷第三號「熟練工養成の基調」參照)今明年度職工不足見込數は約八萬と推定せられ、職工總數に對する割合は一九・四%となつてゐる。この内普通工(經驗工)の不足率は二七%、熟練工の不足率は二四%となつてをり、普通工及び熟練工の今明年度における不足數は職工不足總數の半數以上を占めてゐる。この不足數は十二年六月現在の見込數であるが、その後における熟練工の新規供給は殆んど無かつたと思はれるし、よしあつたとしてもそれは生産の増加に遙かに及び得なかつたと看做し得るから十二年末現在の熟練工不足數は一層増大せるものと考へられると云ふ。

かゝる熟練工の不足は軍需生産の急速なる増大につれ一方では特にこの種職工の勞働强化を强行せしめたと共に他方では各工場間に激烈な熟練工爭奪戰を展開せしめた。このために一部の大規模の企業間では熟練工爭奪防止の協定が締結されたが、中小工場では職工の引止め、移動防止に必死の努力を拂ひ乍らなほ大工場への移動を防止し得ない狀態にある。

かゝる事態に處するために最近では巨大會社は各自熟練工の自家補給の必要を認め、既存の養成設備の擴張又は新設の措置を講じつゝあるが、政府でも本年七月熟練工(寧ろ速成工)養成のための應急策としてこれが養成計畫を樹立、その豫算は第七十一議會を通過した。この熟練工(及技術者)養成計畫は大樣左の如き方針によるものである。

一、經營規模大なるものに對しては養成自給を勸奬督勵することとし政府は差當り自ら養成するの能力乏しと認めらるゝ中小規模のものに補給する主旨を以て主要工鑛地帶に官公立又は組合立の速成養成施設を行はしむること

二、勞働人員の募集及配給に關しては國家的統制を加ふる必要あるに依り差當り今次の應急施策として行はるる養成工の募集及配給は職業紹介機關を通じて迅速且適正に行はるる樣職業紹介機關の機能の整備充實を圖ること

三、稍々高級なる技術者の養成施設としては官立大學、高等工業學

校、高等商船學校等に付特定科の收入人員の増加に付考慮すること

四、今次對策の圓滿なる施行を計ると共に今後の恒久對策を適切ならしむる爲中央及地方に於ける關係當局間に常時緊密なる連絡を保持せしむること

右の政府の熟練工補給策は政府自らも斷つてゐるやうに應急對策であり、これは又熟練工の不足が特に顯著であつて事態の遷延を許さゞるほど切迫してゐる中小機械工場及び鑛業への熟練工補給を目的とするものである。（但し技術者の補給については一部恒久的な對策が含まれてゐる）。而してこの補給策は國立機械工養成所において年約千五十人、公營及び民營養成施設において年約千人、計約二千五十人の機械工を養成せんとするものである。

併し熟練工の養成期間が短いのと、その養成施設の規模が小さい爲め、現在要求されてゐる高級な熟練工の補充は早急には行はれ難からうと云はれてゐる。從つて熟練工養成の根本的、恒久的對策が必要とされる譯であるが、本年度中には未だこれが實現をみなかつた。

勞働保護法の一部緩和　勞働の補給は殆んど凡ゆる手段によつて行はれつゝあるのであるが、既存勞働の勞働時間延長によつても行はれた。即ち七月十四日附の通牒によつて軍部の證明ある場合に限り工場法第八條第二項の規定（保護職工の就業時間及休日の制限の緩和）が許可されたが、更に十月八日には各地方長官宛社會局長官の名を以て「自今右に該當せざる場合に於ても實情調査の上緊急の必要ありと認めらるゝときは同規定に依り許可差支無之候條右に依り御取扱相成度」といふ「軍需品工場に於ける保護職工の就業時間の延長並休日廢止の許可に關する件」の通牒が發せられた。勿論この通牒には右の「許可を爲すに際しては別途軍需品工場に對する指導方針に關する通牒（第二篇第一章勞働保護施設參照）の趣旨に鑑み保護職工の保護に付御留意相成度爲念」といふ注意書がついてゐるが、それにも拘はらずこの結果は彼等保護職工の出勤率の漸次的惡化傾向となつてあらはれて國民保健上の注意喚起を促してゐる。

更に同十月八日各鑛山監督局長宛社會局長官の名を以て「事變の際に於ける鑛夫勞役扶助規則の取扱に關する件」の通牒が發せられた。即ち鑛夫勞役扶助規則の規定する「鑛夫の就業制限を緩和することは已むを得ざるものと認め」られたのである。尤も「右の制限緩和を適當の限度に止め勞働力の維持增進を圖る」樣要請せられてゐる。右通牒における取扱方針は左記の如くである。

今事變に關し特に必要ある場合は左の方針に依り鑛夫勞役扶助規則に定むる就業制限を緩和することを得ること

一、鑛夫の坑内就業時間の制限（第五條第一項）

(一)成年男鑛夫の坑内十時間の就業時間の制限に對し第十一條第一項に依り許可する場合に於ては左の事項に留意すること(1)一日の就業時間は原則として十二時間以内とすること(2)就業時間延長の期間は三月以内とし更新することを妨げざること

(二)薄層、殘炭を採掘する鑛山に於て既に許可を受け保護鑛夫を坑内に使用する場合に於ては右に準ずること

二、保護鑛夫の坑外就業時間の制限（第六條第一項）

坑外十一時間の就業時間の制限に對し第十一條第一項に依り許可する場合に於ては左の事項に留意すること(1)一日の就業時間は原則として十二時間以内とすること(2)特に長時間勞働を必要とする場合に於ても一日の就業時間は成る可く十四時以内とすること(3)一日の就業時間が十二時間を超ゆる期間が相當長期に亘る場合は設備の增設交替制の採用等適當なる對策を講じ十二時間以内に短縮する樣努むること

三、保護鑛夫の高溫坑内の就業時間の制限（第六條の二第一項）

本條の制限の緩和は許可せざること

四、保護鑛夫の深夜事禁止（第七條）

必要已むを得ざる場合は第十一條第一項に依り深夜の就業を許可して支障なきも十二時間に交替制は成るべく臨時の期間に限ること

五、保護鑛夫の交替班の轉換方法の制限(第八條)

必要已むを得ざる場合は第十一條第一項に依り毎月二回の轉換を許可して支障なきこと

六、保護鑛夫の休憩時間(第九條)休憩時間の短縮は許可せざること

七、保護鑛夫の休日（第十條）

毎月二回の休日は成る可く存置せしむること

成年男鑛夫の坑外工業に付ては前記に、六及七の各項に準じ指導監督すること

石炭勞働者充足通牒　内務省社會局では十月十二日社會局長官の名を以て各地方長官宛、支那事變下における石炭の需要增加に伴ふ炭鑛夫の補充並に增員の必要に鑑み「炭鑛夫の應募を抑制するが如きことなき樣御留意相成と共に軍需勞務要員充足に支障なき限り炭鑛夫需要に付ても御配意相成度」との通牒を發した。併しその後もなほ石炭山における勞働力の不足著しく所要勞力の補充困難なる事情にあつたので、更に十二月二十二日社會局長官の名を以て各地方長官宛「石炭山勞働者紹介に關する件」を通牒、公益職業紹介機關をしてできるだけ鑛夫の充足を爲さしめるやう注意を促すところがあつた。

なほ石炭鑛夫補給策としては賃銀條件の改善も勸奬されたが、これに就ては本篇第一章第一節を參照されたい。

小學校卒業兒童に對する就職指導通牒　勞働力調達の手は更に小學校卒業兒童に對しても差し出された。即ち十月二十七日社會局長官より各地方長官宛「小學校卒業兒童に對する就職指導に關する件」の通牒が發せられ、「概ね左記要領に依り就職指導員を活用し職業紹介所、小學校、市町村長等の

關係機關と緊密なる聯絡提携を圖り以て所期の目的を達成する樣」要請されたのである。その要領次の如し。

(イ)町村及學校との聯絡　1、小學校に於ける聯絡係の決定　2、聯絡打合會の開催　3、就職指導映畫會及就職指導講話の開催

(ロ)兒童父兄に對する就職指導　1、就職指導リーフレット又はパンフレットの配布　2、巡回職業相談（選職指導）3、適性檢査の實施　4、父兄會の開催　5、就職希望兒童見込調査の提出

(十一月末日迄)　6、兒童需要地(主として都市)に於ける求人並兒童就職に關する狀況調査(十一月以降)(調査は關係各方面に送付の上參考資料とすること)

(ハ)就職斡旋　1、求人の開拓及調査　2　求人狀況及求人口の告知(他府縣よりの通報も含む)3、巡回就職指導及相談　4、就職希望兒童調査票の提出(學校)　5、兒童調査票を關係職業紹介所並關係府縣に送付　6、他府縣より送付の調査票を關係職業紹介所に送付　7、採用狀況を職業紹介所及び他府縣より受けたるときは之を關係小學校に通報8、遠隔地就職の場合就職者引率保護

然るに十二月十五日更に社會局臨時軍事援護部長、文部省普通學務局長の連名を以て各地方長官宛この點に關する行過ぎを注意するやう重ねて通牒が發せられた。即ち「近時各方面に於て小學校卒業兒童の需要著しく增加するに伴ひ高等小學校在學中の兒童に對し著しく早期に於て雇傭の豫約を爲し又は其の卒業を待たずして就業せしむるの傾向有之樣見受けられ」るが、これは「普通教育完成上適當ならざるのみならず兒童に對する職業指導の見地よりするも憂慮すべきこと」であるから、左記要領により「之が防止に關し遺憾なきを期せられ度」といふのである。その要領次の如し。

(イ)小學校、職業紹介所及市町村長に對し本趣旨の徹底を圖り兒童の父兄其の他保護者に對し家庭上眞に止むを得ざる事情ある場合の外就職の爲中途退學又は休學等を爲さしめざる樣指導を加ふること

(ロ)地方に於ける年期奉公等にして從來の慣例に依り卒業前雇傭するものあるときは之を卒業後に改むる樣指導すること　(ハ)雇傭主に對しては前記趣旨に基き注意を促し且つ工業會、工場協會、工場懇話會、同業組合等を通じ充分之が徹底を圖ること　(ニ)兒童に對し卒業前採用詮衡を爲さんとするときは少くとも第三學期以後に於て之を實施し且つ詮衡の爲兒童に對し勉學上著しき影響を與ふるが如きことなき樣、小學校雇傭主其の他關係者に注意すること

第二節　勞働配分・移動統制對策

軍需勞務要員充足要領

內務省社會局は今次事變に伴つて生ずべき短期軍需勞務要員其の他陸海軍作業廳民間軍需工場に於ける軍需勞務要員の充足に就ては、職業紹介機關をして積極的にこれが斡旋に當らしめるべきであるとなし、本年七月十六日關係各府縣に右の件に關する取扱方法を指示し應急の措置に備へるところがあつた。然るに其の後事態の進展と共に軍需勞務者については、その全國的統制が必要となつた

ので、內務、陸軍、海軍三省協議の上「軍需勞務要員充足に關する取扱要領」を定め七月三十一日付各地方長官宛通牒を發した。而して右要領に基き軍需勞務者の充足を計るため、東京、京都、大阪、神奈川、愛知、廣島、兵庫、福岡、長崎の各府縣に軍需勞務斡旋部を、他の縣には軍需勞務係を設置すると共に各種關係機關の動員をみた。其の後更に軍需工業動員法の一部實施其の他時局の推移に鑑み、內務、陸軍、海軍三省協議の上取扱要領が改訂され、內務省に於ては大阪、愛知、廣島、福岡の諸縣に地方係官竝に補助員を派遣し、陸海軍省に於ては、各々其の募集機關を整備し又陸軍、海軍、民間各軍需要員の種別に依り募集區域を定め以て其の要員の適確なる需給調整を圖ることゝなり、十月六日よりこれを實施した。今其の取扱要領の概要を述ぶれば次の如くである。

一、軍需勞務要員の充足機關

陸海軍作業廳其の他軍需工場の勞務要員に付ては特殊の熟練工にして一般より募集する必要なきもの其他特別の事由あるものを除くの外凡て內務省所管の職業紹介機關に依り之が充足に當るものであるが、道府縣は職業紹介機關の中心となつて職業紹介所、市町村長の外青年學校、青年團長、在鄕軍人分會長等と緊密なる連繫の下に之を督勵し、一般に軍需勞務要員應募の重大意義を認識せしめ、勤勞報國の精神を喚起して要員充足に關し遺憾なきを期することとなつて居る。

即ち以上の趣旨は軍需勞務の取扱につき全國的に統制を行ふこと、其の實行機關としては公益職業紹介機關が之に當ることの二點にある。爾來道府縣を中心とする職業紹介機關に依り着々大量充足に効果を收めつゝあるが、これは我國公益職業紹介事業創始以來の劃期的のものであると云つても過言でない。

二、勞務要員募集の調整

軍需勞務要員は其の需要の性質上最も迅速に而も適確に之を充足するの必要であることは云ふ迄もないが、此の目的を達する爲には第一に募集地域の設定に依つて軍需勞務の地域的な調整を圖ることである。

募集地域を自由にするときは全國的の統制の實を擧ぐることが出來ないのみならず、短時日に適確なる要員の充足を期待することも困難である。右の如き點が平時の場合と趣を異にする點であるが、今取扱要領に基く民間軍需工場に於ける募集地域を揭ぐれば次の通りである。

民間軍需工場募集地域區分表

區別	地方別	軍需工場所在地募集地域內所在の工場	募集地域
第一	關東地方	同	東京他十三府縣
第二	中部地方	同	愛知他五縣
第三	近畿地方	同	大阪他十一府縣
第四	中國地方	同	廣島他五縣
第五	九州地方	同	福岡他七縣

第六　北海道　同　右　道　内

次に軍需勞務の調整を行ふ爲充足の迅速なる取扱を期する爲め必要と認めらるゝ地方に社會局關係係官を臨時駐在せしめ現地に於て陸海軍係官と協議の上關係府縣を指導督勵せしめて居るのである。

（第一區は駐在官を置かず內務省社會局に於て直接統制に當る）

區別	駐在地	區別	駐在地
第二區	愛知縣廳	第三區	大阪府廳
第四區	廣島縣廳	第五區	福岡縣廳

（なほ右の內務省地方係官は事務の狀況に鑑み一先づ十二月二十三日限り本省に引上ることになつたが、これに伴ひ要員の募集は作業を廳所在地道府縣において其の通知を受くることゝし、要員の申込を受けたる道府縣は地方係官において爲すべき事項を處辨することになつた。――十二月十五日付社會局臨時軍事援護部長より各地方長官宛通牒）

三、充足方法

陸海軍作業廳の軍需勞務要員の募集は若干例外を除き內務省社會局又は內務省地方係官に於て之を受け、關係道府縣に割當を行ひ、夫々の取扱手續を經て充足するのである。又軍需工場に於ける勞務者の募集については道府縣又は地元の職業紹介所を經て道府縣廳に之が申込をなし地元道府縣廳に於ては社會局又は內務省地方係官の指揮を受けて關係各道府縣に之を聯絡して充足するのである。之等の要員充足に付ては職業紹介所及市町村長は勿論其の地方に於ける各種團體等に於ても之に對し積極的なる援助の協力を期待してゐるのである。

なほ十一月一日社會局に臨時軍事援護部が設置されたのに伴ひ同部に勞務調整係が新設せられた。同課の分掌事項は、一、軍需勞務の需給調整其の他職業紹介に關する事項、二、入營者職業保障法の施行に關する事項、三、歸鄉軍人の職業保護に關する事項であつて、實質的には從來の職業課職業紹介係の事務が其の儘移管擴大されたものである。

職工爭奪防止通牒　軍需勞務要員取扱に關聯して勞務需給上考慮さるべきは職工爭奪防止に關する問題である。これに對し十月十二日付社會局長官より各地方長官宛通牒が發せられ各道府縣をしてこれが應急の措置を講ぜしめることゝなつた。いまその概要を述ぶれば次の如くである。

（一）金屬及機械職工の募集に付ては新聞廣告、ポスター等の方法は遠慮せしめ職業紹介機關を通じて之を行ふ樣慫慂すること

新聞其の他に廣告せることを知りたるときは直に事業主に注意すること若し工場又は事業場が他府縣內に在るときは當該地方長官に其の旨通報すること

（二）金屬及機械職工其の他の熟練工の募集は他に就業せる者を引抜く結果となる現狀に鑑み職業紹介機關に於て他の事業に影響を及ぼさずして紹介し得る見込ある場合の外未經驗者の募集に變更して申込ましむる樣求人者を指導すること

特に軍需品製作上緊急必要とする熟練工に付ては同種業者の協調と積極的支援とに依り雇傭職工の中より供出せしむる等關係事業主團體の協力を求め適正なる供給を圖ること

(三)職業紹介機關に於ける金屬及機械職工其の他の熟練工の要員の取扱に付ては求職者が現に他の工場又は事業場に從業中のものに非ざるや否や及其の工場の事情等を査察し濫りに職工引抜の結果を招來せざる樣留意すること

(四)從來工場會、工場懇話會等地方的工業關係團體等に依り、加盟工場相互の職工其の他勞務者の爭奪防止の規約を定め（覺書若は申合等のものを含む）實施中のものに付ては其の規約の徹底を圖らしめ更に他の團體との間に此の種の規約實行の聯絡を執らしむること

等の爭奪防止に關する相互協約の勵行を圖ること

(五)同種工場又は事業場近接し職工其の他勞務者の爭奪特に甚しと認めらるゝ地方に於ては各工場又は事業場管理者をして機械職工其の他必要と認むる職種の連名簿を工場又は事業場相互間に交換し異動に付て其の都度相互に通報する等の方法を講じ爭奪防止を圖ること

(六)一般職工に付ても前各項の趣旨に依り爭奪防止に留意すること

第三節　職業紹介施設及其整備

前述の如く勞働配分・移動統制策は勿論勞働補給策もそれが新規勞働者の調達に關する限りは、公益職業紹介機關が新に當ることゝなつたのであるから、職業紹介機關の擴充強化が當面の緊急の問題として前景に押し出されて來た。端的に云へば、從來は失業救濟機關としての機能をもつに過ぎなかつた職業紹介所は今や國策の線に沿つて勞働需給の調整機關たる地位に引上げられるに至つたのである。かくして職業紹介所國營案が登場したのであるが、こゝでは先づ職業紹介事業の一應の歷史を省み、次いで國營化問題に及ぶことゝしやう。

一、職業紹介事業

沿革　日本に於て職業紹介そのものが問題となつたのはやうやく大正七年末であつた。このとき世界大戰後の反動によつて多數勞働者が街頭に投げ出されたのに、職業紹介の機關は二、三の大都市を除きほとんど存在せず、その連絡統一は全く見られない狀態であつた。たまたま、一九一九年（大正八年）十—十一月の第一回國際勞働總會は公營無料職業紹介制度設置に關する條項を包含する條約案を採擇した。すなはち「失業に關する條約案」第二條第一項には「本條約を批准する各締盟國は中央官廳の管理の下にある公の無料職業紹介所の制度を設くべし、右紹介所の經營に關する事項に付意見を提出せしむる爲委員を任命すべく該委員中に使用者の及勞働者の代表を加ふべし」との規定があつた。また翌一九二〇年（大正九年）六—七月に開かれた第二回國際勞働總會は「海員に對する職業紹介所設置に關する條約案」を採擇し、職業紹介の非營利性をさらに强調した。かゝる內外の事情に鑑み、政府は大正十年職業紹介法を、大正十一年船員職業紹介法を制定し、次いで前記の二條約を批准公布した。さらに大正十四年には營利職業紹介事務取締規則を出し、いはゆる桂庵、口入屋の類の取締を嚴重にし營利職業紹介業者にもその事業狀況を報告せしめることとなつた。

當初の職業紹介法によれば職業紹介については市町村立および私立の無料職業紹介所が直接活動分子となり、その事業の聯絡統一を圖るため東京に中央職業紹介事務局を、東京、大阪(以上十二年)、名古屋、福岡、青森、長野、岡山(上十四年)に地方職業紹介事務局を置くこととなつてゐた。これ等の事務局は內務大臣の監督に服し從つて職業紹介事務は營利紹介者に對する取締を除き、道府縣とは別個に、內務大臣直轄の機關によつて管掌されたのである。職業紹介所の數は本法制定當初の八七から昭和十一年末には六九七に增加し、一般職業紹介就職者數はこの間に十五萬一千人から八十一萬二千人に、日傭勞働紹介員數は三十一萬六千人から千二百二十七萬人に增加した。また除隊者、少年、俸給生活者に對する特殊部門の職業紹介も、それぞれ發達した。とくに入營者に對しては、昭和六年入營者職業保障法が定められた。これによつて入營應召による失業を防ぐとともに、職業紹介所が在鄕軍人會職業輔導部、師團職業斡旋委員、海軍鎭守府人事部と連絡をとつて除隊者の就職に努力することとなつた。

職業紹介成績狀況

昭和五年

	全國	三府五縣分(全國對比)
職業紹介所數	三〇七	……(%)
取扱紹介所數	一般職業紹介	
求人數	九〇四、七三〇	六五二、五一五(七二・一)
求職者數	一、一六八、一二四	九〇四、五四九(七七・四)
就職者數	三三六、一九七	二一三、一四九(六三・一)
	日傭勞働紹介	
求人數	二八二	一一四(四〇・四)
求職者數	一、一六八、一二四	九〇四、五四九(七七・四)
就職者數	三三六、一九七	二一三、一四九(六三・一)

昭和十年

	全國	三府五縣分(全國對比)
職業紹介所數	六七七	……(%)
取扱紹介所數	一般職業紹介	
求人數	一、九一七、九八三	一、〇八八、九一四(五六・八)
求職者數	一、六七九、五六八	一、一一五、〇〇三(六六・四)
就職者數	七四一、六四二	三六一、七〇五(四八・八)
	日傭勞働紹介	
求人數	六七七	一九一(二八・二)
求職者數	一、九一七、九八三	一、〇八八、九一四(五六・八)
就職者數	一、六七九、五六八	一、一一五、〇〇三(六六・四)
	七四一、六四二	三六一、七〇五(四八・八)

取扱紹介所數	五、一三八、三四五	四、八三七、四一八（九四・三）	一三、九九七、七一一	八、三九二、二六五（六四・六）
求人數	六、一七四、九七三	五、七八三、八〇七（九三・七）	一四、四六三、七三〇	九、七三三、三七四（六七・二）
求職者數	五、一三三、一一〇	四、八三三、四九九（九四・三）	三、八六七、二九五	八、二九一、四八一（六四・四）
紹介員數		四八（七八・七）	二六九	一〇七（三九・八）

このやうに職業紹介が一地方に偏してゐることは、工業の都市集中といふ事實に基くこともちろんであるが、市町村自體の機能がいはゆる委任事務によつて占められ、その大部分は職業行政にまで手を伸ばすことが困難であるからである。從つてひとり職業行政についてのみ職業紹介事務局が市町村を監督し、その連絡を圖らうとしても、道府縣の力が强いため、道府縣を通じなければ豫期の効果を擧げることが出來なかつた。この上後にのべるやうに失業救濟事業の擴張や農村更生事業の實施もすべて道府縣を通じて行はれることとなつた結果、職業行政に限つてこれを道府縣に行はしめないのは甚だ不都合となつて來た。而も他方最近の軍需工業輸出工業の發展は失業對策機關としてのみ職業紹介所の意義を重くした。かくして職業紹介所機構の改革の必要とその改革の方向とが與へられたのである。

職業紹介所數

		常設	季節	臨時	小計	常設	臨時	小計	合計
一般紹介所	府	一			一				一
	市	一八四			一八四	三九		三九	二二三
專門紹介所 勞働	婦人								
	立								
	立								
	年少者								
	俸給生活者								
	朝鮮人								

職業紹介事業成績（昭和十二年）　昭和十二年十二月末日現在の無料職業紹介所數は七四五、前年に比し四九の增加である。

公立	町立	二九六	七	二	三一四	一〇	一	一	一	一	一
	村立	一〇三	一七	一	一三〇	一三	一	一	一	一	一
	町村組合立	三三	一	一	三三	一	一	一	一	一	一
	計	六一六	二五	二	六五二	三九	三	二	一	六	八
私立	人	一三	一	一	一三	一	一	一	一	一	二
	他	五	一	一	五	一	一	一	一	一	一
	計	一七	一	一	一七	一	一	一	一	四	四
法人		一七	一	一	一七	一	一	一	一	二	七六
其他		五	一	一	五	一	一	一	一	八	七四五
小計		六三三	二五	二	六六九	三九	一	一	一	一	一

〔備考〕―「職業時報」第十四號に據る。

一般職業紹介に於いては求人總數（各月新規引受數の合計、前月からの繰延を含まず以下同様）二、八〇四、一六二人、求職者總數二、〇九二、三四八人、就職者總數九六六、一四一人、うち臨時雇就職者總數は九七、二九四人である。從つて殺到率（求人總數に對する求職者總數の割合）七五%、就職率（求職者總數に對する就職者總數の割合）四六%、前者は昨年に比し二%の低下を示し、後者は同率にとどまつてゐる（男女別の數字に就ては統計參照）。求人總數、求職者總數及び就職者總數を職業別にみれば次の如く就職者は工業及鑛業に於いて最も多い。

職業別一般職業紹介成績

	求人	求職	就職	殺到率	就職率
工業及鑛業	一、三七二、六六七人	一、〇〇一、七七二人	四三五、七六五人	七三%	四三%
土木建築	二一九、五四九	一〇八、二五八	八八、〇二七	四九	八一
商業	三七一、四三〇	二四三、一五〇	八七、八七一	六五	三六
農林業	三六、七二六	二四、八四四	二三、五四三	六八	九五
水産業	一五二、一八八	一〇二、五〇八	九六、六六五	六七	九四
通信運輸	六三、五八九	七九、三二四	二七、二二七	一二五	三四
戸内使用人	三七二、〇五〇	二四二、三四一	一二二、四〇四	六五	四六
雜業	二一六、〇六三	二九〇、一五一	一〇四、六三八	一三四	三六
合計	二、八〇四、二六二	二、〇九二、三四八	九六六、一四〇	七五	四六

〔備考〕―「昭和十三年度勞働統計要覽」に據る。

次に一般職業紹介中少年職業紹介成績をみるに次の如くである。

少年職業紹介成績（十八歳未滿）

	求人數	求職者數	就職者數	殺到率	就職率
昭和八年	三四九、九二五人	二七〇、九七六人	一三五、七九九人	七七%	四六%

同　九年	四一〇、七三八	二六三、七八一	一三三、二四二	六四	四六	九、七一六
同　十年	五〇五、八三三	二九六、九八六	一四〇、〇一〇	五八	四七	三、三〇六
同　十一年	五六八、七六八	三三三、八一四	一五七、七九三	五九	四八	一三五、三三六	六一、〇二四
同　十二年	七八五、八二五	四三一、五四八	一八六、一八四	五四	四四	

〔備考〕―昭和十一年迄は社會局「本邦職業紹介事業概要」、同十二年は社會局「職業時報」に據る。

少年職業紹介に於いて最近特に注目すべきことは商業に於ける求人數が可成り多いにも拘はらず求職者數並に就職者數が比較的少いことであつた。昭和十二年には時局産業に於ける活況を反映して工業及鑛業の求人數が昨年に比し約六〇%を增加した爲め右の事情は相對的には稍々緩和したが絶對的には殺到率、就職率とも昨年に比し更に低下してゐる。この點に就いて昭和十二年三月小學校を卒業した兒童が職業紹介所を通じて同年五月末までに就職した成績は次の如くである。

昭和十二年三月卒業求職兒童職業紹介成績（五月末現在）

	求人數	求職者數	就職者數
工業及鑛業	一五八、三〇一	六五、四五九	三六、二三九
土木建築業	三、九四〇	五九八	六三九
商業	八二、七一七	二〇、三八九	一一、〇八四
農林業	一、〇八九	四二三	三五一
水産業	六五〇	四八四	四六一
通信運輸	四、〇六六	四、六二四	一、四三六
戸内使用人	二六、〇一三	二三、二七四	七、五〇八
雜業	一三、五四三	九、七一六	三、三〇六
計	二八九、二六八	一三五、三三六	六一、〇二四

〔備考〕―社會局「職業時報」第十三號に據る。

日傭勞働紹介に於ては求人總數一〇、五九八、七七九人、求職者總數一一、三〇七、九三〇人、就勞者總數一〇、一九六、〇六一人であるが、その數はいづれも前年と同じく減少を示してゐる。これは失業者使用事業の減額と登錄勞働者數の減少に基くものである。（詳細は統計表參照）

俸給生活者職業紹介に於いては求人總數四五、〇八四人、求職者總數一〇二、一二八人、就職者總數三〇、〇九六人、從つて殺到率二二七%、就職率二九%で、前年に比しいづれも好轉を示してゐる。併しこれを一般職業紹介に比すればなほ未だ遠く及ばざるものがある。なほ就職者總數中臨時雇は四、九四〇人で一割六分に當り、昨年の三割に比して著しく好轉を示してゐるが、一般職業紹介に比すればこれ亦稍々不振である。求人數、求職者數、就職者數を勤務先別にみれば次の如く、商事會社最も多く官公署、工業會社個人商店がこれに續いて多い。

俸給生活者職業紹介成績

	求人數	求職者數	就職者數
官公署	八、六八六	一〇、五六三	六、八四三
銀行	三四四	二、五一六	二三一

保險會社	一、八〇六	二、三一二	一、三九四
商事會社	一三、五三七	四四、六一六	八、七八〇
工業會社	五、九〇四	一三、八六九	二、八六一
鑛業會社	一〇〇	二三五	六七
個人商店	五、一五一	六、四四〇	二、七九二
個人工場	一、三六七	一、六〇五	八五九
學校	三三五	一、一九三	三〇〇
新聞雜誌社	四一七	七六五	一八〇
其他	五、八八〇	八、五六二	四、六六一
計	四五、〇八四	一〇三、一三八	三〇、〇九六

〔備考〕—社會局「職業時報」に據る。

附、營利職業紹介事業狀況 昭和十二年末に於ける職業紹介營業者數は二、〇一〇人（內十二月中に於ける取扱者數一、三五三人）であつて、前年末より一五一人を減じた。求人數（一、〇一四、三〇三）、求職者數（六四五、八四四）、紹介件數（七三一、六一四）、就職者數（五一四、五〇九）はいづれも前年に比して減少してゐる。これを就職者の職業別にみれば土木建築、商業、農林業、雜業に於ては稍々增加し、其の他のものはいづれも減少してゐる。併し戶內使用人は依然總數の約半ばを占めてゐるのであるから、このことは營利職業紹介事業が今日殆んど女中丁稚のみの周旋所となつてゐることを否定するものではない。

昭和十二年營利職業紹介件數及就職者數

	紹介件數	就職者數
工業及鑛業	一四、一七九	九、九三一
土木建築	二、五六二	二、二三四
商業	一三七、二五一	八一、三三八
農林業	一九、九五五	一九、六八七
水產業	三、二八五	三、二七六
通信運輸	八五、二一四	八三、九〇六
戶內使用人	三九三、〇九七	二六三、七一二
雜業	七六、五六九	五〇、六一八
計	七三六、六一二	五一四、七〇九

〔備考〕—前表に同じ。

二、就職指導職員の設置

內務省社會局では今後勞働需給調整の中心機關たるべき職業紹介機關の機能が特に勞務者の供給地たる農村地方において極めて貧弱であるのに鑑み、その國營化に至るまでの臨時應急の方策として十月一日より道府縣に就職指導職員を設置せしめ、これにより職業紹介關係機關を指導援助し勞務需給の調整、就職者の指導保護の實を擧げしめることゝなり、八月十一日社會局長官の名を以て各地方長官宛「勞働需給調整施設費補助に關する件」を通牒、同時に左の如き「勞働需給調整施設要項」を通達した。而して政府は右要項に從つて第七十一特別議會を通過した「勞務需給調整施設に關する經費」

一八八、〇〇〇圓を補助すると共に、地方社會事業職員制を改正し（十月一日）この改正によつて增員された職員（社會事業主事一六名、社會事業主事補二四一名）を就職指導職員に充てることゝした。就職指導職員は主事補二名補助員一名を以て就職指導移動班（一府縣二班乃至四班、全國を通じて一二〇餘班）を編成し、或は臨時的に（求人のありたる場合）或は定期的に（主として小學校兒童の就職指導に當る場合）農村地方を移動巡回して求職開拓、就職指導、職業相談等につき職業紹介所を督勵援助するものである。

勞働需給調整施設要項

一、就職指導職員は地方社會事業職員制に依る社會事業主事、社會事業主事補を以て之に充つること

二、就職指導職員は社會事業主事補二名（外に補助員一名）を以て職員指導移動班を編成すること　社會事業主事は就職指導移動班を統轄すること

三、就職指導移動班は概ね左記事項に付職業紹介所及市町村長を實地に付督勵援助するものとす

イ、求職開拓

生產力擴充の爲に必要なる官業共の他各種產業の求人に付て之が求人條件を周知せしむると共に求職開拓に當ること

ロ、就職指導、職業相談

就職者殊に小學校卒業期兒童、一般青少年に對し職業指導、職業相談を行ひ適職の斡旋に當ること

ハ、遠隔地に就職するものに對しては必要に應じ引率其の他保護の任に當ること

四、就職指導職員に付ては東京、大阪及福岡に於て講習會を開催すること

三、職業紹介所國營案

職業紹介所の國營案は昭和十一年職業紹介法中改正法律案が通過したときから既に一部では唱へられてゐたのであるが、昭和十二年に入つて「生產力の擴充」が國策として採上げられるに及んで職業紹介機關の擴充强化が一般的に强調されるに至つた。併し當時は未だ一般的には國營化問題は日程に上らなかつたものゝ如くであるが、支那事變を契機として既に見た如くその擴充强化が急速度に要請せられると共に、これが國營化問題も眞劍に論議されるに至つたのである。けだし從來の職業紹介機關を以つてしては勞務需給調整の圓滑を期することができなくなつたからである。その理由として擧げられてゐるのは第一に職業紹介所の都市集中である。これは從來の職業紹介機關の機能が失業者救濟にあつた結果、從つて又市町村又は府縣の公營主義を原則としてゐた結果であるが、一般に都市は勞務者の需要地であつて供給地ではない。勞務者の供給地は農山漁村地方であるが、これらの地方における職業紹介所網は非常に疎であるばかりでなく、その內容が頗る貧弱であるものが尠くない。第二には從來の公營

主義の職業紹介所では其の市町村内における勞務の需給調節には努力しても、他市町村への紹介に就いては兎角圓滑を缺く憾みがあつたといふことである。然るに勞務者特に軍需勞務者の斡旋のためには、これら農山漁村地方の青少年を軍需工業、都市に移動せしめなければならないのであるからしてそれにはどうしても職業紹介機關の擴充强化を圖ると共に、これを國營化することが必要な譯である。

かくて内務省社會局では從來の職業紹介法を制度上根本的に改革し職業紹介所の國營を斷行することゝなつた。而して本年十二月漸く同法案の内容骨子が傳へられた。それによれば人口十五萬乃至二十萬に一個所を基準として産業交通狀態を考慮して全國に約四百の國營紹介所を分布設置し、これに全國一萬一千の市町村をすべて連絡させ各市町村には五人平均の連絡委員を置いて全國的に職業紹介網を完備し、國家の方針に基いて紹介事業内容の充實統制を圖らんとするものである。これに要する經費は大體七百萬圓であり、その内三分の二は國庫、三分の一は道府縣が分擔し、道府縣は更に分擔費の一部を關係市町村に分擔せしめる方針であると傳へられてゐる。

同法案は來るべき第七十三通常議會に提案されるに決定したが、本年中にはこの改正要綱は發表されなかつた。同法案が來議會を通過實現すれば、職業紹介所は從來の失業救濟機關たる色彩を完全に脱却して、一國の勞務需給に關する國策的遂行機關として登場する譯である。併し今日の職業紹介所の規模ではなほ勞力不足に充分に應ずることができないと云ふのが一般の批評であつた。職業紹介所が軍需勞務者の斡旋だけではなしに、更に炭坑業、纖維工業等の一般産業の勞務者までもその不足を補給するといふことであれば、なほ今日の規模以上何倍かにこれを擴張强化することが要請されるのである。

第四節　失業救濟事業

こゝで失業救濟事業として取扱ふものは今次の事變に伴ふ不急産業に於ける失業對策ではなく、事變前の一般的な産業豫備軍の失業對策である。こゝではこれを失業應急事業と失業者更生訓練施設とに分つて述べることゝしやう。

失業應急事業　現在我國において失業應急事業と呼ばれてゐる失業救濟事業は（昭和七年度より失業應急事業と改稱されたもので、それまでは失業救濟事業と呼ばれた）、大正十四年十一月、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六大都市に施行された各種の土木事業をその濫觴とする。これは專ら日傭勞働者の冬期失業救濟を目的とするものであつて、この目的をもつてする事業の勞賃費に對しては國庫から二分の一以内の補助を與へることゝし、またこの事業の財源を地方債に求める場合には政府は從來の地方債許可方針に例外を認めてこれを許可することゝした。その後昭和四年に至つて産業界不振の深化に應じてこの救濟事業も擴大せられ、日傭勞働者のみならず一般勞働者を使用する事業をも含むことゝなり、地域も六大都市に限定せず、また事業の種類も土木事業に限らず建築工事其

他適當の事業といふことになり且つ冬季以外にも施行されることとなつた。更に同年一般勞働者の失業救濟事業と共に、小額給料生活者の失業救濟事業（調査、統計事務に就勞從事せしむ）も、六大都市關係公共團體に限つて認められた。そしてこの兩救濟事業に對して、夫々國庫補助、起債特別許可又は低利資金融通（昭和二年度以降）があつた。以上の如き失業救濟事業（失業應急事業）の事業費全國總額は大正十四年度以降昭和十一年度までに合計三億二百七十九萬圓に上つてゐる。

昭和十一年度においても前年度に引續き經濟界は軍需産業を中心として回復の歩調を辿り都市失業者中年少氣鋭の者は之等の方面に吸收せられる傾向を示すに至つたが、なほ依然失業者として殘された者は永きに亘る失業により氣魄において缺くるところあるのみならず、一般に年齢高くその能力の點においても低劣なる傾向を示し、失業應急施設運營上考慮すべき問題を投ずるに至つた。

同年度における一般勞働者失業應急事業費支出額は二二三三七、七九一圓（內勞力費六、七五六、八七〇圓）、小額給料生活者失業應急事業費支出額は一、三〇二、六九五圓（內就業者手當一、一六一、四七三圓）であつて、これによつて使用された實際の延人員は、前者約四百二十六萬六千人、後者九十三萬七千人である。いま昭和八年度分を基準とすれば、一般勞働者の分では勞力費が四七％に、使用延人員が四五％に、小額俸給生活者の分では兩者ともに六九％に減じてゐる。これに對し社會局推定による都市失業者は、この三ケ月間に日傭勞働者の分は一三％減少し、給料生活者は二％減少してゐる（各年十二月現在）。失業者數は多少減少してはゐるが、失業應急事業がより以上に削減されてゐるから（これは國庫補助豫算の減額によるものであるが、昭和九年以降年と共に甚しい）、失業救濟の目的は充分には達し難い。失業者自力更生運動の提唱される所以である。

〔備考〕—厚生省職業部「昭和十一年失業應急事業概要」による。

失者業更生訓練施設　失業者の自力更生運動は國庫補助豫算の減額による失業應急事業の目的達成の困難を契機として同事業の再批判といふ形で昭和十年度より既に日程によつてゐた。すなはち從來の應急事業は惰民養成的結果を避くるため專ら仕事を與へることを主眼とし所謂事件救濟の程度において施行せられたものであつて、精神的方面をも含みたる全人的救濟を圖る點に些か缺ぐるの憾ありとし、內務省社會局は新たに失業者の發奮を促し自力更生の途に進ましめるやう指導し失業者をして永久に失業狀態より脫却せしむることを主眼とする施設の創設を考慮するに至つたのである。この計畫はその後益々進捗し昭和十一年後半期に至つて失業者更生訓練施設として實現された（同施設の沿革については本年鑑前年度版參照）。從つて同施設は失業救濟事業の一施設として採り上げられたものであつて、我國における今後の一般的失業對策の方向を暗示するものであると云へるであらう。

昭和十一年度（自昭和十一年四月至同十二年三月）下半期において本年度嗇矢の施設としての認可されたものは次表の如く九主體十三施設であるが、この中神戸市の智識階級失業者の更生訓練を目的とする俸給生活者訓練所一所を除く他の十二所は何れも失業勞働者を對象とするものである。而して本初年度の計畫は右の十三訓練所に對し指導職員二五名、所要經費五二、九五八圓（之に對する國庫補助二五、四七七圓）を以つて下半期一回で四八〇人を收容訓練せんとするものであつた。

右認可計畫に基き各訓練所は十月一日開始の京都訓練道場を先頭に訓練を開始し、翌十二年五月三十一日終了の神戸市勞働者訓練所を最後に夫々第一回訓練を終了したが、これが實施成績をみるに次表の如く、收容者四二二人中終了者二九六人、事業費支出額四九、五七五圓（外に翌年度支出額一、〇七八圓あるを以て總額は五〇、六五四圓）之に對する國庫補助金交付額二三、七八七圓であつた。（終了者一人當經費は一七一圓を要してゐる計算になるが、昭和十一年度は初回のことゝて屋舍の設備、初度調辨費に相當多額を要してゐるので、試に屋舍費と初度調辨費を控除し經常費のみを計算すれば、大體一人當八〇圓となつてゐる。）

昭和十一年度失業者更生訓練施設狀況

	收容人員			國庫補助金交付額	開始終了年月日	期間
	收容者總數	終了者	經費—決算額			
	人	人	圓	圓		
東京市	六〇	四六	一〇、八六二・二四 △四六六・一五	五、四三一・一三	一一、一三、一 一三、四、一〇	四ケ月二〇日
京都市	二四	二六	四、三〇六・一八	二、一五三・〇九	一一、一〇、一 一三、一一、二八	五ケ月
大阪府 直營二	二六	二三	五、九九四・三九	二、九九七・一九	一一、一〇、一六 一三、三、二〇	五ケ月
大阪府 直營二	一七	一七		同		
大阪府 委託二	二〇	一七	一、〇〇〇・〇〇	—	一一、一〇、一四 一三、三、二〇	五ケ月
大阪府 委託二	二四	一三	一、〇〇〇・〇〇	同		
大阪府 計	八七	六九	七、九九四・三九	二、九九七・一九		
大阪市	四四	三一	四、九四三・四六	二、四七一・七三	一一、一〇、八 一三、三、二六	五ケ月半
神奈川縣	三六	二六	三、八三四・六六	一、九一七・三三	一一、一〇、二八 一三、三、二七	五ケ月
横濱市	四〇	二四	八、七三四・〇〇	四、三六七・〇〇	一一、一〇、一四 一三、三、二四	五ケ月一〇日
名古屋市	三二	一八	二、七七〇・八八	一、三八五・四四	一一、一〇、三 一三、二、二七	五ケ月
神戸市二	三三	二〇	一、七八三・七一	一、八三四・九五	一一、一一、一〇 一三、三、三一	四ケ月二〇日
神戸市二	三一	二三	一、八八六・一九 △六一二・七三		一三、一、五 一三、五、三一	五ケ月
計	五三	三三	三、六六九・九〇 △六一二・七三	一、八三四・九五		

福岡縣	三六	二四	二、四六〇・一五	一、三三〇・〇七	二、一〇、一九 三、二、二八 四ケ月一〇日
合計	四三	二九六	四九、五五五・八六 △一、〇七八・八八 計五〇、六四四・七四	三三、七八七・九二	

〔備考〕―「經費決算額」欄左側に△を付せるは年度末三月迄に訓練終了せず十二年度四月又は五月迄引續き爲したる訓練の實施に要したる經費額を示し、右側年度内分の費額に包含せず、從つて事實上十一年度初回の訓練に要したる費額は兩者を合計したるものとす。尙十二年度の分は「決算額内譯」には之を算入せず。

次に訓練の實情、稼得賃銀並に更生貯金狀況、就職狀況について厚生省職業部「昭和十一年失業應急事業概要」の語るところを掲記すれば次の如くである。――「訓練の實情として見るべきものは各訓練生が精神的に更生せること勿論なるも規律的生活の結果著しく健康を恢復し體力を增進し精神、身體兩能力共進歩向上せる點なり。次に訓練生の更生が他の失業者に及ぼせる影響亦著しく、更に訓練生の更生が漸く世人の失業者に對する從來の認識を改めしめた點も看過し難き事實なり。

「稼得賃銀中食費及若干の小遣錢を除きては更生貯金として貯金せしむるものなるも今回終了者の貯金高は一六、九五六圓に達し稼得賃銀額四三、九七六圓に對し三八・五%に當り一人平均五七圓となり訓練終了後の生業並就職資金たらしめたり。

「訓練終了生の就職狀況は頗る良好にして更生貯金を生業資金として自營業を始めたる者又は移民として渡滿せる者等を除きては何れも會社工場、官公署等の定職に就かしむるを得たり。本施設の目的は前記の如く飽く迄も「人を作り」「魂を作る」に在り敢て定職に就かしむるを以て直接の目的とするものに非ざるも訓練の結果心身の向上を來し從て就職の機會を豐富ならしめし必然的の歸結と認めらる」と。

更に訓練終了者の年齡をみるに、「二十六歳以上三十歳迄最も多く一一八名（四〇%）で、「三十一歳以上三十五歳迄」の七八名、（二六%）、「二十一歳以上二十五歳迄」の五九名、（二〇%）これに次ぐ。要するに二十一歳から三十五歳までのものが最も多く總數の八六%を占めてゐる。教育程度は高等小學校卒業最も多く一四七名で略々總數の五〇に當る。前職は人夫最も多く九五名（三二%）、雜役四四名（一五%）、自營三八名（一三%）の順である。

なほ訓練内容については本年鑑前年度版にこれを詳記したが、訓練内容が文字通り極めて嚴格であつたことは相當多數の途中脫退者を出したことに徵しても窺はれる。これ等脫退者は總數一二六名（三〇%）であるが、これは本訓練施設が最初の試であり入所希望者少く十分なる嚴選を行ふことが出來なかつたことにもよるものであらう。これ等脫退者の脫退事由並に月別脫退數は次表の如くであるが、これは前述の訓練終了生の訓練成績と相並んで、本施設の將來を卜する有力なる資料たることを失はないであらう。

月別	退去者數	病氣	自營又は就職	家事の都合	入營	渡滿移住	無斷退所	訓練に堪へず退所を申出ず	規律を紊し退所を命ず	其他
一月目	三人	三人	三人	九人	一人	七人	五人	四人	二人
二月目	四人	二	四	一	一	二	一五	一四	一
三月目	二四	五	三	二	一	一	八	一	一
四月目	一四	一	三	一	一	一	四	五	一
五月目	六	一	一	一	一	一	三	二	一
六月目	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三六	二〇	一四	一四	一	一四	三五	三六	二

〔備考〕―本項は主として厚生省職業部「昭和十一年失業應急事業概要」及同社會局「昭和十一年度失業者更生訓練施設概要」に據る。

附　救護事業

昭和十二年度における救護事業（こゝでは政府事業についてのみ述べることゝする）は、救護法の改正、母子保護法の制定によつても窺はれる如く、依然擴充强化の方向にあるものと云へやう。併し救護事業の擴充は我國においては社會政策の補足の意味をも持つてゐるのである。それは兎に角本年度における救護事業に關して注目すべきことは、かゝる一般的救貧事業の擴充のみではなく、支那事變によつて軍事扶助法が救護事業の中心的地位を獲得したことにある。これに關聯して道府縣の軍人援護資金、民間の軍事扶助各種團體の活動が活潑となつたが、他方では入營者職業保障法（昭和六年より實施）の勵行が要請された。かくの如き軍事扶助法を中心とする銃後後援の擴充强化は本年度救護事業の一特徴をなすものである（尙これと相應じて十一月一日から社會局内に臨時軍事援護部が設置された）。而して今後は恐らくこの線に沿つて傷夷軍人、歸還軍人並にその家族の救護事業が强化されることであらう。次に事變下における統制の强化と共に私營社會事業も亦國家的統制下に置かれることゝなつたことも注目に値しやう。

救護法の改正　救護法は昭和四年制定され同七年から施行せられたもので、我國救貧法制の根幹をなすものであつた。然るに最近我國においても經濟界の好況に伴ひその反面にお

いて要救護者が增加するに至つた。かくて救護費支出額の增嵩を來し、國庫補助率は漸次低下するに及び、市町村の負擔率は大となり、勢ひ窮乏町村では救護活動が手控へられる結果となつた。そこで救護費及救護施設費に對する國庫補助率「二分の一以內」とあるのを、道府縣市及私人の負擔にかゝるものに對しては「二分の一」、町村の負擔にかゝるものに對しては「十二分の七」の確定率とし、市町村をして安んじて救護費を支出し得るやうに改正されたのである（第七十議會、施行期日昭和十三年一月一日）。なほ右改正に關聯して、方面委員に關する舊救護法の字句の修正と、新たに救護費用を支出したる市町村又は道府縣が、被救護者の扶養義務者に對して全部又は一部の償還を請求し得るやうにこの點も改正された。

母子保護法の制定　母子保護法の問題は從來母子扶助法といふ名前で相當古くから論議されてゐたが、財源その他の關係で今日まで實現するに至らなかつた。殊に救護法に母子扶助法の一部が取入れられた關係もあり、救護法の充實が先決問題であるとの見地から當局において研究されながらも具體的の法案とならなかつたのである。他方民間においても昭和六年の第五十九議會に無產黨から提案される等、本法制定に至るまでの歷史は相當に長いものがあつた。然るに昭和十一年の郵便貯金の利子引下を機としこれに伴ふ財源を國民生活安定のための諸施設に充てることゝなり母子保護法の制定もその中に加へられ遂に第七十議會でその實現をみるに至つたのである。但しその施行期日は昭和十三年一月一日からである。

本法は普く貧困なる母をして安んじて子女養育の任務を完うせしめ以つて兒童の健全なる發育を遂げしめんとする趣旨に出づるものであつて、十三歲以下の子を擁してゐる母にして配偶者なきもの又は事實上配偶者なきものと見做されるものが、貧困のため生活すること能はず又はその子を養育すること能はざるときに適用されるものである。適用に際しては母子を一體として保護するのであるが、この點が救護法と異る本法の特徵であり、別箇の法律が制定されるに至つた大きな理由である。かくの如き母性愛の尊重又は醇風美俗の强調といふ點は扶助の缺格條項を特に設けた點においてもこれを觀取することができるのである。其の他の點、例へば扶助機關、扶助の種類及方法、保護施設、及び費用の負擔關係等においては大體救護法の改正法と同一である。

なほ本法施行に要する費用は一ケ年約四七三萬圓、この中國庫補助額は約二五九萬圓であるが、昭和十二年度豫算においては施行期日の關係から三ケ月分約六十五萬圓が計上された。但しこれは稍々少きに過ぐるとの議論がある。現在扶助見込人員は九萬五千人と見込まれてゐる。最後に本法は建前

としては救貧法の一つとして制定されたのであるが、實施に當つてはある程度防貧法の意味を加味されると傳へられてゐる。

軍事救護法の改正（軍事扶助法）　軍事救護法は兵役の任に服する者をして後顧の憂なくその責務を完うせしめる趣旨を以つて、大正六年に制定され同七年から施行されたものであるが、今回の改正（第七十議會、昭和十二年七月一日より施行）は現下の社會狀勢に鑑みこの適用範圍を更に擴張し軍事扶助の徹底を期したものである。即ち（一）故意又は重大なる過失なくして在營中又は應召中傷痍を受け若は疾病に罹り、一種以上の兵役を免除せられた者及其の家族、遺族をも扶助する、（二）下士官兵又は傷病兵によつて扶養を受くべき者で同一の家に在らずとも同一の世帶にある者は扶助する、（三）下士官兵の家族に對する扶助は現役兵の退營又は下士官兵の召集解除の日より二十日以内之を繼續しうること、（四）扶助を受くべき者は生活すること能はざるものに限らず生活困難なる者をも扶助することゝした等で、法律の名稱も軍事扶助法と改められた。

なほ本法に要する經費は昭和十二年度は追加に追加を重ね合計約三千九百萬圓に上つた（當初豫算は三百八十萬圓）。一方事變による被扶助者の增加並に銃後後援の强化のために扶助標準額も增額された（昭和十二年七月一日より一人一日當り從來の三十錢以内を三十五錢以内に增額されたが、更に十三年一月より六大都市においては四〇—五〇錢を五五—六〇錢に、町村では三〇錢を三五錢に增額された）。

社會事業法案要綱の制定　社會事業法案制定の要望は昭和六年の全日本私設社會事業聯盟の結成の前後より漸く高まつた。けだし當時は我國も世界的不景氣の裡にあつて大量の社會事業對象を生産すると同時に、必然的に社會事業施設の增加を齎したが（昭和三年の七、五一〇に比し昭和七年は一〇、二二九に增加）、各種社會事業は漸く資金難に遭遇し經營困難に陷るに至つた。然るに社會事業施設の擴大充實は社會事業對象の增大と共に焦眉の問題となり、こゝに社會事業の助成を內容とする社會事業法案の制定が要望さるゝに至つたのである。爾來數年間同法案に對する實現要望の聲は益々熾烈なるものがあつたが、支那事變を契機とする國民生活安定化の線に沿つて、遂に本年十二月同法案諮問機關たる社會事業調査會總會において社會事業法案要綱が修正可決され、政府はこれに基いて法案を作成し來る第七十三議會に提出する豫定であると傳へられてゐる。

本法案は社會事業の積極的振興發達を圖るためにその助成及び監督の方法を制度化したものであるが、その助成の方法としては國庫補助（五十萬圓）及び租稅免除を規定してゐる。この助成方面に關する規定に比し、取締制限の程度は相當に

嚴重であると思はせるものもあるので、そこに本法案は社會事業の助成よりも寧ろ監督制裁に失しはせぬか、といふ疑念を生ぜしむる餘地が存するのである。

第三篇　商業使用人・俸給生活者に對する社會政策

昭和十二年中に於いて商業使用人のための社會政策として問題になつたのは商店法案である。この問題は昨十一年庶政一新の懸聲に應じて制定の氣運に惠まれたかの如くであつたが、昭和十二年末までには實現をみなかつた。併し來議會に提案されることに決定したと傳へられてゐるから、恐らくは最近においてこれが實現をみることゝ思はれる。又俸給生活者に對しては同じく昨十一年に續いて職員健康保險制度案が問題になつたが、本年は立消えになつた觀がある。併しこの問題にしても商店法案と同じく、それが提起された根本の理由は國民體位の劣惡にあるのであるから、而かも特に事變下戰時體制の確立と共に國民體位の向上が喫急事として要請されてゐるのであるから、いづれ早晩は實現されるに至るものと考へられる。

商店法案要綱　商店員の勤務條件が一般勞働者に比して劣るとも決して優つてゐないことは殆ど常識的の事實である。我國のやうに小規模の小賣商人が壓倒的に多いところでは、現在の商店員の大部分は過去の丁稚小僧と異り、將來暖簾を分けてもらつて獨立する機會が殆どないにも拘はらず、その

勤務については主從關係のみを强制され且つまた同業者間の猛烈な競爭が禍してその勤務條件が益々低下してゐる。例へば營業時間は概して冗長無統制で閉店時間が午後十時、十一時を超ゆるもの尠くなく、又休日制の如きも未だ普及してをらないのである。商業使用人の體位が向上しないのは蓋し當然であらう。（昭和十一年度の陸軍省の調査によると、徵兵檢査の結果は商業從業者が有業者中最も體格が劣つてゐる。即ち甲種は二七・五％、丙種は三二・三％である。）この點男子の商業使用人のみに限らず女子從業員についても同樣であること勿論である。而もかゝる劣惡なる勤務條件の下に働いてゐる商店員については未だ何等の保護法規も存在しないのである。

商店法案は右の諸點に着目し、商業使用人の勞働時間に制限を加へ一定の休日制を設け商店員の保健衞生上の保護を圖らんとするものであるが、同時に店員に修養、勉學の機會を與へるといふ精神的方面と、營業費の節約を圖り商店の經營を合理化せしめんとする雇傭主の利益とが併せて考慮されてゐるのである。本法に關する調査研究は既に大正十二年頃より社會局において行はれてゐたが、その後雇傭主側もその營業合理化策の見地から本案の具體化に乘出して來た。他方同時に議會（第五十九議會）の建議もあつたので、社會局では商店法立案の準備を進め昭和六年六月と九月の二回に亘り當業者團體に對し非公式に商店法制定に關する諮問要綱を示し營業時間の制限、休日制等の要目につき意見を徵したが未だ議會提案の運びに至らなかつた。其の後昭和八年一月十日に第六十四議會提出の準備として商店法案要綱を公表し當業者側の意見を徵したがこれによればその答申は大體贊否相半ばする樣な狀態であつた。併し東京、大阪、名古屋の有力團體から特に强硬な反對を受けたので社會局の立法計畫は再び挫折しなければならなかつた。その後反對理由のうち最も重大なる營業時間短縮による賣上高の減少と對百貨店問題も當業者側に不利益でないことが判明し、商店法制定に對する反對論は漸次弱められ制定の機運が熟して來た。即ち昭和十一年八月社會局は全國二九二の商工會議所に對し商店法制定に對する贊否を諮問したところ贊成七〇％に達したのである。よつて社會局は先の商店法舊要綱を基準として新要綱の作成に着手し漸く昭和十二年五月これを發表した。（昭和十一年までの制定經過については詳細本年鑑前年度版參照。）而して再度全國一二一の商工會議所（商工會を含む）に新要綱を諮問したところ、贊成一〇七（修正のものを含む）反對一四で贊成のもの八八％を占めるに至つたのである。いま商店法新要綱要領を掲記すれば次の如くである。

商店法案要綱（社會局案）

第一、本法は市及主務大臣の指定する町村に於て物品販賣業又は理

容業を營む店舗に之を適用すること

第二、店主は本法に定むる閉店時刻後顧客に對し第一の營業を爲すことを得ざること但し閉店時刻前より引續き店舗に在る顧客に對しては此の限に在らざること

店主は閉店時刻後と雖も負傷、疾病、災害其の他緊急の事由を提示せる顧客に對し必要に應ずる物品を販賣することを得ること

第三、閉店時刻は午後十時とすること

行政官廳は命令の定むる所に依り地域を限り前項の時刻を午後十一時迄繰延ぶることを得ること

第四、業務の繁忙なる時期に付行政官廳必要ありと認むる時は期間又は地域を限り一年に付六十日以内第二の規定を適用せず又は第三の時刻を繰延ぶることを得ること

前項の外行政官廳臨時必要ありと認むるときは期間又は地域を限り第二の規定を適用せず又は第三の時刻を繰延ぶることを得ること

第五、店主は使用人に對し毎月一回以上休日を設くべきこと

第六、左に掲ぐる店舗にして行政官廳の許可を受けたるものに付ては第二の規定は之を適用せざること

一、興行場、觀覽場、競技場其の他之に類する場所に於ける店舗

二、展覽會場、共進會場、博覽會場其の他之に類する場所に於ける店舗

三、停車場又は船舶發着所に於ける店舗

四、其の他主務大臣の指定する場所に於ける店舗

前項第二號の店舗にして行政官廳の許可を受けたるものに付ては第五の規定は之を適用せざること

第七、常時五十人以上の使用人を使用する店舗に在りては店主は十六歳未滿の者及女子をして一日に付十一時間を超えて就業せしむることを得ざること

店主は前項の就業時間が六時間を超ゆるときは三十分以上、十時間を超ゆる時は一時間以上の休憩時間を就業時間中に於て設くべきこと

業務の繁忙なる時間に於ては行政官廳の許可を受け一年に付六十日以内第一項の就業時間を延長することを得ること

前項の外臨時必要ある場合に於ては店主は行政官廳の許可を受け第一項の就業時間を延長することを得ること

第八、第七第一項の店舗に在りては店主は十六歳未滿の者及女子に對し毎月三回以上の休日を設くべきこと

業務の繁忙なる時期又は臨時必要ある場合に於ては店主は行政官廳の許可を受け前項の休日を一回迄に止むることを得ること

第九、行政官廳は命令の定むる所に依り店舗又は其の附屬建設物に於ける使用人の危害の防止又は衞生に關し必要なる事項を店主に命ずることを得ること

即ち右法案要綱は商店の營業時間を原則として午後十時とし、店員に對して休日を毎月一日以上與へるといふことを骨子とするもので、その適用範圍は市とその隣接町村の物品販賣業と理容業の商業使用人前者一三二萬九千、後者六萬六千合計一三九萬五千（昭和五年國勢調査より社會局の推定せる

もの）即ち約一四〇萬がその保護を受ける譯である。併しこの法案の內容が極めて微溫的であり中には現行の慣行を法制化したに過ぎぬと思はれるといふ非難も屢々耳にするところである。而も新要綱は昭和八年の舊要綱に比して根本的な點において保護の範圍及程度がよほど緩和されてゐるのである。いま舊要綱の新要綱と相違する點を列擧すれば大要次の如くである

適用範圍――舊要綱は卸賣業を除外し小賣業のみ。

閉店時刻――舊要綱では冬期午後九時、夏季午後十時

休日――舊要綱では毎月一回以上休日でなく休業すべきものと規定。

大商店に於ける保護店員に關する特則――保護店員のため特則を設けられた大商店の範圍は常時百人以上の從業員を有するもの

勤務時間は十時間、休日は一月四回。休憩時間は食事毎に三十分。

使用人の安全及衞生施設――行政官廳の命令し得る範圍は「使用人の保健衞生の爲め」とのみ規定。

其の他省略。

本法案は本年七月の第七十一特別議會に提案豫定のところ最後に至り約十萬餘圓の豫算が大藏省に於て認められず遂に提案見合せとなつた。次いで第七十二臨時議會においても提案されず遂に實現するに至らなかつたが、支那事變を契機とする社會政策擴充の方針に從つて來議會に提案されることゝなつた。

第四篇　農民に對する社會政策

第一章　政府の方針

農村社會政策は農村の窮乏にも拘はらず、都市に於ける社會政策とは異つて從來全く無視されて來たと云つても過言ではあるまい。成程庶政一新を標榜した廣田內閣は社會政策の力點を農村に置くかの如き態度を示したが、昭和十二年林內閣が成立するに及んで準戰時體制は更に一段と强化され軍需產業の生產力擴充が專ら當面の喫急事となつた爲め農村社會政策への熱意は後退を餘儀なくされるに至つた。それでも未だ林內閣の下では自作農創設維持の擴充と小作關係の調整を目標とする農地法案及び國民健康保險法案が第七十通常議會に提案された(但し不成立)ことからも窺はれるやうに、農村社會政策追求の熱意が全然姿を消した譯ではなかつた。然るに近衞內閣になると支那事變のために諸政策は凡て戰爭遂行を第一義とし、從つて社會政策はいづれも著しく消極的となつた。併し事變の長期化に伴つて、戰爭遂行のためには國民生活安定の確保が要請されるに至り、都市に於ける社會政策と共に農村社會政策も再び前景に押し出されることゝなつた。農地調整法案（その內容は兎に角として）、國民健康保險法案

の第七十三通常議會提出決定はこれを物語るものである。併し昭和十二年中に於ては農村は從來の如く依然として社會政策からは取殘されてゐたと云へるであらう。

尤もこゝに注目すべきものは支那事變を契機として强調された勤勞奉仕政策である。（八月十九日附通牒「事變に伴ふ應召農山漁家の生活安定に關する件」に於ける「農山漁村に於ける勤勞奉仕施設要綱」參照。）これは事變による應召、工・鑛業への勞力流出、馬の徴發等による農業勞力の不足と併せて銃後農民生活の安定確保を目標とする事變應急策であつて、一應名目上は農村社會政策としてふれ出されてはゐるが、それが一般農家家族員の勞働强化を齎らすものである限り、又齎らしてゐる限り、凡そ社會政策の範疇には屬しないやうである。否寧ろかゝる政策は社會政策を必要とする素地を益々擴大せしめつゝあるものと云はなければならない。この間の事情は本年度の小作爭議就中土地返還爭議の激增によつても之を窺ふことができやう。

第一節　農業土地制度改革案

農地法案・農地調整法案要綱　昭和十一年廣田內閣の島田農相は農村問題の解決は土地問題の解決にあると說いたが、その後の言明によればこゝに土地問題の解決とは主として自作農創設維持の擴大强化の意味であることが判明した。島田農相は第六十九議會でかゝる意味の土地制度改革法案を次の議會に提案することを公約したが、この公約は廣田內閣に代る林內閣の山崎農相に引繼がれ翌十二年の第七十議會に農地法案として提出された（三月一日上程、なほ同法案要綱は二月十七日發表された）。農地法案は同議會における山崎農相の提案理由の說明にも明かなやうに、自作農創設維持の施設を擴充し二十五ケ年を一期として每年約四千萬圓總額十億圓をこれに融通すると共に、農地の小作關係の調整を圖る方法を講じて地主小作人間の關係を圓滑にし小作紛爭の豫防と解決に資せんとする二個の目的を有するものである。而して自作農創設維持の方面に關しては市町村に設置さるべき農地委員會及び市町村等の活動斡旋にまつことゝされてをり、小作關係の調整方法としては、小作地の轉貸を禁止し、差配その他の中間搾取を除いたこと、小作數を借家法による借家數と同樣に登記なきも引渡により第三者に對抗し得るものとしたこと、小作料の不拂に基く契約解除權の行使に多少の制限を設けたこと、小作契約の更新につき小作人の地位を有利ならしめたこと、契約終了の場合において小作人が作物其他權原により小作地に附屬せしめた物の買取請求權を認めたこと、作離科の慣習を法認したこと等を擧げることができる。

併し本法案が二目的を併置する結果立法技術的に拙劣であるとの批判は之を措くとするも、政策的にみても、第一の自

作農創設維持事業の擴充に對しては從來の經驗からして充分の信頼を置く能はざるものがあり、また第二の小作關係の調整についてもこれが極めて微溫的なるものであつて現行小作料そのものに觸れるところがないから所期の目的を期待し得ることは困難であるとの批難があつた。本法案は第七十議會では解散のため審議未了に終つたが、參考のため政府提出案を掲記すれば左の如くである。なほ條文中括弧内は同議會衆議院特別委員會の修正箇所である。

農地法案

農地法

第一條　本法は互讓相助の精神に則り自作地の創設維持及農地の使用收益關係の調整を圖るを以て目的とす

第二條　本法に於て農地とは耕作を目的とする土地を謂ふ

本法に於て自作とは農地の所有者自ら耕作すること、賃貸借とは農地の賃貸借、永小作權とは農地の永小作權を謂ふ

本法に於て自作地とは自作の目的たる農地、小作地とは賃貸借の目的たる農地、永小作地は永小作權の目的たる農地を謂ふ

第三條　自作地の創設維持、農地の使用收益關係の調整其の他農地に關する事項を處理する爲市町村に農地委員會を置くことを得

農地委員會に關する規定は勅令を以て之を定む

第四條　農業に從事する者は農地委員會に自作地の創設又は維持に關する斡旋を請求することを得

農地の所有者は農地委員會に農地の賣却に關する斡旋を請求することを得

第五條　小作關係の當事者は合意を以て農地委員會に將來に向て小作料其の他の小作條件の改定を請求することを得

裁判所は當事者又は小作官の申立に依り農地委員會の決定著しく不當なりと認むるときは其の決定を取消すことを得此の申立は決定の通知ありたる日より二週間内に之を爲すに非ざれば其の効力なし

農地委員會の決定は取消の申立なくして前項の期間を經過し又は申立を棄却する裁判の確定したる日より當事者間の契約の内容を成す

第六條　道府縣、市町村其の他命令を以て定むる團體が自作農創設維持の事業を爲す場合に於ては命令の定むる所に依りて之を爲すことを要す

前項の場合に於て行政官廳必要ありと認むるときは農地の所有者をして農地處分に當り自作農創設維持の事業者又は農地委員會に其の旨を通知せしむることを得本法に於て自作農創設維持の事業とは第一項に規定する者の爲す自作農創設維持の事業を謂ふ

第七條　小作地又は永小作地の所有者が之を賣却せんとする場合に於ては賃借人又は永小作人に對し買取の意思あらば十五日内に申出づべき旨を通知することを要す但し第四條第二項の規定に依る斡旋の請求又は前條第二項の規定に依る通知を爲したる場合は此の限に在らず

前項の期間内に買取の申出なきとき又は買取の申出後一月内に賣買の協議調はざるときは小作地又は永小作地の所有者は之を他に賣

却することを得

第七(八)條　前(第六)條第一項に規定する者が農村の經濟更生の爲自作農創設維持の事業を爲し又は農地の貸付を爲す場合に於て之に要する土地又は其の使用收益の權利を取得するの必要あるときは行政官廳の認可を受け土地の所有者其の他之に關し權利を有する者に對し土地の讓渡又は使用收益の權利の設定若は讓渡に關する協議を求むることを得

第八(九)條　自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者は命令の定むる場合を除くの外行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の自作地の讓渡若は貸付を爲し又は之に付物權を設定することを得ず前項の規定は同項に規定する自作地の耕作の廢止に之を準用す

第九(十)條　自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者が前條の規定に違反して第三者に自作地を引渡したる場合、第三者をして自作地の使用若は收益を爲さしめたる場合又は自作地の耕作の廢止を爲したる場合に於ては事業者又は其の指定する者は行政官廳の認可を受け命令の定むる金額を以て其の自作地の所有權を取得することを得

前項に規定する場合に於ては事業者は自作地の創設又は維持の爲自作地の所有者が事業者に對し負擔したる債務に付期限の利益を失はしめ又は違約金を請求することを得

第一項の規定は自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者が正當の事由なくして其の創設又は維持の爲事業者に對し負擔したる債務の辨濟を怠りたる場合に之を準用す

第十(十一)條　自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地に付ては其の旨の登記を爲すことを要す前項の登記を爲すに非ざれば自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地たることを以て第三者に對抗することを得ず

第一項の規定に依る登記に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第十一(十二)條　賃貸借は其の登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地に付物權を取得したる者に對し其の効力を生ず

民法第五百六十六條第一項の規定は登記せざる賃貸借の目的たる小作地が賣買の目的物なる場合に之を準用す

民法第五百三十三條の規定は前項の場合に之を準用す

第十二(十三)條　民法第三百九十五條の規定は抵當權の登記後に小作地の引渡ありたる賃貸借に之を準用す

第十三(十四)條　小作地の小作料の額其の他小作料に關する條件が比隣の小作地の小作料の增減其の他の事情の變更に因り不相當なるに至りたるときは契約の條件に拘らず當事者は將來に向て小作料に關する條件の變更を請求することを得

第十四(十五)條　賃貸人の承諾あるときと雖も小作地を轉貸することを得ず但し疾病其の他已むことを得ざる事由に因りて自ら耕作することを能はざる爲一時轉貸するは此の限に在らず

前項但書の場合に於て賃貸人は正當の事由あるに非ざれば轉貸を拒むことを得ず

第一項但書の規定に依る轉貸借の終了に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第一項但書の規定に依る轉借人は更に之を轉貸し又は其の權利を讓渡することを得ず

第十五(六)條　前條の規定は市町村其の他營利を目的とせざる團體が賃借したる小作地を更に其の住民又は團體員をして使用又は收益せしむる場合には之を適用せず

前條及び第十六(七)條の規定は前項の住民又は團體員が第三者をして小作地の使用又は收益を爲さしむる場合に之を準用す

第十六(七)條　賃借人が第十四(五)條第一項の規定に違反し又は同條第三項の規定に依る命令に違反し第三者をして小作地の使用又は收益を爲さしめたるときは賃貸人は賃貸借の解除を爲すことを得

轉借人が第十四(五)條第四項の規定に違反し第三者をして小作地の使用又は收益を爲さしめたるときは轉貸人又は賃貸人は轉貸借の解除を爲すことを得

第十(七)八條　賃借人が小作料の支拂を爲さざる場合に於て賃貸人が二(三)月を下らざる期間を定めて其の支拂を爲すべき旨を催告し其の期間内に支拂なきときは賃貸人に宥恕すべき(特に)事情なき限り賃貸人は賃貸借を解除することを得

第十八(九)條　當事者が賃貸借の期間を定めたるときは當事者が期間滿了前六月乃至一年内に相手方に對し更新拒絶の通知又は條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知を爲さざるときは從前の賃貸借と同一の條件を以て更に賃貸借を爲したるものと看做す

但し賃貸人の疾病に因りて自ら耕作すること能はざる爲其の他特別の事由に因りて一時賃貸借を爲したること明なる場合は此の限に在らず

第十九(二十)條　賃貸人は賃借人に信義に反したる行爲なき限り賃貸借の解約の申入を爲し又は更新を拒むことを得ず但し土地使用の目的の變更又は賃貸人の自作を相當とする場合其の他正當の事由ある場合は此の限に在らず

第二十(二十一)條　永小作權の期間滿了の後永小作人が耕作を繼續する場合に於て永小作地の所有者が遲滯なく異議を述べざるときは從前の永小作權と同一の條件を以て更に存續期間二十年の永小作權の設定ありたるものと推定す

第二十一(二)條　第十九(二十)條の規定は永小作地の所有者が前條の異議を述べたる後一月内に永小作人が其の農地に付賃借の申出を爲したる場合に之を準用す

前項の申出に依り成立すべき賃貸借の條件は當事者の協議に依り之を定む協議調はざるときは申立に依り裁判所之を定む

(第二十三條　賃借人又は永小作人が小作料の一部の支拂を爲さんとする場合に於ては賃貸人又は永小作地の所有者は正當の事由ある場合に非ざれば其の受領を拒むことを得ず

前項の場合に於て賃貸人又は永小作地の所有者は一部の支拂を受領するも之が爲小作料の減額其の他の申出を承諾したるものと推定せらるゝことなし)

(第二十四條　不可抗力に基く收穫高の減少を理由とする小作料の減額又は免除の申出は遲くとも收穫着手の日より十五日前に之を爲すことを要す但し當事者が別段の定を爲したるとき又は宥恕すべき事由あるときは此の限に在らず

前項の申出ありたる場合に於て當事者の一方が相手方に對し檢見の申出を爲さんとするときは遲滯なく之を爲すことを要す

檢見の申出を爲すも相手方之に應ぜざるときは命令の定むる所に依り小作官の定むる方法に依り檢見を爲すことを得檢見の方法に付當事者の協議調はざるとき亦同じ）

第二十二（五）條　小作地又は永小作地返還の場合に於て賃借人又は永小作人が權原に因り作付したる作物又は小作地若は永小作地に附屬せしめたる物あるときは賃借人又は永小作人は時價を以て之を買取るべきことを請求することを得但し信義に反し買取らしむる目的を以て作付し又は附屬せしめたるものは此の限に在らず

（第二十六條　賃貸人が賃貸借の解約の申入を爲し又は更新を拒みたる場合に於ては賃借人は賃貸人に對し作離料の支拂を請求することを得但し賃借人の責に歸すべき事由に因り賃貸人が賃貸借を解除することを得べき場合は此の限に在らず

前項の作離料の額は當事者の協議に依り之を定む協議調はざるときは申立に依り裁判所は契約を以て定めたる小作料の一年分に相當する額の範圍内に於て之を定む但し著しく之に異りたる慣習又は特別の事情ある場合は此の限に在らず）

第二十三（七）條　第十八（九）條及前條（第二十三條、第二十七（八）條、第十八（九）條及前條（第二十三條、第二十五條）並に民法第六百八條、第六百十七條及第六百十八條の規定に異る小作條件にして賃借人又は永小作人に不利なるものは之を定めざるものと看做す

第二十四（八）條　農地の耕作を目的とする請負其の他の契約は之を賃貸借と看做す但し本法の適用を免るる目的に出でざるものは此の限に在らず

前項の賃貸借の條件は當事者の協議に依り之を定む協議調はざるときは申立に依り裁判所之を定む

第二十五（九）條　第五條第二項、第二十一（二）條第二項及前條第二項（第二十六條第二項）の規定に依る裁判は小作地又は永小作地の所在地を管轄する區裁判所に於て非訟事件手續法に依り之を爲す

前項に規定する裁判に對しては即時抗告を爲すことを得但し第五條第二項の規定に依る裁判にして農地委員會の決定を取消すものに對しては不服を申立つることを得ず

前項に規定する即時抗告の期間は之を二週間とす

第二十六（三十）條　本法に於て町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準ずるものとす

附　則（省略）

（附帶決議）

一、農地委員は全村一體の精神に基き之を選任すべし

一、自作農創設及維持資金の貸付方法を改善し以て事業達成上遺憾なきを期すべし

ところで六月成立した近衛内閣の農相有馬頼寧氏は從來の農地法案の根幹を自作農創設維持政策と解釋し、これを以つて我國農村問題の中心たる土地問題解決の最良策となすことには疑問を抱く旨を語り、その後も耕作者擁護の見地から農地法案に頗る愼重な檢討を加へ、これが完璧を期するため第七十一特別議會に法案の提出を見合せた程であつたが、漸く

農地調整法案」要綱を得、十二月六日これを發表、來議會に提出することに決定した。右要綱は支那事變下における銃後對策として農業生産力の維持增進、農地に關する紛爭防止農村平和の確保を二眼目とし、事變下並に事變後の農地關係の推移に對應する緊急應急立法として立案せられたものであるが、農相の當初の意向に反し自作農創設については前農地法案と大差なきに拘はらず、小作解決調整に關しては殆んど規定するところなくまた小作爭議についてはその解決を司法權に委ねる等小作法的色彩を甚だしく稀薄ならしめてゐる。いま今回の農地調整法案と前回の農地法案の主要相違點を列擧すれば次の如くである。

一、前農地法案が恒久的根本的事項に關するものであつたに反し農地調整法案は臨時緊要の事項に限つてゐる

一、道府縣市町村又は産業組合が經濟更生の爲め自作農の創設維持又は農地の貸付事業を行ふ場合强制的に未墾地開發をなし得ることを規定してゐる。

一、土地に關する權利義務關係の詳細規定を避けてゐる、即ち無登記小作契約の第三者對抗權や善意の小作人保護等に關する規定は兩者とも同樣であるが、今回の案は小作契約の解除猶豫期間、收獲物買取、作離料、永代小作等に關する小作料、小作料猶豫減免、小作契約の存續期間等の重要項目について何等の規定がない。

一、農地委員會の機能を擴大し委員會は自作農の創設保存に關する斡旋、小作地收穫調査、爭議の斡旋調停、農村勞働力の補給、農業移民の斡旋等農地に關する一切の斡旋を爲し得ることになつてゐる、又小作爭議に對しては小作調停を活用し、裁判所、小作官の權限を著しく擴大し紛糾を强制的に終結せしめ得ることゝし小作爭議禁壓に可成り積極的立場をとつてゐる。

なほ參考までに農地調整法案要綱をみるに、左の如くである。

農地調整法案要綱

第一、本法に於て農地とは耕作を目的とする土地及び農業經營の用に供する採草地其の他の土地を謂ふこと

第二、市町村其の他命令を以て定むる團體は農地の所有者又は小作者より支那事變に因る自己又は其の家族の應召、一時の勞力の不足其の他の事由に因り農地の買取又は管理を申出でたる場合に於ては命令の定むる所に依り之を爲すことを得ること

第三、道府縣、市町村其の他命令を以て定むる團體が農村の經濟更生の爲自作農の創設維持又は農地の貸付の事業を行ふ場合に於て之に要する土地を取得し又は使用するの必要あるときは命令の定むる所に依り行政官廳の認可を受け土地所有者其の他之に關し權利を有する者に對し土地の讓渡又は使用收益の權利の設定若は讓渡に關する協議を求むることを得ること

前項に規定する者が未墾地を開發して同項の事業を行はんとする場合に於て同項の規定に依る協議調はざるときは勅令の定むる所に依り開發に必要なる未墾地を收用又は使用することを得

第四、第二及び第三に掲ぐる事業は命令の定むる所に依り農地委員

會の議を經て行ふことを要す

第五、農地の所有者農地を賣却せんとするときは命令の定むる所に依り市町村農地委員會に其の旨を通知すること

第六、政府の助成する自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者は命令の定むる場合を除くの外行政官廳の認可を受くるに非ざればその自作地の讓渡若は貸付を爲し又はこれに付物權を設定することを得ざること

前項の自作地の所有者その自作を廢止せんとするときは行政官廳の認可を受くることを要す

第七、第六に規定する自作農創設維持の事業により創設又は維持せられたる自作地に付てはその旨の登記を爲すことを要すること

前項の登記をなすに非ざればこれを以て第三者に對抗することを得ざること第一項の規定による登記に關し必要なる事項は勅令を以て定む

第八、第二若は第三に規定する者がその事業の爲にする不動産の權利の取得又は第三に規定する者の斡旋による農地の交換若は分合に因る農地の權利の取得等に關しては命令の定むる所に依り登錄税及び地方税を免除す

第九、小作契約は其の登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作に付物權を取得したる者に對し、其の効力を生ずること

農地の買主が其の農地が小作地たることを知らざりし爲賣買を爲したる目的を達すること能はざる場合に於ては買主は賣買契約を解除することを得ること其の他の場合に於ては損害賠償を請求することを得ること

前項の場合に於て契約の解除又は損害賠償の請求は買主がその事項を知りたる時より一年内にこれをなすことを要すること

賣買契約の當事者の一方は相手方が前項の權利の行使に因りて生じたる債務の履行を提供する迄は自己の債務の履行を拒むことを得ること

第十、小作地の所有者その他小作に附する者は小作者に信義に反したる行爲なき限り小作契約の解約の申入をなし又は更新を拒むことを得ざること但し土地使用の目的の變更が自作を相當とする場合その他正當の事由ある場合はこの限りに在らず

第十一、小作關係の爭議には公益上必要ありと認むるときは小作官は小作調停法に依る調停の申立を爲すことを得ること

小作關係の爭議に付訴訟が繫屬するときは受訴裁判所は職權を以て小作官の意見を聽き事件を小作調停法に依る調停に付することを得ること

第十二、小作調停法に依る調停の爲必要ありと認むるときは裁判所は職權を以て小作官及び調停委員の意見を聽き調停前の措置として必要なる命令を爲すことを得ること

第十三、小作調停法に依る調停成らざる場合に於て裁判所相當と認むるときは職權を以て小作官及び調停委員の意見を聽き當事者双方の利益を衡平に考慮し一切の事情を斟酌して調停に代へ小作契約の存續、小作條件の變更、小作料の支拂、小作地の引渡其の他爭議の解決上必要なる裁判を爲すことを得ること

前項の規定に依る裁判は調停事件の繫屬する裁判所に於て非訟事件手續法に依り之を爲すこと

第一項の規定に依る裁判に對しては即時抗告を爲すことを得ること
と其の期間は之を二週間とす
前項の即時抗告は執行停止の効力を有すること
第一項の規定に依る裁判確定したるときは裁判上の和解と同一の効力を有すること
第十四、農地の相隣關係其の他農地に關し爭議を生じたるときは當事者は裁判所に調停の申立を爲すことを得ること
前項の調停は小作調停法及び第十一乃至第十三の規定の例に依ること
第十五、自作農創設維持、小作關係の調整、農地の交換分合其他農地に關する事項を處理する爲市町村に市町村農地委員會を、道府縣に道府縣農地委員會を置くこと、農地委員會に關する規程は勅令を以て之を定むること

附、自作農創設維持補助助成施設概要　自作農創設維持施設は大正十五年から「自作農創設維持補助規則」に從つて實施されて以來昭和十一年末までは金額、面積からみて大體豫期の成績を擧げ得たが（右「補助規則」による當初の計畫に從へば大正十五年以降二十五年を一期として、簡易生命保險積立金等の低利資金總計四億六千八百五十萬圓（その外國庫補助金一億百九十萬圓）を長期償還の方法によつて道府縣に融通し、道府縣はこれを自作農創設維持事業の資金に充當するもので、これによつて創設維持される筈の自作農地は小作地面積の約二十四分の一に相當する十一萬七千町歩であつた。これに對して計畫期間の半ば足らずの昭和十一年末までの事業成績は貸付金額總計一億五千四百八十七萬餘圓、創設維持面積八萬五千七百七十三餘町歩、農家戸數十九萬三千四百餘戸、一農家當りの創設面積平均四反五畝維持面積平均四反であつた――農林省農務局「自作農創設維持の沿革及び現況」に據る）、最近に於ける農村事情の推移に鑑み右施設の整備充實を圖ることゝなり、新に昭和十二年度以降二十五年を一期とし簡易生命保險積立金及び預金部資金より夫々五億圓計十億圓を融通し（毎年四千萬圓、但し十二年度は三千萬圓）、小作農（自小作農をも含む）の四分の一强に當る約百萬戸につき、小作地の七分の一强に當る約四十一萬七千町歩の自作農創設維持を爲すの計畫が樹てられた。而してその事業資金は、（一）道府縣をして簡易保險及び預金部より借受けしめ、之を町村、産業組合等を通じ或は直接借受農家に對し貸付けるものであり、又（二）自作農創設維持の爲にする道府縣市町村其の他適當なる團體の農地購入（未墾地の購入開發を含む）を助成する爲め貸付けるものである。その際に於ける道府縣の借入利率（簡易生命保險積立金年四分五厘、預金部資金年三分二厘）と貸付利率（年三分二厘）との差額（總計一億七百餘萬圓の豫定）は、國家が補助金として交付するものである。なほ前記貸付の外に未墾地開發に依る自作農創設を助成する爲め開墾費、移住家屋等の費用に對し五千萬圓の助成金を交付するものである。

之を要するに右計畫は從來の自作農創設維持資金の增額を爲す外に自作農創設の爲に市町村其の他の團體が農地を一時管理するに要する資金の貸付を認め、尙未墾地開發に依る自作農創設を助成する爲め、之に要する資金の融通を爲すと共にその開發に對し助成金を交付することゝし、かくして我國農地制度の改善に資し農業經營及び農村生活の安定向上を期するものである。

いま右計畫に從つて二十五年間に創設維持せらるべき自作農地及び農家の推算を爲せば左の如くである。

	創設維持戶數	創設維持面積	融通資金	創設維持戶數	創設維持面積	融通資金
	戶	町	萬圓	千戶	町	萬圓
既墾地	三六、二〇〇（二六、六七四）	一三、六七〇（九、三三八）	三、八〇〇（二、八〇〇）	九〇五	三一六、七五〇	九五、〇〇〇
未墾地 集團地	一、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	二五	七五、〇〇〇	
未墾地 其の他	二、八〇〇	一、〇〇〇		七〇	二五、〇〇〇	五、〇〇〇
計	四〇、〇〇〇（三〇、四七四）	一六、六七〇（一三、三三八）	四、〇〇〇（三、〇〇〇）	一、〇〇〇	四一六、七五〇	一〇〇、〇〇〇

（備考）一未墾地開發の分に付ては第一期計畫は五ヶ年なるも本表に於ては二十五年間繼續實施するものとして推算。括弧內の數字は昭和十二年度分を示す。農林省農務局「自作農創設維持の沿革及現況」に據る。

なほ右計畫に要する豫算案は之を昭和十二年第七十議會に提出し、又その實現に資するため必要なる法規を同議會に提出された農地法案を以て制定せんとしたところ、豫算案は成立したが農地法案は前述の如く審議未了に終つた。其の後政府は右計畫の實施のため昭和十二年十月二十三日農林省令を以て從來の「自作農創設維持補助規則」に代へて新に「自作農創設維持補助助成規則」を制定公布し即日之を施行した。而してこれと共に新に農林省內に自作農審議會が設置され又道府縣に專任職員が增員されることゝなつた。

第二節　國民健康保險制度案

國民健康保險制度は社會保險たる性質上少額所得者を主たる對象としてゐることは勿論であるが、特に現行勞働保險の恩惠に浴せざる農民並に都市の小商工業者を主たる對象とし

て立案されたものであり、その目的は社會保險の方法によつてこれ等小額所得者の醫療費の輕減を圖り、引いては國民生活の安定、醫療の普及に資せんとするにある。

この制度が日程に上つたのは昭和七年救農運動が最高潮に達した頃であつたが、このことからも窺はれるやうに、農家における衛生費負擔の問題は個々の農家にとつて極めて重大であるのみならず（農家經濟調査によれば、赤字農家には疾病療養費の異常に大きい農家が多く、平均的にみても衛生費は全家計費の三・五―五・〇％を占めるが、それが現金支出であり且つ一時に支出されるものであることを考慮すれば、衛生費の負擔は農家にとつて著しく大であると云はねばならぬ）、農村全體としても死亡率が都市の死亡率より高く（內務省調によれば昭和十年に於て前者人口千に付一七・七七、後者一四、七四である、尤も出生率も都市より農村の方が高い）、特に幼兒死亡率が高く、且つ慢性病（寄生蟲病、トラホーム、結核病）患者が甚だ多く（衛生局、農村保健衛生實地調査を見よ）、農村の醫療機關も不備である（衛生局調によれば例へば醫師は町村に於て人口一萬に付四・五人―都市は一・〇一人―であり又無醫師町村は約三千四百約三〇％に上つてゐる）等、農村には醫療問題については是正改善すべきことが多かつたのである。そこで內務省社會局は農村社會政策の一として右健康保健制度の調査立案に着手し、この制度をその性質上都市の小額所得者にも及ぼすことゝして昭和九年七月國民健康保險制度要綱を發表したが財政上の都合から實現せず、その後幾多の迂餘曲折を經た後、郵便貯金利子引下による利子負擔輕減額の一部を財源に充當することにして（同法案の制定經過の詳細については本年鑑前年度版參照）遂に本年度第七十議會に提出されるに至つたものである。

然るに同議會では醫師會側の主張たる團體契約の法文化問題及び醫療利用組合の代行問題を挿んで審議遷延したが、結局事業代行法人の範圍に關して修正が爲された外は原案通り衆議院を大多數で通過し、次いで貴族院も特別委員會では衆議院の修正通り滿場一致をもつて可決されたにも拘はらず、突發的の議會解散によつて遂に流產の憂目をみるに至つた。

其の後當局に於ては第七十一特別議會を目標に準備を進めつゝあつたが、所謂代行問題を中心として閣內の不統一をみた爲め、特別議會には提案を見合せ第七十三通常議會に提出することに方針を決定し、これが再檢討に着手した。即ち右所謂代行問題に關し適當なる成案を得るため、十月二十六日內務大臣は社會保險調査會に對して「國民健康保險組合の事業を國民保險組合以外の者に行はしむることの可否及其の範圍」の如何を諮問した。同調査會は總會を三回、特別委員會を四回開いて愼重審議の結果、滿場一致を以て本事業は國民健康保險組合をして之を行はしむることを原則とすべきも、

農山漁村に於ては例外として營利を目的とせざる社團法人にしてその社員の爲めに醫療に關する施設を行ひ之に關し相當の經驗を有し訓練を經てをり本事業を完全に遂行し得る能力を有するものに對しては、一定條件の下に本事業を行ふことを許可することゝ爲し、尙これに併せて組合及代行法人の醫療組織を適正ならしむる爲に、組合又は代行法人がその診療を擔當すべき醫師、齒科醫師又は藥劑師の範圍を定めんとするときは監督官廳の認可を受けしめ、且つ監督官廳は之が認可に際しては關係各方面の代表者を加へたる道府縣國民健康保險委員會の審議を經べきことゝするを適當とする旨の結論を得、十二月十日その旨答申した。かくして第七十三議會提出案が決定したのである。

本制度の概要は後掲法案全文からも明らかなやうに、原則としては町村を單位として國民健康保險組合をつくらせることを以て骨子とする。而して組合の設立加入は原則としては任意である。次に組合は被保險者に對して醫療給付、助産給付、葬祭給付をなすのであるが、後二者は組合の任意になつてゐる。此等給付は原則としては現物給付の建前であるが必要な場合は例外として現金給付もできることゝなつてゐる。なほ組合の行ふ事業の範圍、程度は劃一的でなく地方の實情に應じて自治的に決定せしめることゝなつてゐるが、これは現行健康保險に比して本制度の最も特色とするところである。この場合政府當局はたゞ指導監督と財政的援助をなすにとゞまる。以上が本制度の概要であるが、これに要する經費として計上されたものは本年度は總額四四九、六一五圓でその中國民健康保險施行に要する分は三一四、四九一圓（內譯事務費一四七、八二五圓、國庫補助金一六六、六六六圓――これは昭和十二年度における組合設立豫定數を一二〇、その被保險者數を五〇〇、〇〇〇人とし一組合當四、二〇〇人として四ケ月分を計上したるもの）、救護及國民健康保險醫療事務の指導監督に要する分は二六、四二〇圓である。

本制度は右の如く相互保險に立脚する醫療費負擔の危險の分散を直接の目的とするが、この目的達成のための國民健康保險組合の設立及加入が任意的なものであり、「相互共濟精神」に期待するところ頗る大であるに反し、他方醫業が營利的であることからすれば、本制度の健全な發達を望むことは困難であらう。併しこの困難はより根本的には本制度が醫療制度及醫療內容の改善に直接觸れてゐないことに職由するであらうことは、既に識者の指摘せるところである。昭和十二年度協贊豫算には無醫村に對し醫療機關普及のため新たに二十六萬二千圓が計上された外、醫療救濟費として百十萬圓、濟生會事業費補助として三十萬圓が計上されたが、右の缺點を補ふには不十分であらう。けだし農村の經濟力は都市に比して貧弱であり、特に農業恐慌以來その懸隔が著しくなつて

ゐるからである。

以下、第七十議會に提出された國民健康保險法案を掲記すれば次の如くである。なほ括弧内は同議會衆議院に於て修正せられたるものである。（昭和十年十二月社會保險調査會修正の同法案要綱については前年度本年鑑參照）

國民健康保險法案

第一章　總則

第一條　國民健康保險は相扶共濟の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に關し保險給付を爲すを目的とするものとす

第二條　國民健康保險は國民健康保險組合（以下組合と稱す）之を行ふ

第三條　保險料其の他本法の規定に依る徴收金を徴收し又は其の還付を受くる權利及保險給付を受くる權利は一年を經過したるときは時効に因りて消滅す

前項の時効の中斷停止其の他の事項に關しては民法の時効に關する規定を準用す

組合が規約の定むる所に依りて爲す保險料其の他本法の規定に依る徴收金の徴收の告知は民法第百五十三條の規定に拘はらず時効中斷の効力を有す

第四條　國民健康保險に關する書類には印紙税を課せず

第五條　保險給付として支給を受けたる金品を標準とし租税其の他の公課を課せず

第六條　保險給付を受くる權利は之を讓渡し又は差押ふることを得ず

第七條　組合若は組合の事業を行ふ法人又は保險給付を受くべき者は被保險者又は被保險者たりし者の戸籍事務を管掌する者又は其の代理者に對し無償にて證明を求むることを得（註、第七十議會衆議院修正案では「若は組合の事業を行ふ法人」削除）

第八條　保險料其の他本法の規定に依る徴收金の滯納する者ある場合に於て組合の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於ては組合は徴收金額の百分の四を市町村に交付すべし

市町村が前項の請求を受けたる日より三十日以内に其の處分に着手せず又は九十日以内に之を終了せざるときは組合は地方長官の認可を受け之を處分することを得此の場合に於ては町村制第百十一條第一項及第四項の規定を準用す

第一項に規定する徴收金の先取特權の順位は市町村其の他之に準ずべきものゝ徴收金に次ぎ他の公課に先つものとす

第九條　營利を目的とせざる社團法人は命令の定むる所に依り地方長官の許可を受け組合の事業を行ふことを得（註、衆議院修正案では本條削除）

第十（九）條　本法中地方長官とあるは二以上の道府縣に跨る組合若は組合の事業を行ふ法人又は國民健康保險組合聯合會に付ては之を主務大臣とす（註、「若は組合の事業を行ふ法人」削除）

第十一（十）條　本法中町村又は町村長とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準ずべきものとす

第二章　國民健康保險組合

第一節　總　則

第十二(一)條　組合は左の二種とす

一、普通國民健康保險組合

二、特別國民健康保險組合

組合は法人とす

第十三(二)條　普通國民健康保險組合は其の地區內の世帶主を組合員とし、特別國民健康保險組合は同一の事業又は同種の業務に從事する者を組合員とし之を組織す

第十七(六)條　第一項但書の規定に依り被保險者たる資格なき者は組合員たることを得ず但し其の世帶に被保險者たる資格ある者あるときは此の限に在らず

普通國民健康保險組合の地區は市町村の區域に依る但し特別の事由あるときは此の區域に依らざることを得

第十四(三)條　組合を設立せんとするときは發起人は規約を作り組合員たらんとする者の同意を得て地方長官の認可を受くべし

組合は設立の認可を受けたる時に成立す

第十五(四)條　組合の規約には左の事項を記載すべし

一、組合の名稱

二、事務所の所在地

三、組合の地區(特別國民健康保險組合に在りては組合員の範圍)

四、組合員の加入及脫退に關する事項

五、被保險者の資格の得喪に關する事項

五、其の他重要なる事項

第十六(五)條　普通國民健康保險組合に付其の組合員たる資格を有する者の三分の二以上組合員たる場合に於て地方長官必要ありと認め其の組合を指定したるときは組合員たる資格を有する者(特別の事由ある者にして命令を以て定むるものを除く)は總て組合員と爲るものとす

第十七(六)條　組合は組合員及組合員の世帶に屬する者を以て其の被保險者とす但し左の各號の一に該當する者は此の限に在らず

一、健康保險の被保險者

二、他の組合の被保險者

三、特別の事由ある者にして規約を以て定むるもの

前項の規定に拘らず組合は規約の定むる所に依り組合員の世帶に屬する者を包括して被保險者と爲さゞることを得(註、第二號中「又は組合の事業を行ふ法人」削除)

第十八(七)條　組合は規約の定むる所に依り規約違反者より過怠金を徵收することを得

第十九(八)條　組合は事業に支障なき場合に限り被保險者に非ざる者をして組合の施設を利用せしむることを得

組合は前項の規定に依り組合の施設を利用する者に對し規約の定むる所に依り利用料を請求することを得

第二十(十九)條　本法に規定するものの外組合の管理、財產の保管及利用方法其の他組合に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第二節　事　業

第二十一(二十)條　組合は被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付、分娩に關しては助產の給付、死亡に關しては葬祭の給付を爲す但し特別の事由ある場合は助產の給付又は葬祭の給付を爲さ

ざることを得

組合は命令の定むる所に依り前項の給付に併せて其の他の保險給付を爲すことを得

特別の事由ある組合は規約の定むる所に依り第一項の給付に代へて療養費助産費又は葬祭費を支給することと爲すことを得

第二十二(一)條　療養の給付、助産の給付又は葬祭の給付を爲す組合其の給付を爲すこと困難なる場合其の他必要ある場合に於ては其の都度之に代へて療養費、助産費又は葬祭費を支給することを得

第二十三(二)條　組合は療養の給付に要する費用の一部を其の給付を受くる者(給付を受くる者組合員に非ざる場合に於ては其の屬する世帶の組合員)より徴收することを得

第二十四(三)條　組合は被保險者の健康を保持增進する爲左の施設を爲すことを得

一、疾病又は負傷の豫防に關する施設
二、健康診斷に關する施設
三、保養に關する施設
四、其の他健康の保持增進に關する施設

第二十五(四)條　組合は其の事業に要する費用に充つる爲組合員より保險料を徵收す

組合は特別の事由ある者に對し保險料を減免し又は其の徵收を猶豫することを得

第二十六(五)條　組合は命令の定むる所に依り一定期間保險給付を受くる者なかりし世帶の組合員(組合員のみを被保險者とする組合に在りては保險給付を受けざりし組合員)に對し其の期間の保險料の一部を拂戻すことを得

第三部第四篇　農民に對する社會政策

第二十七(六)條　保險給付の種類範圍支給期間及支給額、保險料の額徵收方法及減免其の他保險給付及保險料に關し必要なる事項は規約を以て之を定むべし

第三節　管　理

第二十八(七)條　組合に組合會を置く

組合會は組合會議長及組合議員を以て之を組織す

組合會議長は理事長を以て之に充つ理事長故障あるときは其の代理者議長の職務を行ふ

組合會議員は組合員に於て之を互選す

第二十九(八)條　組合會の議決すべき事項左の如し

一、收入支出の豫算
二、事業報告及決算
三、收入支出の豫算を以て定むるものの外新なる義務の負擔又は權利の拋棄
四、準備金其の他重要なる財産の處分
五、組合債
六、規約の變更
七、其の他重要なる事項

前項第一號及第四號乃至第六號に掲ぐる事項の決議は地方長官の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第三十(二十九)條　組合會は組合の事務に關する書類を檢閲し、理事の報告を請求し又は事務の管理議決の執行及出納を檢査することを得

組合會は議員中より委員を選擧し前項の組合會の權限に屬する事項を行はしむることを得

第三十一(三十)條　組合に理事數人を置く

理事は組合會に於て組合員中より之を選任す但し特別の事由あるときは組合員に非ざる者の中より之を選任することを妨げず此の場合又は合併に因りて成立したに於ては其の選任に付地方長官の認可を受くべし

普通國民健康保險組合に在りては特別の事由なき限り前項の規定に承繼す

拘らず理事中に關係市町村長又は其の委任を受けたる吏員を加ふるものとす

第三十二(一)條　理事の中一人を理事長とす

理事長は理事に於て之を互選す但し前條第三項の規定に依る理事あるときは特別の事由なき限り之に付選任す

理事長は組合を代表す

理事長故障あるときは規約の定むる所に依り他の理事其の職務を代理す

第三十三(二)條　組合會成立せず又は其の議決すべき事項を議決せざるときは理事は地方長官の指揮を請ひ其の議決すべき事項を處置することを得

第三十四(三)條　組合會に於て議決すべき事項に關し臨時急施を要する場合に於て組合會成立せざるとき又は之を招集するの暇なきときは理事之を專決することを得

第三十五(四)條　前二條の規定に依り處置を爲したるときは理事は次回の會議に於て之を組合會に報告すべし

第三十六(五)條　組合は規定の定むる所に依り理事長及理事以外の役員を置くことを得

第四節　分合及解散

第三十七(六)條　組合分割、合併又は解散を爲さんとするときは組合會に於て之を議決し地方長官の認可を受くべし

第三十八(七)條　合併後存續する組合又は合併に因りて成立したる組合は合併に因りて消滅したる組合の權利義務を承繼す

分割に因りて成立したる組合は分割に因りて消滅したる組合又は分割後存續する組合の權利義務の一部を承繼す前項の規定に依り承繼する權利義務の限度は分割の議決と共に之を議決し地方長官の認可を受くべし

第三十九(八)條　組合は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做す

第四十(三十九)條　組合解散したるときは理事清算人と爲る前項の規定に依りて清算人たる者なきときは地方長官清算人を選任す清算人缺けたるとき亦同じ

清算人は組合を代表し清算を爲すに必要なる一切の行爲を爲す權限を有す

清算方法及財産處分に付ては地方長官の認可を受くべし地方長官必要ありと認むるときは清算方法及財産處分の變更を命じ又は清算人を解任することを得

第三章　國民健康保險組合聯合會

第四十一(四十)條　組合及組合の事業を行ふ法人は共同して其の目的を達する爲國民健康保險組合聯合會(以下組合聯合會を稱す)を設立することを得組合聯合會は法人とす(註「及組合の事業を行ふ

法人」削除）

第四十二（一）條　組合聯合會を設立せんとするときは規約を作り地方長官の認可を受くべし

組合聯合會は設立の認可を受けたる時に設立す

第四十三（二）條　組合聯合會の規約には左の事項を記載すべし

一、組合聯合會の目的及事業

二、組合聯合會の名稱

三、事務所の所在地

四、加入及脫退に關する事項

五、經費の分賦に關する事項

六、其の他重要なる事項

第四十四（三）條　組合の聯合會に總會理事長及理事を置く總會の組織並に理事長及理事の選任に關する事項は規約を以て之を定むべし

第四十五（四）條　本章に規定するものの外組合聯合會に關しては第十八（七）條乃至第二十（十九）條、第二十九（八）條、第三十（二十九）條、第三十二（一）條　第三項第四項及第三十三（二）條乃至第四十（三十九）條の規定を準用す

第四章　監督及補助

第四十六（五）條　主務大臣及地方長官は組合若は組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會に對し其の事業及財産に關し報告を爲さしめ其の狀況を檢査し、規約の變更を命じ其の他監督上必要なる命令又は處分を爲すことを得（註「若は組合の事業を行ふ法人」削除）

第四十七（六）條　組合若は組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會の役員に缺員若は故障あるとき又は其の役員其の執行すべき職務を執行せざるときは地方長官は官吏又は其の他の者を指定して其の職務を執行せしむることを得前項の場合に於て其の職務の執行に要する費用は組合若は組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會の負擔とす（註、第一項及第二項中「若は組合の事業を行ふ法人」削除）

第四十八（七）條　地方長官は組合若は組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會の決議又は役員の行爲が法令、規約、主務大臣若は地方長官の命令若は處分に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるとき又は其の事業若は財産の狀況に依り事業の繼續を困難なりと認むるときは決議を取消し、役員を解職し又は組合若は組合聯合會の解散を命じ若は組合の事業を行ふ法人に對し第九條の許可を取消すことを得（註、「若は組合の事業を行ふ法人」を削除、なほ「解散を命じ若は組合の事業を行ふ法人に對し第九條の許可を取消すことを得」とあるを「解散を命ずることを得」と改む）

第四十九（八）條　國庫は豫算の範圍内に於て組合及組合の事業を行ふ法人に對し補助金を交付することを得

道府縣及市町村は組合及組合の事業を行ふ法人に對し補助金を交付する事を得（註、第一項及第二項中「及組合の事業を行ふ法人」削除）

第五章　審査、斡旋、訴願及訴訟

第五十（四十九）條　保險給付に關する決定に不服ある者は國民健康保險委員會に審査を請求し其の定に不服あるとき民事訴訟を提起するものとす

前項の審査の請求は時効の中斷に關しては裁判上の請求と看做す第五十一（五十）條　組合若は組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會

と醫師、齒科醫師、藥劑師其の他の者又は其の團體との間に於ける保險給付に關する契約に關し紛爭を生じたるときは國民健康保險委員會は當事者の請求に依り其の解決に付斡旋を爲すことを得（註、「若は組合の事業を行ふ法人」削除）

第五十二（一）條　國民健康保險委員會の組織、審査及斡旋に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第五十三（一）條　組合の爲したる保險料其の他本法の規定に依る徴收金の賦課若は徴收の處分又は第八條の規定に依る滯納處分に不服ある者は地方長官に訴願し其の裁決に不服あるものは主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得但し二以上の道府縣に跨る組合に關するものに在りては主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴するものとす

第五十四（三）條　本章に規定する審査の請求、訴の提起又は訴願若は行政訴訟の提起は處分又は決定の通知を受けたる日より三十日以内に之を爲すべし此の場合に於て審査の請求に付ては訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起に付ては民事訴訟第百五十八條第二項及第五十九條の規定を準用す

第六章　罰則

第五十五（四）條　組合若は組合の事業を行ふ法人又は組合聯合會第四十（三十九）條第五項又は第四十六（五）條の規定に依る命令に違反し又は處分を拒み若は妨げたるときは其の役員又は清算人を百圓以下の過料に處す

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料に之を準用す（註「若は組合の事業を行ふ法人」削除）

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

（註、以下は衆議院修正案に於て挿入されたもの）

醫療設備の利用を目的とする産業組合に對して昭和十二年三月三十一日に於て現に醫療事業を行ふものは命令の定むる所に依り地方長官の許可を受け組合の事業を行ふことを得

第七條、第九條、第四十五條乃至第四十八條、第五十條及第五十四條の規定は前項の許可を受けたる産業組合に之を準用す

但し第四十七條中解散を命ずることを得とあるは附則第二項の許可を取消すことを得とす

第十六條第一項の規定の適用に付ては同項第二號中他の組合とあるは他の組合又は附則第二項の許可を受けたる産業組合とし、第四十條第一項の規定の適用に付ては同項中組合とあるは組合及附則第二項の許可を受けたる産業組合とす

附帶決議

一、速に官制に依る調査會を設け醫療制度に關する根本方策を樹立すべし

二、内務省令に依り被保險者をして廣く醫師、齒科醫師、藥劑師其の他一切の醫療機關を自由に選擇せしむるやう規定すべし

三、國民健康保險組合は診療以外の藥品及賣藥の給付を爲すことを得ざる旨第二十六條の規定に依る規約に明示すべし

四、本法を施行するに當り醫療内容の低下を來さしめざるやう特に留意すべし

附　農村醫療互助組合の概況

農村に於ける醫療互助組合

に就て內務省社會局保險部「國民健康保險制度案の要旨」は次の如く云つてゐる、――

「……全國に亘つて詳さに調査すれば、諸所に之を見出すのではないかと思料されるが、差當り福岡縣其の他に於て此の種の組合が發見されたのである。

「福岡縣下に發見した組合數は二十數個の多きを算し、何れも數十年古きは百年以上の歷史を有し、而も其の事業內容も、或は組合費の賦課方法に於て或は診療費の一部負擔の點に於て、國民健康保險制定の實現せんとする所と符を合せたる如くに一致して居る。

之等組合は何れも農村及漁村に存在し、其の殆ど全部は部落單位として組織されて居り、而も過半數は一般に比し經濟的に惠まれて居ない地方に設立せられて居るのにも拘らず、何れも久しきに亘つて極めて素朴的ながら親和的に經營せられて居り、其の運用狀態も相當な成績を擧げつゝあるのであつて、必要に其き自然發生的に生れた之等組合の存在は洵に興味あるものであり、且國民健康保險制度を考ふるに至つては適切なる參考資料と考へるのである。

組合の大部分は、一村中の大字又は區の如き一の部落を單位として設立せられて居る關係上一般に小規模であり、組合に加入せる世帶數は多きは三百數十戶、少きは二十數戶に止まるものもあるが、平均百二十戶程度を以て組織されて居る。組合員は組合の區域內の世帶主であり、其の世帶員も全部組合から醫療を受けるのである。又組合の地區內の者は各組合共殆ど全戶加入して居り、然らざる組合と雖も何れも全戶數の九割以上は加入して居る。

各組合は其の給付として醫療を爲すを目的として居り、其の土地の開業醫と契約をして診療に當らしめて居る。醫療給付の支給期間に付ては何れも制限を設けて居ないが、診療費用の一部負擔の制度に付ては、約半數の組合が採用して居る。此の制度は當初に於ては何れの組合も行つて居なかつたのであるが、多年實施の經驗に鑑み濫療防止の必要と掛金負擔の輕減等の爲に自然此の方法を採るに至つたとの事である。

醫師に支拂ふ報酬に充てる爲、組合の經費として組合員から組合費を徵收するのであるが、舊盆及舊年末の二回に分ち玄米又は白米を以て組合に納付せしめるのを通例として居る。各戶に對する組合費の賦課方法は殆ど例外なしに其の資力等に應じて等級を分ち、醵出額に差等を設けて居る。等級の數も、僅か五等級位から、多きは三十數等級に分たれて居るものもあり、要するに地方の實情に應じて夫々適當に定められて居るのである。

組合の事業の經營が圓滑に行はれて居ることは、之等組合が何十年となく繼續して行はれて居る事實から見ても既に領けることであるが、組合擔當醫師の意見を聞いても、組合が存するが爲に貧困者も充分な診療が出來、受診率が上り、早期診斷が行はれ、其の結果罹病率及死亡率の低下を見る等の喜ばしい効果が上つて居るとの事である。……

「尙曩に社會局に於て國民健康保險制度案要綱を世に發表して以來醫療費の負擔に苦しみつゝありし各方面に對し少からざる反響を與へ、就中各地方に於て、要綱に準據して、新に國民健康保險組合の類似組合を設立し、以て醫療費負擔を容易ならしめんことを希望す

るものを生ずるに至つた。現在斯の如き類似組合は埼玉縣、山形縣、愛知縣、岐阜縣、熊本縣下に十二組合の設立の見るに至り、相當良好な成績を擧げつゝある。」

第二章　農業諸團體の狀況

地主組合・協調組合

務局の例年の調査は未發表）昭和十二年に於ける地主組合數は四四八、組合員數は二九、九二四であり、協調組合數は一、〇五九、組合員數は一二三、五七六である。

先づ地主組合に就いてみるに、地主が組織した事例は相當古く、當時に於ける之等の組合は專ら小作人との親善融和、小作料の收納、小作米の品質向上、小作人保護、農事の改良發達等を目的とした所謂溫情的な施設であつたが、其の後小作人組合運動が階級的色彩を帶び地主との對抗團體として發展するに及び地主も亦其の地位に尠からず脅威を感じ從來の溫情的態度を一變して自衞的な立場の下に小作人に對する一鬪爭形態としての地主組合を組織し、小作人組合と共に漸次增加するに至つた。而してこの間の事情は地主組合が常に小作人組合に比例して或は增加し或は減少しつゝあることよりしても之を窺ひ得る。即ち小作人組合運動の盛んであつた昭和二年は地主組合も亦最高を示し、其の後小作人組合の衰頽に伴つて漸次減少してゐる（小作人組合に就ては第二部第二篇第四章、農民の運動參照）。地主組合の狀勢を觀察するに當つて看過すべからざることは所謂土地會社である。茲に謂ふ土地會社とは地主が商法の規定によつて設立した株式、合名或は合資の會社組織をなすものを總稱するもので、これは地主組合が法人格を有しないが爲めに小作爭議に於て生ずる不便、不利を除去する爲めに考案されたものと稱され昭和十二年末現在に於ては八四社、この中株式會社四一社、合名會社二八社、合資會社一五社を算へ、其の分布に於ては奈良縣最も多く二五社を有してゐる。

協調組合は小作爭議の頻發するに至つた大正十二、三年頃から頓に增加し、小作人組合、地主組合等にあつては時に尠なからざる增減あるにも拘はらず協調組合のみは例外なく增加の一途を辿りつゝあつたが、昭和十年以降は漸減の傾向を示してゐる。

いま最近數年間に於ける地主組合、協調組合の趨勢をみれば次の如し。

	地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
昭和　八年	五一九	四三、一一〇	一、二七八	一五三、〇〇四
同　九年	四七六	三六、七〇〇	一、三〇九	一五二、七四七
同　十年	四四五	三四、一八六	一、〇五八	一三九、七四二

同　十一年	四二八	三、九三八	一、〇六七	一三三、七五八
同　十二年	四四八	二九、九二四	一、〇五九	一三三、五七六

帝國農會　帝國農會は先に廣田內閣の「中央、地方を通ずる稅制の整備」に絕對の支持を表明したが、第七十議會再會後いくばくもなくして廣田內閣は總辭職し次いで成立した林內閣によつて右稅制改革案が修正されるに及び、總務委員會（二月八日）及び全國農會大會（二月十五日）の決議を以て同じく林內閣の手によつて減額された地方財政調整交付金增額要求運動と併せて、これが目的貫徹のための實行運動を起した。併し周圍の事情に鑑み右稅制改革案修正の撤廢が不可能であることを知るや、これを次期議會において斷行せしむることゝし、專ら地方交付金增額要求運動一本槍にその方針を變へた。更に農村における重要社會政策たる農地法案、國民健康保險法案に對しては三月四日の道府縣農會長協議會の決議によつて窺はれる如く漸くこの頃よりこれが實現運動に乘り出すに至つた。而して地方交付金は原案七千萬圓を一億圓に增額することに成功したが、農地法案及び國民健康保險法案は突發的の議會解散によつて審議未了となり、その目的を達することができなかつた、

次いで帝國農會はその運動を選擧對策運動に集中し先づ四月九日の第九回農政委員會決議に於いて「國民負擔の不均衡を根本的に是正する稅制の大改革」、「徹底せる地方財政調整交付金制度の確立」、「農村興隆を期すべき積極的諸政策の實現」を聲明すると共に、同月十三日の道府縣農會長決議に於いて農會の總選擧に對處すべき方針の詳細を明かにした。これは殆んどすべて農村社會問題に直接關係あるものであるからこゝに掲記しやう。

一、中央地方を通ずる稅制大改革に依る負擔不均衡の是正
一、現行戶數割制度の廢止
一、地方財政調整交付金制度の確立
一、自作農維持創設の徹底と小作關係の調整を目標とせる農地制度の確立
一、農村負債整理事業の擴充强化
一、農業保險制度の確立
一、醫療費の重壓緩和を目標とする國民健康保險制度の確立
一、農林行政の整備刷新

七月支那事變勃發するや農會は政府に協力、事變下農村對策につき同月二十五日道府縣農會協議會に於いて左の聲明を發表した。

「農村は强兵の母胎にして兵糧の倉稟たり、政府は宜しく稅制改革農地制度の確立、農業保險制度の確立、農村勞働力調整、農業生產力擴充等に關し、適正なる國策を實施して兵農兩全を期し、眞に國運の恢弘に努められんことを望む」。

更に八月十七日には政府に要望事項として、勞働力調整、生活安定、肥料配給の圓滑、軍事扶助法の擴充につきこれが

實現を陳情すると共に、翌十八日には事變に際し系統農會の採るべき方策につき道府縣農會に通達した。これは市町村農會技術員の應召に關する政策、勞働力調整に關する對策、應召農家の生活安定に關する對策、軍事扶助法の擴大强化に關する要望、農家經濟安定に關する對策等頗る多岐に亘るものであるが、兎も角もこれによつて農會の事變下農村對策が具體的に與へられた譯である。而も事變の進展と共に農村には尠なからざる數に上る壯丁の應召、馬匹の徵發等があり、早くも農業生産力の減退の問題が前面に押し出されたのである。かくして先づ何を措いても農業生産力の維持が先決問題となつたが、農會はこれに對して政府當局の援助を期待しつゝ隣保共助の精神と自給肥料の改善增殖とを以て問題を解決せんとするものゝ如くであつた。事變下における農村問題の所在とこれに對する右の如き農會の對策とは、例へば十月二十九日の第二十九回通常總會に於ける農林大臣の諮問及びこれに對する答申、並に建議をみれば明らかである。勿論こゝにおいても農會はかゝる事變下農村對策の下に農村社會問題――農家生活安定問題が横つてゐることを認識しその解決方針を明示してゐるが、本年度は事態は未だこの問題まで進むほどの餘裕を與へなかつたものゝ如くである。併したとへこの餘裕があつたとしても農會從來の立場に鑑み果して幾何の實績を收め得たか疑問であらう。

一、農林大臣諮問に對する答申

諮　問

事變下に於ける農業生産力維持に關する對策如何

今次の事變に際會し農村に於ては人馬の應召徵發に依る勞力及畜力の不足を補充調整し、肥料、飼料等農業生産用品を補給確保すると其に農業生産機構の調整に依つて農村經濟の安定を圖り以て食糧農産物並時局需要農産物の生産力を維持するは最も緊要なり、仍て之が適切なる對策に關し意見を問ふ。

答　申

事變下に於ける農業生産力、維持增進を圖るの方策は一にして足らずと雖も、農業經營の保全と農家經濟の安定を以て其の主眼とせざるべからざることは多言を要せず、而して事變の進行に伴ひ農村勞働力の軍事或は時局産業への動員又は移動、馬匹の徵發肥料飼料農具等の生産手段供給の不圓滑、農業金融の梗塞等直接に農業經營に障碍を齎すもの益々多きを加ふべきを以て速かに之に關し適切なる對策を樹立し其の實行を圖るを以て最も緊要事と爲す、然りと雖も斯の如き應急的措置をして眞に所期の効果を實現せんとせば事變下に於ける我が國農業生産の基調の變化に照應する政策の樹立及技術的經濟的指導を有効適切に行ふのみならず農地制度の確立、農業保險制度の擴充、稅制改革の斷行等農業及農村に於ける根本問題を併せ解決することを前提たらしむべきや論を俟たざる所なりとす

今事變不に於ける農業生産力の維持增進を圖る爲め差當り實施すべき要項を擧ぐれば左の如し。

一、戰時體制に照應したる綜合且つ合理的農業生産計畫を確立すること（内容省略）

二、農業勞働力及畜力の補給調整を圖ること

（一）隣保相助の精神に依り勤勞奉仕の徹底を期すること

（二）各種農村團體の共同的設備を充實すること

（三）可及的に農作業を共同化し勞働の能率增進に努むること

（四）婦女子、少年に對しては適當なる教育訓練を施しその勞働力の活用を努むること

（五）徴發馬匹に付ては速かにその補充に努むること

（六）家畜は必要に應じて共同飼育をなすと共に畜力の利用に付てはこれを計畫的、組織的、共同的ならしむること

（七）政府は速かに左の方策を講ずること

（イ）共同設備に助成金を交付すること

（ロ）電力、石油、農業用機械器具等必要なる諸用品の低廉且つ圓滑なる供給に關し適當なる方策を講ずること

（ハ）馬匹徴發に際しては地方の事情を十分考量し農耕に支障なからしむること

（ニ）牝馬の缺乏に因り馬匹の補充增殖を妨ぐるが如きことなき樣これが對策を樹立すること

（ホ）役畜の補充に關しては供給の逼迫及價格の騰貴を考慮し購入助成金の交付をなすこと

（ヘ）時局産業に對する農村勞働力の移動を調節し軍需工業動員法に依る勞働力の動員に際しては農業經營に支障なからしむる樣適切なる方策を講ずること

三、肥料、飼料に付ては左の方策を講ずること

（一）合理的施肥方法の普及徹底に努むること

（二）自給肥料及飼料の增産に努むること

（三）肥料の飼料化に努め極力飼料不足の補塡に資すること

（以下省略）

事變下農村對策確立に關する建議

支那事變に伴ふ人畜の應召徴發、肥料飼料等の供給不足、物價の一般的昂騰等の事態は農業生産力並に農家經濟の發展を阻止し、兵糧の倉禀にして强兵の母胎たる銃後農村の責務運行を困難ならしむる虞あり。是を以て農村は時艱克服の意氣を以て或は勞働力、畜力を相互に融通し或は自給肥料の增産を圖り、自奮自勵之が善後措置に邁進しつゝあるも、他面政府の適切なる施設方策に俟つべきもの尠しとせず、政府の政策が其づ農業生産力の減退防止、農家生活の不安除去等應急對策に向ふべきは論なしと雖も、眞に銃後農村の責務を運行し兵農兩全の實を擧げんが爲には税制の改革、農地制度の確立、農村金融の擴充、農業保險の實施其の他根本的諸政策の斷行を必須なりとす。而して此等應急的並に根本的諸政策の効果をして完からしめんが爲めには農林行政機構を革新し、農業團體の整理統制を敢行し以て官民一如の農村指導機構を整備すること極めて肝要なり。（後略）

かくの如く戰時下農村對策各般の體制を整へた帝國農會は愈々十一月中旬農山漁村銃後對策協議會を農林省及び地方廳との共同主催の下に北海道外八大農區に開催、勤勞奉仕運動

を徹底せしめ農業生産力維持の運動に具體的に乘り出したのである。

産業組合　産業組合では昭和十二年一月の第四十八回支會役員主事協議會、同四月の第三十二回全國産業組合大會に於いて、昭和十三年一月以降三ケ年に亘る第二次擴充三ケ年計畫樹立要綱を審議し、七月下旬これを發表したが、その後もなほ具體的計畫の作成について愼重審議を重ね漸く九月中旬の全國支會及道府縣聯合會合同協議會でこれが決定をみた。ところで昭和八年に發足する第一次擴充五ケ年計畫はその第五最終年度に當る昭和十二年末に於いて組合數一四、五一二（昭和七年度末一四、三五二）、組合員數六、二三五千人、（四、九七八千人）、農業者の加入率七七・八％（六五・七％）未設置町村數七三二（一、八四九）の成績を擧げ、五ケ年計畫の目標たる組織の大衆化からみれば可成りの躍進を記錄したが、前記第二次産業組合擴充三ケ年計畫によれば、内容的には遽に滿足し得ざるものがあると云はれる。即ち「之を組合の實情に付て觀るも、昭和八年以降に於て設立を見たる二千八百の新設組合中には其の事業未だ完成の域に達せざるものあり。又一面には所謂不振組合と見るべきもの二千有餘を數へ、將に完成を見んとしつゝある全國的組合網は其の實質的内容に於て大なる範圍の弱點を包藏し居る實情なり。更に組合員に付て觀るも農業者の組織率は最近頓に向上せしも、同一人の重複計算され居るものの相當の數に上るべきを以て一般的農村産業組合への加入率は遙に低位にあり、且つ府縣別の組織率は其の間に於て甚しき跛行狀態を呈し居れり。又一般的農村産業組合に於ける理想的經營型態たる四種事業兼營組合に付て之を觀るも、最近其の數は著しく增加し九千八百を數ふるに至れりと雖實際に之が總てを實行し居るものは僅に五千二百に過ぎざる狀態なり。尙信用販賣購買の三種以上の事業を實行し居る組合數を擧ぐるも其の數は八千にして、而も産業組合事業の進展に付て現れたる府縣別の跛行狀態は農業者組合員の組織率に於ける夫れ以上に甚しきものあり。又都市産業組合の發展は依然として遲々たるの狀態にあり。組織部門に於ける斯の如き實情は、正に我産業組合運動の未だ以て弱勢たることの根本的原因を成すものに外ならず。殊に其の府縣別に現はれたる著しき跛行的狀態の内藏に至りては今後に於ける全國的運動を强力に推進せしむるに當り重大なる障碍として前途に横はることを痛感するものなり」と。

かくして第二次擴充計畫の遂行に當つては、（一）組合員の實質的增加（二）四種事業の積極的實行（三）不振組合の整理刷新（三）新設組合の全面的活動促進（五）農事實行組合を基礎とする組織的活動の徹底に主力を傾注し、「以て全産業組合組織の個々に付ての内容的整備に努むると共に極力地方的跛行狀態の是正を圖り、眞に充實したる産業組合網の

完整を期する」ことになつた。第二次擴充計畫達成の目標は次の如くである。――一、産業組合組織の整備擴大と全系統組織の綜合的運營　二、産業組合事業の擴充と其の大衆化　三、都市産業組合の發展　四、産業組合教育の徹底　五、各種團體との聯絡强化。

昭和十二年中に於ける産業組合の農政運動の方向は農村に於ける劃期的社會立法たる國民健康保險法案の原案絶對支持と、支那事變對策の方向に專ら向けられたと云つて差支へない。支那事變對策としては産業組合の全機能を擧げて國策の線に沿ふべきことが聲明乃至通牒されたのであるが、その中に掲げられた「銃後國民生活の安定」は、前記國民健康保險問題と共に産業組合が農村社會問題に無關心でなかつたことを或は最早無關心ではあり得なかつたことを示すものである。

第五篇　社會運動對策

第一章　政府の方策

昭和十二年における日本の政治經濟は前年來の謂ゆる非常時體制より準戰時體制へ、更に轉じて、純戰時體制化へと急速な移行を過程した。これに應じて社會運動對策も協調主義から全體主義に强化され、强力なる統制方針が確立されたが統制は更に一歩を進めて新體制への再編成といふ形態をとり組織的に大衆を獲得する方向へと動いてゐるのである。以上のやうな情勢の下にあつて社會思想、社會運動に對して具體的にどのやうな方策が行はれたか、その主なるものについてこれをみれば次の如し。

第一節　政府の一般方針

國民精神總動員運動　政府は北支事變の勃發を契機としてこれが長期・全面の國家總力戰として展開されるためには後方における國民思想の全的統一の重要なることを認め、物動計畫と併行してこの「精動」計畫を樹立し、戰時體制確立をはかり來つた。これがため政府は七月十一日の臨時閣議において事變に對する國の根本方針を決定し、これを政黨・貴族

院・金融・産業關係諸團體をはじめ言論界に對しても擧國一致の支援を求めるとともに、九月に入るや政府は日支事變に處する國民精神總動員計畫實施要綱を發表(十三日)したが、その實踐事項として、

日本精神の發揚、社會風潮の一新・銃後々援の强化持續・非常時扶助の發揚、政策への協力(一、勤勞報國　二、勞資協力、其他)を提唱した。これにより政府は國內一切の機關を動員して國論統一のため國民に對する積極的働きかけを行ひ來つた。

なほこの國民精神總動員運動に呼應し、政府の別働隊として本運動の實施に當るべき國民精神中央聯盟は民間各種の團體を結集して本年九月二十七日その設置が決定された。

國民精神總動員中央聯盟　本聯盟は政府の國民精神總動員運動の外廓團體として、擧國一致その趣旨の達成を圖るため、十月十二日東京日比谷公會堂にその結成式を擧げ、聯盟結成の趣旨並に決意を中外に聯明した。本聯盟には社會運動關係團體も數團體參加してゐる。(役員其他は第二部末尾附錄を參照)

この國民思想統一の方針は既に本年林內閣當時より、政治、經濟、産業の各機構が既に準戰時體制の線に沿つて統制されてゐるに鑑み、思想的動向の歸一もかかる意圖のもとに動員統一の準備がなされてゐたものであり、これがための審議機關設置も既にその頃から用意されてゐたものである。それが事變を契機として强力統制下に政治、經濟、社會或ひは勞働ならびに文化の全領域に亘つて戰時體制化が行はれ、この國民精神總動員運動を通じて、從來とは別個の體系をもつ再編成のための拍車が加へられたのである。

第二節　法令の制定

社會運動關係の法律として本年新たに公布されたもののうち、前年の不穩文書取締法或ひは思想犯保護觀察法に類するものの制定をみなかつた。しかし、前年來議會提出を傳へられつつあつた國家總動員法案の第七十三議會提案は愈々確實となり、これによつて時局の新段階は明瞭に示唆されたのである。(本法は第七十三議會において遂に通過した)日支事變が長期戰として展開され、これに即して大本營の設置、厚生省の新設が實現され、さらに資源局と企畫廳との合併による企畫院の誕生により本總動員法主管の行政機構改革は既に本年中にその完成をみたのである。いま資源局時代出來上つた國家總動員法案要綱についてみるに、その第一條は「國家總動員とは戰時又は事變に際し國の能力を有効に發揮せしむるため人的物的資源を管理統制することをいふ」と規定してゐる。本法成立の曉は勞働の管理はもとより工場その他すべての戰爭目的遂行に必要と思はれるものはこれによつて統制されるのであつて、まさに未曾有・最高度の性質をもつものであることは言ふをまたない。なほ、本法はその性質上現在

の各單行立法と重複する場合もあるが、それはそれとして、重複せざる勞働管理その他の社會運動關係條項は直ちに有効適切に活用されるものとみらるべく、この中には勞働爭議嚴禁の權限をも規定してをり、これによつて勞働統制の實を擧げようとしてゐるものである。

第三節　關係會議

內務省關係　地方長官會議、警察部長會議については前述したが、社會運動に對する政府の方針中、その主なる事項は次の如くである。

警察部長會議　四月開かれた警察部長會議はその前日の長官會議の場合と同樣總選擧における言論取締の方針を決定したが、この種取締方針として特に左記の諸項が指摘されてゐる。

一、革新斷行或ひは國民生活の安定實現のため大衆蜂起或は直接行動等の非合法行動を煽動するが如き言論

一、軍は侵略的意圖を以て徒に戰爭を挑發しつつありとなすが如き言論

一、軍は議會制度を否認せんとする意圖を有すると誣ふるが如き言論

一、人民戰線運動を煽動するが如き言論

地方長官會議　五月の地方長官會議は治安維持に關し左右兩翼の各種社會運動對策を協議したが、秘密會であつたため、會議の詳細は不明である。

警察部長會議　五月の警察部長會議においても法相、檢事總長は共に左右兩翼社會運動の最近の動向につき注意を求めてゐるが、河原田內相は勞資關係につき、產業界における勞資一體精神の昂揚は生產力擴充の急務なる今日最も必要である旨を訓示した。

事變後緊急會議が、近衞內閣の下に開かれたが、その多くは國民精神總動員運動に關聯した各種事變即應の方針が指示されたものであるため、これは便宜上省略する。

司法省關係　司法省關係ではその所管の性質上、左右兩翼の非合法的運動檢察のための對策がその主なるものとなつてゐる。殊に人民戰線運動については一層その取締りを强化した。主なる會合は次の如くである。

第十回思想係司法家務家會同　六月二十四日より三日間思想係判檢事の會同が行はれたが、鹽野法相はその訓示において一時著しく減少した治安維持法違反の犯罪が最近再び增加した現勢に鑑み、これが取締について各判檢事の注意を喚起するところがあつた。

諮問事項

一、最近における思想運動情勢に鑑み裁判上並に檢察上考慮すべき點如何

二、司法警察官吏の修養訓練の實績に鑑みて考慮すべき點如何

第十一回思想係司法實務家會同　思想係檢事の會議は九月二十、二十一日の二日間に亘り法相官邸に開かれた。特に第二日は主要地方の思想情勢報告、事變に關聯する思想運動、新聞紙、出版物、流言蜚語等に關する取締等に關し協議が行はれた。

第四節　運動對策

政府は前に述べた如く、準戰時、戰時兩體制を通じて思想の統制、特に社會民主主義的・自由主義的思想の排除、人民戰線運動の彈壓、防共協定の擴充のために異常の力を集注し來つた。したがつて政府の勞働政策の如きも協調主義から全體主義的統制に向つて强化され、國民精神總動員運動を先導として、「產業」「農業」或ひは「協同」の諸部門における報國運動が漸く整備され、殊に「產業」においては精神的・組織的に國家の統制下に勞資一體的再調整が準備されつつある。

いまこれを勞働戰線の動向に則してみれば、勞働爭議に對しては既に當局は强制調停或ひは全的否認の建前を確立して對處してゐるが、組合・政黨も亦精神的・組織的再編成の方針を表示し來つた。

以上によつて本年政府の勞働行政が、事變後全體主義的傾向によつて、國家的勞働統制の方向へと一層强化された事實をみる。いま本年におけるこの種の對策に關し、その主なるものを拾つてみれば、

勞働組合法對策　昨年の二・二六事件後政府は從來の自由主義的勞働組合法に代へて、日本精神に基く獨自の勞働統制法を意圖しつつあると傳へられたが、その直後における例の官業勞働問題發生以來勞働組合側は自主的勞働組合法制定促進の運動を著しく前面に押し出した。この運動は本年前半期に持ち越され、第七十議會には日本無產黨系の請願運動、社大黨による勞働組合法提案となつてあらはれた。社大黨の提案理由は「殊に最近軍需繁忙に伴ひ勞働强化の弊害頻出し勞働災害激增し爲に勞資の紛爭漸く激化の傾向を示しつつあり而も此の傾向は物價騰貴に因て更に促進せられんとするに鑑み」てであつた。

又官業勞働問題についても川村保太郎氏（社大黨代議士、官業勞働總同盟主事）は官營事業從業員の結社權尊重に關する建議をなしその理由として「特に近年所謂統制經濟の進展に伴ひ其の下に於ける勞働統制の分擔者として、勞働組合の使命は重且大を加へつつあり」その故に「さきに官業勞働組合に對して採られたる處置を取消されんことを希望」した。これ等に對し議會における政府側の答辯は軍は先の處置を取消す意思なく、また勞働組合法に對しては時勢の遷に順應して考究の要ある旨を述べた。又七十二議會においても馬場內相は西尾末廣氏（社大）の質問に對し產業協力主義的勞働組合制定に對しては贊成である意味の答辯をした。

なほこの種の問題と關聯して本年非常に注目されたものは新舊兩海員組合の合同に當つて表明された軍部の要望であつた。

海員組合合同に對する軍部の要望　日本海員組合と新日本海員組合との合同が藤原大阪遞信局長の肝入で進捗しつつあつた折柄、三月三日右合同問題に關し沼川大阪憲兵隊長は新海員組合蔭山調査部長四日堀內日本海員組合長を招致し『合同後の更生海員組合は國家非常時局の折柄、一旦緩急ある場合軍屬と同樣の責任を負ひ海員の組合として「飽迄社會民主主義的なイデオロギーをもつものたること

と」を排して、國家的組合たることを國防上の見地から要望する』と述べ、前年の官業勞働組合事件以來の衝動を勞働組合運動に與へた。

メーデー禁止　第十八回メーデーは勞働組合運動やや昂揚の傾向にある折柄、その成否は注目されてゐたが、先年議會における廣田首相の言明もあることであり、その方針に愼重を期しつつあつた內務省では四月十二日、

一、勞働組合の主流をなす日本勞働組合會議派が四月四日の大阪における委員會でメーデー不開催を決定したこと

一、五月一日は總選擧開票日であるため全國七萬の警官はこれが治安維持に動員され、別にメーデーを許すことは治安上困難である

との理由を以て關係府縣にメーデー禁止の意を通牒した。右に對し東交・全評・市從等の一部勞働組合はメーデー決行を決議し十三日警視廳に許可を陳情したが、當局は之を拒絕し準備行爲・當日の屋內集會更に一日以外の示威をも禁止する旨回答した。（なほ第二部第二篇參照）

人民戰線運動に對する對策　本年十二月十五日を期し、日無・全評をはじめ、謂ゆる勞農派の約四百名が治維法違反被疑の下に一齊檢擧され、同二十二日日無・全評の結社禁止が命ぜられた。この事件が我國勞働戰線に與へた衝動、混亂は正に劃期的なものであつたが、思想言論界にも同樣の大衝動を與へた。（事件の內容については第二部第二篇及第五篇參照）二十二日內務省の發表によれば「勞農派は日本共產黨より出生せる一派であつて、その運動目的は日本共產黨と同じく共產主義革命を目的とせるものであ」り、近來はコミンテルンの新方針と同樣なる主張並に活動をなし來り、日本無產黨も最近に至り「全く勞農派の主義主張に基き國體變革の意を有することの確證が擧がり、又その中心運動目標である反ファッショ人民戰線の樹立はコミンテルンの新方針同樣全く共產主義革命へ大衆を動員する手段方法であることが明瞭となつた」ので檢擧並に結社禁止に出でたのである。尙當局は本事件に關し、

「今回の事件並に最近に於ける我國の一般共產主義運動の狀況に鑑みこの際特に一言したいことは、コミンテルンが前述の如く反ファッショ人民戰線の樹立及び合法運動の擬裝並に利用等の新運動方針を採用してから、總ての共產主義者は極力社會民主主義團體乃至は自由主義團體に潛入し、若くはその運動を利用すべく努めて居るので警察の取締乃至警戒の範圍も勢ひ之等の團體にまで及ぼして行かねばならぬ情勢となつて來たことであつて、今や民主主義、自由主義等の思想は共產主義思想の發生の溫床となる危險性が多分にあるので、この際國民精神の徹底を圖り之等思想を克服するの要緊なるを痛感するのである」

と述べ、同時に人民戰線運動に對抗する方法として國體明徵の徹底・國體觀念の宣揚と防共協定の强化擴充・國內防共の實踐强行とを數へてゐる。これに關しては、

「今や我が國は重大なる轉換の時期に遭遇し躍進途上にあるが、國内に於ける新舊思想の對立、相剋は未だに克服されて居らず、現狀維持を固執するものと現狀を打破して新文化の建設を企圖するものとの對峙が依然として解けないでゐる。かかる對立は言ふまでもなく思想的脆弱性を招來し、その間隙に人民戰線の如き思想が潛入して來るのであるから、出來るだけ速かに排除せねばならぬ。

又對外的には日獨伊の防共協定に從つて各締盟國が相互に一層緊密な提携を保ち、更に之を强化擴充して第三國の加盟勸誘其の他防共に關する提携に努むることによつてコミンテルンの赤化政策及び之と協同して東亞に於ける帝國の地位を脅威せんとする國更にこれらの國に依存して抗日の迷夢を辿りつつある國民黨政府に對抗し、眞の東洋平和を招來し眞の世界平和の維持に寄與することが出來るのである。日獨伊防共協定の意義は日本のかかる國際的重大時局突破の爲の一大國策に他ならぬ。即ち防共方策は躍進途上にある轉換期日本の最大國策の一でなければならぬのである。」

國際勞働會議對策　本年後半期において戰局の進展につれ謂ゆる保健社會省の創設が問題となり、正式には越年したが、遂に「厚生省」の新設をみるに至つた。これによつて國際勞働會議に關する方針の決定も厚生省の所管に移り、例年ならば十二月既に國際會議に對する準備は行はれるのであるが、本年は所管省の移動によつて事務的な遲延がその一因をなしたともみられるが、國策上この種國際的な機關は今後何等かの改訂を施されることは必至の勢にあるので「あつて、次年度の國際勞働會議は政府代表のみ之に參加し、延いては機關よりの全的脱退も豫想されうるところである。（なほ第二部參照）

第五節　思想犯保護觀察制度

思想犯保護觀察法は昨年十月より實施され、その機關として保護觀察所と保護觀察審査會とが設置されることとなつた本法の内容については既に前年版に詳述したが、これが目的は保護事業法制化の最初のものとして、左翼思想犯の轉向・更生の促進にあつた。

保護觀察所長會議　司法省は六月二十一、二日の兩日に亘り全國保護觀察所長を招集し、思想犯の保護觀察事業の統制强化に關し協議するところがあつた。

諮問事項—思想犯保護觀察法施行の實績に鑑みその運用上特に留意すべき點如何

鹽野法相訓示要旨—一、思想犯保護觀察法はその實施以來漸く半歲を經過したに過ぎないのだが、法の施行と同時に活潑なる活動を開始し、思想犯人に對する思想の指導と生活の確立に寄與し着々顯著なる業績を收めつつある。在來の業績に徵すれば、同法はその庶幾する目的を達成するに遜きものありと認め得るのであるが、飜つて仔細に之を檢討すれば保護觀察所の組織整備、轉向者の社會復歸助成その他研究改善を要する事項が多い。よろしく最近の保護思潮を汲み保護觀察制度の運用につき更に檢討を加へ

その完璧を期せられ度い。

二、思想の指導については本人をして單に革命思想を抛棄せしむるを以て滿足することなく、更に日本人としての自覺的習練を積ましめ國家有用の材たらしむるの基礎を涵養せしむることが必要である。また、思想犯人は本來强烈なる社會的關心を有するを常とするものであるから、指導に當つてはこの特質に留意し、本人とその環境の關係に深く思を廻らし、轉向者の個別的指導より進んで環境の調整、團體的指導等を考慮することが肝要である。

この思想犯保護觀察制度下にある左翼思想犯關係者は現在約六萬あるが、事變勃發後それらの大多數は全國保護觀察所の指導下にあつて種々の銃後的活動を展開し來つた。

いま事變勃發後各地に於ける轉向者團體の活動概況を記せば次の如くである。（なほ第二部第五篇第三章參照）

一、獻金運動　全國二十一ヶ所の保護觀察所は夫々「時局對應懇談會」を開き、國防獻金運動を起すことを決議した。

一、出征者後援會　轉向者中應召したもののため銃後會或ひは應召者後援會を設け、この事業活動を行つた。

一、國民精神總動員運動への參加　本運動への參加は全日本司法保護事業聯盟（本年九月十三日創設）の指令に卽して行はれたのであるが、殊に事變が防共戰の性格を有する意味からも、この總動員運動への參加を一層强調するため轉向者の前線將士慰問團の派遣が計畫された。慰問團は二班に分れ、北支へ十一月、東京觀察所中村輔導官引率の下に藤井哲夫氏以下五名が赴き、十一月上海へ大阪觀察所平田所長引率の下に野田律太氏以下四名が向つた。

さらに十一月全國轉向者第二回懇談會が東京保護觀察所に開かれその結果「時局對應全國委員會」が設置されたが、その目的は思想轉向者の自主的活動の共助連絡を圖り、全國保護觀察所ならびに保護團體の方針に協力し、國民精神總動員運動參加の完璧を期するためのものであつた。

第六節　日獨伊防共協定の成立

昨年十一月二十五日、日獨防共協定が締結され、それが發表された時は、我が國各方面の見解は必ずしも同一ではなくこれに對する批判的な空氣も相當にあつた。しかし、本年本協定にイタリーが參加し、三國協定が成立するに當つては、これに關する否定的、批判的なものは殆んど見當らなかつた。（これは排ソ・排英のための支那事變の發展によつて國際關係が變化した結果によるものであつた）この取極めは某重大案件として豫てから世上に取沙汰されてゐたのであるが、十一月六日のローマにおける正式調印、東京における樞密院本會議及び閣議の可決承認を經て公式に發表されたのである。

新定協定は昨年十一月二十五日、日獨間に締結された防共協第二條に基き、日伊或ひは獨伊間に新たなる協定を結ぶことなく日獨伊三國議定書を通してイタリーが既存の日獨防共協定に新に參加するといふ形式をとつた。かくして防共の砦た

る日獨防共協定は成立後一年にして共産主義の防壁を以て任ずる日獨伊三國に擴充され協定本來の意義は更に擴大され全く新たなる國際協定となつた。

世界はいま共産戰線か國民戰線かの思想的抗爭時代にあり本協定の背もこの流れに沿うた自然的・必然的な成果であつて、この三國の力の有機的結合によつて將來共産インターナショナルの動きに對する牽制力はより著しく强化されるものと思はれる。とまれ、この東京・ベルリン・ローマ樞軸の成立は今や儼存するに至つた。三國がこれを如何に活用し、その目的を如何に達成して行くか、日獨伊三國の國民はいふに及ばず、世界は擧げてその前途を注目してゐる。

條約の正文左の如し。

條約第十六號　議定書

大日本帝國政府　伊太利國政府及獨逸國政府ハ共産「インターナショナル」ガ絶エズ東西兩洋ニ於ケル文明世界ヲ危險ニ陷レ、其ノ平和及秩序ヲ攪亂シ且破壞シツツアルニ鑑ミ

平和及秩序ノ維持ヲ念トスル一切ノ國家間ニ於ケル密接ナル協力ノミガ右危險ヲ減殺シ且除去シ得ルコトヲ確信シ

「ファシスト」政治ノ創始以來不撓ノ決意ヲ以テ右危險ト闘ヒ共産「インターナシナル」ヲ其ノ領土ヨリ驅逐シタル伊太利國ハ「共産インターナショナル」ニ對シ同樣ノ防衛ノ意思ヲ堅持スル日本國及獨逸國ト共ニ右共同ノ敵ニ當ルコトニ決シタルニ鑑ミ

千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ日本國及獨逸國間ニ締結セラレタル共産「インターナショナル」ニ對スル協定第二條ノ規定ニ從ヒ左ノ通協定セリ

條文（省略）

附、文教對策

いまこの種對策の主なるものについてみるに、前年十月の教學刷新評議會第四回總會が教學刷新の中心機關として文部大臣管理の下に教學局を設置すべき旨を答申したが、これに基づき從前の思想局に代つて本年七月ヨリ擴大された形において、ここの教學局は設置されたまた林内閣の成立によつて文教審議會が設置され、右の教學刷新評議會は廢止された。更にこの文教審議會も事變後恒久的機關として教育審議會が設けられるととなり、これも廢止された。本年における文教對策新機關の推移は大體以上の經路を辿つて來たが、この種對策として政府殊に文部當局によつて思想の動員・統制のため積極的に展開されたものは如上の機關と併行して進められた國民精神總動員に關する運動であつたことは言ふをまたない。

教學局の設置　文部省外局として新設された教學局は七月二十日の閣議で正式に決定され、二十一日付官報を以て公布と同時にその事務が開始された。教學局は從來の思想局に代替するものであるが、その任務は文部大臣の管理下にあつて國體の本義に本づく教學の刷新振興にあつた。

「國體の本義」編纂　教學局の前身思想局は本年三月、國體明徴關係の紀平、久松其他の諸學者を動員して本書を編纂、これを全國各學校へ配布した。

文教審議會の設置　林内閣八大政綱の一たる文教刷新諸方策樹立のため、かねて立案中であつた文教審議會官制は五月二十四日の閣議で決定、同二十六日勅令を以て公布された。この文教審議會は「總理大臣の監督に屬しその諮問に應じて國體觀念の徹底及び國民精神の作興に對する重要事項を調査審議す」ることを目的とし、委員は政黨を除き各方面から任命された。（會長は内閣總理大臣、副會長は内務大臣及文部大臣）

なほ第一回幹事會は五月二十九日開かれた。

教育審議會の設置　教育の刷新はわが國十數年來の懸案であつて、歴代内閣皆この問題を採り上げて調査機關を設け文教刷新方策の調査研究に努めた。近くは教學刷新評議會つづいて文教審議會等においてその具體的の研究がなされたが、共にみるべき成果を擧げるに至つてゐない。近衛首相は其の革新政策の一として教育内容及制度の刷新を重視し、安井文相をしてこれが立案に當らしめたが、事變の勃發によつて一時中絶してゐた。その後愈々教育の制度内容の刷新につき調査審議すべき教育審議會が畏くも上諭を拜し、内閣に設置されることとなり、十二月十日の閣議において右官制及總裁委員（總裁荒井賢太郎）を決定し、即日官報號外を以てこれを發表した。上諭を拜したのは大正六年寺内内閣の臨時教育審議會設置の時以來異例の事である。

右教育審議會第一回總會は十二月二十三日開かれ近衛首相の挨拶あつてのち諮問案を附議した。

財團法人日本文化中央聯盟の創設　本聯盟は紀元二千六百年を出發點として「文化の綜合進展を圖り其の眞髄を發揮」するため、本年八月八日結成された。聯盟は今後文部省より年々十五萬圓の補助をうけることになつてゐるが、國内の諸文化團體は官廳、大學、學界、實業家、文藝、美術及び演劇に至るまで總動員し、當面、「日本諸學の科學的哲學的研究と調査・國内的に國民自覺啓發運動を行ふ」ほか種々の文化事業を行ふものである。（役員は第二部末尾の附表參照）

第二章　爭議調停

第一節　勞働爭議調停

本年度勞働爭議の狀況については既に記述した（第二部第一篇參照）如くであるが、本年物價騰貴が新局面へ突入し、上半期は之に基づく謂ゆる攻勢的爭議が全産業部門を席捲して世の注目を惹くに至つた。事變後と雖もこの物價の騰勢が停止したのではないが、後半期にあつては全く一變した内容を盛るに至つた。

近年殊に滿洲事變後、勞働爭議に對する組合關與の割合は逐年減少の傾向にあるが、本年は特に注目すべきものがあると思はれる。（本年勞働組合の關與せるものは總數中の四割弱である）いま事變後における主なる團體の方針をみるに、組合會議は本年八月の臨時議會に社大黨と協力して「戰時體制下に於ける產業平和促進に關する建議」を提出し、組合會議神奈川地方協議會また七月開かれた關東地方調停官會議に勞働爭議防止に關する意見書」を提出した。全日本勞働總同盟また從來の方針をヨリ積極化して爭議絕滅を宣言した。その他交總・東交も產業協力、爭議最少化方針に轉じ、全評また爭議の可及的未然防止を指令したほどである。

いま本年度における關係當局の爭議對策についてみるにこの當面の物價騰勢に對して政府はその抑制のための方策を計畫したが、同時に爭議自體に對してもこれが抑制乃至强制調停の方策を採用した。政府は今日公益事業のみに强制的に適用されることとなつてゐる現在の調停法を遠からず一般企業にも適用するやうな改正案を議會に提出する方針の如くであるが、この擴大化は立法化をまつまでもなく、實質的には制度化されてをり、本年五月の東京における對市賃上爭議に强制調停が適用されて以後、勞働爭議に對する行政上の取締りは一段と强化された。その後九月に入つて工場事業場管理令（勅令五二八、二十四日公布）が發令され、また同月埼玉縣に開かれた關東七府縣の第十回勞働爭議事務打合會、十月香川縣に開かれた中四六縣の工場課長會議等によつて戰時下の爭議對策が確立された。（これに即應して組合側も爭議排棄・產業報告の方向を辿つた事も右に述べた如くである。）

勞働爭議調停の概況　現行勞働爭議調停法によれば、特定公益事業以外の私益事業については當事者双方の請求ある場合にのみ行政官廳は調停委員會を設置しうることとなつてゐる。從つて實際には本法を適用して勞働爭議を調停する機會が少く（昭和五年一回、其後昭和九年迄の間に六回）、むしろ本法によらずして調停官吏その他の者が調停する謂ゆる「事實調停」によるものが多くなりつつある。

昭和十二年において調停委員會の開設された爭議は一件もなく、これに對して事實調停によるもの八一三件、同年發生の勞働爭議二、一二六件に對し三八％に當る。調停者に警察官吏が多くなつた點、調停が當事者の申立有無に拘らず調停を行ふ場合が多くなつた點は、調停件數の爭議全體中に占むる割合がより多くなつたことと共に注目すべき傾向であらう。

勞働爭議發生件數及調停件數

	A勞働爭議發生件數	B調停件數	B/A(%)
昭和　元年	一、二六〇	二六一	二
同　六年	二、四五六	六八五	二八
同　八年	一、八九七	六〇二	二八

同　九年	一、九一五	六〇一	三一
同　十年	一、八七二	七四六	四〇
同　十一年	一、九七五	八一七	四一
同　十二年	二、一二六	八一三	三八

備考　労働爭議調停法は大正十五年七月一日より施行

勞働爭議調停（調停者種別及調停申立事情別）

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
調停件數	七四六	八一七	八一三
調停者別　調停委員會	—	—	—
調停者別　調停官吏	八五	九三	四〇
調停者別　調停官吏と其他の者と協同したる場合	八二	七四	九二
調停者別　警察官吏	四一六	五〇五	五二一
調停者別　其の他の官吏	一三	六	一七
調停者別　公吏	一三	六	三六
調停者別　其他	一三八	一三三	一〇七
申立事情別　當事者より中立ありたる場合　事業主	三四	二六	二六
申立事情別　當事者より中立ありたる場合　勞働者	九八	九六	七六
申立事情別　當事者より中立ありたる場合　双方	五三	四二	四八
申立事情別　申立なき場合	五六一	六五五	六六三

調停爭議中同盟罷怠業工場閉鎖を伴つたものは三七五件であつて、昭和十二年中における同盟罷怠業工場閉鎖件數六二八件に對し約六〇％となり、かかる手段に訴へない兩者の比較は約二九％程度に過ぎない狀態である。また調停について勞働組合が關與したものの明確な數字を示しえないが、十二年は前年に比し約四九％の減少となつてゐる。（前年は勞働組合が約三分の一關與してゐる。）近年爭議總件數中勞働組合關與の割合が漸次減少しつつあるが、調停關與總件數中の關與の割合も減少の傾向にあり、しかもかなり顯著となりつつあるやうである。

以上の調停八一三件のうち、調停不成立のものは二件にすぎず、前年よりも更に減少した。

第二節　小作爭議調停

地方小作官會議　本年の地方小作官會議は昭和十二年四月二十二日より二十四日まで農林省において開かれた。協議事項は左の如し。

〔協議事項〕

一、小作爭議、調停及組合運動の現狀に鑑み今後考究施設を要すべき事項に關する件

二、自作農創設維持事業の現狀に鑑み今後考究施設を要すべき事項に關する件

三、小作調停及自作農維持創設事務に關する件

小作爭議調停の概況　現行小作調停法では、勞働爭議調停法の場合と異り、爭議當事者が管轄裁判所に調停の申立を爲

し、裁判所が之を受理した場合、原則として調停委員會（調停主任は判事）を開き、事情によつては之を開かずして調停を行ふこととなつてゐる。

昭和十二年中における小作調停申立の受理件數は五、〇六二件（昭和十三年一月十日報告到達現在、中間報告）であるが、小作爭議としては一事件のものもそれ以上の件數に分割されて調停を申立てる場合があるから、これを爭議の單位に換算すれば三、三七〇件となる。その關係土地面積、關係人員等は次の如くである。

小作爭議調停

	昭和十年	同十一年	同十二年
調停申立件數	六、三一五（三八四）	六、九一二	五、〇六二
爭議單位件數	四、三六八（九四）	三、八五一	三、三七〇
關係土地面積（町）	一三、〇一五・六	九、二七六	六、七三〇
一件當土地面積	三・一	二・四	二・〇
關係人員 地主	三一、九七一	三三、六一五	二四、三二九
關係人員 小作人	九、六二〇	八、五九六	六、九四八
關係人員 利害關係人	二三、四六九	二四、五三三	一六、八六六
一件當關係人員	二八二	四八六	五一五
小作爭議件數	七・五	八・七	七・二
備考	六、八二四	五、七六九	五、三六四

昭和十年は當該年度『小作年報』、昭和十一、十二年は「農務時報」所載『小作調停法に依る調停の概要』に據る。以下の諸統計みな同じ。括弧内は舊年繰越件數。

右表の示す如く、近年その規模において、その質において、擴大深化の傾向を辿りつつあつた小作爭議は本年事變下にあつて關係範圍を縮少し、件數も四〇五件を減じてゐる。その他の事項にあつても同樣に相當の減少を示してゐる。このことは事變に鑑み應召農家の小作關係安定その他の小作問題對策につき政府ならびに地方當局が爭議の防止緩和につき種々の對策を講じたことが最重の要因であるが、小作農民もまた時局の進展に即應して自肅自戒したものと思はれる。したがつて一旦爭議が發生した場合もその多くは「法」によらずして解決をみた場合も異常に多かつたと考へられる。

いまこの種調停申立件數を地方別にみるに、爭議單位として、山梨（三五〇）、秋田（三四九）、新潟（二四一）、宮城（一六四）、山形（一五七）、福岡（一五一）、德島（一五〇）福島（一四九）が特に多いやうである。

またこれを申立人別にみれば、

地主の申立　一、一三三（三三％六二）、小作人の申立　二一一八（六二％八五）、地主小作人合意の申立　一〇一（三％）、双方の申立一八（〇％五三）

であつて、その割合は前年と大差がないが、また爭議の激烈な地方に地主の申立の多い事は例年の如くである。また申立をその内容別にみれば、

小作爭議調停申立の内容

	昭和十年	同十一年	同十二年
小作料支拂請求	四二七	三三七	二六三
小作料支拂請求・土地返還	四七三	四〇三	三四〇
土地返還	三八八	四三四	三九〇
小作料減免	七三一	五三八	四三九
小作料減免・小作繼續	三一九	二四六	一四一
小作繼續	一、三六二	一、三六八	一、二三三
小作權其他賠償	四六	四九	七一
作離料の請求	二四二	二三八	二一八
小作條件確定	二七六	二三八	二七五
其他	三七	一三	一五
調停不成立	五七六	五四二	四二九
取下	一七	六	六
却下			
未濟	七七一	九一四	九二六
合計	四、〇六一	三、八五一	三、三七〇

備考　各年の數字は何れも次年一月十日到達現在に依りたるものである。

このうち、地主の申立には、土地返還請求のもの最も多く、七三〇件（地主申立の六四%）に達してゐる。之に對し小作人の申立では小作契約繼續が一、三五八件（小作人申立の六四%）の多數に上り、最近の爭議が土地問題をめぐつて展開されてゐることを反映してゐる。

さらに調停の結果についてみるに、既濟のもの二、四四四件（爭議單位調停受理件數の七二%五二）、未濟のもの九二六件（二七%四八）である。

小作調停の結果

	昭和十年	同十一年	同十二年
既濟	三、二九〇	二、九三七	二、四四四
調停成立	二、六六〇	二、三七七	一、九九四
調停不成立	三七	一三	一五
取下	五七六	五四二	四二九
却下	一七	六	六
未濟	七七一	九一四	九二六
合計	四、〇六一	三、八五一	三、三七〇

なほ調停の成立せる一、九九四件について、その主なる調停法條項をみれば、（括弧内は道府縣）

一、小作料に關するもの

（イ）小作料の改定又は永久的減額をなしたるもの　三三七（山梨、新潟、福島、福岡、群馬、秋田、鳥取、德島、岐阜、滋賀）

（ロ）小作料の一時的減額をなしたるもの　六八二（秋田、山梨、鳥取、福岡、德島、新潟、山形、三重、茨城、群馬）

（ハ）協定の成立せる小作料を一時に支拂ふことになつたもの　三三三（山形、秋田、德島、福岡、宮城、三重、香川、北海道、茨城、群馬）

（ニ）滯納小作料に付協定の成立したものを分割支拂になしたもの　六〇二（秋田、山梨、新潟、山形、德島、福岡、群馬、香川、栃木、茨城）

（ホ）不作の場合における小作料の減免方法について決定したもの　七〇三（秋田、山梨、山形、新潟、福岡、福島、茨城、香川、栃木、三重）

（ヘ）小作料納期を確立したもの及小作料納入先を決定したもの　一、二八六（秋田、山梨、宮城、山形、新潟、福岡、福島、茨城、香川、群馬）

（ト）小作料の品質、俵裝形式を決定したもの　四三四（福岡、新潟、香川、栃木、三重、山形、福島、富山、茨城、秋田）

(チ)奨励米、俵装料、金穀等の支給をなしたもの　七五(山梨、滋賀、富山、秋田、兵庫、鳥取、福岡)

二、小作契約の繼續及消滅に關するもの

(イ)係爭小作地全部の契約を繼續したもの　八六六(山梨、秋田、宮城、山形、新潟、福島、福岡、長野、徳島、茨城)

(ロ)係爭小作地の一部を返還し一部を繼續したもの　一九〇(宮城、秋田、山梨、山形、茨城、岩手、熊本、北海道)

(ハ)係爭小作地を返還し其の地代を貸付したもの　三七(宮城、秋田、熊本)

(ニ)係爭小作地全部を返還したもの　二八八(徳島、宮城、秋田、北海道、長野、廣島、福岡、香川)

(ホ)小作地賃借權の讓渡、轉貸、地形、地目の變更等を制限したもの　五七七(山梨、福岡、秋田、新潟、山形、香川、栃木、群馬、佐賀、三重)

(ヘ)小作契約事項に違反した場合には解約返地することの定をなしたもの　一、〇〇二(秋田、山梨、福岡、新潟、山形、福島、茨城、群馬、宮城、香川)

三、小作權を認めたもの　九三(秋田、山梨、徳島、北海道、兵庫、福岡、長野、愛知)

四、小作地を小作人に賣渡したもの　八五(山梨、秋田、山形、千葉、岩手、栃木、徳島、香川、福岡、佐賀)

五、將來地主が小作地を賣却する場合には小作人に先買の機會を與ふることに定めたもの　八九(佐賀、滋賀、茨城、新潟、福岡)

六、小作權を補償し又は作離料の支給をなしたもの　二八二(徳島、秋田、香川、北海道、新潟、長野、廣島、福岡)

七、土地改良費、耕作費又は作物の補償をなしたもの　三三(徳島、北海道、長野)

八、繫屆中の訴訟の取下、假處分及假差押の解除をなしたもの　一七七(山梨、群馬、福岡、茨城、兵庫、和歌山、徳島)

以上の法定調停のほか、小作官・警察官吏等が調停法に依らずに行つた調停がある。小作官の法外調停は、昭和十二年において(昭和十三年一月十日報告到達現在)一八六件(内調停成立一八五件)で、前年の二一七三件(成立せるもの二二一八件)に比し著しい減少ぶりである。その關係者は地主五七六人、小作人二一、四三四人、關係土地面積一、五一二町歩であつて、小作料一時的減額要求及小作料支拂請求に關するもの(六五件)、土地返還及耕作繼續に關するもの(七八件)が主なるものである。

第三部（社會政策及社會運動對策）統計表

第一表　昭和十一年工場扶助給付統計（工場監督年報ニ據ル——民營工場ノミ）

（其一）工場種別扶助件數

		染色工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	維工場	特別工場	合計
負傷	治癒シタル者	障害ヲ殘サザリシ者	工場法施行令第五條ノ扶助ノミヲ受ケ休業セザリシ者	男	五一	六、二四七	一、二四七	一二五	三六	八、一四五
				女	七五	二七	四八	四	四	一六二
			工場法施行令第六條ノ休業扶助料ノ支給ヲ受ケタル者	男	三五四	三、〇八七	三、五四三	一三九	二九九	一、七五二
				女	三九二	一六	一六一	二	三	六二一
		障害ヲ殘シタル者		男	二三一	一、七六八	六〇七	三五	二七七	三、四九九
				女	二〇四	三四	一八	一	一八	二七八
	治癒セザリシ者			男	二九	一八二	一五三	三	六六	五二〇
				女	六	四	八	—	—	一九
	未治ノ爲翌年ヘ繰越ノ者			男	二三	二四七	二一三	四	一三	五六三
				女	四	四	四	—	—	—
合計				男	六八八	一、一六五四	五、七六三	三〇五	六九一	二、八〇〇
				女	六八一	八五	二三九	七	四四	三六
				計						二一、九〇一
										一、〇九二

（其二）工場種別扶助金額及休業扶助料支給延日數

		染色工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	維工場	特別工場	合計
疾病	治癒シタル者	四、七一一	六〇、三八二	三三、五一〇	一、九四五	四、四一五	二〇、一一	一二四、〇七四
	障害ヲ残サザリシ者	七、七五五	五六、六一〇	四一、〇四九	一、七六七	五、三一〇	四一、九四八	一五四、四三九
	障害ヲ残シタル者	五七、一九二	四〇三、二七五	一一〇、六四七	八、一四六	四三、六八二	八二、四六七	七〇四、四〇九
	治癒セザリシ者	二〇、九八八	一四九、八二七	一〇〇、二四一	一〇、六三九	二九、一三二	五六、八一一	三六七、六二八
	未治ノ爲翌年ヘ繰越ノ者	一、〇九一	四、七五九	三、三四五	五五三	二、〇六七	一、〇六三	一二、八七八
負傷	療養費	四、七一一	六〇、三八二	三三、五一〇	一、九四五	四、四一五	二〇、一一	一二四、〇七四
	休業扶助料	七、七五五	五六、六一〇	四一、〇四九	一、七六七	五、三一〇	四一、九四八	一五四、四三九
	障害扶助料	五七、一九二	四〇三、二七五	一一〇、六四七	八、一四六	四三、六八二	八二、四六七	七〇四、四〇九
	遺族扶助料	二〇、九八八	一四九、八二七	一〇〇、二四一	一〇、六三九	二九、一三二	五六、八一一	三六七、六二八
	葬祭料	一、〇九一	四、七五九	三、三四五	五五三	二、〇六七	一、〇六三	一二、八七八

		工場法施行令第五條ノ扶助ノミヲ受ケ休業セザリシ者	工場法施行令第六條ノ休業扶助料ノ支給ヲ受ケタル者	合計
疾病	治癒シタル者	男 五二	男 三七五	男 一七三
		女 三六六	女 一、二三六	女 一、六九二
	障害ヲ残サザリシ者	男 三九	男 五七	男 一、三五八
		女 五	女 四	女 三
	障害ヲ残シタル者	男 二七	男 四四六	男 一、六六四
		女	女 二七	女 三三
	治癒セザリシ者	男 三六	男 五	男 四一
		女	女 八	女 八
	未治ノ爲翌年ヘ繰越ノ者	男 一八	男 七二	男 九四
		女 四	女 一	女 一
負傷	療養費	男 一	男 二〇	男 一、三五八
		女	女 一	女 一
	休業扶助料	男 三七五	男 九七五	男 一六三
		女	女 一、二七九	女 三三
	障害扶助料	男 一七	男 一四	男 二〇
		女	女 一七	女 一
	遺族扶助料	男 一四	男 二〇	男 一六三
		女	女 一	女 一
	葬祭料	男 一	男 一	男 一
		女	女	女 一

(圓) 額金助扶

疾病	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	計	切十工場法施行令第打條四ノ依ル扶助料
	二、一五五	四、八五四	四六五	八〇三	八九五	九一、七三七	—
	一三八	一九三	一、〇九〇	一、六六九	三五五	六七三、八五三	—
	三、七五四	一七、八八一	二、四五四	二、一四四	三三〇	二八九、三三三	一、五三〇
	—	—	—	—	—	三三、〇五〇	—
	二七八	一、七九五	二八八	一九〇	三〇	八四、五九六	—
	一〇	二〇八	三四三	一〇、〇九八	—	二〇四、一八八	—
	六、三三五	二四、七三一	四、六三九	四、六〇四	一、五七〇	一、三六六、七四六	三、三一八

支給延日數							
疾病負傷	傷	男	一一、三一一	五七、四五七	六三、一一〇	四、二七〇	八、三一六	五五、八三六	二〇〇、〇九〇
		女	八、五九六	一、一〇〇	二、四八七	三二	六二〇	六四九	一三、四七四
		計	一九、八〇七	五八、五五七	六五、五九七	四、二九二	八、八三六	五六、四七五	二二三、五六四
	病	男	二、四四九	三六八	一九、一九五	—	五七五	二九〇	三、八七七
		女	五、九九一	一六六	一六四	—	七五	—	六、三九六
		計	八、四四〇	五三四	一九、三五九	—	六五〇	二九〇	二九、二七三

(其三) 職工歸郷旅費支給

	昭和十一年 職工數(内未成年女子及者分)	昭和十一年 金額(内未成年女子及者分)	昭和十年 職工數(内未成年女子及者分)	昭和十年 金額(内未成年女子及者分)	昭和九年 金額
染色工場	八、三一(八、一四八)	一八、一〇七(一七、五〇一)	一一、四五〇(一一、三〇七)	三五、〇〇四(三四、七一三)	三五、四一〇

機械及器具工場	一三（二）	一、〇六五（一、〇五九）	四、一四〇（四、〇四三）	二〇〇（一一）	二四（一一）	二三六（五七）	一〇五
化學工場	七一三（七一三）	三、九九〇（三、九七〇）	三七（一）	二四（一）	一七（一三）	一八八（一二三）	九三八
飲食物工場	三（一）	四（一）	三九三（三五三）	二、二五九
雜工場	一（一）	一（一）	五六（五）	一一〇
特別工場	一（一）	一（一）	一（一）	一
合計	一〇、〇〇六（九、九二一）	二一、七八八（二一、六八五）	二六、四九八（二五、七二五）	二八、五三七（二六、二八九）	二八、八三三

（其四）就業制限例外件數（法八工場法ノ略、數字ハ條、項ヲ表ス）

昭和十一年

	午前十一時迄就業延長（法四但書）	一齊休憩ノ不設（法七Ⅱ但書）	夏季ニ於ケル就業時間延長（法七Ⅲ）	不可避ノ事由ニヨル就業制限廢止（法八Ⅱ）	原料等變質ノ虞アル場合ノ制限廢止（法八Ⅱ但書）	就業時間臨時二時間延長（法八Ⅲ）	就業時間臨時一時間延長（法八Ⅳ）	計
染色工場（内織物）	二、〇〇二	九五七	一、三三〇	—	—	一七、五五〇	二、〇八〇	二三、九一九
染色工場（内撚絲）	一、八一二	八九七	七四四	—	—	一五、三五七	一、六四二	二〇、四五二
機械及器具工場	二	一	一	—	—	二、一四三	一	二、一四八
化學工場	二四	六	九〇	—	—	七七〇	—	八九〇
飲食物工場	一	—	—	—	—	一八三	二九	二三一
雜工場	三	一	六〇	一	一八	二、二一〇	五七	二、三三二
合計	二、〇三三	九七四	一、四八一	一	一八	二三、八五六	二、一六七	二九、五二〇

昭和十年　昭和九年

	午前十一時迄就業延長（法四但書）	一齊休憩ノ不設（法七Ⅱ但書）	夏季ニ於ケル就業時間延長（法七Ⅲ）	不可避ノ事由ニヨル就業制限廢止（法八Ⅱ）	原料等變質ノ虞アル場合ノ制限廢止（法八Ⅱ但書）	就業時間臨時二時間延長（法八Ⅲ）	就業時間臨時一時間延長（法八Ⅳ）	計
染色工場（内織物）	一、一八八	九六五	一、七六六	一	三	二六、三六四	三、一七〇	三二、四四四
染色工場（内撚絲）	九七四	一六六	一、七二八	七三八	六	二一、二三三	二、六四四	二七、六六五

第二表　昭和十一年鑛夫扶助統計（社會局勞働部調）

（其一）障害扶助件數及金額

總數		死者	障害扶助料ヲ受ケタル者 第二十條第一號	第二十條第二號	第二十條第三號	第二十條第四號	計	打切扶助料ヲ受ケタル者	卅日以上ノ休業扶助料ヲ受ケタル者	其他ノ者	合計
扶助人員	負傷	一、一八三	六二	二九八	一、五一六	四、四九六	六、三七二	八	一七三	四、六六七	一二、四〇一
	疾病	九	—	五	二八	一一	四四	—	—	三八九	四四二
	計	一、一九二	六二	三〇三	一、五四四	四、五〇七	六、四一五	八	一七三	五、〇五六	一二、八四三
扶助延日數	負傷	四、六六三	一四、九六六	四一、七八四	七五、五一九	三四、八七三	一六七、一四二	七、四四九	二一、七四六	五九、一五八	二五〇、一五八
	疾病	—	—	—	二〇八	四一	二四九	—	—	四、六四七	四、八九六
	計	四、六六三	一四、九六六	四一、七八四	七五、七二七	三四、九一四	一六七、三九一	七、四四九	二一、七四六	六三、八〇五	二五五、〇五四
療養費（圓）	負傷	四、七三四	一三、五一六	一七、九六〇	二七、二五四	二三、七六七	七一、四九八	四、二二一	五、六四〇	二八、三三八	一一四、四一四
	疾病	六〇八	—	—	七三	六	八〇	—	—	二、二七五	二、九六三
	計	五、三四二	一三、五一六	一七、九六〇	二七、三二八	二三、七七三	七一、五七八	四、二二一	五、六四〇	三〇、六〇四	一一七、三七八
休業扶助料（圓）	負傷	三、一一三	九、九二五	二六、二八七	四七、四九一	二三、一四八	一〇六、八五四	四、一八二	五、九八六	二五、七二三	一四五、八六九
	疾病	—	—	—	八六	二二	一〇八	—	—	一、三二一	一、四三〇
	計	三、一一三	九、九二五	二六、二八七	四七、五七八	二三、一七〇	一〇六、九六二	四、一八二	五、九八六	二七、〇四五	一四七、二九九
遺族・障害・打切扶助料（圓）	負傷	九二一、〇三三	五四、七二四	一六九、七〇三	四三八、六一六	四〇四、二九三	一、〇六七、三三八	四、九二八	—	—	一、九九三、二九九
	疾病	四、四〇九	—	三、〇六〇	九、五三九	九六六	一三、五六五	—	—	—	一七、九七四
	計	九二五、四四一	五四、七二四	一七二、七六三	四四八、一五五	四〇五、二五九	一、〇八〇、九〇三	四、九二八	—	—	二、〇一一、二七三
葬祭料（圓）	負傷	四、二〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	四、二〇八
	疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	四、二〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	四、二〇八

	炭石						山						闇金											
	休業扶助料（圓）		療養費（圓）		扶助延日數		扶助人員		休業扶助料（圓）		療養費		扶助延日數		扶助人員		打撲・切傷・遺族扶助料（圓）		葬祭料（圓）		扶助料合計（圓）	
	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾	負傷	病疾
昭和二年	三〇六	六〇八	三七二	一	四六一〇	七	一〇二一	二	五四	一	一〇二一	五	五三	一	一五	一	九二二	一三五〇	一三五	一	九三八四	五四〇
昭和三年	七三五六	一六一	九九一	一	一九〇四	一	一〇	一	二〇四	一	六三一	一	六九一	一	一〇	一	九四七	一	一	一	七一〇	一
昭和四年	三三八	二二七一	三五七三	一	三六二	一	二二	四	二六四	一	三七二	一	二二	一	三三	一	一六一	二〇〇二	一	一	二二七一	三三七九
昭和五年	五二六三	九六九	五九九	四二	八九一	一〇七	一〇二	一〇	五七〇六	八	五九九	四二	八九一	一〇七	一〇二	一〇	二八〇六	四二五三	一	一	五三〇六二	九六九
昭和六年	四四〇二〇九	九三	一六四	一	一六四	一	一九一	一	一三〇	一	一三六	一	一六四	一	一九一	一	六六八	一	一	一	四一二〇三	九三
昭和七年	一二四五六九一	一三七五三	一七一六四五	一	一六一三一	一〇七	三三五	一四	一六一二一	八	一七一〇一	四三	一六一三一	一〇七	三三五	一四	三五六五三	七一三	一	一	一二五九四五	一三七五三
昭和八年	一三三三	—	一三三	—	九四六	—	一	—	七三	—	七六〇	—	九四六	—	一	—	七六〇	—	—	—	一三三三	—
昭和九年	一六三七	—	一六三七	—	二〇三	—	四〇	—	一四七四	—	一	—	二〇三	—	四〇	—	一	—	—	—	一六三七	—
昭和十年	五四〇五三	三五九七	一九〇四	三三九	一六〇二三	三五五	一九〇四	三三九	五七六七	一一四	九四三三	一一三	一六〇二三	三五五	一九〇四	三三九	一一	—	—	—	五七六四九	一一六〇一六〇
昭和十一年	一九七五九三	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和十二年	一一六八五	一一三三	一九七四	一	一〇一七	一	一一四	一	一一四	一	一〇一七	一	一〇一七	一	一一四	一	一	一	一	一	一一六八五	九〇三八
昭和十三年	一四五六一九	一一三五	一六四五	一四	一四八五一六	一四三	一四	一	一六四五	八	一四八五一六	一四三	一四	一	一四	一	一六八五九三	一	一	一	一四五六一五	七九五三〇
昭和十四年	一三三三	一	九四六	一	六五〇三	一	一	一	七一三	一	六五〇三	一	六五〇三	一	一	一	一六八〇	一	一	一	一三三三	一四九五
昭和十五年	一一六三五	—	一一六三五	—	八一五三	—	一一四	—	一一四	—	八一五三	—	八一五三	—	一一四	—	一	—	—	—	一一六三五	三五六八
昭和十六年	五四〇五三	三五九七	一九〇四	三三九	一六〇二三	三五五	一九〇四	三三九	一一四	一一	一六〇二三	三五五	一九〇四	三三九	一九〇四	三三九	一	—	—	—	五四〇五三	一一六〇一六〇
昭和十七年	一一三七五九	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和十八年	一四七五八	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和十九年	一一六八五	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和二十年	一四七五八	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和二十一年	一一六八五	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和二十二年	一四七五八	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和二十三年	一四七五八	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和二十四年	一四七五八	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八
昭和二十五年	一四七五八	三三六八	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一一三七	一一三	一六七五	一	一九四六	一〇七	一〇二五	一〇	一六八七三	一	一	一	一一六八七五	一〇四四八

山	石	油	山
扶助延日數	扶助人員	療養費（圓）	扶助料合計（圓）
負傷	負傷	負傷	負傷
疾病	疾病	疾病	疾病
—	—	—	二九、六〇六
—	—	—	三、六六七
八三五	九	—	五九、六三四
—	—	—	—
四〇一	一	—	一九二、七二二
—	—	—	一八〇
六三八	二	二六八	四七〇、六〇一
—	—	—	五、三九六
一八九	六	二七	九二、三九六
—	—	—	—
二、〇八〇	一七	一四	一、一四三、五四四
—	—	—	六、五七〇
—	—	—	四三〇、五九六
—	—	—	九二三
六七八	一	一四	四七〇、六〇一
—	—	—	五、三九六
一、〇三七	二六五	三三七	三一、三三三
—	—	—	—
一、七二五	六〇三	一、四一六	一〇、五四六
—	—	—	—
九八五	五六	八五	七、一八〇
—	—	—	—
六、七三六	四五七	一、三一五	三〇、一二六五
一三七	一三七	一七〇	一、四四九
一三三	一三七	一、五一八	三、〇〇一、一四四
一三	一三	四	一一、六八六
九、七九一	一、一一七	一、四一六	一一、六八六
—	—	—	—
九	一、八三〇、二〇六	九、四九一	二、七九一
一、八三〇、二〇六	一	—	—
—	—	—	一〇〇
—	—	—	一〇〇
一〇〇	一四	一、三一五	一、一一七
一三七	一三七	一三七	一三七
七、四三六	—	—	一、一一七
—	—	—	—
八〇	—	—	一四一
—	—	—	—
一〇、四九	一、七三三	四三七	一、一一七
一三七	一三七	一三七	一三七
八一三	七七三	一六八	一、一一七
一三	一三	一三	一三
九、七九一	六、七三六	九八五	二、七九一

第三表　昭和十一年勞働者災害扶助法扶助給付統計

（勞働者災害扶助年報ニ據ル）

（其一）民業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數

	扶助件數					休業扶助料支給延日數	扶助金額（圓）					
	休業ニ至ラザリシ者	休業シタル者	其ノ他	計			療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	打切扶助料	合計
土石砂鑛採取業	男	六一〇	二〇八	八〇	八九八	一六、一八一	一三、五九九	八、九七九	七、七二九	二八、八二七	一、九三七	七五六	六〇、八三〇
	女	二六	—	一	三七	一、〇三〇	一八八、一八九	八九、一八八	三九、五六四	一〇七、二六二	九、〇四二	一二、〇四八	四四五、二九四
土木建築工事	男	四、七六一	三、一八〇	四三四	八、三七五	一二八、二〇五	一、〇三一	二、〇〇一	二六	一、〇八〇	六三〇	四、六六九	六、三八〇
	女	一一九	五六	一〇	一八五	三、四六二	—	—	二六	二六	—	六八	六八
其他ノ非金屬山	日數	疾病	傷病	療養費（圓）	休業扶助料（圓）	遺族・障害打切扶助料（圓）	葬祭料（圓）	扶助料合計（圓）					
	疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	—	—	四、〇〇六	—	四、〇〇六	—	—	—	—	—
	疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	—	五四五	—	—	六七八	—	—	—	—	—
	疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	—	二四四	九三六	—	一、二一〇	—	—	—	—	—
	疾病	—	—	—	一三五	一、八三六	—	一、九七一	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	一六一	一三五	二八四	—	五七〇	—	—	—	—	—
	疾病	—	—	二九四	一、〇八〇	三、〇五六	—	四、四三一	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	疾病	—	—	三〇三	六三〇	—	—	九三一	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	二、〇〇一	四、六六九	—	六八	六、六七一	—	—	—	—	—
	疾病	—	—	二六	六、三八〇	七、〇六二	六八	一六、〇四一	—	—	—	—	—
	負傷	—	—	二六	二、五九八	—	—	九五	—	—	—	—	—

交通及運輸事業	男	三八一	四四	九〇	五一五	一一、九八一							
							一〇、六一二	一一、九六一	四、八二一	二四、〇九七	一、六九三	四、七〇五	五七、八九一
	女	八〇	二八	一三	一二一	二、二七七							
貨物積卸事業	男	三、一七五	八、一三五	四一五	二〇、七一五	二四〇、五八八							
							二九一、二六七	一六八、四四三	三一、四九四	三六、八七六	三、八六九	五、七〇六	五三七、六五八
	女	二九三	七三	一〇	三七六	七、二三三							
船舶解體事業	男	二	—	—	二	二五							
							一四	一三	一、一一一	—	—	—	一、一四〇
	女	—	—	—	—	—							
合計	男	一七、九二九	二一、五五七	一、〇一九	三〇、五〇五	三九六、九八〇							
							五〇二、六八三	二七八、五八七	八四、七三三	一九七、〇六三	一六、五四二	二三、二二六	一、一〇二、八一五
	女	五一八	一五七	四四	七一九	一四、〇〇二							

備考 扶助金額圓以下切捨

(其二) 官業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數

		扶助件數 治癒シタル者 障害ヲ殘サザリシ者 療養費ノミヲ受ケタル者	扶助件數 治癒シタル者 障害ヲ殘サザリシ者 療養費及休業扶助料ヲ受ケタル者	扶助件數 治癒シタル者 障害ヲ殘シタル者	扶助件數 治癒セザリシ者 死亡者	扶助件數 治癒セザリシ者 扶助ヲ打切ラレタル者	扶助件數 治癒セザリシ者 翌年ヘ繰越ノ者	扶助件數 合計	休業扶助料支給延日數	扶助金額(圓) 療養費	扶助金額(圓) 休業扶助料	扶助金額(圓) 障害扶助料	扶助金額(圓) 遺族扶助料	扶助金額(圓) 葬祭料	扶助金額(圓) 打切扶助料	扶助金額(圓) 合計
內務省	男	八七〇	一、四三八	六八	三二	四	一九三	二、六〇五	四二、〇一五							
										七六、六四八	二六、六一五	三一、一〇四	一四、一〇〇	一、六〇六	八〇九	一三一、八八四
	女	四八	七四	二	一	—	五	一三〇	三、二八〇							
大藏省	男	一	四	—	—	—	—	五	二八							
										二五	四六	—	—	—	—	七一
	女	—	—	—	—	—	—	—	—							

陸軍省	男	一一八	五〇	二	六	一三	一八八	二、四〇四	二、〇四三	一、四五二
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海軍省	男	四九九	五〇六	二〇	一三	七二	一、一一〇	一四、九五一	五、九〇二	二、二九二
	女	二	一七	—	五	四	二八	三三二		
農林省	男	五一	六二二	三三	三五	五一	七九五	二四、〇三〇	四八、一一〇	一四、四〇一
	女	—	四二	二	二	三	四九	一、八七七		
遞信省	男	四二	五一	四	一六	四三	五三五	三、二五三	二六、〇一八	一、五〇三
	女	—	—	—	—	—	—	—		
鐵道省	男	一、六三六	三、三三〇	一六四	一五七	四	六六五	五、九五六	二二二、一三一	一九〇、三三八
	女	一四	二四	二	—	—	三	四三		
合計	男	三、五九六	六、〇〇一	二九一	二五九	二	一、〇三六	二一、一九四	三七〇、八八〇	二三六、五四〇
	女	六四	一五七	六	八	—	一五	二五〇		

備考　圓以下切捨。右ノ外年金制扶助件數一、〇四八（內新規扶助傷病者四一、同死亡者一〇六、繼續扶助傷病者二七九、同死亡者六二二）同扶助金額一七七、四五一圓（內障害扶助料五四、六七三圓、遺族扶助料一二二、七七七圓）アリ。

第四表　勞働保護法規違反統計（工場監督年報ニ據ル）

（其一）職工保護法規違反

業種別	法別	昭和十一年						昭和十年						昭和九年
		工場法並ニ關係令規	工場附屬寄宿舍規則	工場危害豫防及衞生規則	工場勞働者最低年齡法	計		工場法並ニ關係令規	工場附屬寄宿舍規則	工場危害豫防及衞生規則	工場勞働者最低年齡法	計		計

染色工場	七三一	(一六)	一八	七五六	七九〇	(一八)	三一	八三一	六九八		
内織物業	六二九	(一四)	一四	六四七	六七四	(六)	一六	六九六	五〇五		
機械及器具工場	一三六	(一)	六	一三三	一三六	(一)	二一	一五八	一一八		
化學工場	四三	(一)	一	四五	四四	(一)	六	五一	二五		
飲食物工場	一九	(一)	一	二〇	二七	(一)	二	二九	二七		
雜工場	二〇五	(一六)	四	二三五	二三三	(二二)	三	二七六	一八七		
内製材業	一三四	(一)	一	一三五	一三六	(二二)	一	一五七	一〇五		
特別工場	一	(一)	一	一	五	(一)	一	五	一		
總計	一、一三五	(一八)七	三〇	一、一八〇	一、一三五	(二三)九	七三	一、三四〇	一、〇五五		

第五表　健康保險統計（健康保險事業年報ニ據ル）

（其一）

健康保險被保險者數・健康保險組合數

	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
	政府管掌（括弧内ハ工場事業場數）			組合管掌（括弧内ハ組合數）		
	人	人	人	人	人	人
染色工場	七一三、〇一七（二九、〇六一）	六五四、六九九（二七、一五四）	五八二、八一三（一四、四一一）	三六一、〇一七（一三八）	三三八、八三七（一三三）	三三三、三七九（一三三）
機械及器具工場	五三一、〇八四（二九、一〇九）	四五四、五七九（二六、〇五二）	三一五、四四九（一五、九〇七）	三四、四〇七（七七）	二四六、九七四（六九）	二一五、一八六（六八）
第三部統計表					五〇五	

化學工場	三三七、六四九 (九、五〇六)	二九〇、九二一 (九、一五〇)	二三七、〇三〇 (六、二二四)	六二、七四六 (三九)	五六、七六六 (三八)	四七、四三三 (三六)
飲食物工場	九二、一五六三 (七、一七五)	七九、九六六 (六、五三六)	五〇、九六三 (二、八三〇)	八、六五六 (二)	七、六八〇 (二)	七、二四六 (二)
雜工場	三四二、六五三 (三四、九六〇)	三二二、四六二 (三二、四五二)	一九八、〇〇七 (一七、二四八)	二二、三七二 (二)	二二、七九五 (二)	二二、七一五 (二)
特別工場	二二、四四〇 (二、三八二)	一九、二二九 (二、四二四)	二二、八三九 (二、六五五)	六、九〇四 (三)	六、六六五 (三)	二、九九二 (三)
金屬山	四七、九五一 (八五四)	三六、七七一 (六三三)	二七、〇七七 (五三九)	三四、〇五三 (一九)	三〇、四七五 (一八)	二八、〇〇五 (一九)
石炭山	六五、〇二一 (四二四)	五二、九一八 (三八二)	五〇、三七九 (三四四)	一七八、二二四 (五三)	一五五、七一七 (五三)	一三一、〇一〇 (四九)
其他ノ非金屬山	二二、三八四 (三〇四)	一〇、二二三 (三〇二)	九、四二二 (二八二)	二、二九六 (一)	一、九六〇 (一)	一、四二六 (一)
鑛業法適用工場	二、九五三 (二三)	三、五四二 (二七)	二、四七八 (二〇)	三、九二九 (三)	三、五三二 (三)	三、二七三 (三)
其他ノ事業	一八七、一四八 (九、一九三)	一七七、五〇七 (九、〇〇〇)	—	一一〇、二二九 (三二)	八六、二七六 (二六)	一〇七、四三〇 (一二)
任意包括被保險者使用事業	四、六五二 (六四八)	三、七七四 (六二九)	六、三五〇 (九二)	—	—	—
總數	二、三四六、五一五 (二三、六〇五)	二、〇九〇、六五七 (二二、七一九)	一、五〇三、五五〇 (六一、二四一)	一、一〇四、八三三 (三七九)	九四七、二七七 (三七〇)	八二三、一四四 (三四九)

備考　任意繼續被保險者一二二人ヲ含マズ。

(其二)　保險給付件數日數及費用額

昭和八年度	總數			政府管掌ノ分			組合管掌ノ分		
	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額
	六、四九五、六九四	八一、三七八、七四五	二六、六三六、九二六	三、七〇〇、六六二	五一、八七七、三七七	一五、二八、一七七	二、七五五、〇三	二九、四八一、三六八	一一、四一八、八五一

同	同	同	付給ルス關ニ病傷								付給ルス關ニ亡死						給スニ分付ル關処			
			金手傷當病			費療養		付ノ療給養			費埋葬			料埋葬						
九年度	十年度	十一年度	業務上	業務外	計	業務外	業務上	業務外	業務上	計	業務上	業務外	計	業務上	業務外	計	助産ノ手當	産院收容	分娩費	計
一三、四六、六四九	一七、六九、四七四	一三、六六、九〇一	一七、六六、六三一	一三、四三、三六一	一三、六六、九四一	一三、三六、三四一	一三、三六、三四一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一	一三、四六、三三一
一六、六一、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇	一七、六六、六〇〇
一三、六〇、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一
一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇
一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一
一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇
一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一
一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇	一三、六六、六〇〇
一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一	一三、四六、四一一

一出産ノ手當　四三、七八六　一、七八〇、二六二　六七五、九五四　三六、四三五　一、四八〇、一五九　五三四、一六四　六、三五五　三〇〇、一〇三　一四一、七九〇

第六表　官廳現業員共濟組合統計（昭和十年度第五十六回帝國統計年鑑ニ依ル）

	印刷局	警察	土木事業從業員	專賣局	造幣局	陸軍	海軍	林野現業員	遞信部內職員	國有鐵道
組合員										
總數	三、八七九	六九、三三一	六、八八八	二一、六九八	七一六	四八、三七〇	六〇、四七五	九、三九七	一九二、一三一	一九七、五七三
男	二、二二三	—	—	七、三五二	—	四一、五一九	五八、七〇九	—	一三五、四一七	—
女	一、六五六	—	—	一四、三四六	—	六、八五一	一、七六六	—	五六、七一四	—
收入金（圓）　總額	五五七、六六六	二、〇八七、九七六	八〇五、九九六	一、六三九、九六六	六八、四四一	二、〇五二、七六〇	七、一〇六、六三三	一、〇二一、一七二	一〇、九七九、一六一	二四、二六三、七三一
組合員掛金	一三〇、七七三	八三六、四〇四	二五二、一八八	五九二、七五八	二三、七八五	八四六、五七九	二、二六六、七九九	一〇八、六七九	四、三三一、五九八	九、六九七、五五〇
政府給與金	一二一、一二一	八三〇、五八四	二二二、〇五二	五七一、四九〇	二六、〇四一	七六三、四三四	二、二三二、一九四	六七、九九六	三、三六四、三五七	五、九一二、二七五
預金及債券利子等	二一、九〇五	四二〇、八六九	一九五、四七二	四七〇、三九〇	一八、六一五	四四二、七四六	二、六〇五、六九九	四一、六六三	二、七八一、三二九	八、五八一、八二二
寄附金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二九一
雜收入	二九三、八六六	一一九	一三六、二八四	五、三二八	—	—	一、九四一	八〇二、八三四	五〇一、八七七	七一、七九四
支出金（圓）　總額	四二七、四四〇	一、三四四、七五四	四五二、〇三六	八四五、八八八	三四、五三七	一、四九八、六四八	二、七四三、〇三一	一、〇二一、一七一	七、四〇八、一〇一	一〇、五九一、〇九九
殉職死亡並遺族給與金	二〇、〇八二	一五八、一三四	一九、五三八	五六、七五四	二、二六七	一一三、八六三	二九四、八六一	三、二七七	四〇九、三二四	二、一八四、八三六
癈疾年金及一時金	二、八〇八	五一、六一五	九、二二八	二、五四七	一、五八九	五四、二五九	五六、九九一	一八、二八九	一七、六二五	一、一二六、八〇二
傷痍給與並療養金	三七、六七一	五四六、三九四	一〇八、七九三	二三一、八七五	一八、七五二	五四二、〇一〇	六五、五九〇	六一、〇三五	二九三、三五八	六一〇、五四二
脫退給與金	三一、五六三	三〇一、七七七	一七五、四九八	四八二、二七〇	一一、六九九	五八二、六九〇	九七七、八二一	五〇、五〇二	三、七八〇、〇二六	六、一二四、六一三
勤續給與金	一二九、三七四	—	—	—	—	一八五、八〇四	—	一二、一九七	二、一九九、八七四	—
罹災給與金	二、三一七	一一、三八七	三、一六九	—	—	二、一〇四	—	二、七七五	一五、九四五	一九、六五九
健康保險給付金	—	—	—	—	—	—	一、〇〇八、五〇一	八、〇四三	—	三七八、三八〇
婚姻及分娩給與金	一五、七九四	四五、九二〇	—	七二、四一七	一三四	九、九〇〇	—	—	二五三	—
給與金外ノ雜費	一八七、八三一	二〇九、五二七	一三五、八一〇	二六	七七	八、〇一八	三三九、二六七	八六五、〇五三	五四九、〇五六	一六六、二六七

救濟給與人員	總數	殉職死亡並遺族給與金	廢疾年金及一時金	傷痍給與並療養金	脫退給與金	勤續給與金	罹災給與金	健康保險給付金	婚姻及分娩給與金
	三、四一八	二二九	三三	一九、七二六	一九一	一、五六一	一八六	—	四九二
	三六、七五二	三、〇三二	一六七	二五、三二五	三、三四一	—	二九五	—	四、五九二
	三、六七九	一三三	四〇	二、八一八	六四七	—	四一	—	—
	七八、七七三	一二四	一七	七三、一九二	二、二二一	—	—	—	三、二二九
	四、五三五	一四	三	四、四〇八	一〇六	—	—	—	四
	一〇六、六四一	三、二三四	三〇六	九五、一九七	六、五五四	七八九	六三	—	四九八
	一三二、二七四	三六八	二二	二六一	三、六四四	—	—	一二七、七八九	—
	三、九二一	四五	四一	一、六四七	一、二八二	六二九	八二	一九五	—
	七一、七八八	一、一三九	一、一六五	一八、〇一七	三二、七七五	一七、九九六	六八三	—	一三
	四四四、六二八	一五、八九九	一七、〇七八	二三七、五二六	八六、一三九	—	三三三	八七、六五三	—

第七表　職業紹介統計

（其一）職業紹介所取扱一般職業紹介成績

	求人數 男	求人數 女	求人數 總數	求職者數 男	求職者數 女	求職者數 總數	就職者數 男	就職者數 女	就職者數 總數	總數殺到率%	總數就職率%
昭和八年	八〇八、〇八六	六四三、九一二	一、四五一、九九八	五二五、八一八	一、五二八、二九一	一、〇〇二、四七三	三七一、三二七	二六一、九八八	六三三、三一五	一二五	四一
昭和九年	九五六、〇八九	八三七、九五三	一、七九四、〇四二	五〇一、七二八	一、五六九、九八二	一、〇六八、二五四	四二五、八六三	二四六、五九七	六七二、四六〇	八八	四三
昭和十年	一、〇七二、〇二〇	八四五、九六三	一、九一七、九八三	五三六、一五六	一、六七九、五六八	一、一四三、四一二	四七五、〇〇六	二六六、六三六	七四一、六四二	八八	四四
昭和十一年	一、三三、九四六	九六四、二六五	二、二九七、二一一	五五九、三九七	一、七七八、一四五	一、二一八、七四八	五二五、五〇九	二八六、八一八	八一二、三三七	七七	四六
昭和十二年	一、七五一、四七七	一、〇五二、六八五	二、八〇四、一六二	五六九、〇一九	二、〇九二、三四八	一、五二三、三二九	六六四、二八三	三〇一、八五八	九六六、一四一	七五	四六

備考　昭和九年迄ハ「昭和九年職業紹介年報」、昭和十年ハ「職業紹介公報」第一四七號一三頁、昭和十一年ハ「職業紹介公報」及「職業時報」所揭ノ計數ヲ加算シ、昭和十二年ハ「職業時報」所揭ノ計數ヲ加算ス。

（其二）俸給生活者職業紹介成績

	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職者數 男	求職者數 女	求職者數 計	就職者數 男	就職者數 女	就職者數 計	總殺到率數 %	就總業率數 %
昭和八年	一三、三八一	九、一四八	二三、五二九	三八、三四四	三三、八八〇	七一、二二四	九、四五一	六、九三二	一六、三八三	三一六・一	二三・〇
昭和九年	一五、五七五	一一、七五一	二七、三二六	四一、九七四	三三、八六一	七五、八三五	一一、八〇八	八、八八一	二〇、六八九	二七七・五	二七・三
昭和十年	一六、九三三	一三、五九三	三〇、五二六	四五、七七六	三五、一八七	八〇、九六三	一三、五三〇	一〇、八一〇	二三、三四〇	二六六・二	二八・八
昭和十一年	一七、三二四	一六、四〇〇	三三、七二四	五一、八〇一	四四、八九六	九六、六九七	一一、〇六〇	一一、三一九	二三、三七九	二八六・七	二三・一
昭和十二年	二五、〇一二	二〇、〇七二	四五、〇八四	五四、一四五	四七、九八三	一〇二、一二八	一六、二三五	一三、八六一	三〇、〇九六	二二六・五	二九・五

備考　前表ト同ジ。

（其三）日傭勞働者職業紹介成績

	求人數 計（內失業者使用事業）	求職者數 計（內登錄者）	紹介員數 計（內失業者使用事業）	總殺到率數 %	就總職率數 %
昭和八年	一六、八九七、一四三（一三、四五七、一六九）	二〇、一二四、二七二（一八、〇二四、七九三）	一六、七七九、一五九（一三、三四四、一三九）	一一九	八三
昭和九年	一四、五二八、二九六（一一、〇一四、九九二）	一六、八九三、二三二（一五、〇七三、五五九）	一四、三七一、三二二（一〇、八八八、一六七）	一一六	八五
昭和十年	一二、九八八、七一一（八、六三三、〇二〇）	一四、四六三、七三〇（一二、九二九、〇六六）	一二、八六七、二九五（八、五三一、一七九）	一一一	八九
昭和十一年	一三、五六一、一三六（七、五四六、七三六）	一三、六六六、八三七（一一、五六三、八六二）	一二、二七〇、六六〇（七、三六三、三四四）	一〇九	九〇
昭和十二年	一〇、五九五、九九二（五、三八一、六九五）	一一、三〇九、九三〇（八、三四七、二六四）	一〇、一九六、〇六一（六、一六一、六一四）	一〇七	九〇

備考　前表ト同ジ。

（其四）營利職業紹介事業狀況

	營業者數	求人數（內、男）	求職者數（內、男）	紹介件數（內、男）	就職者數（內、男）
昭和八年	二、七二九	一、〇四六、〇六八（四三〇、九四〇）	七七四、〇三五（三一〇、九六九）	八二六、九七七（三三一、一九四）	五三八、六四七（二一八、九一七）

昭和九年	二、五四一	一、〇四九、〇八五(四四九、〇一六)	七二〇、九二二(三〇三、六七二)	七九一、一九四(三二六、七六六)	五二一、四二九(二二三、〇六〇)
昭和十年	二、三三九	一、〇八九、三八九(四六〇、五七一)	七四九、二五七(三〇八、八七五)	八一八、六五六(三三九、三八六)	五五〇、一〇〇(二三四、九六三)
昭和十一年	二、一六一	一、〇八八、六八二(四五三、五六一)	七一三 四一一(二九二、九三七)	七九〇、九五四(三二九、九四四)	五三六、三九七(二三八、九六七)
昭和十二年	二、〇七八	一、〇一四、三〇三(四三三、七一六)	六四五、八四四(二四〇、一三三)	七三六、六一二(三〇九、五六二)	五一四、七〇九(二二一、四三四)

備考　前表ト同ジ。但シ昭和十年ハ「第五十五回帝國統計年鑑」ニヨル。

第八表　失業應急事業統計

（失業應急事業概要ニ據ル）

昭和十一年度失業應急事業成績概要

	施行團體數	施行地域數	事業費（豫算額）（支出額）	勞働者使用延人員（豫定）（實際）	一日平均使用人員	國庫補助金交付額	（起債額）低利子金融通額
一般勞働者失業應急事業							
起債事業							
前年度繰越	—	—	（五、六六二、七一二）四、六四〇、六七七	（一、三六三、三九八）一、〇一四、五一七	二、七七九	—	—
十一年度	二四	三	（六、三六九、六六五）三、一八八、九二〇	（一、四五二、六八一）六〇四、四〇九	一、六五六	—	（五、九六〇、一〇〇）五、八七〇、一〇〇
補助事業							
前年度繰越	—	—	（九、三六六、八二三）八、四一五、六四九	（一、九七五、八七九）一、九八四、六二一	五、四三七	一、一四一、七六七	—
十一年度	二〇	一六	（一二、四四四、〇二九）五、九二八、五四五	（二、三七四、〇九三）一、〇六二、九三八	二、九一二	七七七、七一三	（九、七三六、八〇〇）九、七一七、八〇〇
臨時冬季失業應急事業 十一年度	一	一	（一六四、〇〇〇）一六三、九九九	（六一、〇二五）六〇、四六五	五四〇	八二、〇〇〇	—
計	—	—	（三四、〇〇七、二二七）二二、三三七、七九一	（七、二二七、〇七六）四、七二六、九五〇	—	二、〇〇一、四八〇	（一五、九九六、九〇〇）一五、五八七、九〇〇
小額給料生活者失業應急事業 十一年度	八	六	（一、三六八、九九一）一、三〇二、六九五	（九九三、〇五一）九三七、二七三	七九〇、九三五		（三一九、〇〇〇）三一九、〇〇〇
合計	—	—	（三五、三七六、二一八）二三、六四〇、四八六	（八、二三〇、一二七）五、六六四、二二三	二、九九四	一二、七九二、四一六	（一六、〇一五、九〇〇）一五、九〇六、九〇〇

備考　金額ノ單位圓其以下四捨五入。

第九表　地主・協調組合統計（農林省調）

	地主組合				地主小作人協調組合			
	昭和十二年末		同十一年末		昭和十二年末		同十一年末	
	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數
北海道	四、二六〇	一〇	四、二六〇	一〇	二、七五六	二四	四、四九五	二六
青森	—	—	—	—	三〇一	二	三〇一	二
岩手	五三	一	五三	一	二一六	二	二一六	二
宮城	八四	三	八四	三	三、四四四	二一	三、三五三	一九
秋田	四二九	一〇	四二九	一〇	八、八六四	五三	八、九一二	五三
山形	二六一	九	二六一	九	六八七	七	六二二	五
福島	一、三五〇	一三	一、三五七	一四	一、八九八	一六	二、〇二三	一九
茨城	六六一	一一	六六一	一一	一、一三八	八	一、一三八	八
栃木	四、六二一	三二	四、六二一	三三	九七七	一三	九七七	一三
群馬	三四〇	五	三四〇	五	六六、二八八	一、六七二	六六、二八八	一、六七二
埼玉	二、一五一	三	二、一五一	三	三七、一二八	八〇	三七、一二八	八〇
千葉	五九三	一〇	五九三	一〇	三、七六六	七三	三、七六六	七三
東京	—	—	—	—	七〇	一	七〇	一
神奈川	一七	五	一七	五	—	—	—	—
新潟	一、四五一	三四	二、〇二八	四八	七、七七二	九七	一一、八五八	一四〇
富山	二八	四	二八	四	五、八六二	六〇	五、六六八	五七
石川	八八	三	八八	三	三七四	四	三七四	四
福井	八九二	一四	八七六	一三	一二五	四	一二五	四

山梨	八〇	四	八〇	四	二、一七三	八	五、五四八	六二	五、三九六	六一	五、九一四	七二
長野	六	一	五九	二	五九	二	六五七	七	五五三	八	五五三	八
岐阜	一、〇四三	二五	一、〇七九	二六	一、四五四	二七	五、一五七	五一	五、三六四	五二	七、九三八	九六
靜岡	四一八	一三	四一九	一三	四〇六	一二	一、五五七	八	一、五五七	八	四九六	六
愛知	九六〇	三三	九六〇	三三	九六〇	三三	四、一八〇	三〇	四、一八〇	三〇	四、一八〇	三〇
三重	五〇二	九	五〇二	九	四五二	八	一、一三四	九	一、一三四	九	一、一三四	九
滋賀	三五三	七	三五三	七	三五三	七	三、五六四	三五	三、五六四	三五	三、五六四	三五
京都	五六九	一二	五六九	一二	五六九	一二	五、六五九	四七	五、七〇七	四八	五、七〇七	四八
大阪	一、九五六	一七	一、九五六	一七	一、九五六	一七	二、一二八	二七	二、一二八	二七	二、一二八	二七
兵庫	一、九二一	三三	一、九二一	三三	一、九二一	三三	一一、一六五	一二一	一一、〇四〇	一二〇	一一、二五四	一一九
奈良	三三九	二九	二八九	二八	三三三	二七	一、五二〇	六	一、四八四	五	一、四三七	四
和歌山	一六四	五	一六四	五	二〇一	一〇	五〇	一	五〇	一	七四七	二
鳥取	七八六	一一	七八六	一一	七八六	一一	五、二二三	四八	五、二二五	四八	五、二二三	四八
島根	八八二	一二	八八二	一二	七八七	一二	一、四九二	二四	一、二八九	二三	一、九〇一	二八
岡山	三、二三一	三〇	三、二三一	三〇	三、二六一	三一	六、三七六	三七	六、二三九	三六	六、一六七	三七
廣島	八二六	八	八二六	八	八四三	九	一、一七七	五	一、一七七	五	一、〇一六	四
山口	二四一	四	二四一	四	二四一	四	五三三	三	五三三	三	五三三	三
徳島	八四	四	八四	四	一、一七七	二〇	五、〇〇二	五五	五、〇〇二	五五	四、六〇二	五三
香川	二三七	五	二五五	六	二五五	六	六、六七五	一八	六、六七五	一八	六、〇一〇	一六
愛媛	二九四	七	二九四	七	二九四	七	一三、五七九	四二	一三、五七九	四二	一三、四六五	四一
高知	四〇	二	四〇	二	四〇	二	一、三三六	一五	一、三三六	一五	一、三三六	一五
福岡	一、六五三	一〇	一、六五四	一〇	九〇三	一五	六、〇一七	二一	四、四三三	一五	四、三一五	一五
佐賀	八二	四	八二	四	一〇〇	五	五四四	八	五四四	七	二一二	三
長崎	四七	三	四七	三	四七	三	三五二	一	三五二	一	三五二	一

熊本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	八四	一	八四	一	八四	一	五五九	五	五五九	五	五五九	二
宮崎	八七四	一九	九二七	二〇	九二七	二〇	三、八一五	二	三、八一五	二	一〇〇	一
鹿兒島	一三四	三	九四	二	三六四	七	一三、八八八	一〇	一四、一八七	一〇	三、六二〇	九
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三、〇五四	四九七	三五、七〇二	五一三	三八、一七一	五三一	二五一、〇五六	二、八四九	二五四、九〇七	二、八七八	二〇二、七八五	一、七四八

備考　一、各年十二月末現在ノ組合ニ付翌年一月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ集計ス

二、地主組合ニハ土地會社ヲ含ム

附錄

昭和十二年中に制定せられたる

社會問題關係法規一覽

一般ニ關スルモノ……一
勞働問題ニ關スルモノ……三
農業問題ニ關スルモノ……四
社會政策ニ關スルモノ……六

○一般ニ關スルモノ

郵便法中改正法律（法律第二號、三月二十五日）——四月一日施行

衆議院議員選擧運動等取締規則中改正（內務省令第一五號、四月十三日）

朝鮮人口動態調査規則（府令第一六一號、十月二十七日）——十三年一月一日施行

臺灣家屋調査令施行規則（臺灣府令第一四五號、十一月三日）

企畫廳官制（勅令第一九二號、五月十四日）——企畫院官制（勅令第六〇五號、十月二十五日）——企畫院ニ臨時職員增置ノ件（勅令第六〇六號、十月二十五日）

內務部內臨時職員設置制中改正（勅令第二八五號、六月二十六日）

地方制度調査會官制（勅令第三八五號、八月三日）

日本國獨逸國間ニ締結セラレタル共產「インターナショナル」ニ對スル協定ヘノ伊太利國ノ參加ニ關スル議定書（條約第一六號、十一月十日）

家屋ノ賃貸價格ノ改訂ニ關スル件（勅令第三九號、三月三十日）

輸出補償法中改正法律（法律第二二號、三月三十一日）——施行規則中改正（商工省令第五號、六月一日）——六月一日

恩給法施行令中改正（勅令第四一號、三月三十一日）——（勅令第五〇四號、九月十八日）——恩給給與規則中改正（勅令第三六〇號、七月二十一日）——（臺灣府令第七五號、八月二十二日）——國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中內閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則中改正（閣令第四號、七月二十一日）——朝鮮總督ノ管掌ニ係ル恩給給與細則中改正（府令第一〇四號、八月九日）

郵便貯金利子割合ノ件中改正（勅令第七七號、三月三十一日）——四月一日施行

暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件（朝鮮府令第六〇號、五月十二日）——（臺灣府令第六五號、八月三日）——（關東局令第七六號、八月三日）——（南洋廳令第一〇號、八月三日）——（樺太廳令第四四號、八月三日）——改正（朝鮮府令第九八號、八月三日）——（關東局令第一〇〇號、十月十五日）——（臺灣府令第一四三號、十月二十七日）——（樺太廳令第六四號、十月二十七日）——（南洋廳令第二三號、十一月十一日）——大正六年農商務省令第二十號（暴利ヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件）改正（商工省令第一〇號、八月三日）——暴利ヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件中改正（商工省令第二六號、十月二十六日）

中央經濟會議官制（勅令第二九五號、七月一日）

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル件（法律第七三號、八月十

四日）――同法律第五條ノ規定ニ依リ輸出品又ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者及輸出品又ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ニ關スル件（商工、農林省令第二號、九月二十五日）――貿易審議會官制（勅令第五三一號、九月二十五日）――統制協議會官制（勅令第五三二號、九月二十五日）――九月二十七日施行

貿易組合法（法律第七四號、八月十四日）――法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件（勅令第四七八號、九月七日）――施行規則（商工省令第一八號、九月七日）――貿易組合中央會設立ニ關スル件（勅令第四七九號、九月七日）――九月十日施行

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件（法律第九二號、九月十日）――朝鮮、臺灣、樺太ニ施行スルノ件（勅令第五一五號、九月二十一日）――南洋群島ニ關スル件（勅令第五一六號、九月二十二日）――關東州ニ關スル件（勅令第七二七號、十二月二十二日）――法律第一條ニ依ル命令ノ件（朝鮮府令第一五三號、十月十一日）――施行規則（南洋廳令第二〇號、十月三十日）

臨時輸出入許可規則（商工省令第二三號、十月十一日）――中改正（省令第二九號、十一月六日）――（省令第三三號、十二月二十一日）

臨時資金調整法（法律第八六號、九月十日）（第十一條ノミ九月十五日施行）――施行令（勅令第五二七號、九月二十五日）――九月二十七日――朝鮮ニ施行スルノ件（勅令第五九四號、十月十五日）――臺灣同上（勅令第五九五號、十月十五日）――樺太同上（勅令第六〇三號、十月二十三日）――關東州臨時資金調整令（勅令第六五一號、十一月十日）（十三年一月一日）――南洋群島同（勅令第六五三號、十一月十一日）――施行細則（大藏、農林、商工省令、九月二十五日）（九月二十七日）――）朝鮮府令第一五七號、十月十五日）――（臺灣府令第一三九號、十月十五日）――（樺太廳令第六一號、十月二十三日）――（南洋廳令第二十二號、十一月十一日）――（關東局令第一二七號、十二月三十日）（十三年一月一日）――臨時資金調整委員會官制（勅令第四九八號、九月十六日）――臨時資金審査委員會官制（勅令第五三六號、九月二十七日）

工場事業管理令（勅令五二八號、九月二十五日）

軍需工業動員法ノ適用ニ關スル法律（法律第八八號、九月十日）――朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件（勅令第五〇五號、九月十八日）――關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於テ依ルコトヲ定メタル同法ノ適用ニ關スル件（勅令六〇四號、十月二十三日）

朝鮮物價調査規則（府令第二〇九號、十二月二十七日）――十三年一月一日施行

臨時租稅增徵法（法律第三號、三月三十日）――同第十七條ノ規定ヲ臺灣ニ施行スルノ件（勅令第六七號、三月三十一

日）――樺太臨時增徵令（勅令第七一號、三月三十一日）――朝鮮同（制令第二號、三月三十一日）――四月一日施行

北支事變特別稅法（法律第六六號、八月十二日）――施行規則（勅令第四一九號、八月十二日）――樺太北支事件特別稅令（勅令第四二二號、八月十二日）――關東州同（勅令第四五八號、八月二十七日）――朝鮮同（制令第一四號、八月十二日）――臺灣同（律令第一四號、八月十二日）――施行細則（大藏省令第二九號、八月十二日）――（朝鮮府令第一〇九號、八月十二日）――（臺灣府令第六六號、八月十二日）――（樺太廳令第四七號、八月十二日）――（關東局令第八〇號、八月二十七日）

町村財政交付金規則（樺太廳令第三二號、六月八日）

臨時地方財政補給金委員會官制（勅令第三一六號、七月十日）――臨時地方財政補給金規則（內務省令第三一號、七月二十九日）

市町村負債整理委員會令中改正（勅令第六七八號、十一月三十日）――十二月一日施行

○勞働問題ニ關スルモノ

社會局官制中改正（勅令第三〇號、三月十三日）――（勅令第二四一號、六月七日）

生計費指數資料實地調査令（勅令第一八三號、五月八日）――同上施行規則（閣令第二號、五月八日）――同上施行細則（內閣訓令第一號、五月八日）

陸軍工務規程改正（陸軍省令第一四號、六月二日）――七月一日施行

關東局交通勞働調査規則（局令第五〇號、四月二十八日）――關東局海上運輸勞働調査規則（局令第五一號、四月二十八日）

昭和十三年臨時勞働統計實地調査令（勅令第七四四號、十二月二十七日）同上施行規則（閣令第七號、十二月二十七日）――同上施行細則（內閣訓令第五號、十二月二十七日）

鑛夫雇傭勞役扶助規則中改正（樺太廳令第八號、三月十八日）――四月一日施行

勤勉手當給與令中改正（勅令第二一一號、五月二十二日）

職業紹介法施行令中改正（勅令第二四七號、六月七日）――（昭和十二年度ヨリ適用）

船員法改正法律（法律第七九號、八月十四日）――十三年三月二十八日施行

土木建築工事場安全及衞生規則（內務省令第四一號、九月三十日）――十月十一日施行

警察共濟組合規則中改正（內務省令第三三號、八月六日）――臺灣同上改正（府令第一六三號、十二月八日）――（八月二十五日ヨリ適用）――一月二十五日施行

土木事業從事員共濟組合規則中改正（內務省令第四二號、

十月六日）

專賣局共濟組合規則中改正（大藏省令第一五號、五月二十九日）――六月一日施行

陸軍共濟組合施行細則（陸達第二〇號、六月三十日）――同上規則改正（省令第一五號、六月三十日）――七月一日施行

海軍共濟組合規則中改正（省令第三號、三月十一日）――一月一日以後支給事由ヲ生ジタル給付ニ付適用――（省令第一九號、七月十九日）――六月二十一日ヨリ適用――（省令第二三號八月十八日）――九月一日施行

林野現業員共濟組合規則中改正（農林省令第四號、三月十七日）

生絲檢査所共濟組合令（勅令第二〇一號、五月十三日）――同上規則（農林省令第一五號、五月十四日）――五月十六日施行

遞信共濟組合規則（遞信省令第八二號、十月一日）

○農業問題ニ關スルモノ

農林省官制中改正（勅令第三〇四號、七月六日）――農林部內臨時職員設置制中改正（勅令第三〇五號、七月六日）――（勅令第四八五號、九月十一日）――（勅令第六九七號、十二月一日）――臨時農林省ニ經濟更生部ヲ設置スルノ件中改正（勅令第三〇六號、七月六日）

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律施行規則（農林省令第三四號、八月十日）――同上ニ伴フ都市計畫法施行令ノ特例ニ關スル件（勅令第六九九號、十二月一日）――十三年一月一日施行――同上ノ施行ニ關スル件（內務省令第五一號、十二月一日）

農村負債整理資金特別融通及損失補償法（法律第七七號、八月十四日）――施行規則（農林、大藏、內務省令第一號、十一月三十日）――農村負債整理組合法施行規則中改正（同第二號、十一月三十日）――十二月一日施行――農村負債整理事務取扱方（農林省訓令第八號、十二月一日）

關東州農會令（勅令第四三二號、八月十四日）――同上施行規則（關東局令第一二一號、十二月十八日）――十二月二十日施行――臺灣農會令（律令第二三號、十二月二十一日）

產業組合法施行規則中改正（樺太廳令第二二號、四月九日）――十二年六月十九日施行

產業組合中央金庫特別融通損失審査會官制（勅令第四九九號、九月十六日）

臺灣產業組合施行規則中改正（府令第一五二號、十一月十日）――十三年一月十二日施行

米穀自治管理法施行規則中改正（朝鮮總督府令第一號、一月四日）――二月五日施行

米穀統制法施行規則中改正（農林省令第二號、一月十九日）――（省令第二四號、六月二十九日）

米穀配給調整委員會官制（勅令第四六一號、八月二十八日）
米穀ノ應急措置ニ關スル法律（法律第九〇號、九月十日）
――同上施行ニ關スル件（勅令第六七三號、十一月二十七日）
――十二月一日施行
朝鮮重要肥料業統制令（制令第一號、三月六日）――同上
施行規則（府令第一四號、三月九日）――三月十日施行
硫酸アンモニア輸出入許可規則（商工、農林省令第一號、
三月十五日）――（朝鮮府令第一五號、三月十五日）
重要肥料輸出入制限ニ關スル件（律令第一二號、四月二十
七日）――肥料ノ種類ニ關スル件（臺灣府令第四八號、四月
二十七日）――臺灣硫酸アンモニア輸出入許可規則（府令第
四九號、四月二十七日）
硫酸アンモニア配給豫備貯藏規則（農林省令第三七號、八
月二十七日）
臨時肥料配給統制法（法律第九一號、九月十日）――施行
令（勅令第六六九號、十一月二十四日）――施行規則（農林、
商工省令第三號、十一月二十四日）――十一月二十五日――
朝鮮臨時肥料配給統制令（制令第一八號、十二月十日）――
十三年一月十五日施行
糸價安定施設法（法律第一六號、三月三十日）――施行令
（勅令第五二號、三月三十一日）――施行規則（農林省令第
五號、四月一日）――四月一日――糸價安定委員會官制（勅
令第三七〇號、七月二十八日）――糸價安定施設特別會計法
（法律第一七號、三月三十日）――規則（勅令第五三號、三
月三十一日）――昭和十二年度施行
產繭處理統制法第二條第二項但書ノ規定ニ依ル國庫補助ニ
關スル件（勅令第五〇號、三月三十一日）――四月一日、產
蠶實行組合指導員設置助成規則中改正（農林省令第一〇號、
四月十四日）
原蠶種管理法施行規則中改正（農林省令第八號、四月十日）
――四月十五日――法第三條第二項ノ規定ニ依ル原蠶種ノ料
金ニ關スル件（勅令第七二〇號、十二月十八日）――十三年
一月一日施行
蠶絲業法施行規則中改正（農林省令第九號、四月十日）――
四月十五日施行
野蠶絲業取締規則（臺灣府令第一七九號、十二月二十五日）
漁船保險法（法律第二三號、三月三十一日）――施行令（勅
令第二三三號、五月三十一日）――施行規則（農林省令第二
十一號、五月三十一日）――六月一日――組合補助規則（農
林省令第四三號、九月十八日）――漁船再保險特別會計法（法
律第二四號、三月三十一日）――規則（勅令第二三四號、五
月三十一日）――昭和十二年度適用
漁業共同施設奬勵規則中改正（農林省第一一號、四月十九
日）

樺太ニ於ケル漁業法施行規則（廳令第二三號、四月二十九日）——樺太漁業取締規則改正（廳令第二四號、四月二十九日）——五月一日施行

漁業法施行規則中改正（臺灣府令第一八三號、十二月二十六日）——十三年一月一日施行

機船底曳網漁業整理規則（農林省令第三一號、八月九日）

整理轉換奬勵規則（省令第三二號、八月九日）——八月十四日施行

漁業經營費低減補助金交付規則（農林省令第三六號、八月二十四日）——同補助規則（南洋廳令第一九號、十月十二日）——（朝鮮府令第一七三號、十一月六日）

朝鮮漁業保護取締規則中改正（府令第一五九號、十月二十日）

森林火災國營保險法（法律第二五號、三月三十一日）——施行令（勅令第五五四號、九月三十日）——施行セザル地區（北海道）ヲ指定スルノ件（勅令第五五五號、九月三十日）——施行規則（農林省令第四四號、十月一日）——十月一日——森林火災特別會計法（法律第二六號、三月三十一日）——規則（勅令第二三五號、五月三十一日）——昭和十二年度適用

森林治水事業奬勵規則中改正（農林省令第一三號、五月四日）

災害防止林業施設奬勵規則（農林省令第一六號、五月二十五日）

畜産共同施設奬勵規則中改正（農林省令第二二號、六月七日）

農業部落教育補助規定中改正（樺太廳令第一二號、四月一日）

藁製品倉庫奬勵規則（農林省令第一二號、四月三十日）

土地改良事業補助規則中改正（朝鮮府令第五八號、五月七日）

農山漁村經濟更生計畫助成規則中改正（農林省令第一七號五月二十五日）

病虫害豫防奬勵中改正（農林省令第二五號、七月一日）

木炭瓦斯發生裝置設置奬勵規則（農林省令第二六號、七月七日）

自作農創設維持補助助成規則（農林省令第四六號、十月二十三日）

○社會政策ニ關スルモノ

地方社會事業職員制中改正（勅令第三五八號、七月二十一日）——（勅令第五七一號、十月一日）

文部部內臨時職員設置制中改正（勅令第五一一號、九月二十二日）

文教審議會官制（勅令第二二一號、五月二十六日）

教學刷新評議會官制廢止（勅令第二六五號、六月二十三日）

教學局官制（勅令第三四七號、七月二十一日）
教育審議會官制（勅令第七一一號、十二月十日）
救護法中改正法律（法律第一八號、三月三十一日）——施行令中改正（勅令第七〇五號、十二月四日）——十三年一月一日施行
母子保護法（法律第一九號、三月三十一日）——施行令（勅令第七〇七號、十二月四日）——施行規則（內務省令第五四號、十二月四日）——十三年一月一日施行
軍人救護法中改正法律（法律第二〇號、三月三十一日）——施行令中改正（勅令第二七六號、六月二十三日）——施行細則中改正（樺太廳令第四一號、七月二十日）——（臺灣府令第一三四號、十月八日）——南洋諸島ニ於ケル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族又ハ遺族ノ扶助ニ關シ軍事扶助法ニ依ルノ件（勅令第二七七號、六月二十三日）——七月一日——軍事扶助法施行令中改正（勅令第七四五號、十二月二十七日）
本籍地以外ノ地ヨリ應召スル者ニ對スル旅客運賃後拂證下附ノ件（陸軍省令第三一號、八月十九日）
支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律（法律第九四號、九月十三日）——樺太ニ關スル件（勅令第五五六號、九月三十日）——（關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ關スル件（勅令第五七二號、十月二日）——臺灣ニ關スル件（律令第二〇號、十月一日）——朝鮮ニ關スル件（制令第一七號、十月五日）——同上施行方（大藏省令第四一號、九月十三日）——（樺太廳令第五五號、九月三十日）——（臺灣府令第一一八號、十月一日）——（關東局令第九一、二、三號、十月二日）——（朝鮮府令第一四九號、十月五日）
支變事變ニ係ル陸軍死歿者特別賜金賜與規程（陸軍省告示第三九號、十月一日）——海軍（海軍省告示第一五號、十月五日）
臨時社會局ニ臨時軍事援護部ヲ置クノ件（勅令第六二四號十月三十日）——廳府縣臨時職員等設置制中改正（勅令第六二五號、十月三十日）——十一月一日施行
假出獄思想犯處遇規程（朝鮮府令第四九號、四月十四日）
思想犯保護觀察法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件（勅令第二二六號、五月二十九日）
朝鮮行刑累進處遇規則（府令第一七八號、十一月九日）——十三年一月一日施行
結核豫防法中改正法律（法律第四一號、四月五日）——施行規則中改正（內務省令第二八號、七月七日）——七月十日
保健所法（法律第四二號、四月五日）——第三條第一項但書ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルノ件（勅令第三三五號、七月十四日）——第六條ノ規定ニ依ル國庫補助ノ件（勅令第三三六

號、七月十四日）――施行規則（內務省令第二九號、七月十四日）――七月十五日施行

國立結核癒養所官制（勅令第二六一號、六月二十三日）――入所規程（內務省告示第四二八號、六月二十三日）

簡易生命保險健康相談所規則中改正（遞信省令第八五號、十月五日）――十月十一日施行

朝鮮ニ於ケル官立又ハ公立ノ小學校又ハ普通學校ノ訓導ニ對スル疾病療治料給與ニ關スル件（勅令第七一三號、十二月十一日）――（朝鮮府令第二〇〇號、十二月十一日）――同囑託教員ニ關スル件（朝鮮府令第二〇一號、十二月十一日）――十三年一月二十六日施行

勞働强度……41
勞働組合組織狀況
業態別組織狀況…… 165
職業別並產業別組合…… 168
單一組合及聯合組合…… 168
勞働組合並組合員總數…… 166
勞働組合法
要求運動…… 183, 211, 293, 296, 299
政府の對策…… 484
勞働災害
災害死傷者數…… 44, 51
扶　助…… 399, 402, 403, 405
勞働時間
概　況……35, 42, 44
產業別……36, 43, 44
休憩時間…… 37, 43
休業日數…… 38, 43
體性別……39
法規違反……39
勞働時間制限法…… 183
勞働者教育運動…… 250
勞働者災害扶助責任保險…… 403
勞働者災害扶助法…… 401, 404
勞働者募集取締令…… 407
勞働需給調整施設…… 432
勞働人口(一般)
職業別有業者數…… 3
——「使用人」數…… 3
——「勞務者」數…… 4
產業別「勞務者」數…… 4
職業別「勞務者」の產業上の地位…… 5
——社會的地位…… 6
小工業勞働人口並に經營數…… 7
地方別配置…… 9
事業別——……11
規模別——……15
體性別構成……17
年齡別——……19
教育程度別——……22
法適用事業勞働者數…… 397, 401, 404
勞働爭議
趨　勢…… 130
件　數…… 131
規　模…… 134
原因・要求事項…… 137
結　果…… 138
組合關與の狀態…… 138, 490
工場工業…… 139
家內工業…… 142
鑛山業…… 143
交通業…… 144
ガス・電氣事業…… 146
官公業…… 146
調　停…… 489
勞働爭議調停主任官…… 490
勞働統制…… 371, 434, 437, 484
勞働配分・移動統制策…… 437
勞働補給對策…… 434
勞働保護
臨　機…… 398
法規違反…… 309, 400, 403, 405, 407
勞農組合一覽表(主要)
日本勞働國策協會…… 254
日本勞働組合會議系…… 255
皇國海員同盟系…… 262
愛國勞働組合全國懇話會系…… 263
其他ノ聯合體組合…… 265
單獨組合…… 273
農民組合…… 275
勞農無產協議會……日本無產黨を見よ
勞働者募集……25
勞農派…… 314

ノ

農家經營＝家計……85
農家戸數……83
農業戸數……83
農業被傭者……93
農村醫療互助組合……474
農村青年社事件……319
農地法案……239,458
農地調整法案要綱……458
農民組合……農民の運動を見よ
農民の運動……236

ヒ

日傭勞働者
　失業狀態……30

フ

不穩文書事件……399
福利施設……414
府縣會補缺選擧……287
婦選獲得同盟……325
婦人運動團體……326
婦人勞働者
　運　動……235
　爭　議……157
　組織狀況……168
物價騰貴對策
　組合……184
　政黨……295,300
　政府……366
文教審議會……489

ホ

俸給生活者
　失業狀態……30
　數……65
　生活狀態……66
　爭　議……155
　運　動……234
保健所法……396
母子保護法……325,452
母性保護聯盟……326

ミ

宮城縣勞働團體運絡委員會……233
美濃部博士襲擊事件……339

ム

無政府主義運動……232,319

メ

メーデー
　勞働團體の對策……181
　政府の方針……485
名目賃銀
　概　觀……52,59,60
　事業別……54,59,61
　體性・年齢別……56,59,61

ヤ

矢內原事件……322

ユ

唯物論研究會……324
有業者數……3

ヨ

豫　算
　昭和十二年度……376
傭人扶助令・供給勞働者扶助令……388

リ

陸軍工員敎務規程……391
陸軍工務規程……392
林業勞働者
　地方別……10
　作業別……15
　賃　銀……101
臨時工……30

ロ

勞働異動……24
勞働衞生
　一　般……47
　作業場附屬設備……48
　寄宿舍……48
　職工の健康……49
　診療及救急施設……50
勞働學校……248

大日本青年黨‥ ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 336
臺灣における社會運動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 330
臺灣地方自治聯盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 330

チ

中外鑛業持越金山爭議‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 151
中部勞働聯盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 233
地方議會選擧‥‥‥市町村會選擧を見よ
地方長官會議‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 482
朝鮮における思想運動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 328
賃銀‥‥‥‥ 名目賃銀,實質賃銀を見よ

テ

帝國農會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 477
遞信事業擁護聯盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 231
遞信從業員會同盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 230
遞信從業員會聯盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 230
轉向者(共産黨)の活動‥‥‥‥‥‥‥‥ 320, 487

ト

東京印刷工組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 232
東京瓦斯工組合
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 207
　運動方針・綱領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 208
東京郊外電鐵・バス爭議‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 149
東京交通勞働組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 211
東京市雇傭員同志會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 233
東京市從業員組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 219
東京都市從業員組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 233
東電愛國同盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 229
東電從業員組合
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 206
　運動方針・綱領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 207
同志社事件‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 323
獨立作家クラブ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 324
都市從業員組合全國協議會‥‥‥‥‥‥‥‥ 221
土木工事安全及衞生規則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 394

ニ

日獨伊防共協定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 487
二・二六事件外廓關係者判決‥‥‥‥‥‥ 338
日本海員組合
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 200
　運動方針・綱領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 203
　大會・其他‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 203
　I. T. F 脱退‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 202, 484
　合同問題‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 202, 484
日本革新黨‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 303
日本交通勞働總聯盟
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 209
　新運動方針・改正綱領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 216
　大會・委員會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 213
日本港灣從業員組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 208
日本産業軍‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 227
日本産業勞働クラブ
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 224
　運動方針・綱領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 225
日本製陶勞働組合同盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 209
日本製鐵從業員組合
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 205
　綱　領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 206
日本農民組合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 248
日本農民組合總同盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 248
日本婦人團體聯合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 325
日本文化人協會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 313
日本俸給者協會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 235
日本無産黨
　成立及結社禁止‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 258
　綱領・政策・黨則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 299
　主要活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 299
　大會・委員會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 300
　役　員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 301
日本無線技士會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 235
日本勞働組合會議
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 187
　大會・委員會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 191
　運動方針‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 193
　役　員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 194
日本勞働組合總聯合
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 223
　運動方針・綱領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 224
　分裂問題‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 223
日本勞働組合全國評議會
　運動概況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 217
　大會・委員會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 218
　運動方針・綱領草案‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 219
　結社禁止‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 218
日本勞働祭‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 182
日本勞働總聯盟‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 209
日本勞農救援會‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 313

産業組合…… 480
産業報國運動…… 484
三大立法獲得大衆增稅反對民衆大會 296

シ

時局協議會…… 337
自作農創設維持…… 465
思想係司法實務家會同…… 483
思想犯保護監察所長會議…… 486
市町村會選擧…… 284
失業(就業)狀態……26
失業應急事業…… 447
失業者更生訓練施設…… 448
實質賃銀…… 57,60
社會課長會議…… 382
社會事業法案要綱…… 453
社大黨解黨期成同盟…… 291
社會大衆黨
　運動概況…… 288
　新綱領・戰時政策・黨則…… 291
　大會・委員會…… 265
　會　計…… 297
　役　員…… 297
社會立法獲得運動…… 182
社會立法協會…… 388
純正維新共同青年隊…… 331
純正日本主義青年運動全國協議會… 337
商業使用人……69, 454
商店法要綱…… 454
松竹キネマ爭議…… 156
消費組合…… 306
女　給……82
熟練工養成方策…… 434
職員健康保險…… 455
職業課長會議…… 382
職業紹介
　事　業…… 440
　就職指導職員…… 445
　職業紹介所國營案…… 446
職　工……工場勞働者を見よ
職業婦人
　數……73
　生活狀態……75
　爭　議…… 157
支那事變對策
　勞働組合…… 185, 240
　無產政黨…… 291, 300
　國家主義團體…… 304, 334
新協劇團…… 324
新日本海員組合…… 228
神兵隊事件…… 338
新日本國民同盟…… 305
人民戰線運動
　檢擧事件……191, 213, 218, 220, 291
　298, 314
　政府の對策…… 485
　反對運動…… 335
政治革新協議會……日本革新黨を見よ
政治戰線統一運動…… 211, 287
纖維工業準備會議…… 178
纖維工業勞働時間短縮條約案…174, 383
船員法…… 183, 394
順天堂病院爭議…… 156
全國產業團體聯合會…… 383
全國小學校女教員大會…… 236
全國水平社
　運動概況…… 327
　運動方針・新綱領…… 328
全國農民組合
　運動概況…… 242
　大會・其他會合…… 244
　規約・運動方針…… 247
全日本勞働總同盟
　運動概況…… 194
　大會・委員會…… 196
　綱領・運動方針…… 199
　罷業絕滅宣言…… 198
地主組合…… 476

ソ

總選擧(普選第五次)
　無產政黨の對策…… 278
　國家主義團體の對策…… 301
　結　果…… 280, 302

タ

對市(東京)賃上げ要求爭議…… 147
退職積立金及退職手當…… 414
大日本產業勞働團…… 232
大日本生產黨…… 326

職工の狀況……49
政府の對策……396
健康保險
制度概要……408
行政事務……409
成績……410
健康保險協會……409

コ

鑛業法……389
工業勞働者最低年齡法……389,405
皇國農民同盟……250
鑛山監督局長會議……381
鑛山勞働者
地方別……10
鑛種別……13
體性別……18
年齡別……21
教育程度別……23
異動……24
募集……25
失業(就業)……26
勞働時間……42
勞働災害……51
名目賃銀……59
實質賃銀……60
工場監督官……397
工場危害豫防及衞生規則改正案……395
工場法……389,397,435
工場勞働者
地方別……9
主要事業別……11
規模別……15
體性別……17
年齡別……19
教育程度別……22
異　動……24
募　集……25
失業(就業)……26
臨時工……30
勞働時間……35
勞働强度……41
勞働災害……44
勞働衞生……47
名目賃銀……52
實質賃銀……57
家　計……62
厚生省……371,378
交總相互扶助會……212
耕地耕作狀態……84
耕地所有狀態……84
交通勞働者
地方別……10
種類別……13
體性別……19
勞働時間……44
名目賃銀……60
家　計……64
皇道會……336
鑛　夫……鑛山勞働者を見よ
コミンテルン……315,319
鑛夫勞役扶助規則……389,435
國家主義戰線の統一運動……333
國家主義的及國粹團體一覽表……340
國家總動員法案……482
國際勞働會議
總會の狀況……170
政府の對策……486
反對運動……305
國民再組織……484
國民健康保險……183,467
國民精神總動員運動……371,481
國策的思想團體……344
コム・アカデミー事件……318
小作官會議……491
小作爭議
概　觀……158
件　數……159
發生時期……160
關係人員及耕地面積……160
分布狀態……161
爭議原因……162
要求事項……164
調　停……491
小作人組合……農民の運動を見よ
小作法制定要求運動……239
小作料……91,239

サ

産業及勞働の統制……192

索　　引

ア

愛國從業員組合總聯盟…… 227
愛國勞技會…… 233
愛國勞働組合全國懇話會
　運動概況…… 221
　大會・委員會…… 222
　運動方針・綱領…… 222
愛國勞働農民同志會
　運動概況…… 226
　運動方針・綱領…… 227
愛知時計會社爭議…… 153
淺草救世軍病院爭議…… 156
亞細亞勞働會議…… 180
安全週間…… 492

イ

和泉橋ダンスホール爭議…… 158
伊勢丹配送部爭議…… 156

エ

營利職業紹介事業…… 445

オ

大阪市電愛友會…… 233
大阪市電交通勞働組合…… 215
大阪遞信從業員會聯盟…… 231
大阪南地藝妓爭議…… 158
大阪勞働教育會館…… 251
小樽自由勞働者組合…… 234

カ

海員協會…… 234, 395
海軍官業勞働組合聯盟
　運動概況…… 229
　綱領…… 229
海軍工務規則改正…… 390
學生運動
　左翼運動…… 321
　自治運動…… 322
家　計……61, 67, 93
官業勞働總同盟
　運動概況…… 204
　綱領…… 204
　分裂問題…… 204
關西俸給者協會…… 235
關東工場從業員聯盟…… 232
關東消費組合聯盟…… 308
河上肇博士の出所…… 321

キ

議會(七〇、七一、七二、七三) 對策
　組合…… 188, 189
　政黨…… 289, 293, 299, 300, 368, 372, 379
既成政黨排擊同盟…… 332
北日本農民組合…… 249
木下尙江の死…… 314
救護事業…… 451
救護法改正…… 451
教育審議會…… 489
教學局…… 488
共濟組合…… 426
共產黨事件
　グループ活動檢擧事件…… 317
　準備會檢擧事件…… 320
　判　決…… 321
協調會…… 387
協調組合…… 476
漁業勞働者
　地方別……11
　作業別……15
　生活狀態…… 102

ク

軍事扶助(軍事救護法)…… 453
軍需品工場指導方針…… 392
軍需勞務要員充足取扱要領…… 437

ケ

警察部長會議…… 382, 482
藝娼妓・酌婦……82
結　核

昭和十四年三月十八日　印刷
昭和十四年三月廿二日　發行

日本勞働年鑑第十九輯
〔定價三圓五十錢〕

編纂者　大原社會問題研究所
代表者　高野岩三郎

發行者　東京市神田區神保町一ノ三九番地
栗田確也

印刷者　東京市神田區西神田一ノ四番地
松村保

（松村印刷所印刷）

發行所　東京市神田區神保町一ノ三九
振替東京一一二三四番
電話神田代表二一六一（5）
栗田書店

米國産業協議會原著
大原社會問題研究所譯

國民社會黨下における獨逸の勞働及經濟

菊判クロース上製
統計表四十四圖表六
定價二・三〇送・二四

（内容見本送呈）

最近の獨逸は幾多の事情において我國將來の發展を最もよく豫示してゐるかに考へられる。獨逸の發展の客觀的研究は單なる學問的興味のほかに極めて重要なる意義を持つものといふことが出來よう。本書は米國における雇主團體の重要な研究調査機關『米國産業協議會』が公平な立場に立つて獨逸の近狀を究明した刻下必須の資料である。

東京市神田區神保町一丁目
栗田書店
振替口座東京一一二三四番

大原社會問題研究所編纂

日本勞働年鑑

昭和十三年版
第十九輯出來

事變の震央期とも稱さるべき昭和十三年度に於ける日本勞働者及農民各方面の狀態とこれに對する施設對策の諸事實を忠實正確に記錄す。繁多な資料の撰擇及び再調整に驚くべき效果をあげ其の權威と利用價値絶大である。

菊判上製クロース五五〇頁
定價三・五〇 送料二二

既刊

第十五輯 昭和九年版 定價四・〇〇 送料・二二
第十六輯 昭和十年版 定價四・五〇 送料・二二
第十七輯 昭和十一年版 定價四・五〇 送料・二二
第十八輯 昭和十二年版 定價三・二〇 送料・二二

東京・神田・神保町一丁目
發行所 栗田書店
振替東京壹壹貳三四番

大原社會問題研究所
社會問題研究資料第一輯

定價三十錢
送料三錢

學生娯樂問題に關する調査

昭和十三年二月以降數ヶ月に渉つて東京市を始めとして、全國大都市の學生街を中心として行はれた享樂業者の檢察に際し相當多數の學生生徒の檢擧を見た、此事は第二國民の中堅たるべき此等青年の將來と云ふ事と、殊に現下重大なる時局といふ二重の意味に於て之を閑却し得ざる事象として、社會一般の大なる關心を喚び起したのである。本調査は朝野の有識者の學生生徒の娯樂生活調整に關する所見及び各大學當局の學生生徒の娯樂生活整齊に就いての方法及び見解を整理編成せしものである。

東京市神田區神保町一丁目
栗田書店
振替口座一一二三四番

新聞經濟面の讀み方

エコノミスト編輯長　木村孫八郎著

金融篇
産業篇
相場篇
財政篇
爲替貿易篇

（各篇）定價二圓

四六判クロース上製
四五〇頁以上
送料　十四錢

支那事變は今や東亞協同體制建設の段階に入つた。即ち事變の主力は經濟問題に移行してきたのである。青史上未曾有の大事變に遭遇して國内の總てのものは激變の途上におかれ、經濟問題に於て殊に甚しい際、國民の總てが經濟の動向を明確に認識することは國策遂行上絶體に必要であらねばならぬ。されば刻々の經濟現象を細大もらさず報道するところの新聞の經濟面は國民全體に最も關心を以て讀まれねばならぬ筈である。本書五卷は全經濟問題の理解に必要なる基礎知識を提供し學究的眞摯さと併もこれ等を平易に解説して餘すところがない。

東京市神田區神保町一丁目
栗田書店
振替東京一一二一
電話神田(25)代表一六一二(5)四三

栗田書店刊行書（詳細目錄進呈）

千葉龜雄編	改訂增補 新聞語辭典	二・〇	一〇〇
外村史郎編	改訂 ロシア語辭典	一・八	一八〇
小野清造著	生命保險會社の金融的發展	二・三	一三〇
經濟學研究所	貨幣と信用	一・八	二八〇
田中貢著	日本工業政策	三・〇	二〇〇
田中貢著	商業政策	二・五	一五〇
大原社會問題研究所編	日本勞働年鑑（第十九輯）	三・五	二五〇
大原社會問題研究所譯	國民社會黨下における獨逸の勞働及び經濟	二・三	二三〇
大原社會問題研究所 社會問題研究資料第一輯	學生娛樂問題に關する調査	〇・三	〇三〇
笹野堅編	室町時代短篇集	六・八	二八〇
小泉苓三編	萬葉集新抄	一・六	一六〇

東京市神田區神保町一丁目 **栗田書店** 振替東京一一一二番 電話神田一六一二番 表代 (5)

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第19集／1938年版

戦前版発行　一九三九年三月二三日
覆刻版発行　一九六九年三月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学大原社会問題研究所
発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番
印刷所　株式会社　平文社
製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51019-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年（大正 9 ）版
第 2 集	1921年（大正10）版
第 3 集	1922年（大正11）版
第 4 集	1923年（大正12）版
第 5 集	1924年（大正13）版
第 6 集	1925年（大正14）版
第 7 集	1926年（大正15）版
第 8 集	1927年（昭和 2 ）版
第 9 集	1928年（昭和 3 ）版
第 10 集	1929年（昭和 4 ）版
第 11 集	1930年（昭和 5 ）版
第 12 集	1931年（昭和 6 ）版
第 13 集	1932年（昭和 7 ）版
第 14 集	1933年（昭和 8 ）版
第 15 集	1934年（昭和 9 ）版
第 16 集	1935年（昭和10）版
第 17 集	1936年（昭和11）版
第 18 集	1937年（昭和12）版
第 19 集	1938年（昭和13）版
第 20 集	1939年（昭和14）版
第 21 集	1940年（昭和15）版

法政大学出版局刊